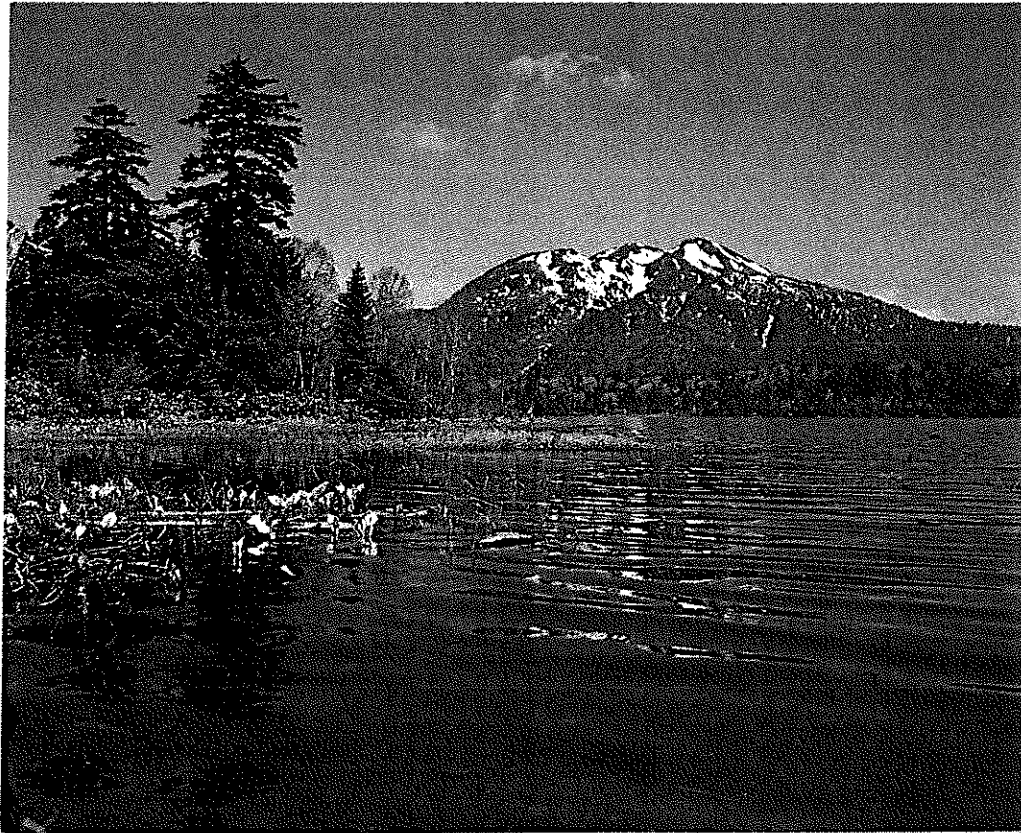


平成 7 年 度 版

環 境 白 書



福 島 県

表紙写真（尾瀬沼と燧ヶ岳）

燧ヶ岳は、今から1万年ほど前の火山活動により形成された成層火山であり、標高2,356mの東北地方最高峰です。

尾瀬沼は、燧ヶ岳の南に位置する面積1.67km²の湖で、火山活動に伴う溶岩流により河川がせき止められ、標高1,665mの高さに生じた堰止湖です。

高地にあるため年平均気温は約4℃と低く、降水量は年間1,600mmを超しますが、冬季の降雪によるものが多く、日本海側気候を示しています。

尾瀬の湿原生態系を中心とする自然は、このような地形・地質、気候的条件のなかで形づくられ、他の地域では見られない特殊な景観を呈しています。このすぐれた自然を保護し、利用していくため、尾瀬は日光国立公園特別保護地区に指定されています。

尾瀬では年間50万人をこえる利用者があり、特定の季節に集中することから、道路の混雑や水質の悪化などの問題が生じています。

利用による様々な問題を解消し、尾瀬の自然を保護していくため、福島・群馬・新潟の三県が中心となって平成7年8月に尾瀬保護財団を設立し、利用者指導を中心とした適正な利用の確保に努めています。

平成7年度版

環境白書

福島県

環境白書の発刊に当たって

平成7年度版の福島県環境白書をここに公表いたします。

県は、昭和48年3月に公害白書を発刊して以来、毎年、県内の公害や自然環境の現況とともに、県が実施しております環境保全施策等を取りまとめて、白書として公表してまいりました。

現在、本県の環境の状況は、事業者や県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、公害の未然防止や自然環境の保全等の各種の施策を推進してまいりました結果、おおむね良好な状態にあります。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大や生活様式の変化などにより、生活排水等による水質の汚濁、廃棄物の増大など、私たちの日常生活に関係の深い環境問題に加え、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模の環境問題が顕在化し、このままでは、私たちの身近な環境を破壊すると同時に人類の生存基盤である地理環境に取り返しのつかない影響を及ぼすおそれが生じると認識されるようになってきております。

これらの環境問題は、単に社会経済活動に起因するものだけではなく、私たち一人ひとりの生活行動も大きくかかわっておりますので、その解決に当たっては、社会を構成するすべての主体が公平な役割分担の下に環境の保全に自主的積極的に取り組み、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会へと移行していくことが重要となっております。

また、近年、「うるおい」や「やすらぎ」のある質の高いより快適な環境や自然との触れ合いを求める意識の高まりがみられるなど、県民の皆様の環境の保全に関する要望も多様化してきております。

このような今日の複雑・多様化している環境問題に適應するため、県といたしましては、国の環境基本法の制定や環境基本計画の策定等を踏まえ、公害の防止、自然環境の保全及び地球環境の保全などの各種施策を総合的かつ計画的に推進するための福島県環境基本条例(仮称)及び福島県生活環境の保全等に関する条例(仮称)の制定や「アジェンダ21ふくしま」の策定に向けて取り組むなど、「21世紀の新しい生活圏——美しいふくしま——の創造」の実現を目指し、環境行政をはじめ県政の各分野におきまして、様々な施策を積極的に展開しております。

この白書は、平成6年度を中心とした本県の環境の現状とその対策等を取りまとめたものであります。県民の皆様には本白書を広く活用いただき、環境問題についての御理解を一層深められるとともに、日常の環境保全活動の一助としていただければ幸いです。

平成8年3月

福島県知事

佐藤栄佐久

目 次

第1部 総 説

第1章 環境の概況	1
第1節 環境に係る県勢概要	1
1 県土の特色	1
2 人 口	1
3 土 地 利 用	2
4 産業・経済	2
第2節 公害の概況	3
1 大 気 汚 染	3
2 水 質 汚 濁	3
3 騒音・振動	4
4 悪 臭	4
5 地 盤 沈 下	4
6 土 壌 汚 染	4
第3節 自然環境の概況	4
第4節 廃棄物の概況	5
1 一般廃棄物	5
2 産業廃棄物	5
第5節 畜産環境汚染の概況	6
第6節 原子力安全対策の概況	6
第2章 環境行政の課題と動向	7
第1節 国の環境行政の動向	7
1 国内における取組み	7
2 地球環境問題への取組み	8
第2節 本県の環境行政の課題と動向	9
1 本県の環境行政の課題	9
2 本県の環境行政の動向	10
第3節 本県の環境保全施策	10
1 平成7年度環境保全対策	10

2 平成7年度環境保全関連施策	14
第4節 本県の地球環境問題への取り組み	15
1 「アジェンダ21ふくしま」(仮称)の策定	15
2 酸性雨対策	16
3 オゾン層保護対策	17

第2部 環境の現況と対策

第1章 総合的な環境保全対策の推進	18
第1節 環境管理の推進	18
1 ふくしま環境プラン	18
2 環境影響評価	19
3 快適環境づくり	21
第2節 公害の未然防止	21
1 立地企業等の指導	21
2 公害防止管理者等	26
3 公害防止協定	27
第3節 いわき地域公害防止計画	28
1 計画の概要	28
2 計画の進捗状況	29
第4節 化学物質による環境汚染の防止	30
第5節 公害防止施設整備等への助成	32
1 県公害防止施設整備資金の融資	32
2 他の機関の融資制度	33
第6節 公害健康被害補償制度	34
第7節 環境教育の推進	35
1 環境教育	35
2 星空観察	35
3 樹木の大气浄化能力度チェック	37
4 水生生物による水質調査	38
5 福島県水環境アドバイザー	39
6 こどもエコクラブ事業	39
第8節 環境保全活動の推進	40
1 環境保全活動	40
2 環境保全に関する広報・啓発	41
3 環境保全基金	42

第2章 大気汚染の現況と対策	43
第1節 大気汚染の現況	43
1 大気汚染の監視	43
2 大気汚染の測定結果	43
(1) 一般環境大気測定局	44
(2) 自動車排出ガス測定局	48
(3) 特定粉じん	50
(4) スパイクタイヤによる道路粉じん	51
第2節 大気汚染防止対策	52
1 法令による規制	52
2 ばい煙発生施設等の概要	53
3 ばい煙発生施設等の監視調査と指導	53
4 自動車排出ガス対策	54
5 スパイクタイヤ粉じん対策	58
第3章 水質汚濁の現況と対策	60
第1節 水質汚濁の現況	60
1 公共用水域の水質監視	60
(1) 水質環境基準の設定状況	60
(2) 公共用水域の水質監視	60
2 公共用水域の水質測定結果	60
(1) 水質環境基準の達成状況	60
(2) 河川の水質	65
(3) 湖沼の水質	68
(4) 海域の水質	68
(5) 要監視項目に係る水質測定結果	69
(6) 水浴場の水質	70
3 地下水の水質監視	71
4 地下水の水質測定結果	72
5 ゴルフ場排水農薬調査結果	74
第2節 水質汚濁防止対策	77
1 法令による規制	77
2 特定事業場の概要	77
3 特定事業場に対する監視調査と指導	79
4 下水道等の整備	84

(1) 下水道の整備	84
(2) 農業集落排水処理施設の整備	90
(3) コミュニティ・プラントの整備	92
(4) 合併処理浄化槽の整備	92
5 生活排水対策	92
6 裏磐梯湖沼の水質保全対策	94
7 福島県水環境の保全に関する懇談会	97
8 福島県水環境保全基本計画	99
第4章 騒音・振動の現況と対策	100
第1節 騒音・振動の現況	100
1 騒音環境基準	100
2 騒音環境基準の達成状況	100
第2節 騒音・振動の防止対策	101
1 法令による規制	101
2 特定施設等の概要	104
3 騒音・振動防止対策の指導	107
第3節 交通騒音・振動対策	107
1 自動車騒音・振動	107
(1) 一般道路	109
(2) 高速道路	110
2 新幹線鉄道騒音	112
3 航空機騒音	112
第4節 近隣騒音対策	113
1 深夜営業等騒音対策	113
2 生活騒音対策	113
第5章 悪臭の現況と対策	115
第1節 悪臭の現況	115
第2節 悪臭防止対策	115
1 悪臭の規制	115
2 悪臭発生源調査	117
第6章 地盤沈下の現況と対策	120
第1節 地盤沈下の現況	120
第2節 地盤沈下防止対策	121

第7章 土壌汚染の現況と対策	124
第1節 土壌汚染の現況	124
第2節 土壌汚染防止対策	125
第8章 自然環境の現況と保全対策	126
第1節 自然環境の現況	126
1 植物相	126
2 動物相	126
第2節 自然環境の保全対策	128
1 自然環境保全地域等	128
2 自然公園	131
3 自然環境保全（監視）体制	135
4 尾瀬の保護	137
第3節 都市公園等の整備	138
第4節 河川の環境整備	143
第5節 森林の保全	144
第6節 緑化の推進	146
第7節 鳥獣の保護	147
第9章 廃棄物処理の現況と対策	149
第1節 一般廃棄物	149
1 一般廃棄物の現況	149
2 一般廃棄物の処理対策	154
第2節 産業廃棄物	155
1 産業廃棄物の現況等	155
2 産業廃棄物の発生量	156
3 産業廃棄物の処理対策	156
第3節 産業廃棄物不法投棄事件	159
第10章 畜産環境汚染の現況と対策	161
第1節 畜産環境汚染の現況	161
第2節 畜産環境汚染防止対策	162
第11章 公害に関する苦情・紛争の処理	163
第1節 公害苦情の処理	163

1 市町村等における公害苦情処理状況	163
2 警察における公害苦情処理状況	173
第2節 公害事犯の取締り	174
1 公害事犯の検挙状況	174
2 公害事犯の今後の取組み	174
第3節 公害紛争の処理	175
第12章 原子力発電所周辺地域の安全確保対策	176
第1節 原子力発電所の運転・建設状況	176
第2節 原子力発電所の安全確保対策	177
1 原子力行政連絡調整会議等の開催	177
2 原子力センターの整備	177
3 立入調査の実施	177
4 環境放射能の監視	178
5 温排水調査	182
第3節 原子力に関する知識の普及啓発	182
1 原子力広報連絡会議の開催	183
2 原子力センター展示室の整備	183
3 財福島県原子力広報協会事業	183
第4節 自然放射能実態調査	184
第5節 環境放射能水準調査	186
第13章 環境行政の推進体制	187
第1節 県の環境行政組織	187
1 本庁機関	187
2 出先機関	187
3 附属機関	188
第2節 市町村の環境行政組織	190
資 料 編	191

第 1 部 総 説

第 1 章 環 境 の 概 況

第 1 節 環境に係る県勢概要

1 県土の特色

本県は、東北地方の最南部に位置し、13,781km²という全国第3位の広大な県土面積を有しています。

県土は南北に縦断する奥羽山脈、阿武隈山地によって、会津、中通り、浜通りの3地域に分けられ、それぞれ気候、風土、人情等を異にした地域特性を有しています。

また、県域を阿武隈川と阿賀野川の2大河川がそれぞれ宮城県と新潟県に流れ、これら2つの河川の流域で県土全体の約73%を占めています。

会津地域は、奥羽山脈と新潟県境に連なる越後山脈に囲まれ、尾瀬、裏磐梯、猪苗代湖などの優れた自然を有するとともに、新潟県に流下する阿賀野川流域の会津盆地には、人口が集中して市街地を形成しています。

中通り地域は、奥羽山脈と阿武隈山地に挟まれ、栃木県境に源を発し、宮城県境まで北上して流れる阿武隈川に沿って、白河、郡山、福島などの盆地が連なり、それぞれの盆地に人口が集中して市街地を形成しています。

浜通り地域は、南北161kmの太平洋に沿った海岸線から阿武隈山地にかけて台地がなだらかに続いており、太平洋に直接流入する河川の流域に市街地が形成されています。

また、太平洋に沿って延びる海岸線には、火力発電所、原子力発電所が立地し、全国有数の電源地帯を形成しています。

2 人 口

本県の人口は、昭和31年（209万人）以降減少傾向にありましたが、昭和47年に増加傾向に転じ、特に、平成4年度以降には社会増に転じるなど、平成6年10月には、約213万人（全国の約1.7%で、第17位）となって、10年前の昭和59年と比較すると約60,000人の増加、年間の伸び率は約0.3%となっています。人口増加は、都市部が中心であり、郡部では一部の地域を除いて減少しています。

一方、出生率の減少傾向は依然として続いており、21世紀当初には、県内の人口構成は5人に1人が65歳以上になると推定されており、人口の都市集中化と過疎化、高齢化の進行が予測されています。

世帯数は、平成6年10月には64万5,000世帯を超え、過去10年間で年間2%程度増加しており、また、昭和59年に一世帯当たりの人数が3.6人であったものが、3.3人と減少していることから、今後さらに核家族化が進むものと予測されています。

	平成6年	昭和59年	昭和47年	昭和31年
人 口(人)	2,129,089	2,067,568	1,938,768	2,095,908
世帯数(世帯)	645,116	573,818	471,686	372,179
1世帯当たりの人員(人)	3.3	3.6	4.1	5.6

(出典：福島県統計年鑑 第99回、第109回)

3 土 地 利 用

県土面積13,781km²の構成は、森林が71%、農用地が13%、道路が3%、宅地が3%などとなっており、森林面積及び農用地面積はそれぞれ全国第4位となっています。

平成4年までの過去10年間で森林面積は39km²(現在の面積の0.4%)、農用地面積は168km²(現在の面積の9%)減少しています。森林面積の減少は、主に中通りの県中、県南地域に多く、農用地面積の減少は中通りのほぼ全地域で見られます。

一方、道路は81km²、宅地は77km²増加しており、近年の道路の整備及び住宅地の開発などの土地利用が増加しています。

	平成4年	昭和57年
県土面積	13,781km ² (100%)	
森 林	9,786km ² (71)	9,825km ² (71.3%)
農 用 地	1,814km ² (13.2)	1,982km ² (14.4)
水面・河川・水路	449km ² (3.3)	433km ² (3.1)
道 路	447km ² (3.2)	366km ² (2.7)
宅 地	406km ² (2.9)	329km ² (2.4)
そ の 他	880km ² (6.4)	848km ² (6.1)

(出典：福島県国土利用管理計画資料 平成6年3月)

4 産 業 ・ 経 済

平成4年度の県内総生産は、7兆2,242億円で、昭和57年度の3兆9,815億円と比較すると10年間で約1.8倍となっており、これは全国の伸び率1.7倍を上回っています。業種別では、農林水産業でわずかな減少となっていますが、サービス業の約2.5倍を筆頭に建設業、製造業などで大きな伸びを示しています。

なお、本県の農家人口は平成4年度で54万2,000人と全国第3位、耕地面積は17万9,000haで全国第4位、農業粗生産額は3,549億円で全国第9位にあります。

また、平成4年度の製造品出荷額も、5兆1,246億円で全国の1.6%(第22位)を占めており、10年間で1.9倍の伸びを示しています。これは、全国の伸び率の約1.4倍を上回っています。

	平成4年度	昭和57年
○県内総生産	7兆2,242億円 (181)	3兆9,815億円 (100)
農林水産業	2,609億円 (99)	2,630億円 (100)
製造業	1兆9,122億円 (192)	9,974億円 (100)
建設業	9,801億円 (253)	3,871億円 (100)
卸売・小売業	8,390億円 (163)	5,150億円 (100)
サービス業	9,421億円 (247)	3,819億円 (100)
その他の産業	1兆7,808億円 (164)	1兆827億円 (100)
その他	5,091億円 (144)	3,544億円 (100)
○農家人口	542,200人 (76)	714,650人 (100)
○耕地面積	178,800ha (92)	194,900ha (100)
○農業粗生産額	3,549億円 (97)	3,656億円 (100)
○製造出品額	5兆1,246億円 (190)	2兆6,927億円 (100)

(出典：福島県統計年鑑 第99回、第109回)

第2節 公害の概況

1 大気汚染

平成6年度の大気汚染の測定結果を環境基準と比較すると、二酸化硫黄(41局)、二酸化窒素(30局)及び一酸化炭素(3局)は、前年度と同様に全測定局で環境基準を達成しました。

浮遊粒子状物質は、全測定局(26局)のうち4測定局で環境基準が達成されませんでした。

光化学オキシダントは、全測定局(28局)で環境基準が達成されませんでした。しかし、前年度と同様に光化学オキシダント注意報の発令はありませんでした。

降下ばいじん量の測定は24地点で行いましたが、その範囲は、前年度とほぼ同程度でした。

2 水質汚濁

(1) 公共用水域の水質

県内の公共用水域の水質について、平成6年度は、88河川、12湖沼及び13海域の合計201地点で調査を行いました。

河川については、有機汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)で見ると、環境基準の類型が指定されている41河川の58水域のうち39水域で環境基準を達成(達成率67.2%)しました。河川においてBODに係る環境基準を達成していない水域は、生活排水が主な汚濁原因と考えられる都市内やその近郊の中小河川が多く、これらの水域では水質の改善が頭打ちの状況にあります。

湖沼については、有機汚濁の代表的指標であるCOD(化学的酸素要求量)で見ると、環境基準の類型が指定されている12湖沼(12水域)のうち10湖沼(10水域)で環境基準を達成(達成率83.3%)しました。また、富栄養化の代表的指標である全^{りん}は、環境基準の類型が指定されている4湖沼(4水域)のすべてで環境基準を達成(達成率100%)しました。

海域については、有機汚濁の代表的指標であるCODで見ると、環境基準の類型が指定されている13海域(13水域)のうち12海域(12水域)で環境基準を達成(達成率92.3%)しました。

(2) 地下水の水質

県内の地下水の水質について、平成6年度は、概況調査、定期モニタリング調査及び汚染井戸周辺地区調査の三つの調査を行いました。

県内の地下水の水質概況を把握するため、196地点で実施した概況調査(メッシュ調査及び工場等周辺調査)では、17地点で地下水の汚染が判明し、このうち1地点では評価基準を超過していました。

平成元年度から5年度までの概況調査や汚染井戸周辺地区調査の結果、汚染が判明した井戸水の経年的な水質の変化を見るため、327地点で実施した定期モニタリング調査では、過去5年間に評価基準を超えていた136地点のうち58地点では水質が改善傾向を示し、また、過去5年間に評価基準以下の汚染が認められた67地点のうち19地点は「汚染なし」に改善されました。

新たに地下水の汚染が判明した地区での汚染の範囲を確認するため、46地点で実施した汚染井戸周辺地区調査では、11地点で汚染が判明し、このうち4地点では評価基準を超過していました。

3 騒音・振動

環境騒音について、環境基準の類型指定をしている9市2町のうち8市における平成6年度の環境基準の達成状況は、一般地域で68.6%に対し、道路の沿線地域では23.3%でした。

4 悪 臭

悪臭については、県民の生活環境に対する意識の変化などに伴い、工場周辺地域や畜産業などからの悪臭問題が顕在化しています。平成6年度の悪臭の苦情件数は、166件(前年度より35件増加)であり、全公害苦情件数に占める割合は約26%と第1位となっています。

5 地盤沈下

本県では、昭和30年頃から原町市大甕^{おおみか}地区を中心に地下水の汲み上げによる地盤沈下が認められていましたが、その対策の一つとして横川ダムを建設し、昭和58年に水源転換を図った結果、現在では地盤沈下は沈静化しています。

6 土 壌 汚 染

本県では、非鉄金属製錬所の排煙によるカドミウム汚染地域として、いわき地区があります。県では毎年、この地区の産米中のカドミウム含有量調査を行っていますが、近年では毎年汚染米基準値(カドミウム1.0ppm以下)を下回っています。

第3節 自然環境の概況

本県は全国第3位の広大な面積(13,781km²)を有しており、阿武隈山地、奥羽山脈により浜通り地方、中通り地方、会津地方の3地方に区分されています。

これら3地方は地形的、気候的にも異なっており、それぞれの地域に異なった生物相が形成されています。

太平洋に面した浜通り地方は、主に海生層からなる第3紀層の丘陵と主要河川添いの小規模な谷底平野や海岸平野で構成されています。海岸線は南北に161kmを有し、波の浸食と入江部の土砂堆積により、出入りがほとんどなくなり平滑となっています。この地方は、比較的温暖で太平洋型気候を呈しており、ヤブツバキ、トベラなどの暖地性の植物が分布しています。

阿武隈山地は、標高1,192mの大滝根山を最高峰とする高原状の幅約50kmの山地です。大部分ならかな山容となっていますが、東側は急斜面になり、溪谷美を形成しているところも多くあります。

阿武隈山地の極相林は、イヌブナにモミ、イヌシデ等を交えた針葉樹広葉樹の混交林ですが、原生林はほとんど見られなくなり、アカマツ、スギ、ヒノキの造林地が多くなっています。動物ではニホンザル、イノシシ、アナグマ、キツネ、タヌキ等が生息しています。

中通り地方は阿武隈山地と奥羽山脈にはさまれた阿武隈川流域で、市街地、水田、耕地等が多く、自然林は少なくなっています。

奥羽山脈は、本県のほぼ中央部を南北に縦断する山脈で安達太良山、磐梯山などの火山が多く、随所に温泉地があります。県境付近では標高2,000m級の山峰が連なる雄大な景観を有し、地形も複雑です。原生林が各所に残っていますが、標高1,000m以下ではアカマツ、スギ、カラマツ等の造林地が多くなっています。動物では、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル、アナグマ、タヌキ等の生息が確認されています。また、磐梯山の北部は、磐梯山の明治21年（1888年）の大爆発によって数多くの湖沼が形成され、多くの野鳥が生息していることで有名です。

会津地方は、奥羽山脈の西部に位置し、冬期は雪が多く日本海型の気候を呈しています。会津盆地を中心とする平野部は水田地帯となっています。周辺山岳には、越後山脈に属する飯豊山、東北最高峰である燧ヶ岳（2,356m）などの高峰が連なっています。ブナを主とした極相林が随所に見られ、高山稜線部には高山植物が豊富です。また、山岳の平坦地には湿原がよく発達し、尾瀬、宮床湿原、駒止湿原などは著名です。哺乳類では、ニホンザル、ツキノワグマ、カモシカ、キツネ等が生息しています。魚類では希少種のイトヨ、ウケクチウグイの分布が特徴的です。

第4節 廃棄物の概況

1 一般廃棄物

一般廃棄物は、地域住民の日常生活に伴って生じた廃棄物（ごみ、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚水等）であり、各市町村（又は一部事務組合）が定める処理計画に基づいて収集・運搬され、ごみ焼却施設、し尿処理施設等の諸施設により適正に処理されています。

ごみ収集量は、ここ数年増加傾向を示し、質的にも多様化が進んでいます。また、一般廃棄物処理施設立地地域の環境保全に対する社会的要請が強まっていることから、高度な処理技術を導入した施設の一層の整備が急がれています。

一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物の量の増加と質的多様化、関係地域住民との利害調整、市町村における厳しい財政事情等の諸問題があることから、各市町村は、より長期的な見通しに立った処理計画を策定するとともに、一般廃棄物の減量化及び再生利用について住民への啓発をより積極的に推進していくことが必要です。

また、一般家庭等に設置されている浄化槽については、県内の下水道等の整備動向を考え併せると、今後も設置基数の増加傾向は続くものと思われます。このため、県は、社団法人福島県浄化槽協会等の関係団体と連携をとりながら浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、生活排水対策の一環として、合併処理浄化槽の整備促進を図っています。

2 産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴って発生した廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類など19種類が法律で定められています。

県は、産業廃棄物の発生量の増大及びその質的变化が見られること、県外産業廃棄物の移入処理量の増加が認められること、不法投棄等の不適正処理の発生が跡を絶たないこと、最終処分場の確

保が困難となっていることなどの諸問題に的確に対応し、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成2年度を初年度とし平成7年度を目標年度とする「第四次福島県産業廃棄物処理計画」を策定し、これに基づき各種施策を推進しています。

また、昭和63年8月から平成元年8月にかけて、いわき市などで発生した一連の産業廃棄物不法投棄事件については、県は不法投棄実行者に対し、不法投棄現場の原状回復作業を指導するとともに周辺の地下水等の水質調査を行ってきましたが、平成3年度までにいわき市沼部町の現場を除き、すべての撤去作業を終了しました。残るいわき市沼部町の現場については、廃棄物処理法に基づく措置命令や行政代執行法に基づく代執行のほか汚染水回収処分調査事業により、廃油等の早期回収・処分を図っているところです。

第5節 畜産環境汚染の概況

近年の農村地帯に見られる市街化現象の進展、環境汚染問題に対する住民意識の変化、経営の規模拡大や飼養形態の変化等により畜産に起因する環境問題が発生しています。

平成6年度の実態調査の結果では、19件の環境汚染問題が発生しており、汚染の種類別では悪臭発生5件(26.3%)、水質汚濁4件(21.1%)と多く、これらが複合した形の汚染が約6割を占めています。また、家畜の種類別では豚が10件(52.6%)と約5割を占め、次いで乳用牛4件(21.1%)、採卵鶏3件(15.8%)となっており、豚は過去数年間第1位を占めています。

第6節 原子力安全対策の概況

本県の相双地域には、東京電力㈱福島第一原子力発電所に6基、同福島第二原子力発電所に4基、合計10基の発電用原子炉が設置され、その総発電出力は9,096kWとなっています。

また、この地域には、東北電力㈱浪江・小高原子力発電所の建設計画も進められています。

原子力発電所の設計から建設、運転管理に至るまでの規制や指導監督の事務は、原子炉等規制法などに基づいて国が一元的に所掌していますが、県としては、地域住民の安全確保に最大限の留意を払うべきものと考え、立地町と東京電力㈱との三者で「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」を締結し、これに基づいて、通報連絡体制の確立、立入調査、状況確認等を行うとともに、環境放射能の常時監視を行うなどの安全確保対策を実施しています。

第2章 環境行政の課題と動向

第1節 国の環境行政の動向

1 国内における取組み

(1) 環境基本計画の策定

ア 環境基本計画の策定の経過

現在の環境問題は、都市・生活型公害や地球温暖化問題等に見られるように、通常の事業活動や日常生活一般による環境への負荷の増大に起因する部分が多く、また地球環境問題に見られるように、地球的規模の空間的広がりや将来世代にもわたる時間的広がりを持っています。

今日の環境問題に適切に対処するためには、国、地方公共団体はもとより、事業者、国民が、公平な役割分担の下に、現在の経済社会システムや生活様式を変革し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築する必要があります。

このため、環境保全に関する各般の施策を総合的・計画的に進めていく法的枠組みとして、平成5年11月19日、環境基本法が公布・施行されました。環境基本計画は、この環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱等を定めたもので、平成6年12月9日の中央環境審議会の答申を受けて、同年12月16日に閣議決定されました。

イ 環境基本計画の概要

環境基本計画は、環境政策の長期的な目標を示したうえ、21世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民等に期待される取組みを体系的に明らかにするとともに、その役割、環境政策を効果的に推進していくための方策のあり方等を定めています。

環境基本計画では、次の4つを環境政策の長期的な目標として掲げ、「環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会」を目指すことを定めています。

(長期的な目標)

- ①循環（環境への負荷が少ない循環を基調とする経済社会システムの実現）
- ②共生（自然と人間との共生）
- ③参加（公平な役割分担の下での全ての主体の参加の実現）
- ④国際的取組（国際的取組み）

(2) 水道水の水質の保全に関する施策

近年、水道水の異臭味被害の拡大や、発ガン性を有することが疑われているトリハロメタン等の有機塩素化合物が水道水から検出されていることなど、その水質の悪化が顕在化し、また、水道水の水質に対する国民の関心が高まっていることを背景として、水道水源となっている公共用水域の水質保全対策の推進が重要な課題となってきました。

こうしたことから、「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」及び「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」が制定され、共に平成6年5月10日に施行されました。

「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」では、水道事業者自らの措置では水道水質

基準を遵守できないおそれのある場合に、水道事業者の要請により、都道府県や河川管理者は、国が定める基本方針に基づき、水道事業者の費用負担を含めた水道原水の水質保全事業に関する計画を策定し、その計画に基づき、水道原水の水質保全事業を促進することを定めています。

また、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」では、トリハロメタンによる水道利水障害を防止するために、内閣総理大臣が都道府県知事の申出により、水域及び地域を指定し、都道府県知事が指定地域内について国が定める基本方針に基づき水質保全計画を策定し、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制やその他の措置を、総合的かつ計画的に講ずることを定めています。

2 地球環境問題への取組み

(1) 地球環境問題の概要

地球環境問題とは、その被害や影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模に広がっている環境汚染や国際的な取組みが求められている開発途上国における大気汚染・水質汚濁等の公害問題を総称したものであり、具体的には次の9項目が提起されています。

ア 地球の温暖化

大気中の二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガス濃度の上昇により地球が温暖化し、気温の上昇に伴い、北極や南極の水が解けて海面が上昇することや気候の変動が懸念されています。

イ オゾン層の破壊

洗浄剤やクーラーの溶媒などに広く利用されているフロン等が、大気中へ放出されることに伴い、太陽から放射されている有害な紫外線を吸収している成層圏のオゾン層が急速に破壊されるおそれが強まっています。

ウ 海洋の汚染

油や廃棄物の海洋投棄などにより、海洋の汚染が全世界的に進行しています。

エ 野生生物の種の減少

熱帯林の減少等により生息環境が悪化しているため、野生生物の種の減少が進行しています。

オ 有害廃棄物の越境移動

規制の厳しい先進国から、規制の緩い開発途上国への有害廃棄物の搬入や投棄などにより、環境問題が発生しています。

カ 酸性雨

石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴い排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質により、雨が酸性化しています。ヨーロッパなどにおいては、広域的に農作物や樹木などの生育に影響を与えたり、湖沼の水が酸性化し、生物が住めないなどの影響が出ています。

キ 砂漠化

世界の乾燥・半乾燥地域での、植物の生産力を上回る過剰な放牧や薪の採取などにより、全世界で毎年約600万haの土地が砂漠化しているといわれています。

ク 森林（特に熱帯林）の減少

焼畑移動耕作、農地への転用、商業用材の伐採などにより、世界の森林面積の半分を占める熱帯林が急速に減少しています。熱帯林が減少することによって、気候の安定化、野生生物の

種の維持、土壌や水の保全等に様々な悪影響が出ることを懸念されています。

ケ 開発途上国の公害問題

開発途上国において、急速な工業化や都市への人口集中などによる環境問題が顕在化し、国際協力による解決が求められています。

(2) 地球環境問題への取組み

これらの地球環境問題は、従来の環境問題とは基本的に構造が異なっており、地域や国レベルの問題から世界の問題へ、産業・事業活動の問題から市場全体の問題へ、さらに、人の健康や生活に対する影響の問題から人類そのものに係わる問題へと拡大した現象であることが特徴です。

したがって、限られた国々において取組みを実施するだけでは不十分であり、地球的視野に立った取組みと各国の協調が必要になっています。

このため、地球環境問題は、国際的に取り組むべき最重要課題の一つとして、各種の国際会議の場で検討が行われ、1992年（平成4年）6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）では、持続可能な開発を実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」や、同宣言の諸原則を実行するための21世紀に向けた具体的な行動計画である「アジェンダ21」などが採択されました。

我が国においても、これまで、「地球環境問題に対する取組みの当面の基本方針」（平成元年6月；地球環境保全に関する関係閣僚会議において策定）の下、「地球温暖化防止計画」や「地球環境保全調査研究等総合推進計画」等により、積極的な取組みが進められてきましたが、「アジェンダ21」の着実な実施のために、平成5年12月に、地球環境の保全に関する関係閣僚会議において、「『アジェンダ21』行動計画」が決定されました。

また、民間では、経済団体連合会（経団連）が、平成3年4月に、企業が環境問題に取り組む基本理念と行動指針として、「経団連地球環境憲章」を制定しています。

第2節 本県の環境行政の課題と動向

1 本県の環境行政の課題

本県においても、全国的なすう勢と同様に、昭和40年代には公害問題や自然環境の改変が深刻化しましたが、関係法令や行政体制の整備に加え、県民の協力や企業の公害防止技術の開発などの防止対策が進められた結果、環境の質は全般的に改善されてきました。

本県における当面の環境行政の課題を列記すると、おおむね次のとおりです。

一つには、近年の景気の低迷により、新規立地工場の件数は減少傾向にあります。リゾート開発や磐越自動車道の延伸、福島空港の開港など本県の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

二つには、全国的に共通する事柄ですが、都市化の進展や生活様式の多様化などを背景として、近隣騒音や生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害や、廃棄物の排出量の増大が生じてきており、また、生活様式の利便性・快適性の向上に伴うエネルギー使用量の増大や野外でのレジャー活動に伴う自然環境への影響など、日常生活に起因する、県民生活に関係の深い環境問題が顕在化してきています。

三つには、被害は認められていないものの、県内でも観測されている酸性雨をはじめとして、地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題に取り組む必要があります。

四つには、本県は、全国有数の原子力発電所の立地地域を有することから、原子力発電所に対する理解を深めるための普及啓発を推進するとともに、原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図る必要があります。

五つには、県民の環境に対する関心は、従来からの公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、水環境の保全等、より質の高い快適な生活環境の実現へと大きな変化を見せていることから、これに対応する必要があります。

2 本県の環境行政の動向

このように、県民の生活に関する価値観の多様化が進む中で、県としても、生活環境に対する県民のニーズに適切に対応しながら、本県のすぐれた自然環境を保全するとともに、より快適な生活環境づくりを促進するための施策の展開が求められています。

本県における環境行政は、本県の将来イメージである「21世紀の新しい生活圏——美しいふくしま——の創造」を、環境の面から実現するため、「福島県環境管理計画——ふくしま環境プラン——」に基づき、「豊かな自然と快適な生活機能の共存する美しい県土づくり」の実現を目指し、「安全で良好な生活環境の確保」、「豊かな自然環境の保全」及び「うるおいのある快適な環境の創造」の観点から、総合的・計画的に施策を推進することとしています。

第3節 本県の環境保全施策

1 平成7年度環境保全対策

(1) 重点施策

ア 環境の適正な管理の推進

21世紀に向けて、より快適な環境を創造するため、環境影響評価制度を適切に運用します。

また、県民に対して、環境保全意識の醸成と快適な環境の創造についての普及・啓発を一層推進します。

さらに、地球環境保全のための行動計画「アジェンダ21ふくしま」（仮称）を策定し、当計画に係る県民運動を積極的に進めていきます。

また、国の環境基本法の制定や環境基本計画の策定等を踏まえ、公害の防止、自然環境の保全などの各種施策を総合的かつ計画的に推進するための福島県環境基本条例（仮称）及び福島県生活環境の保全等に関する条例（仮称）の制定についても取り組むこととしています。

なお、オゾン層の保護対策として、県内のフロン使用と回収の実態を把握するとともに、市町村や関係業界に対する指導・啓発のための連絡会議を設置するほか、市町村や清掃事業一部事務組合が廃家電製品等からフロンを回収する施設に助成を行い、フロンの大気への放出防止を全県的に推進していきます。

イ 環境汚染防止対策と水環境の保全の推進

大気の汚染を常時監視するため、必要な機器類を整備・更新するとともに、適正な維持管理を行います。

また、悪臭防止法の改正による悪臭物質の追加指定と併せて、規制基準や指定地域を設定していきます。

さらに、生活排水対策重点地域の指定や工場排水対策を推進するとともに、裏磐梯湖沼水質保全基本計画に基づいて湖沼水質の常時監視などを実施していきます。

また、安全で快適そして健康的な水環境の創出に向け、「福島県水環境の保全に関する懇談会」の提言をもとに、水環境保全の基本方針等を示す「水環境保全基本計画」を策定し、水環境保全に関する施策を総合的に推進していきます。

ウ 廃棄物処理対策の推進

ごみの減量化と再生利用に向け、啓発・支援を行うとともに、民間と行政が一体となった広域的な事業を展開していきます。また、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度の充実を図り、合併処理浄化槽の設置をさらに促進して、公共用水域の汚染防止を進めていきます。

さらに、産業廃棄物の処理について、適正処理の推進と不法投棄等の防止対策の強化を図るとともに、新たな産業廃棄物処理計画の策定及び公共関与基本構想の策定を行います。

エ 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

原子力発電所に対する理解を一層深めるため、各種広報媒体を通じ、正しい知識の普及を進めるとともに、周辺地域住民の安全確保を図るため、環境放射能及び温排水の測定、評価・検討を実施するほか、放射能分析測定体制の充実を図ります。

オ 自然環境の保全と活用

本県のすぐれた自然環境を保全するため、自然保護指導員等を配置して保全対策の強化に努めるとともに、「尾瀬サミット」における合意事項の一つである尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進するため尾瀬保護財団を福島、群馬、新潟の三県が中心となって設立します。

また、自然公園等の適正な利用と保全を推進するため、区域内における適切な規制指導を行うとともに、尾瀬の湿原保護のための木道や東北自然歩道等の自然に親しむための施設の整備を進めます。

(2) 事業計画

ア 環境保全課所管

(単位：千円)

分野	事業名	平成7年度 当初予算額
環境の適正な管理	環境保全普及事業 環境影響評価推進事業 環境審議会の運営	17,591 4,187 2,739
うるおいのある 快適な環境の確保	快適環境推進事業	6,638
良好な自然環境 の保全	自然保護対策事業 自然環境保全基礎調査事業 自然公園管理事業 特殊植物等保全事業 自然公園清掃活動事業 公園計画策定事業	13,195 3,030 311,546 2,450 6,360 1,162
自然とふれあう 環境の整備	自然保護施設整備事業 自然公園施設管理事業 自然公園施設計画策定事業 国立公園等施設整備事業(補助) 国立公園等施設整備事業(県単) 県立自然公園整備事業	4,200 16,298 517 217,008 19,400 2,200
合 計		628,521

(環境保全課調べ、「平成7年度生活環境部事業計画書」から抜粋)

イ 廃棄物対策課所管

(単位：千円)

分野	事業名	平成7年度 当初予算額
清掃事業対策 指導事業	一般廃棄物適正処理推進事業 ごみ減量化広域対策事業 浄化槽指導監督事業	1,593 37,386 10,177
廃棄物処理施設 整備指導事業	廃棄物処理施設整備指導事業 合併処理浄化槽設置整備事業	1,837 611,889
産業廃棄物処理 対策促進事業	産業廃棄物適正処理監視指導事業 廃棄物交換制度事業 不法投棄産業廃棄物監視指導事業 産業廃棄物不法投棄防止対策事業 県中地区最終処分場(仮称)設置事業 産業廃棄物処理振興財団に対する拠出事業 第五次福島県産業廃棄物処理計画策定事業 公共関与による廃棄物処理基本構想策定事業 廃棄物と生活環境を考える全国大会開催事業	22,893 5,665 69,922 15,187 550 8,000 1,133 6,910 3,000
産業廃棄物 広域処理推進事業		150,128
合 計		634,591

ウ 原子力安全対策課所管

(単位：千円)

分野	事業名	平成7年度 当初予算額
普及啓発の促進	原子力広報対策事業	103,771
安全確保対策 の強化	原子力発電所安全確保対策事業 原子力発電所周辺監視事業 環境放射能等測定機器整備事業 環境放射能分析棟設置事業 環境放射能水準調査事業	2,425 78,837 30,348 467,773 3,341
合 計		686,495

(環境保全課調べ、「平成7年度生活環境部事業計画書」から抜粋)

エ 環境指導課所管

(単位：千円)

第
1
部

分野	事業名	平成7年度 当初予算額
環境汚染未然防止 対策の推進	公害審査会の運営	1,961
	公害防止施設整備資金融資事業	50,372
	オゾン層保護対策事業	10,357
	公害苦情処理事業	4,637
	公害防止啓発事業	10,398
	水環境保全アドバイザー派遣事業	1,080
	「星空の街・あおぞらの街」全国大会支援事業	1,009
	公害行政担当職員専門研修	544
	工場等公害未然防止指導事業	1,060
	化学物質情報整備事業	257
	環境影響評価対策事業	820
	福島県水環境保全総合基本計画（仮称）の策定	20,000
公害監視体制 の強化	大気汚染常時監視事業	163,050
	大気発生源監視事業	2,895
	大気管理システム整備事業	190
	土壌汚染防止対策事業	127
	公共用水域水質常時監視事業	26,713
	地下水の水質常時監視事業	5,108
	水質発生源監視事業	16,230
	産業廃棄物不法投棄影響監視事業	1,825
	生活排水対策事業	33,906
	海域における窒素・磷の環境基準設定事業	20,469
	悪臭規制事業	2,637
	騒音規制事業	2,346
	高速交通公害対策事業	2,476
	公害監視施設整備事業	10,588
	いわき公害対策センター運営事業	70,793
	郡山公害対策センター運営事業	36,093
	石油貯蔵施設立地対策事業	2,613
環境管理のための 調査研究の推進	大気汚染物質排出量総合調査事業	164
	未規制大気汚染物質モニタリング調査事業	1,326
	有機塩素系化合物大気汚染調査事業	574
	酸性雨モニタリング調査事業	1,954
	石炭火力発電所立地に伴う環境影響基礎調査事業	613
	水質汚濁排出量総合調査事業	327
	ゴルフ場排水調査事業	4,770
	環境情報ネットワーク事業	154
	裏磐梯湖沼水質保全推進事業	12,291
	化学物質環境汚染実態調査事業	1,375
	未規制項目監視事業	169
合 計		524,271

(環境保全課調べ、「平成7年度生活環境部事業計画書」から抜粋)

2 平成7年度環境保全関連施策

(他部関係)

(単位：千円)

部(局)	課	主 な 事 業 名	平成7年度 当初予算額
保健福祉部	生活衛生課	産業廃棄物不法投棄に伴う飲用井戸調査事業 水質監視事業	1,555 429
商工労働部	中小企業課 工業課 観光課	中小企業エネルギー環境対応計画認定事業 休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助金 うつくしま、ふくしま観光地さわやかトイレ普及事業	823 2,064 575,892
農林水産部	農村振興課 農業経営指導課 畜産課 農地計画課 農地建設課 森林整備課 森林土木課 水産課	農業集落排水事業 中山間ふるさと水と土保全対策事業 環境にやさしい農業推進事業 畜産環境特別融通事業 環境保全型畜産確立事業 水質広域管理計画調査事業 農業集落排水総合対策実施計画事業 水質障害対策事業 県民の森整備事業 造林補助事業 松くい虫防除事業 環境保全総合治山事業 水源地域緊急整備事業 環境保全保安林整備事業 漁場保全対策事業 酸性雨内水面漁業影響調査事業	5,729,656 182,906 12,730 5,605 8,128 2,000 3,500 137,800 1,023,058 1,640,300 696,492 99,820 1,127,315 469,805 1,552 6,238
土木部	道路建設課 道路維持課 河川課 砂防課 港湾課 (都市局) 都市計画課 下水道課 建築住宅課	エコロード事業 マイロード事業 道路グリーンプラザ設置事業 グリーンアベニュー道路事業 防雪事業(無散水消雪工) 災害防除事業(法面再緑化) うつくしま・ふくしま水光る川づくり事業 うつくしま・ふくしま「ふなっご」ふるさと川づくり事業 うつくしま・ふくしま花咲く水辺推進事業 地方特定河川等環境整備事業 河川環境整備事業 海岸環境整備事業 砂防環境整備事業 せせらぎ・やすらぎ溪流事業 港湾環境整備事業 港湾海岸環境整備事業 広域資源活用護岸整備事業 漁港環境整備事業 漁港海岸環境整備事業 都市公園整備事業(補助) 公園整備事業(県単) 流域下水道整備事業(補助) 流域下水道整備事業(県単) 市町村下水道事業費補助金 湖沼水質保全緊急下水道事業費補助金 下水道汚泥処理総合計画の策定 環境共生住宅市街地モデル事業費補助金	1,926,000 1,172,000 45,000 40,000 219,000 100,000 30,000 600,000 84,000 665,000 7,254 550,800 122,100 100,000 120,000 300,000 120,000 60,000 297,000 2,061,000 2,505,700 6,100,000 456,825 566,970 251,000 7,500 17,338

(各部主管課、環境保全課調べ)

第4節 本県の地球環境問題への取り組み

1 「アジェンダ21ふくしま」(仮称)の策定

「地球の温暖化」「オゾン層の破壊」「酸性雨」等の地球環境問題が世界各国の共通の深刻な問題となり、1992年(平成4年)6月にブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)において、21世紀に向けての持続可能な開発の実現と地球環境保全のための基本的な原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」が採択されるとともに、持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画として「アジェンダ21」が採択されました。

この「アジェンダ21」においては、世界各国の地方公共団体が「アジェンダ21」で提起された諸問題やその解決策と密接なかわりを持っていることから、地方公共団体は地域住民と協議し、当該地域における地球環境保全のための具体的な行動計画についての合意を形成し、「ローカルアジェンダ21」を策定することを求めています。

これを受けて、政府は平成5年12月に「アジェンダ21行動計画」を策定し、この中で、その実施主体として地方公共団体としての役割を期待しており、地方公共団体の取り組みを効果的に進めるため、ローカルアジェンダ21を策定することを求めています。

このことから、本県においても、県民に対して地球環境問題の現状と地球環境保全に関する行動についての普及・啓発を図るとともに、県民等との協議を重ねながら、21世紀に向けての地球環境保全のための具体的な行動計画「アジェンダ21ふくしま」(仮称)を策定することとしました。

(1) 環境保全型社会形成意識調査

「アジェンダ21ふくしま」(仮称)策定の基礎資料とすることを目的として、県民、事業者、市町村、環境保全団体等に対し、地球環境問題に関する意識把握のための調査を平成6年度に実施しました。

ア 調査方法

県民の地球環境問題や身近な環境に対する考え方や意見を知るために、県民、事業者、市町村、環境保全団体を対象とした調査を行いました。なお、調査対象及びその数は次のとおりです。

県民	2,000人
事業者	420事業場
市町村	90市町村(県内全市町村)
環境保全団体等	110団体

イ 調査結果の概要

(ア) 地球環境問題に対する関心

回答のあった県民のうち94%がなんらかの形でその影響を心配しており、そのうち約4割は深刻な問題として受け止めています。

(イ) 身近な環境に対する関心

県民の70%以上が身近な環境は悪くなったと感じています。また、今後とも悪くなると予想する回答が50%を超えています。

(ウ) 環境保全に関する行動への取り組み

県民等の普段の生活において「省エネルギー」「節水」「ゴミの分別」等、比較的手軽にで

きる環境保全のための行動は75%以上の高い実行率がみられました。県民の70%以上が環境保全のための活動に関心を持っており、45%が活動に参加できるとしています。

(2) 「アジェンダ21ふくしま」(仮称)の策定

「アジェンダ21ふくしま」(仮称)の策定のため、学識経験者、市民団体、事業者団体及び市町村の代表者等、30名からなる「アジェンダ21ふくしま策定懇談会」を設置しました。

懇談会は、7年度中に4回開催し、すべての県民等が自主的・積極的に参加できる具体的な行動計画を提言としてとりまとめることとしており、この提言をうけ、7年度中に「アジェンダ21ふくしま」(仮称)を策定することとしています。

なお、平成8年度以降には、「アジェンダ21ふくしま」の普及啓発に努めるとともに、県民、事業者、行政が一体となってその推進を図ることとしています。

「アジェンダ」とは

アジェンダ (agenda) は本来「課題」、「今から取り組んでいくべき問題一覧」という意味があります。「アジェンダ21」は21世紀に向けた課題という意味です。

2 酸性雨対策

地球環境問題の一つとして注目されている酸性雨(降雨の酸性化)について、環境庁は、昭和58年度から平成4年度にかけて、5年ごとに第1次と第2次の酸性雨対策調査を実施してきており、現在は、第3次酸性雨対策調査(平成5年度～平成9年度)を実施しています。

第1次と第2次の酸性雨対策調査の結果によると、全国の多くの地点でpH4台の酸性雨が観測されており、降雨のpHやイオン沈着量なども欧米と同程度のレベルで推移しています。また、植生への影響については、調査地域のいくつかで樹木の衰退が認められたものの、その原因として、酸性雨が関与しているかどうかを見極めるには、更に多角的な調査研究が必要とされています。

本県の酸性雨調査の取組みは、昭和58年度に郡山市(郡山公害対策センターの屋上)で酸性雨モニタリング調査を開始して以来、昭和61年度に福島市(衛生公害研究所の屋上)、昭和63年度にいわき市(いわき公害対策センターの屋上)、平成3年度に会津若松市(会津若松保健所の屋上)と順次その調査体制を整備してきており、現在、県内の5地区で酸性雨モニタリング調査を実施しています。(資-32)

なお、本県では、環境庁からの委託により、第1次から第3次までの酸性雨対策調査の一環として、次の事業を行いました。

① 昭和59年度酸性雨調査(陸水影響調査)

猪苗代湖など県内の15湖沼の水質調査

② 昭和60年度酸性雨調査(陸水影響調査)

猪苗代湖(猪苗代町)、桶沼(福島市)及び重兵衛沼(檜枝岐村)の3湖沼の水質調査

③ 平成5年度酸性雨調査研究・陸水影響調査

桶沼(福島市)の水質調査

④ 平成5年度酸性雨による土壌影響調査(土壌・植生モニタリング調査)

福島市、郡山市、いわき市及び、熱塩加納村にそれぞれ定点を設けての土壌・植生調査
また、平成6年6月には、県庁内に関係10課で構成する「福島県酸性雨連絡会議」を設置し、酸

性雨についての情報の交換や連絡調整を行っています。

3 オゾン層保護対策

オゾン層の保護については、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」(1985年(昭和60年))及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(1987年(昭和62年))に基づき、国際的に協調して対策が講じられており、1992年(平成4年)11月に開催された第4回議定書締約国会議において、特定フロン等の大気中への放出を可能な限り抑制するため、回収・再利用・破壊を促進することが決議されました。

我が国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和63年5月公布・施行。オゾン層保護法)に基づき、特定フロン等の生産規制、事業者による排出抑制・使用合理化などが行われています。

オゾン層保護対策の重要性を考慮して、本県では、企業への支援措置として、公害防止施設整備資金融資事業により、特定フロン等の使用を削減又は廃止するための施設の新設・改造、特定フロン等の回収処理装置の設置・改造を行う場合に、その資金の融資のあっせんを行っています。(第2部第1章第5節参照)

オゾン層の保護には、特定フロン等の生産規制以外に、既に冷媒や洗浄剤などとして使用されている特定フロン等を、大気中に放出させずに、これを回収し、適切に破壊処理することが重要です。

このため、県では、平成7年度から市町村又は清掃一部事務組合がフロン回収装置を整備する場合に、その経費の一部を補助することとし、市町村等の粗大ごみ処理施設等に持ち込まれた電気冷蔵庫等の廃家電製品から特定フロンの回収を促進しています。

また、県は、平成6年11月に、県庁内の関係20課で構成する「福島県オゾン層保護対策連絡会議」を設置し、オゾン層の保護に係る情報の収集や連絡調整を行うとともに、県の取組み方針等を策定しています。さらに、平成7年6月には家電製品や冷凍空調機、自動車のエアコン等に使用されている冷媒用フロンに関係する11団体と4自治体で構成する「福島県フロン回収推進協議会」を設置し、フロンの適正や回収や処理等に係る体制の整備を図るための情報交換や連絡調整を行っています。

なお、平成7年度には、①家電製品販売業、②自動車及びカーエアコン販売業、③冷凍機及び空調機の販売業並びに④廃棄物処理及びリサイクル業の4つの業種に対し、フロンの取扱いや回収状況等についてアンケート調査を実施し、関係業界全体としての取組み状況等の把握に努めています。

第2部 環境の現況と対策

第1章 総合的な環境保全対策の推進

第1節 環境管理の推進

1 ふくしま環境プラン

県は、平成3年3月に、21世紀を目指し、今後の環境行政の基本的方向を示す「福島県環境管理計画——ふくしま環境プラン——」を策定しました。

この計画は、県政の基本目標を環境面から実現するため、「豊かな自然と快適な生活機能の共存する美しい県土づくり」を目的とし、各種施策を体系付けて総合的、計画的に推進するものであり、県民、事業者、行政が有限な環境資源を適正に利用していくという共通の認識のもとに、お互い協力しあいながら安全で良好な環境を確保し、快適な環境の創造を推進する指針となるものです。

県民、事業者、行政が行う各種の計画策定や事業の構想の段階で、この計画の内容が十分配慮されることが望まれます。

(1) 環境の保全と創造の基本的視点と施策の体系

計画は平成3年度から平成12年度までを計画の期間とし、環境の保全と創造に関連する施策を進めるため、次の基本的視点を示しました。

- ① 安全で良好な生活環境の確保と環境汚染未然防止の徹底
- ② 多様化、複雑化する環境問題への総合的な環境施策の推進
- ③ 環境保全のための循環型社会の構築を目指した環境に配慮した生活の推進
- ④ 自然、歴史、文化とふれあい、人と人との出会いを高めるうるおいのある県土づくりの推進
- ⑤ 現代のみならず将来の世代も享受できる自然環境の保全と持続的な利用の推進

これらの基本的視点に立って、総合的目標である「豊かな自然と快適な生活機能の共存する美しい県土づくり」を目指し、諸施策を「安全で良好な生活環境の確保」、「豊かな自然環境の保全」、「うるおいのある快適な環境の創造」の三つに分けて体系付け、それぞれの施策に目標を示すとともに、総合的、計画的な推進を図ることとしました。

(2) 環境資源利用に当たっての環境への配慮

この計画では、水や土地などの環境資源は有限であるとの認識を持って、秩序ある地域の発展が図られるよう適正な土地利用が進められることが重要であるため、県内の土地利用に当たって環境に配慮すべき基本的な方針を示しました。

また、地域に固有で多様な環境に応じて環境資源の利用に際しての配慮が必要であることから、県内を7地域25地区に区分し、それぞれの環境特性（水資源の保全活用など）を示したうえ地区区分ごとの環境利用上の配慮事項をまとめました。

(3) 計画の推進

この計画に沿って望ましい環境を造りあげ、基本的目標を実現していくため、県民、事業者、市町村、それぞれの役割を示すとともに、県としても、積極的に環境情報等を提供することによって、県民一人ひとりが地域の環境保全活動に参加していく条件づくりに努めていくことや、環境教育の総合的推進、予見的、予防的な施策の推進を図っていくことなど今後の計画を推進していく方向を示しました。

2 環境影響評価

環境影響評価制度は、各種の大規模開発行為の計画や実施に際して、公害の未然防止と自然環境の保全を図るため、事前に環境に与える影響を科学的かつ総合的に調査、予測及び評価して、その結果に基づいて開発計画に環境保全上の配慮を反映させる一連の手続きを規定したものです。(図-1)

本県では、関係法令等に基づいて環境影響評価が実施される各種開発計画については、庁内の関係各課を構成員とする「福島県環境影響評価審査会議」を昭和54年に設置し、環境影響評価の審査を行ってきました。国においては、昭和59年8月に行政措置として「環境影響評価の実施について」を閣議決定し、国が関与する一定規模以上の事業については、関係各省庁が定める環境影響評価実施要綱等に基づいて環境影響評価を実施することとしたことに伴い、昭和61年2月に「福島県環境影響評価審査会議設置要綱」を改正し、この閣議決定や関係法令等に基づいて実施される環境影響評価について審査し、知事意見の形成を図っています。

これまで、この審査会議が審査を行った開発計画は、次のとおりです。

昭和54年度 東北電力(株)原町火力発電所建設計画

昭和55年度 東京電力(株)広野火力発電所増設計画、東北電力(株)第二新郷発電所建設計画、小名浜港湾計画(改訂)

昭和56年度 相馬港湾計画(改訂)、電源開発(株)只見発電所建設計画
東北横断自動車道建設計画(猪苗代～会津坂下間)

昭和58年度 相馬共同火力発電(株)新地発電所建設計画

昭和60年度 東北横断自動車道建設計画(いわき～郡山間)
東北横断自動車道建設計画(会津坂下～西会津間)

昭和63年度 常磐自動車道建設計画(いわき市)

平成元年度 東北電力(株)原町火力発電所一部変更建設計画

平成2年度 常磐自動車道建設計画(いわき市～富岡間)

平成4年度 東北電力(株)柳津西山地熱発電所建設計画

塩川町農村地域工業導入実施計画の変更

相馬中核工業団地東地区石炭灰埋立場設置工事事業

平成5年度 小名浜港湾計画(改訂)

平成6年度 福島空港拡張整備事業

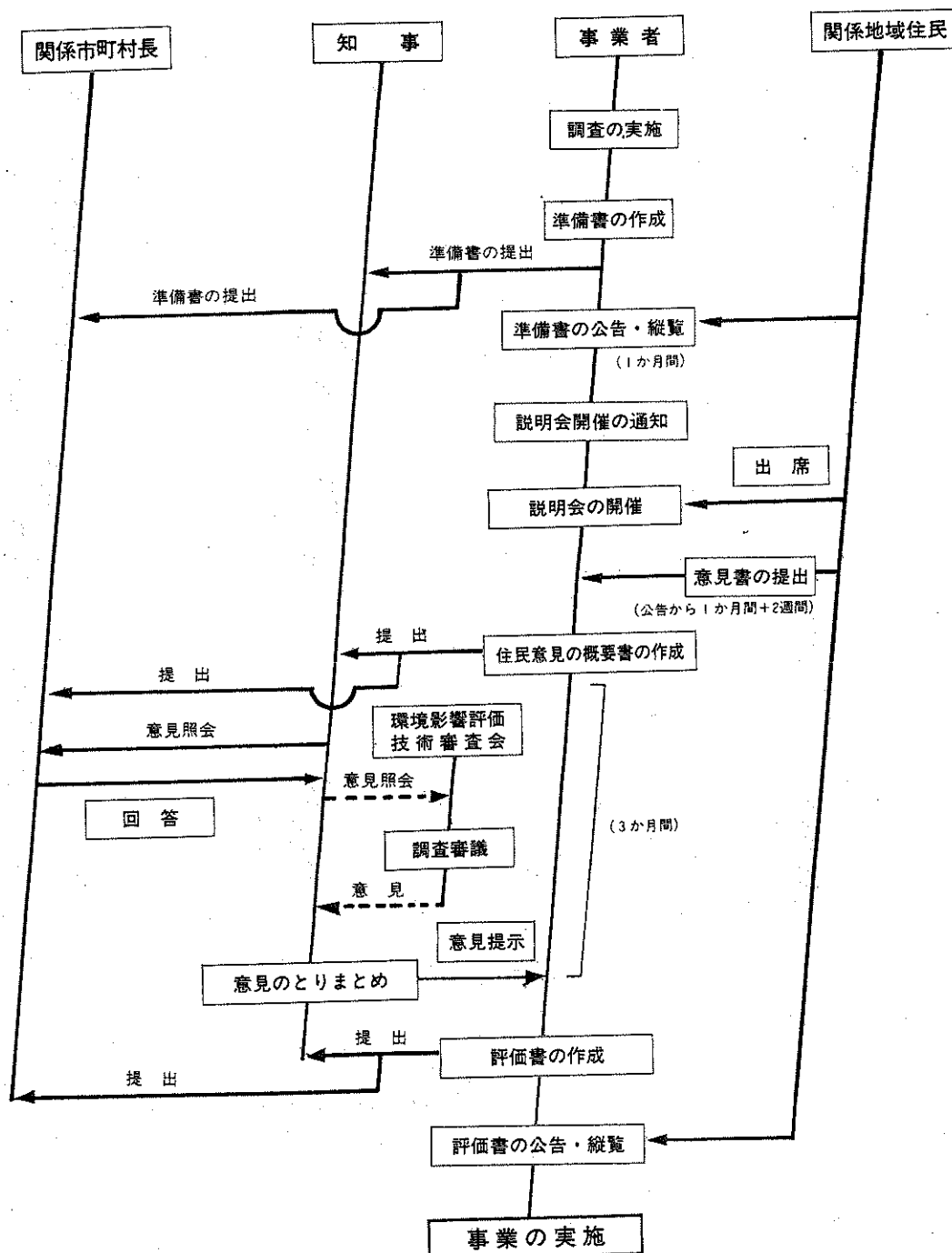
また、平成3年6月には、「福島県環境影響評価要綱」を告示し、平成3年7月から施行しました。この要綱は、国の要綱と同様の手続きを定め、基本的には、事業者の自主規制による環境への配慮と、住民意見の提出及び環境影響評価結果に対する許認可権者の配慮などから構成されています。対象事業としては、ゴルフ場やスキー場等のレクリエーション施設の用地の造成(計画区域50ha以上)となっています。

この要綱に基づく環境影響評価の実施件数は、次のとおりです。(表-1)

表-1 県環境影響評価要綱に基づく環境影響評価の実施件数

年度	区分	準備書提出	知事意見提示	評価書公告	備考
平成4年度		16	5	2	すべてゴルフ場用地造成
平成5年度		7	16	16	〃
平成6年度		4	3	4	〃

図-1 福島県環境影響評価要綱・手続きの流れ



3 快適環境づくり

県民の生活環境に対するニーズが高度化している今日、公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、県民の生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を積極的に創造していくことが重要な課題となっています。

そのためには、行政的な対応はもちろん、地域住民、事業者、行政等が一体となって各種の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

本県では、昭和59年6月5日に「快適な環境づくり福島県民憲章」を制定し、快適環境づくりの普及啓発に努めるとともに、官民一体となって設立した「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」（昭和58年8月）の運営指導を行っています。

また、昭和60年度には会津若松市が、昭和62年度には原町市、金山町及び泉崎村がそれぞれ快適環境整備計画（アメニティ・タウン計画）を策定し、快適な環境づくりに取り組んでいます。

さらに、昭和61年度には環境庁等と共催して、「第7回快適環境シンポジウム」を開催するとともに、昭和62年度には環境庁の補助事業により「福島県アメニティ・マスタープラン」を策定し、県民意識の啓発と市町村における快適環境づくりの普及促進に当たっています。

平成元年度と平成2年度には、「ふるさとアメニティ選定事業」として、県内の快適な環境が備わった地区を計30地区選定し、知事の認定証を交付するとともに、これらをモデル地区としてガイドブックにより広く紹介することにより快適環境づくりの推進を図っています。

なお、原町市では長い伝統を有する「相馬野馬追」を活かし、「馬の文化の活きづくりづくり」をテーマに馬を題材とした彫刻、絵画等を公共施設に設置するなど個性豊かなまちづくりを進め、特色のある快適環境整備計画（アメニティ・タウン計画）づくりが行われていることが評価され、第5回（平成6年度）「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として、県内で初の環境庁長官表彰を受けました。

第2節 公害の未然防止

1 立地企業等の指導

(1) 事前指導の方針

県は、工場等の新規立地に当たり、その事業活動に伴う公害の未然防止を図るために、県工業開発条例や県産業公害等防止条例の趣旨を踏まえて、事業者に対する事前指導を行っています。

この事前指導の内容等を明確にするため、「公害等事前調査実施要綱」（昭和48年4月）と「立地企業公害対策指導指針」（昭和50年12月）を定めています。

(2) 工場設置届出時の指導

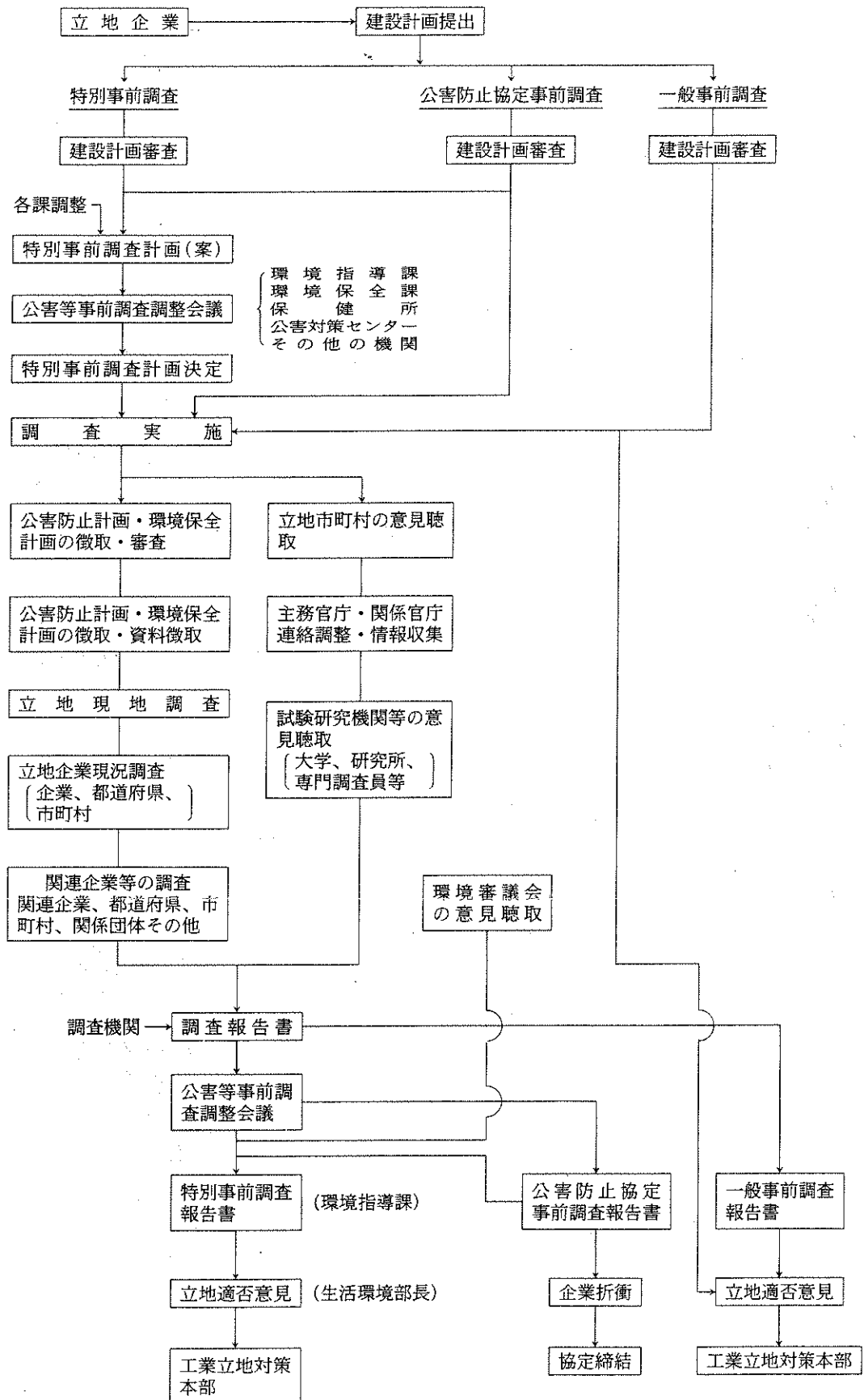
敷地面積が1,000㎡以上の工場の立地又は増設に当たっては、事業者は、県工業開発条例に基づく工場設置の届出をすることになっています。この届出は、県工業立地対策本部の幹事会及び本部会の審査を経て受理されることになっています。審査の過程では、公害の未然防止の観点から、公害関係法令や前述の「立地企業公害対策指導指針」に基づいて、適切に指導を行っています。

また、新設又は増設の工場等に対する公害対策上の直接的な指導は、管内別に、福島保健所、会津若松保健所、郡山公害対策センター及びいわき公害対策センターがそれぞれ行っています。

(3) 公害等事前調査

大規模な工場等が立地する場合には、「公害等事前調査実施要綱」により、事前に詳細な審査や

図-2 公害等事前調査システムフローチャート



指導を行い、公害等の未然防止を図っています。この要綱では、工場等の事業内容、敷地面積、従業員数、資本金等により、特別事前調査と一般事前調査に分けて実施することになっています。

(図-2)

さらに、公害の未然防止に加えて、住民の健康の保護あるいは生活環境の保全に万全を期すため、必要に応じて事業者との間で公害防止協定を締結しています。

(4) 工場立地の動向と公害対策の指導内容

ア 平成6年工場立地の動向

平成6年中に本県に立地した工場について、業種別に見ると、化学工業が最も多く、次いで電気機械、一般機械となっており、上位3業種で36%を占めています。

総立地件数86件は、前年と比較して8%の減少となり、昨年に引き続き前年を下回りました。

(表-2)

表-2 工場立地件数

業 種	平成6年1月～12月			平成5年1月～12月		
	特定工場	その他工場	計	特定工場	その他工場	計
食 料 品	2	5	7	3	3	6
飲 料	—	—	—	—	—	—
織 維	—	—	—	—	2	2
衣 服	—	4	4	1	1	2
木 材	1	3	4	—	—	—
家 具	—	1	1	1	3	4
紙・パルプ	2	—	2	1	1	2
出版・印刷	1	—	1	—	1	1
化 学	10	2	12	5	—	5
石油・石炭	—	1	1	—	2	2
プラスチック	5	1	6	—	4	4
ゴ ム	—	—	—	1	1	2
皮 革	—	1	1	—	1	1
窯業・土石	4	6	10	7	3	10
鉄 鋼	2	—	2	3	—	3
非 鉄	2	1	3	3	1	4
金 属	5	1	6	4	9	13
一 般 機 械	5	4	9	7	3	10
電 気 機 械	6	4	10	7	2	9
輸 送 機 械	2	—	2	6	1	7
精 密 機 械	—	—	—	3	1	4
そ の 他	4	1	5	2	—	2
計	51	35	86	54	39	93

(注) 1 特定工場 (敷地面積 9,000㎡以上、建築面積 3,000㎡以上)

工業課調べ

2 その他工場 (敷地面積 1,000㎡以上、9,000㎡未満)

イ 指導対策

県内に立地する工場・事業場については、公害関係法令、立地企業公害対策指導指針等に基づいて、次のような指導を行っています。

(ア) 大気汚染防止対策

硫黄酸化物については、大気汚染防止法に定めるK値により指導していますが、特に新增設の工場・事業場については、同法に定めるK値よりも小さい値になるよう指導しています。

また、窒素酸化物やばいじんについても大気汚染防止法に定める排出基準を下回る値になるよう指導しています。

一方、有害物質を取り扱う計画のある工場・事業場に対しては、できるだけ有害物質を使用しない方法へ転換することや有害物質を使用する各工程のクローズド化などを指導しています。

(イ) 水質汚濁防止対策

BOD (又は COD) に係る排水基準については、1日の水質変動等を見込んで、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例に定める排水基準を下回る値になるよう指導しています。

さらに、有害物質を取り扱う計画のある工場・事業場に対しては、有害物質を使用しない方法へ転換することや工程排水の循環使用等によりクローズド化することなどを指導しています。

また、ゴルフ場開発による農薬に関しては、使用量の低減や飛散・流出防止対策などを指導しています。

(ウ) 騒音・振動防止対策

発生源となる機械や装置は、低騒音、低振動型のものを設置するよう指導するとともに、これらの施設の設置レイアウトを考慮しつつ、必要に応じて建屋を防音又は防振構造にするよう指導しています。

(エ) 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づく規制基準を目安に、これを下回るように指導するとともに、必要に応じて同法に基づく規制基準に定めのない物質についても、悪臭公害の未然防止に努めるよう指導しています。

(5) 工場パトロールと事故対策

ア 工場パトロール

工場パトロールは、県が①規制対象工場・事業場からの原因物質の発生又は排出状況、②発生源施設や処理施設の維持管理及び使用の状況、③工場・事業場の周囲の状況などを調査し、その工場等からの公害の発生を未然に防止するため総合的な監視、指導を行うものです。(表-3～4)

表-3 工場パトロールの実施状況

(平成6年度)

業 種	区 分	県 条 例 に 基 づ く 指 定 工 場 ・ 事 業 場 数 (a)	工場パトロールを行った工場・事業場数					監 視 率 (b/a) (%)
			福 島 保 健 所	会 津 若 松 保 健 所	郡 山 公 害 対 策 セ ン タ ー	い わ き 公 害 対 策 セ ン タ ー	計 (b)	
1 食 料 品 製 造 業		1,469	15	26	2	21	64	4.4
2 織 維 業		90	6	0	0	1	7	7.8
3 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		534	0	0	0	2	2	0.4
4 バ ル ブ ・ 紙 製 造 業		54	0	0	2	2	4	7.4
5 出 版 ・ 印 刷 業		53	0	0	0	0	0	0
6 化 学 工 業		165	0	3	0	14	17	10.3
7 石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		61	0	0	0	6	6	9.8
8 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		51	0	0	4	2	6	11.8
9 皮 革 製 品 製 造 業		5	0	0	1	0	1	20.0
10 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		946	4	0	14	24	42	4.4
11 鉄 鋼 業		79	0	0	1	2	3	3.8
12 非 鉄 金 属 製 造 業		89	0	0	3	2	5	5.6
13 金 属 ・ 機 械 製 造 業		1,905	19	0	44	5	68	3.6
14 そ の 他 の 製 造 業		449	1	8	4	12	25	5.6
15 農 業 ・ 畜 産 業		182	1	0	22	26	49	26.9
16 ガ ソ リ ン ス タ ン ド		483	0	0	0	2	2	0.4
17 洗 濯 業		513	10	0	0	2	12	2.3
18 廃 棄 物 処 理 業		34	0	0	0	9	9	26.5
19 そ の 他		1,286	4	0	0	38	42	3.3
計		8,448	60	37	97	170	364	4.3

環境指導課調べ

環境保全

表-4 年度別の工場パトロール実績

年度	区 分 指定工場 事業場数 (a)	工場パトロールを行った工場・事業場数					監 視 率 (b/a) (%)
		福 島 保 健 所	会 津 若 松 保 健 所	郡 山 公 害 対 策 セ ン タ ー	い わ き 公 害 対 策 セ ン タ ー	計 (b)	
2	7,953	53	171	268	131	623	7.8
3	8,165	88	185	173	69	515	6.3
4	8,293	57	150	131	69	407	4.9
5	8,384	47	58	147	156	408	4.9
6	8,448	60	37	97	170	364	4.3

環境指導課調べ

イ 事故に係る公害対策

工場等における環境汚染を伴う事故の発生を防止するため、必要に応じて、工場等に対し産業公害事故防止計画書の提出を求めたり、工場パトロールの際に事故等の防止対策の実施状況などを調査し、指導を行っています。

また、事故が発生した場合は、大気汚染防止法第17条、水質汚濁防止法第14条の2、福島県産業公害等防止条例第18条などにより措置することになっています。(表-5)

表-5 環境汚染を伴う事故の発生件数の推移

所管	区分 年度	大 気 汚 染					水 質 汚 濁					悪 臭					合 計				
		2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6
福 島 保 健 所		1	-	-	-	-	6	1	2	-	10	-	-	-	-	-	7	1	2	-	10
会 津 若 松 保 健 所		-	-	-	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	4
郡 山 公 害 一 対 策 セ ン ター		1	-	2	3	-	1	5	2	1	5	-	-	-	-	-	2	5	4	4	5
い わ き 公 害 一 対 策 セ ン ター		-	-	-	-	2	4	4	2	1	-	-	-	-	-	-	4	4	2	1	2
計		2	-	2	3	4	11	10	8	2	17	-	-	-	-	-	13	10	10	5	21

環境指導課調べ

2 公害防止管理者等

昭和46年6月に制定・施行された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、一定の要件を備えた工場・事業場は、その特定施設ごとに公害防止管理者を選任することとされています。(表-6)

この公害防止管理者となるには、国家試験に合格するか、又は主務大臣、都道府県知事及び指定機関が行う資格認定講習の課程を修了することが必要です。

なお、本県では、公害防止管理者制度が適用されない工場・事業場を対象として、福島県産業公害等防止条例により公害防止監督者の制度を設けており、公害の未然防止を図るため、公害防止監督者の選任を義務付けています。

表-6 公害防止管理者等の選任届出の状況

(平成6年3月31日現在)

業種	項目	選任 特定 工場	公害 防止 統括 者	公管理 害者等 防 止計	公主 任 管 理 止者	合計	公 害 防 止 管 理 者														
							大 気 関 係				水 質 関 係				騒音 関係	特 定 粉 じん 係	一 般 粉 じん 係	振 動 関 係			
							計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種					
製 造 業		330	276	426	14	412	140	20	9	24	87	141	19	86	5	31	19	3	100	9	
電 気 供 給 業		5	5	6	0	6	5	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
ガ ス 供 給 業		1	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熱 供 給 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総 計		336	282	433	14	419	146	20	9	28	89	141	19	86	5	31	19	3	101	9	

環境指導課調べ

3 公害防止協定

公害防止協定は、地方自治体や住民が企業等の事業者を相手として公害防止対策を取り決めたものであり、公害の未然防止に大きな役割を果たしています。

協定の内容は、典型7公害にとどまらず、環境整備や緑化、事故防止などを盛り込んだものもあり、その名称や形式は業種などにより異なります。

協定は、地域の自然的・社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい規制が可能であることから、法律や条例の規制を補完するものとして広く活用されているばかりでなく、事業者側の立場でも、協定の締結で公害防止の意欲を示すことにより工場等の立地の基盤をつくることのできるなどのメリットがあります。

県内において、県や市町村又は住民等が当事者となって事業者と締結している公害防止協定の総件数は、平成5年9月30日現在で467件となっています。

県では、市町村の区域を越えて広範囲に影響を与えると考えられる大規模工場等の立地や有害物質などを取り扱うため、地元の市町村のみでは対応が困難と思われる工場などについては、県が協定の当事者として対応することになっています。(表-7)

表-7 県が当事者である公害防止協定

(平成7年9月30日現在)

番号	相手方工場等名	所在地	締結年月日	備 考
1	東京電力㈱広野火力発電所	広 野 町	4 . 3 . 19	広野町との三者協定 (最初の二者協定はS47.7.17 締結)
2	住友ゴム工業㈱白河工場	白 河 市	48. 5 . 30 (5 . 9 . 9)	
3	三菱製紙㈱白河工場	西 郷 村	48. 8 . 13	
4	日本化成㈱小名浜工場	い わ き 市	50. 2 . 14 (58. 10. 21)	
5	日本製紙㈱勿来工場	〃	50. 2 . 14 (53. 1 . 26)	
6	呉羽化学工業㈱錦工場	〃	50. 2 . 14 (53. 1 . 26)	
7	堺化学工業㈱小名浜事業所	〃	50. 2 . 14 (52. 1 . 26)	
8	新日本化学工業㈱小名浜工場	〃	50. 2 . 14 (52. 1 . 26)	
9	小名浜製錬㈱小名浜製錬所	〃	50. 2 . 14 (52. 1 . 26)	
10	東邦亜鉛㈱小名浜製錬所	〃	50. 2 . 14 (52. 1 . 26)	
11	有機合成薬品工業㈱常磐工場	〃	50. 2 . 14 (52. 1 . 26)	
12	常磐共同火力㈱勿来発電所	〃	57. 8 . 20 (2 . 12. 3)	
13	昭和ローディア化学㈱東長原工場 及び昭和電工㈱東長原工場	河 東 町	62. 6 . 25	立会者：河東町、磐梯町 (最初の協定はS51.6.14締結)
14	中央ケミカル㈱東長原工場	〃	2 . 4 . 1	昭和ローディア化学㈱、昭和電 工㈱との協定に準ずる旨の念 書、シーエス化成品㈱より承継
15	郡 山 市 清 掃 工 場	郡 山 市	57. 12. 1 (60. 5 . 24)	
16	日本コム㈱小名浜製造所	い わ き 市	59. 11. 19	
17	石炭ガス化複合発電技術研究組合 勿来石炭ガス化発電所	〃	63. 1 . 28	(覚 書)
18	相馬共同火力発電所 新 地 発 電 所	新 地 町	2 . 3 . 26	新地町、相馬市との四者協定
19	東北電力㈱原町火力発電所	原 町 市	4 . 10. 22	原町市、鹿島町との四者協定

(注) 1 合計 19件 20事業者

2 締結年月日欄の() 書は最終改正年月日です。

環境指導課調べ

第3節 いわき地域公害防止計画

1 計画の概要

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しく又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが困難であると認められる地域において、内閣総理大臣の指示のもとに関係都道府県知事が策定する地域計画であり、本県では、いわき地域について策定しています。

いわき地域では、昭和37年の産炭地域の指定や昭和39年の新産都市の指定を契機として、重要港湾である小名浜港の整備や臨海工業団地の造成など多くの公共投資や地域開発が行われ、小名浜港を中心とした臨海工業団地を核として、化学工業や非鉄金属精錬等の基礎素材型産業を主体に工業の集積が進められ、これらの重化学工業を基幹産業として急速に発展してきました。

このため、この地域の大気質、水質等の環境質の悪化を招き、また、人口の急激な都市への集中により都市施設整備の立ち遅れや住工混在地区が生じ、生活環境の悪化の問題等が発生しました。

本計画は、このような状況の中で、昭和49年度を初年度とする5か年計画として策定されて以来、これまでに4期、20年（昭和49年度～平成5年度）にわたり計画が実施され、発生源に対する各種規制、土地利用の適正化等の施策が進められるとともに、下水道の整備、廃棄物処理施設の整備、河川しゅんせつ、公園・緑地等の整備など、各種の公共事業について重点的な投資が図られた結果、当地域の環境質は一時期の危機的状況を脱し、全般的に改善されてきました。

しかし、依然として本計画の目標である環境基準の達成が実現できない項目が残されていることに加え、常磐自動車道の延伸や磐越自動車道の建設、小名浜港の整備・拡大等に伴い、企業の立地や人口の増加等が見込まれていることから、今後も引き続き、総合的な公害防止施策を講じる必要があると判断されたため、平成6年9月に内閣総理大臣から新たな公害防止計画（5期目：計画期間 平成6年度～平成10年度）の策定指示があり、平成7年3月13日に新たな計画の承認を受けました。

今回の計画では、「道路交通公害対策；主要幹線道路沿道における騒音の防止を図る」こと及び「都市内河川の水質汚濁対策；大久川等水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る」ことを主要課題としています。

表-8 いわき地域公害防止計画の概要

項目	名称	いわき地域公害防止計画
経	基礎調査	[昭和47年度]
	計画策定指示	[昭和48年7月3日]
	計画承認	[昭和49年12月27日]
	計画(見直し)指示	[昭和54年8月17日][昭和59年9月21日][平成元年9月8日][平成6年9月20日]
過	計画(見直し)承認	[昭和55年3月18日][昭和60年3月8日][平成2年3月13日][平成7年3月13日]
地域の概要	地域の範囲	いわき市全域
	面積(平5.10.1)	1,231.04km ²
	人口(平7.3.31)	364,091人
	製造品出荷額(平成5年)	8,202億円
計画の実施期間		[1期(昭和49～53年度)][3期(昭和59～63年度)][5期(平成6年度～平成10年度)] [2期(昭和54～58年度)][4期(平成元～5年度)]
主要課題の施策の概要		道路交通公害対策 ・最新規制適合車の導入 ・交通管制システム整備、駐車対策の整備 ・バイパス道路の整備、交差点立体化 ・沿道環境整備 ・監視体制の整備 都市内河川の水質汚濁防止対策 ・工場・事業場に対する排水規制の遵守徹底指導 ・下水道の整備、し尿処理施設、農村集落排水処理施設の整備 ・合併処理浄化槽の設置促進 ・監視測定体制の整備 ・河川のしゅんせつ
地方公共団体の負担額	地方公共団体が講じる対策	1,067億円(公害対策577億円、公害関連490億円)
	事業者が講じる対策	107億円
	総額	1,174億円

環境保全課調べ

環境保全

2 計画の進捗状況

前計画(平成元～5年度)に基づいて実施した事業は表-9のとおりで、おおむね順調に進行しました。

表-9 いわき地域公害防止計画の進捗状況

区分	事業名	総計画事業費 A	平成5年度実績額	平成元～5年度累計 B	進捗率 B/A
公害対策事業	公共下水道(終末処理場)	(百万円) 3,355	(百万円) 1,096	(百万円) 3,350	(%) 99.8
	廃棄物処理施設(一般廃棄物処理)	5,297	0	804	15.1
	河川しゅんせつ	40	72	181	452.5
	監視測定施設等	58	13	63	108.6
	計	8,750	1,181	4,398	50.2
	特非適用事業(管)	15,548	3,768	14,182	91.2
	計	15,548	3,768	14,182	91.2
	合計	24,298	4,949	18,581	76.4
公害関連事業	公園緑地等整備	10,056	6,477	17,297	172.0
	交通対策信号機の高度化等	2,362	599	1,933	81.8
	合計	12,418	7,076	19,230	154.8
総計		36,716	12,025	37,811	102.9

環境保全課調べ

第4節 化学物質による環境汚染の防止

化学物質は、現在、工業的に生産されているものだけでも数万種類もあるといわれており、その用途也多岐にわたっています。これらの化学物質は、製造、流通、使用、廃棄といった各過程で取り扱われており、それぞれの過程で環境中に排出されるものもありますので、これが残留して新たな環境汚染を発生させるおそれもあります。

したがって、それぞれの過程の中で化学物質の影響を可能な限り防止する目的で、多くの法制度が整備され、化学物質は管理されています。(図-3)

特に、化学物質を総合的に管理し、環境への影響を未然に防止することなどを目的とした「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)は、新規化学物質に対する事前審査制度を設けるとともに、難分解性、蓄積性、慢性毒性等の性状を有する物質については、製造、輸入、使用等の面で規制を行っています。

本県の化学物質対策としては、工場・事業場に対して、大気汚染防止法や水質汚濁防止法による排出基準を完全を守るよう指導するとともに、工場等の新增設時には、「福島県立地企業公害対策指導指針」に基づいて、有害化学物質の取扱いに当たっては、可能な限りクロード化を図るよう指導しています。

また、化学物質等による環境汚染問題に適切に対応していくためには、多くの関係機関との情報の交換や連絡調整などが必要であることから、県庁内の関係機関(5部11課)からなる「化学物質環境対策連絡会議」(昭和61年11月)を設置しています。

化学物質等による環境汚染の防止対策は、中・長期的な観点に立った対策が必要であり、そのためには、環境汚染の可能性が指摘されている化学物質等についての性状や使用状況等に関する基礎的な情報を整備し、蓄積していくことが極めて重要となっており、県では、昭和62年度から、これらの情報を整備し、蓄積するため、「化学物質情報整備事業」を実施しています。(表-10)

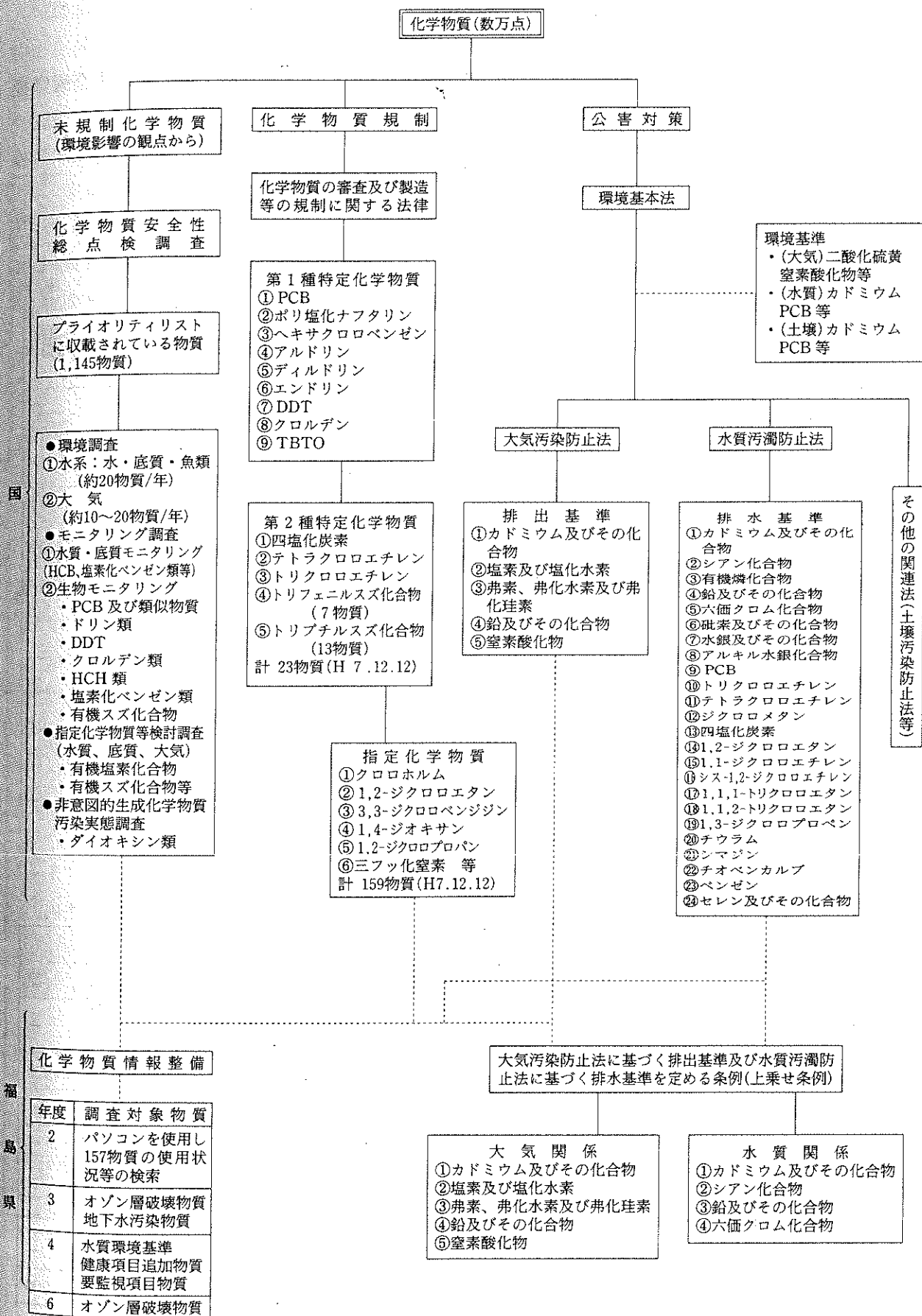
表-10 化学物質情報整備事業(対象物質)の推移

昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成6年度
・クロルデン ・トリブチルスズ化合物 ・アスベスト	・フロン ・クロロホルム ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン	・化学物質 157物質	パソコンを使用し、157物質の使用状況等の検索	・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・フロン	水質環境基準 ・健康項目追加物質 9物質 ・要監視項目物質 12物質	オゾン層破壊物質 60物質

また、県は、平成元年度から環境庁の委託事業として「化学物質環境汚染実態調査」を行い、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)等の環境(底質及び水質)中の濃度レベルの実態を小名浜港内で調査しています。なお、平成6年度は1,4-ジオキサン及びメチル=3,3'-ジメチル-4-ペンテノートの濃度レベルについても調査を行いましたが、いずれも、全国的なレベルと比較して特に問題となる濃度ではありませんでした。

さらに、県は、平成6年度から環境庁の委託事業として「未規制項目監視調査」を行い、トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物の水質中の濃度レベルの実態を阿武隈川や松川浦漁港等、県内4地点において調査を行いましたが、環境庁が平成3年10月に暫定的に設定した「TBT化合物及びTPT化合物の水質評価の目安値」を超えるものではありませんでした。

図-3 化学物質による環境汚染防止対策の体系図



第5節 公害防止施設整備等への助成

1 県公害防止施設整備資金の融資

県では、中小企業における公害防止資金の円滑な融通を図るため、福島県公害防止施設整備資金融資制度を設けており、この公害防止資金の融資により、中小企業者が行う公害防止施設の設置、改善等、工場の移転又は産業廃棄物処理のための施設の設置、改善等の公害防止対策の促進に努めています。平成7年度の融資の条件は、表-11のとおりです。

平成6年度の融資の実績は、融資件数1件、融資金額2,000千円でした。(表-12)

表-11 福島県公害防止施設整備資金融資の条件

(平成7年4月1日現在)

対象業種又は対象企業	県内に工場又は事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者、組合又は営農者であって、自己資金のみで公害防止施設等の整備を行うことが困難であると認められる方	
資金使途	①個別公害防止資金 公害防止施設の設置、改善に要する資金 ②共同公害防止資金 ①の使途であって、工場等の共同利用 ③工場等移転資金 公害防止のための工場等の移転資金 ④産業廃棄物処理資金 産業廃棄物の処理のための施設等の整備	
貸付限度	①個別公害防止資金 2,000万円以内 ②共同公害防止資金 4,000万円以内 ③工場等移転資金 2,500万円以内 ④産業廃棄物処理資金 2,000万円以内	
貸付期間	7年以内(融資を受けた年度内の据置期間を含む。)	
貸付利率	年2.8%	
返済方法	元金均等の年賦又は月賦償還	
担保・保証人	金融機関の定めるところによる。	
申込機関	市町村公害担当課	
取扱金融機関	東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、各信用金庫	

(注) 飲食店営業等を営む方が防音設備を設置又は改善する場合の貸付限度は300万円となります。

表-12 福島県公害防止施設整備資金融資実績

(金額単位：千円)

種 類	年 度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
ばい煙又は粉じん防 止 施 設	—	—	1	20,000	—	—	1	20,000	—	—	—	—
汚 水 等 処 理 施 設	5	99,000	3	29,900	3	52,150	—	—	1	2,000	—	—
騒音又は振動防止施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
悪 臭 防 止 施 設	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工 場 等 の 移 転	—	—	1	25,000	—	—	—	—	—	—	—	—
オゾン層保護対策施設	—	—	—	—	—	—	1	5,000	—	—	—	—
合 計	5	99,000	6	94,900	3	52,150	2	25,000	1	2,000	—	—

環境指導課調べ

2 他の機関の融資制度

福島県公害防止施設整備資金融資制度のほか、県が設けている中小企業制度金融や、環境事業団、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫などの公害・環境に関する対策資金の融資制度があります。(表-13)

表-13 他の機関の融資制度

(平成7年4月1日現在)

制度名 条件等	福島県中小企業設備近代化資金貸付制度	福島県中小企業高度化資金貸付制度(公害防止設備等リース事業)	福島県中小企業高度化資金貸付制度(公害防止施設共同利用事業)	環境事業団 融資事業
対象業種又は対象企業	中小企業近代化資金等助成法に基づく指定業種	組合員に対し公害防止設備等をリース(賃貸)する組合	共同公害防止施設を設置しようとする特定中小企業者の組合	貸付対象施設を設置しようとする方又は貸付対象事業を行おうとする方
資金使途	同法に基づく指定機械設備資金	公害防止設備リース事業等の用に供する公害処理設備、防止設備等	土地、建物、構築物又は設備	ばい煙処理施設、粉じん防止施設、汚水処理施設、特定物質処理施設、騒音防止施設、振動防止施設、悪臭防止施設、特定フロン排出抑制・回収施設、産業廃棄物処理施設、市街地土壌汚染・地下水汚染防止等事業
貸付限度	50万円以上4,000万円以内(対象金額の1/2以内)	所要資金の65/100以内(労務法の認定を受けて労働力不足対応設備リース事業を実施する場合は70/100以内)	所要資金の90/100以内	所要額の80%以内
貸付期間	5年以内(公害防止施設については12年以内)(据置1年以内)	15年以内(2年以内据置)	建設期間+20年以内(建設期間+2年以内据置)	①共同公害防止施設 機械装置15年以内 (据置2年以内) その他20年以内 (据置3年以内) ②個別公害防止施設 15年以内 (据置2年以内) ③産業廃棄物処理施設 15年以内 (据置2年以内) ④市街地土壌汚染・地下水汚染防止等事業 20年以内 (据置3年以内)
貸付利率	無利子	年2.7%	年2.7%	年3.15%
返済方法	4年均等年賦償還(1年据置)(公害防止施設については11年均等年賦償還)	均等年賦償還	均等年賦償還	元金均等半年賦償還
担保・保証人	保証人2人以上を付し、必要に応じ担保を徴する。	貸付対象物件について第1順位の抵当権設定及び組合役員の連帯保証を徴する。	貸付対象物件について第1順位の抵当権設定及び組合役員の連帯保証を徴する。	担保は原則として不動産、動産その他の資産。連帯保証人1人以上。
申込機関	市町村商工担当課	(申込又は取扱機関) 県中小企業課、県地方振興局、県中小企業団体中央会	(申込又は取扱機関) 県中小企業課、県地方振興局、県中小企業団体中央会	(取扱金融機関) 事業団代理店(商工中金、農林中金、銀行、信用金庫)
取扱機関	県中小企業課、県地方振興局			

(平成7年4月1日現在)

制度名 条件等	中小企業金融公庫 (環境対策貸付)	国民金融公庫 (環境対策貸付)	環境衛生金融公庫 (特例貸付)	環境衛生金融公庫 (特定フロン等特別貸付)
対象業種又は 対象企業	産業公害防止施設の整備、省エネルギー設備の設置、公害発生防止のため工場移転を行う方	産業公害の防止、省エネルギー施設の設置、公害発生防止のため工場移転を行う方	飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、浴場業、興行場営業、ホテル・旅館営業、簡易宿所営業、クリーニング業を営む中小企業者	特定フロン等の溶剤又はテトラクロロエチレンを溶剤とするドライクリーニング機を使用して営業している環境衛生関係営業者
資金使途	①ばい煙、汚水、騒音、悪臭など公害を防止する施設の設置に必要な資金 ②省エネルギー施設(機械・装置)の導入(改造、更新を含む)に必要な資金 ③工場移転に伴う土地・建物・機械等の取得に必要な資金	①ばい煙、汚水、騒音、悪臭など公害を防止する施設の設置に必要な資金 ②省エネルギー施設(機械・装置)の導入(改造、更新を含む)に必要な資金 ③工場移転に伴う土地・建物・機械等の取得に必要な資金	汚水等処理施設、大気汚染防止施設の設置又は整備に要する資金	他の溶剤を使用する機械に買換又は転換等するために必要な設備資金
貸付限度	直貸 6億円 代理貸 別枠1億円	6,000万円	一般設備貸付又は振興設備貸付の限度額に1,500万円を加算した額	ドライクリーニング機1設備当たり2,000万円
貸付期間	15年以内(2年以内据置)	15年以内(2年以内据置)	15年以内(一般公衆浴場業は27年以内)(1年以内据置)	10年以内(2年以内据置)
貸付利率	①4億円まで年3.15%(4年目以降年3.15%) ②2億7千万円まで年3.0%(4年目以降年3.15%) ③2億7千万円まで年3.15%	年3.15% 特利対象設備は年3.0%	年3.15%(4年目以降年3.15%)	年3.15%(4年目以降年3.15%)ただし、特定フロン溶剤転換計画に基づく転換であることの証明を受けた方は年3.0%
返済方法	2か月賦償還	割賦(月賦)償還	原則として元金均等償還	原則として元金均等償還
担保・保証人	保証人を付し、原則として担保を徴する。	原則として保証人1人以上を付し、必要に応じ担保を徴する。	原則として保証人1人以上を付し、担保は必要に応じて徴する。	原則として保証人1人以上を付し、担保は必要に応じて徴する。
取扱金融機関	中小企業金融公庫、商工中金、銀行、信用金庫、信用組合	国民金融公庫直扱	国民金融公庫、商工中金、銀行、信用金庫、信用組合	国民金融公庫、商工中金、銀行、信用金庫、信用組合

環境指導課調べ

第6節 公害健康被害補償制度

「公害健康被害の補償等に関する法律」は、大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害者等の迅速かつ公正な保護を図るため、大気汚染又は水質汚濁による健康被害が発生している地域や疾病の種類を政令で定め、汚染原因者等の費用負担で、認定された患者の補償や健康被害を予防する事業を行うものです。

県内には、政令で指定された地域はありませんが、県内の一定規模以上のばい煙発生施設の設置者は、毎年のばい煙排出量に応じて費用を負担することになっています。

第7節 環境教育の推進

1 環境教育

都市化の進展や生活様式の変化に伴い、公害は産業型から都市型・生活型へと比重を移してきており、また、地球の温暖化やオゾン層の破壊等の地球的規模での環境問題が社会的関心事になるなど、最近では人間活動と環境問題との関わりが増大してきています。

こうした多様化、複雑化する環境問題に適切に対応していくためには、県民一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活行動をとることが重要であり、そのような責任のある行動を促していくための施策として、近年、学校や家庭などあらゆる分野で環境教育の重要性が高まっています。

本県では、環境教育に関連した次のような事業を行っています。

(1) 環境教育副読本などの作成

平成2年度から学校教育の場で活用できる副読本「ふくしまのかんきょう」を作成し、毎年度、県内の小学5年生全員に配付しているほか、広く県民を対象とした各種教材を作成しています。

(2) 地域における環境教育

子供たちの地域における環境学習と環境保全活動の支援を目的として、環境庁が平成7年度から実施している「こどもエコクラブ事業」への参加や、市町村や各種団体が開催する水環境の保全に関する講演会などに無償でアドバイザーを派遣する「水環境保全アドバイザー派遣事業」を実施しています。

(3) 自然とのふれあい

自然とのふれあいを通して自然に対する正しい理解とマナーを学ぶことにより、自然愛護思想の向上を図ることを目的とした「五色沼自然教室」や「森林とのふれあい教室」を開催するなど、自然に目を向ける機会を設定しています。

2 星空観察

人々が健康な生活をおくるためには、空気をさわやかできれいな状態に保っていくことが必要です。本県は、広大な県土と豊かな自然に恵まれ、「ほんとうの空」が県民のシンボルとなっており、最近では地域おこしの中でも、清澄な空気を基本とした青空や星空などが取り上げられてきています。

大気汚染をはじめ、地球規模での環境問題が社会の関心事となっている中で、大気の果たしている重要な役割や、その保全に対する国民の関心をより一層高めていくことは、重要な課題の一つとなっています。

このため、環境庁では、住民が簡単に実施できる身近な方法で大気の観察活動を行うことが効果的であるとして、昭和63年度から「全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）」を実施しており、平成6年度には、県内14市町村の18団体で、延べ418人が参加して観察が行われました。

(表-14)

本県では、この星空観察の趣旨に賛同し、昭和61年に環境庁と二本松市の共催による「あおぞらの街シンポジウム」を開催するなど、積極的な取り組みを行っています。なお、本県からは、「あおぞらの街コンテスト」では二本松市、会津若松市及びいわき市の3市が「あおぞらの街」に、「星空の街コンテスト」では福島市、郡山市、原町市、いわき市及び会津本郷町の5市町が「星空の街」にそれぞれ環境庁から選定されています。

また、県では、平成4年度から『星空発見リーダー研修会』を開催し、「星空観察事業」を推進するとともに、リーダーの育成を通じて環境保全の重要性について啓発を図ってきました。平成6年度は、県内4か所で研修会を開催したところ、44市町村の78人が参加しました。

表-14 平成6年度全国星空継続観察結果

市町村	参加団体名	観察場所	観察場所 周辺状況	夏 期 観 察 分					冬 期 観 察 分				
				延べ 人 数	観 察 評価日	観察評価 日の天候	平均観 察等級	最大観 察等級	延べ 人 数	観 察 評価日	観察評価 日の天候	平均観 察等級	最大観 察等級
福 島 市	県立福島高等学校天文部	吾妻山坑平キャンプ場	山間地	10	8/13	快晴	10.4	11.2	—	—	—	—	—
	福島市役所	福島市児童文化センター	住宅街	19	8/9	薄曇り	7.9	9.2	13	2/2	晴れ	8.7	10.5
会津若松市	会津若松市役所	市立東山小学校	住宅地	43	7/29	雲の間	9.2	11.7	—	—	—	—	—
	市立第二中学校	市立第二中学校	住宅街	12	9/17	晴れ	9.8	10.6	—	—	—	—	—
	市立大戸中学校	会津若松市民農園	山間地	6	8/8	晴れ	〔天の川 観察のみ〕		—	—	—	—	—
いわき市	県立内郷高等学校理科部	県立いわき公園	公 園	8	8/10	快晴	8.3	8.3	8	1/30	晴れ	5.4	5.4
	いわき天文同好会	県立いわき公園	公 園	74	8/12	快晴	9.0	11.7	30	2/3	快晴	8.6	11.3
原 町 市	原町市役所	雲雀ヶ原祭場地	郊 外	22	8/3	薄曇り	9.6	12.8	—	—	—	—	—
須賀川市	市立小塩江中学校文化部	市立小塩江中学校校庭	山間地	3	8/9	雲の間	10.0	10.6	—	—	—	—	—
喜多方市	県立喜多方女子高等学校理科部	県立喜多方女子高等学校校庭	その他	8	8/2	雲の間	8.4	8.4	—	—	—	—	—
相 馬 市	相馬市役所	市立山上小学校校庭	山間地	27	8/6	薄曇り	9.6	11.7	—	—	—	—	—
二本松市	県立安達高等学校地学部	県立安達高等学校屋上	住宅地	—	—	—	—	—	9	1/23	雲の間	7.0	8.5
高 郷 村	村立高郷中学校	村立高郷中学校校庭	山間地	5	8/10	快晴	9.8	10.2	—	—	—	—	—
鮫 川 村	鮫川村役場	鹿角平天文台	山間地	—	—	—	—	—	1	1/21	薄曇り	〔天の川 観察のみ〕	
滝 根 町	滝根町星の村天文台	滝根町星の村天文台	山間地	34	8/3	その他	11.2	11.3	42	1/28	雲の間	10.5	12.5
船 引 町	田村天文同好会	船引町砂子田	郊 外	3	8/9	晴れ	8.7	9.0	2	2/18	快晴	7.7	7.7
広 野 町	広野町公民館	SUZUKI 天体観測所	山間地	18	8/10	晴れ	11.2	11.7	11	2/2	晴れ	10.5	11.3
富 岡 町	町立富岡第一中学校	富岡町立第一中学校校庭	住宅街	10	8/4	晴れ	9.3	9.7	—	—	—	—	—
全国平均				〔延べ408団体 9,948人〕			8.9	10.1	〔延べ286団体 4,108人〕			8.7	10.0

- (注) 1 「平均観察等級」とは、参加団体の参加者各人が観察した一番暗い星の等級をすべて加え、その団体の観察に参加した人数で除した値をいいます。
2 「最大観察等級」とは、参加団体の中で観察された最も暗い星の等級をいい、数値が大きいほど夜空が暗く、空気がきれいな状態を表します。

3 樹木の大気浄化能力度チェック

樹木や草などの植物は、大気中の二酸化炭素 (CO₂) を吸収して光合成を行い、酸素 (O₂) を放出する働きをしています。この植物の働きは、地球の大気の成分を一定に保って、人間やその他の生物が生きていくために非常に大切なものです。また、最近の研究で、植物の種類によっては、光合成に伴って二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質を吸収し、大気をきれいにする働きを持っていることもわかってきました。

このため、環境庁では、中学生や高校生を対象に、簡単な手法を用いて身近な樹木の大気浄化能力の程度を調査してもらうことによって、都市における大気汚染の緩和に樹木が果たす役割の重要性や広く環境問題について考える機会になることを目的に、平成元年度から、環境月間行事の一つとして「樹木の大気浄化能力度チェック」を実施しています。

本県では、年々この参加中学校の数が増加しており、平成6年度には、15の中学校が参加し、常緑樹14種類、落葉樹21種類、その他9種類についてそれぞれ観察が行われました。(表-15~16)

表-15 平成6年度「樹木の大気浄化能力度チェック」参加中学校

参 加 中 学 校 名 (15校)	
福島市立福島第三中学校	白河市立白河中央中学校
会津若松市立第一中学校	須賀川市立第二中学校
郡山市立郡山第三中学校	桑折町立醸芳中学校
郡山市立富田中学校	本宮町立本宮第二中学校
いわき市立小名浜第一中学校	三春町立三春中学校
いわき市立湯本第一中学校	富岡町立富岡第二中学校
いわき市立大野中学校	

表-16 調査した樹種リスト

区 分	調 査 し た 樹 種 名
常 緑 樹	キョウチクトウ、キンモクセイ、サザンカ、ジンチョウゲ、ツツジ、ツバキ、サツキ、ナツツバキ、ドウダンツツジ、フイリマサキ、マテバシイ、サンゴジュ、マツ、モミ (14種類)
落 葉 樹	アジサイ、アメリカハナミズキ、イチョウ、ウメ、エノキ、エンジュ、カエデ、カキ、ケヤキ、サクラ、ニセアカシア、プラタナス、ムクゲ、モミジ、ヤナギ、ユリノキ、ソメイヨシノ、ヤエザクラ、グミ、コブシ、シモクレン (21種類)
竹 笹 類	タケ、ササ (2種)
蔓 物	クズ (1種)
草 木 類	アカツメグサ、コデマリ、サルビア、タンポポ、ニチニチソウ、ネコジャラシ (6種)

4 水生生物による水質調査

水生生物による水質調査は、県民の参加や協力により、身近な河川に住む「肉眼で見ることできる大きさ」の様々な生物（指標生物）を調べ、その結果から河川の汚れの程度を知ろうとするものであり、県民一人ひとりが積極的に身近な河川の水質を知り、河川の水質保全の必要性や河川愛護の重要性を認識してもらうことを目的としています。

(1) 「せせらぎスクール」の開校

県では、平成4年度から「せせらぎスクール」を開校し、「水生生物による水質調査」を行う団体を小・中学校や住民団体などから広く募集し、平成6年度は121団体（5,621人）を「せせらぎスクール」に指定しました。

各スクールには、調査に必要な資材やテキストを配布して各スクールごとに調査を実施しました。

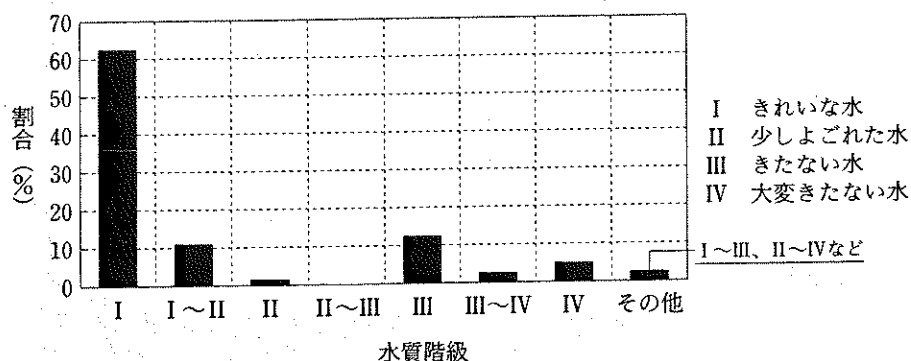
また、「せせらぎスクール」開校事業の一環として、「水生生物による水質調査」を県内で広く普及させることを目的に、リーダーの育成研修会を開催しました。研修会では、水生生物の専門家から講義を受けるとともに、河川で実地研修も行いました。

(2) 水生生物による水質調査結果

本県では、昭和59年度から継続して水生生物による水質調査を実施しており、平成6年度は、「せせらぎスクール」と独自に調査を行った団体の計105団体（1,769人）の参加を得て、県内94河川の391地点で調査が行われました。

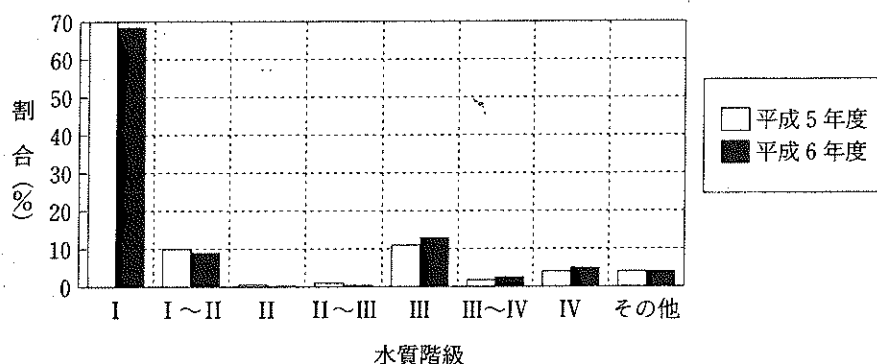
この調査の結果は、前年度の調査結果と同様に、水質階級のⅠ（きれいな水）が63.9パーセントと大半を占めています。（図－4）

図－4 水生生物調査による水質階級の割合（平成6年度）



また、平成6年度に調査した52河川の194地点は、前年度と同じ地点でしたので、これらの地点について、水質階級の割合の推移を図－5に示しました。

図-5 2か年継続調査地点における水質階級別割合の推移（52河川194地点）



5 福島県水環境保全アドバイザー

県は、地域における水環境保全意識の高揚を図るとともに、水環境保全活動の推進に役立ことを目的に、平成7年度事業として、「福島県水環境保全アドバイザー」制度を設けました。

本事業は、市町村や公民館、各種団体等が開催する水環境の保全に関する講習会等に、県が、費用を負担して「水環境保全アドバイザー」を講師として派遣する事業です。

平成7年度は、表-17の8名を水環境保全アドバイザーに委嘱し、市町村や婦人団体などが開催する講習会等で、生活排水対策や水生生物による水質調査等の講演を行っています。

表-17 水環境保全アドバイザー（平成7年度）

氏 名	講 演 内 容	専門分野	役 職 等
阿 部 武	水生生物	生 物 学	郡 山 高 等 学 校 教 諭
伊 藤 宏	水質保全	環 境 工 学	福島工業高等専門学校教授
桒 村 利 道	自然環境	生理生態学	福 島 大 学 教 育 学 部 教 授
関 口 武 司	自然環境	生 物 化 学	いわき明星大学理工学部教授
千 葉 茂	水質保全	地 球 化 学	福 島 大 学 教 育 学 部 教 授
中 村 玄 正	水質保全、下水道	街 生 工 学	日 本 大 学 工 学 部 教 授
橋 本 孝 一	河川環境、上下水道	衛 生 工 学	福島工業高等専門学校教授
松 本 貞 男	水生生物（底生生物）	生 物 学	福 島 中 央 高 等 学 校 教 頭

（敬称略、五十音順）

6 こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブは、次世代を担う子供たちが地域において楽しく主体的に環境学習及び環境保全活動を行えるよう支援することを目的として、環境庁が平成7年6月1日全国に発足させました。

クラブは、数人から20人程度の小中学生と大人のサポーターにより構成され、その活動は、主として各クラブの自主的活動（エコロジカルあくしょん）と、全国事務局から提供する共通プログラム（エコロジカルとれーにんぐ）からなっています。年間を通じてすべての課題を終了するとアースレンジャー認定証が授与されることになっており、平成7年9月までに、全国で1,641クラブ、うち県内では24クラブが活動を開始しています。

第8節 環境保全活動の推進

1 環境保全活動

快適な生活環境や美しい自然環境は、人間が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。これらの環境を次の世代に引き継ぐためには、県民が一体となって環境の保全と改善に努めることが大切です。

このため、県では昭和59年度に制定した「快適な環境づくり福島県民憲章」に基づいて、環境美化、自然保護、快適環境づくりのための実践活動として次のような事業を行っています。

(1) 環境月間

平成5年11月に公布・施行された環境基本法に基づき、毎年6月5日が「環境の日」に定められましたが、この「環境の日」を含む6月の環境月間には、環境問題に対する国民の関心と理解を深めるため、全国で各種の行事が行われています。

平成6年度は「地球とはもっとなかよくなれるはず」を統一テーマに実施されました。

本県では、県、市町村及び各種団体が主催して、公園、河川、道路等の公共施設の清掃、植樹等の環境緑化、工場の立入調査や水質等の調査、探鳥会やサイクリングなど多種多様の行事を行っています。

平成6年度において県が主催した主な行事は、次のとおりです。

ア 街頭キャンペーン

県内各地の街頭で花の種子などを配り、「環境の日」を周知するとともに、環境問題への意識の啓発を行いました。

イ ゴミ持ち帰り運動

日光国立公園尾瀬地区、磐梯朝日国立公園五色沼・桧原湖畔地区及び只見柳津県立自然公園内などでゴミ袋等を配布し、環境美化や自然保護を呼びかけました。

ウ 市町村等の協力を得て、記念植樹を行いました。

エ 施設等の公開

郡山及びいわき公害対策センターの施設や大気汚染測定車を公開し、公害問題について県民の理解と協力を求めました。

オ 広報

県庁屋上広報板や新聞等により環境月間の意義を広報しました。

(2) 自然に親しむ運動

自然環境に親しむことにより、自然に対する科学的興味と理解を養うとともに、自然環境の適正利用の普及を図り、併せて自然保護及び国土美化の精神の高揚を目的として、毎年7月21日から8月20日まで全国的に繰り広げられています。

県事業の主なものとしては、市町村や関係諸団体の協力のもとに、小・中学生を対象とした絵画コンクール、自然公園におけるゴミ持ち帰り運動、ポスター等による広報活動などを実施しました。

(3) 環境美化運動

ア 地域における美化活動

県内では、住みよい生活環境や美しい自然を保全していこうとする住民意識が高まる中で、老人クラブ、婦人団体などのボランティア団体による美化清掃活動が展開されています。

平成6年度においては、これらボランティア団体をはじめ、行政機関、関係団体で構成する「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」が環境月間中の日曜日に当たる6月5日を中心に、県下一斉清掃活動を展開した結果、50市町村506,000人の参加があり、環境衛生週間中の清掃活動361,000人及び平成7年の「ふくしま国体」開催に向けた清掃活動43,000人と合わせると、910,000人の清掃活動参加者が得られました。今後もこの活動を継続し、県民総参加による美しい県土づくりを目指すこととしています。

また、環境庁では、こうした地域の環境の美化に功績のあったボランティア団体や個人を表彰しています。

イ “うつくしま、ふくしま。” 環境顕彰

県内の環境の保全に関する活動を実践し、顕著な功績のあった個人又は団体等を顕彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、県民の環境保全に関する意識の高揚と環境保全活動への参加を促し、「豊かな自然と快適な生活機能の共存する美しい県土づくり」に資することを目的として、平成7年度から「環境の日」啓発事業の一環として“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰を行うこととしたものです。

平成7年度受賞されたのは次の5人（団体）の方々です。

丹治 ハル氏（福島市）、西沢 侑（ただし）氏（本宮町）、

湯川を美しくする会（代表者 坂内正嗣氏、会津若松市）、白河市環境美化運動連絡協議会（代表者 成井正美氏、白河市）、㈱ヤクルト本社福島工場（代表者 工場長浅倉茂生氏、福島市）

ウ 河川的环境美化運動

県は、うるおいとやすらぎのあるふるさとの川を取り戻すために、昭和57年度から住民運動として河川愛護運動に取り組み、7月の第1日曜日を「河川愛護デー」と定めて、県民総参加による県下一斉クリーン・アップ作戦（河川美化作業）を実施しています。

平成7年度の成果は、建設省と市町村の協力を得て、河川愛護団体やその他の関係団体を中心に1,809団体176,416人もの県民が参加し、河川の雑草、雑木の刈払いや、空缶・廃ビニール等の散乱ゴミを収集し、大きな成果を挙げました。今後も、この運動を継続し、ふるさとの美しい川を取り戻すため、県民総参加による河川の美化を目指すこととしています。

また、地域住民等で組織している河川愛護団体は、平成7年7月現在1,682団体あり、236,054人が加入し自主的に活動を行っています。これらの河川愛護団体を組織的に整備し、河川愛護運動の統一化を図る必要があるため、地方ごとに「地方河川愛護協議会」、また全県的に「福島県河川愛護協議会」を結成し、行政機関と河川愛護団体が連絡協調して、相互間の協同を図り、より積極的に河川愛護運動を推進することとしています。

2 環境保全に関する広報・啓発

望ましい環境像を実現するためには、県民、事業者、行政が日常活動に当たって「安全で良好な環境の確保」、「自然環境の保全」、「快適環境の創造」の観点から環境に配慮した行動を心がけていくことが重要です。

このため県では、各種の広報手段を用いて、県民や事業者に対し、積極的に環境情報を提供する

とともに、県民一人ひとりが地域の環境保全活動に参加するための条件づくりを行うことにより、環境保全意識の普及と啓発に努めています。(表-18)

表-18 主な広報・啓発活動(平成6年度)

広 報 手 段	対 象	発行部数	広 報 内 容
定期刊行物 「環境白書」	行政機関 事業者 教育機関等	1,500部	県内の環境の現況と対策等について 記述したもの
定期刊行物 「ふくしまの環境」	行政機関 事業者等	年2回 各800部	公害調査の結果や法令の改正点等について 記述したもの
小 冊 子 「自然を守ろう」	小中学校 市町村等	1,500部	県内の自然の現況と自然保護行政を 紹介したもの
テレビスポット	県民一般	延べ200回	環境にやさしい暮らしと工夫の広報
ラジオスポット	〃	延べ420回	ごみポイ捨て防止、ごみ持ち帰りの 広報
生活排水対策啓発 パンフレット	〃	12,000	各家庭における生活排水対策の啓発

3 環境保全基金

県民等に対する環境保全に関する知識の普及や地域の環境保全のための実践活動の支援など、環境保全活動に要する資金に充てるため、平成元年度に、福島県環境保全基金(原資4億円)を設置しました。この運用益金により平成6年度に実施した事業は、表-19のとおりです。

表-19 環境保全基金事業一覧表(平成6年度)

事 業 名	事 業 の 概 要
環 境 保 全 普 及 啓 発 事 業	環境に配慮した暮らしをテーマにしたテレビスポットを延べ200回放送しました。
自 然 環 境 保 全 地 域 リ ー フ レ ッ ト 作 成	自然環境保全地域等の概要を紹介したリーフレットを1,000部作成し、市町村等に配布しました。
生 活 排 水 対 策 推 進 事 業	普及啓発用パンフレットを12,000部作成しました。
星 空 発 見 リ ー ダ ー 育 成 事 業	「星空発見リーダー育成研修会」を開催し、星空観察等における指導者を養成しました。
森 林 と の ふ れ あ い 推 進 事 業	「森林とのふれあい教室」を開催しました。 開催回数：年3回 参加者数：延べ83名

第2章 大気汚染の現況と対策

第1節 大気汚染の現況

1 大気汚染の監視

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づいて、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの5物質について定められています。(資-13)

また、非メタン炭化水素については、光化学オキシダントの生成防止のための濃度指針が定められています。

(2) 大気汚染の常時監視体制

大気汚染防止法に基づいて、県内の大気汚染の状況を監視するため、47か所の大気環境測定局(一般環境大気測定局44局、自動車排出ガス測定局3局)において、環境基準項目等の常時監視を行っています。(資-14)

これらの測定局は、パソコン通信ネットワークシステムを利用した大気汚染常時監視システムにより各地区の監視局(センター局:郡山公害対策センター、サブセンター局:福島保健所・会津若松保健所・いわき公害対策センター)と結ばれており、各監視局において大気汚染の状況をリアルタイムで把握しています。また、センター局においては、県内の全測定データを一元的に管理しています。

一方、発生源施設については、14の工場・事業場が大気汚染常時監視システムと結ばれており、これによりばい煙の排出状況の常時監視を行っています。(資-15)

(3) 大気汚染の緊急時の措置

大気汚染が著しく、人の健康又は生活環境に関する被害が生ずるおそれがある場合を「緊急時」といっていますが、本県では、「福島県光化学スモッグ暫定対策要綱」及び「大気汚染常時監視及び緊急時措置要綱」を制定し、大気汚染常時監視システムによる監視と福島地方気象台の協力を得て、このような事態の発生が予想される場合には、地域の住民に周知するとともに、工場等に対し、ばい煙の排出の削減要請を行うことなどによって、こうした事態の発生を未然に防止しています。

2 大気汚染の測定結果

平成6年度の県内の大気汚染の常時監視は、福島、郡山、須賀川、白河、会津若松、磐梯、双葉、相馬及びいわきの9地区18市町において、一般環境大気測定局44局、自動車排出ガス測定局3局の計47測定局により行いました。主な測定項目は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などです。平成6年度の測定結果を環境基準と比較すると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については全測定局で環境基準を達成しましたが、浮遊粒子状物質については26局中4局で、光化学オキシダントについては全測定局(30局)で環境基準を達成できませんでした。このほかに定点積算測定による降下ばいじん及び硫酸化物の測定も行っています。平成6年度の大気汚染の測定結果の概要は、次のとおりです。(表-20)

表-20 環境基準の達成状況の推移

測定項目等		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
二酸化硫黄	有効測定局数	37	37	37	41	44
	基準達成局数	37	37	37	41	44
	達成率(%)	100	100	100	100	100
二酸化窒素	有効測定局数	27	27	29	30	32
	基準達成局数	27	27	29	30	32
	達成率(%)	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	測定局数	25	25	26	28	30
	基準達成局数	0	1	0	0	0
	達成率(%)	0	4	0	0	0
一酸化炭素	有効測定局数	2	2	3	3	3
	基準達成局数	2	2	3	3	3
	達成率(%)	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	有効測定局数	14	14	15	22	26
	基準達成局数	12	14	13	22	22
	達成率(%)	86	100	87	100	85

(注) 1 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、長期的評価による環境基準の達成状況を示します。

2 有効測定局とは、年間の測定時間が6,000時間以上の局をいいます。

(1) 一般環境大気測定局

ア 硫黄酸化物

大気中の二酸化硫黄は、石油や石炭の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や人間の生活に伴って排出されます。

イ 溶液導電率法による二酸化硫黄濃度の測定結果

平成6年度の一般環境大気中の二酸化硫黄濃度の測定は、福島3局、郡山6局、須賀川1局、白河1局、会津若松1局、磐梯1局、双葉7局、相馬8局及びいわき16局の9地区18市町44測定局で行いました。

これらの測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価は、すべての測定局で環境基準を達成しましたが、日又は時間単位の短期的評価は、いわき地区の2局で環境基準を達成しませんでした。

また、年平均値は、前年度と比べるとすべての測定局で横ばい(*)となっています。(図-6)

(注) 「横ばい」とは、前年度との差が0.004ppm以内の場合、「増加又は減少」とは、0.005ppm以上の場合をいいます。

a 福島地区

福島地区では3局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.003~0.004ppmの範囲で、平成5年度と比べると3局とも横ばいでした。

b 郡山地区

郡山地区では6局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.003~0.005ppmの範囲で、

平成5年度と比べると6局とも横ばいでした。

c 須賀川地区

須賀川地区では1局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.005ppmで、平成5年度と比べると横ばいでした。

d 白河地区

白河地区では1局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.003ppmで、平成5年度と比べると横ばいでした。

e 会津若松地区

会津若松地区では1局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.005ppmで、平成5年度と比べると横ばいでした。

f 磐梯地区

磐梯地区では1局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.004ppmで、平成5年度と比べると横ばいでした。

g 双葉地区

双葉地区では7局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.002～0.003ppmの範囲で、平成5年度と比べると7局とも横ばいでした。

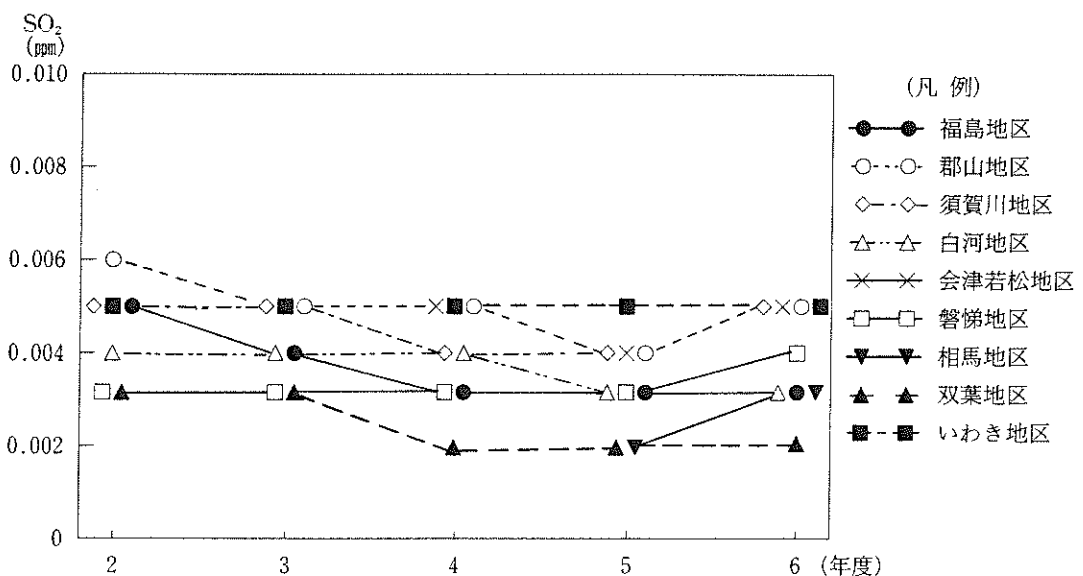
h 相馬地区

相馬地区では平成6年度に新たに3局を追加し、合わせて8局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.002～0.005ppmの範囲で、平成5年度と比べると、継続して測定している5局とも横ばいでした。

i いわき地区

いわき地区では16局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.003～0.008ppmの範囲で、平成5年度と比べると16局とも横ばいでした。

図-6 二酸化硫黄濃度（年平均値）の経年変化



(イ) 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定結果

二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定は、喜多方1地点で実施しましたが、その年平均

値は $0.06\text{SO}_3\text{mg/日/100cm}^2$ で、軽微な汚染の目安とされている $0.5\text{SO}_3\text{mg/日/100cm}^2$ 未満でした。

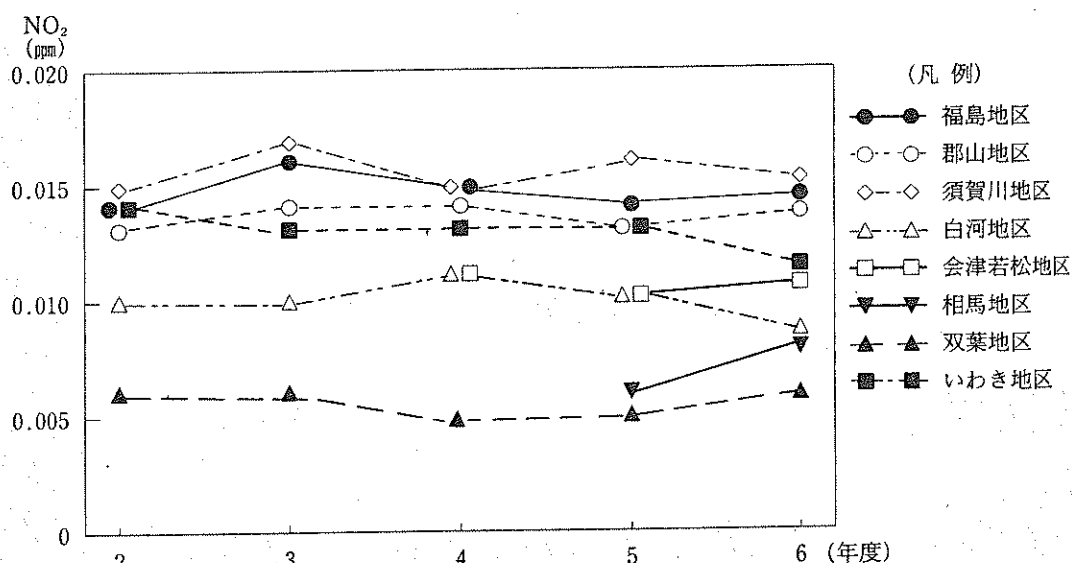
イ 窒素酸化物

大気中の窒素酸化物は、大半が物の燃焼に伴って発生します。この場合、直接発生するのはほとんど一酸化窒素ですが、これが大気中で酸化されて二酸化窒素に変化します。

平成6年度の一般環境大気中の二酸化窒素濃度の測定は、福島3局、郡山6局、須賀川1局、白河1局、会津若松1局、双葉4局、相馬4局及びいわき9局の8地区14市町29測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、平成5年度同様すべての測定局で環境基準を達成しています。また、年平均値は平成5年度と比べると、すべての測定局で横ばい^(注)でした。(図-7)

(注) 「横ばい」とは、前年度との差が 0.004ppm 以内の場合、「増加又は減少」とは、 0.005ppm 以上の場合をいいます。

図-7 二酸化窒素濃度(年平均値)の経年変化



ウ 光化学オキシダント

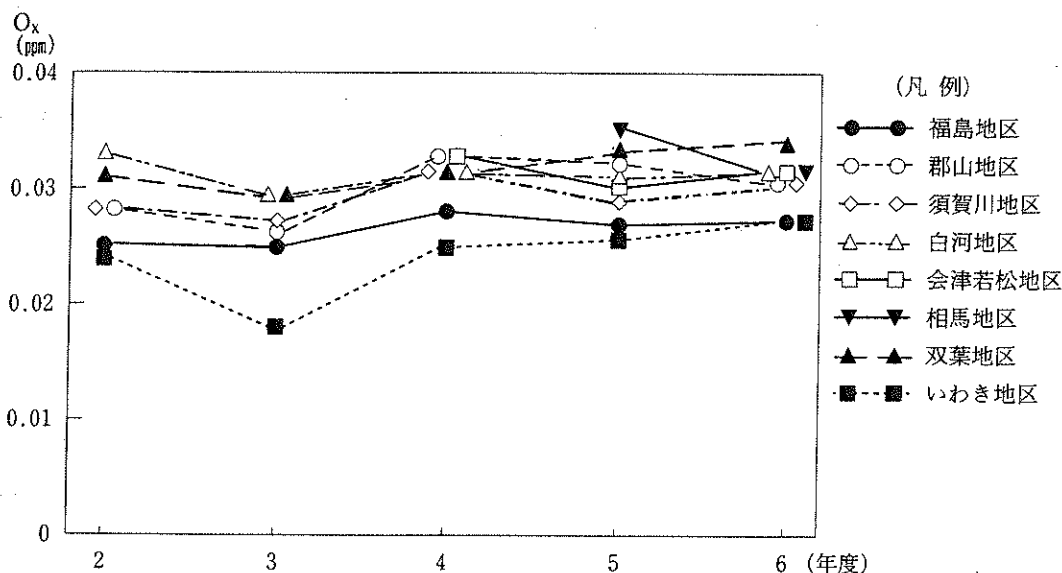
大気中の光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物、炭化水素類の一次汚染物質が、太陽光線(紫外線)の作用で光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン等の酸化性物質を総称したものです。

平成6年度の一般環境大気中の光化学オキシダント濃度の測定は、福島3局、郡山6局、須賀川1局、白河1局、会津若松1局、双葉4局、相馬4局及びいわき9局の8地区14市町29測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。

なお、環境基準を超えた時間の割合は、福島地区が1.3~6.8%(平成5年度0.3~7.0%)、郡山地区が4.0~7.6%(平成5年度3.7~8.1%)、須賀川地区が5.3%(平成5年度2.2%)、白河地区が5.9%(平成5年度5.1%)、会津若松地区が5.4%(平成5年度5.1%)、双葉地区が2.4~5.2%(平成5年度1.4~4.8%)、相馬地区が1.6~5.1%(平成5年度2.2~4.3%)、いわき地区が1.2~5.4%(平成5年度0.8~2.2%)でした。

また、光化学オキシダント注意報（光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppmを超え、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるときに発令されます。）は、平成5年度と同様に発令されませんでした。光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppmを超えた測定局が、郡山地区に2局及び白河地区に1局ありました。なお、これまでに注意報が発令されたのは、いわき地区で昭和50年度の3日、昭和51年度及び昭和53年度の各1日となっています。

図-8 光化学オキシダント濃度（昼間の年平均値）の経年変化



エ 浮遊粒子状物質

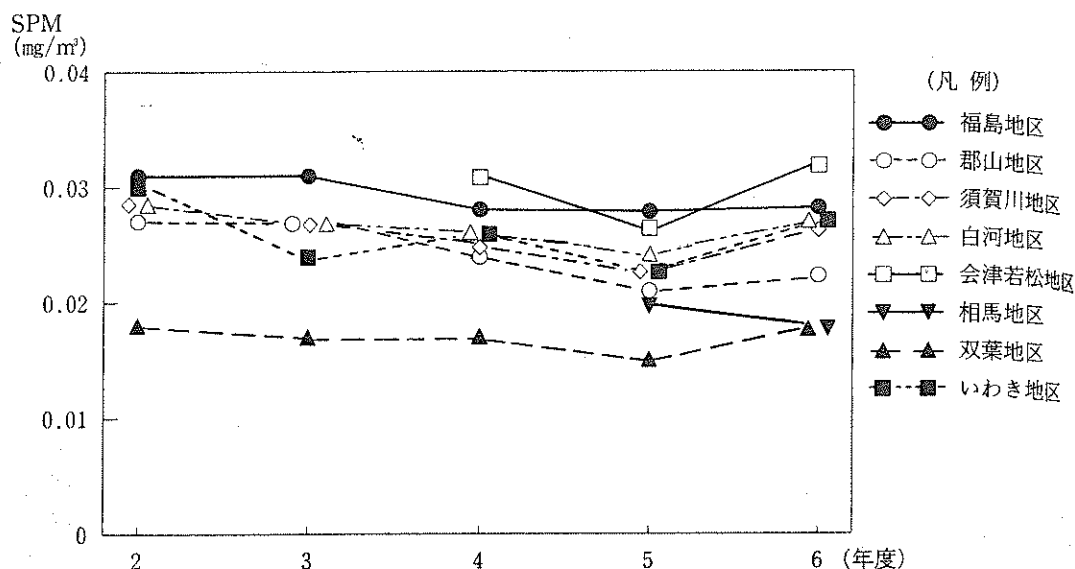
大気中の浮遊粒子状物質は、工場や自動車などから発生するほか、地表からの発塵や火山活動などの自然現象によっても発生します。

平成6年度の一般環境大気中の浮遊粒子状物質濃度の測定は、福島2局、郡山1局、須賀川1局、白河1局、会津若松1局、双葉3局、相馬8局及びいわき8局の8地区14市町23測定局で行いました。

これらの測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価では会津若松地区の1局、いわき地区の2局で環境基準を達成しませんでした。その他の測定局では環境基準を達成しました。日又は時間単位の短期的評価では郡山地区の1局、相馬地区の2局を除く20局で環境基準を達成できませんでした。なお、年平均値は平成5年度と比べると、すべての測定局で横ばい^(注)でした。(図-9)

(注) 「横ばい」とは前年度との差が0.009mg/m³以内の場合、「増加又は減少」とは、0.010mg/m³以上の場合をいいます。

図-9 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の経年変化



オ 降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、重力や降雨等により降下するばいじん量の測定は、平成6年度には、福島2地点、郡山2地点、須賀川1地点、滝根2地点、白河1地点、会津若松1地点、喜多方1地点、磐梯1地点、双葉3地点、相馬3地点及びいわき7地点の10地区15市町24地点で行いました。これらの測定結果によると、年平均値は、1.0～6.4 t/km²/月（平成5年度0.8～7.4 t/km²/月）の範囲でした。

カ 炭化水素

炭化水素は、主に有機溶剤や石油類を使用する工場などのほかに自動車などからも排出されます。

平成6年度の一般環境大気中の炭化水素濃度の測定は、福島1局、会津若松1局、郡山1局、須賀川1局、白河1局、双葉1局及び相馬1局の7地区7市町7測定局で行いました。これらの測定結果のうち非メタン炭化水素濃度^(注)の3時間平均値が0.31ppm Cを超えた日数の割合は、0～27.2%（平成5年度0～17.3%）の範囲でした。

（注）昭和51年8月に中央公害対策審議会から、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」が答申され、この中で、光化学オキシダント生成防止のための非メタン炭化水素濃度について、午前6時～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppm Cの範囲にあることとされました。

(2) 自動車排出ガス測定局

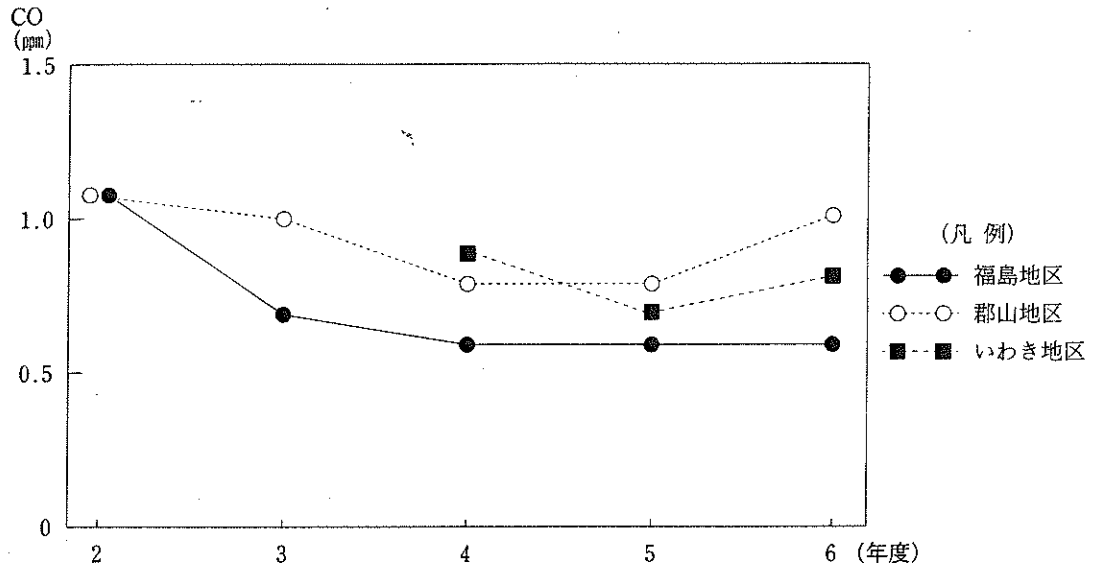
ア 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素は、主として物の不完全燃焼により発生しますが、そのほとんどは、自動車の排出ガスによるものと考えられています。

沿道における平成6年度の大気中の一酸化炭素濃度の測定は、福島1局、郡山1局及びいわき1局の3地区3市3測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価及び日又は時間単位の短期的評価とも、平成5年度と同様に環境基準を達成しています。また、年平均値は、平成5年度と比べると、横ばい^(注)でした。（図-10）

（注）「横ばい」とは、前年度との差が0.4ppm以内の場合、「増加又は減少」とは、0.5ppm以上の場合をいいます。

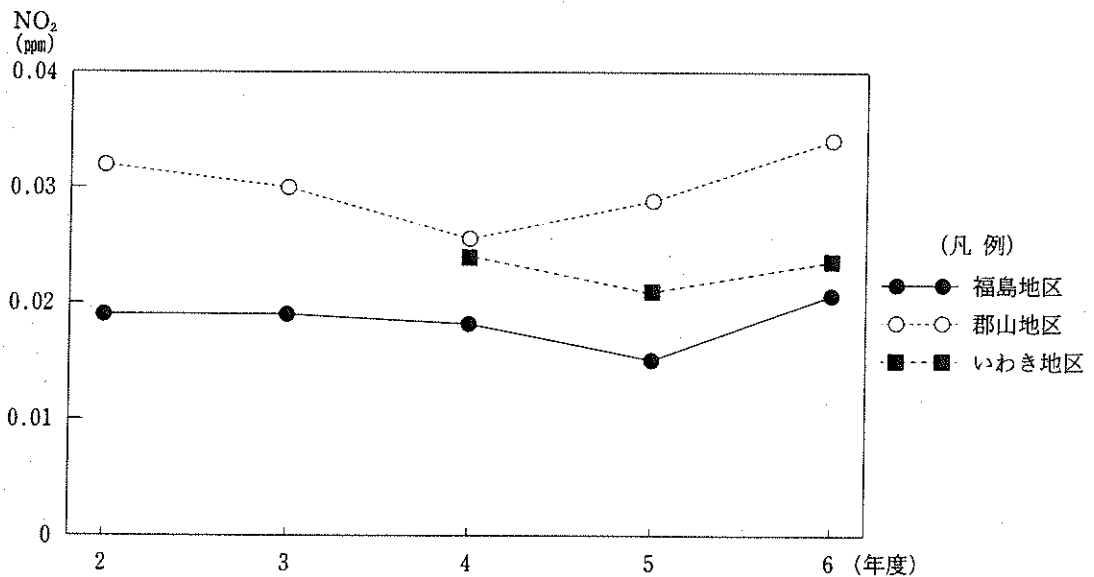
図-10 一酸化炭素濃度（年平均値）の経年変化



イ 二酸化窒素

沿道における平成6年度の大気中の二酸化窒素濃度の測定は、福島1局、群馬1局及びいわき1局の3地区3市3測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、平成5年度と同様に環境基準を達成しています。また、年平均値は平成5年度と比べると、福島1局、群馬1局では増加しましたが、いわき1局では横ばいでした。(図-11)

図-11 二酸化窒素濃度（年平均値）の経年変化



ウ 光化学オキシダント

沿道における平成6年度の大気中の光化学オキシダント濃度の測定は、福島1局で行いました。この測定結果を環境基準と比較すると、平成5年度と同様に環境基準は達成できませんでした。また、環境基準を超えた時間の割合は、1.5%（平成5年度0.3%）でした。

エ 二酸化硫黄

沿道における平成6年度の大気中の二酸化硫黄濃度の測定は、福島1局で行いました。この

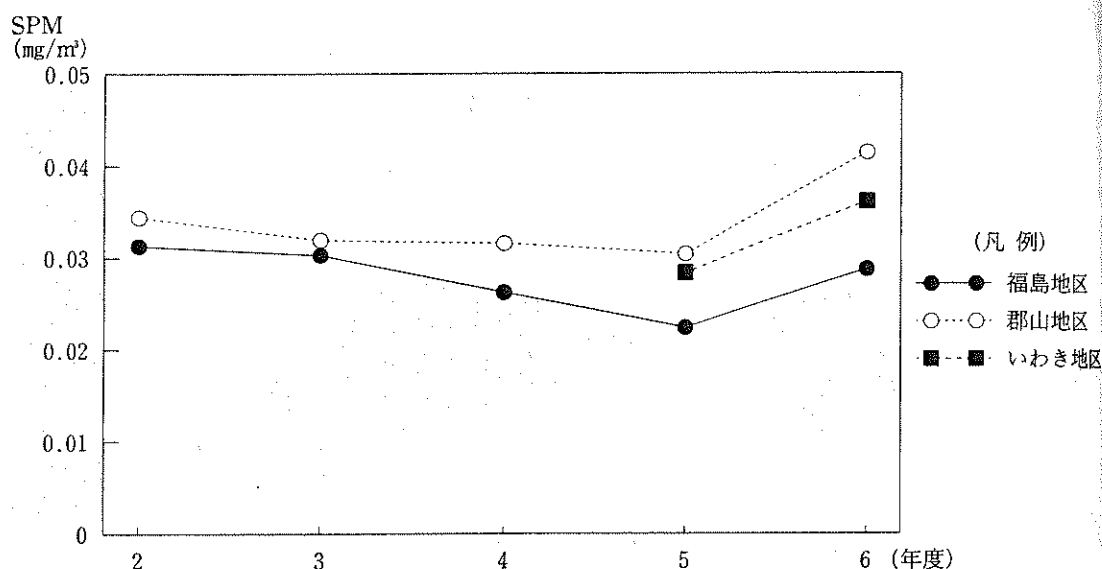
測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価及び日又は時間単位の短期的評価とも、平成5年度と同様に環境基準を達成しています。また、年平均値は平成5年度と比べると、横ばいでした。

オ 浮遊粒子状物質

沿道における平成6年度の大気中の浮遊粒子状物質濃度の測定は、福島1局、郡山1局及びいわき1局の3地区3市3測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価はいわき1局を除く2局では環境基準を達成しましたが、日又は時間単位の短期的評価は、郡山1局及びいわき1局で環境基準を達成しませんでした。なお、年平均値は平成5年度と比べると、郡山1局で増加しましたが、その他の2局では横ばいでした。

(図-12)

図-12 浮遊粒子状物質濃度(年平均値)の経年変化



(3) 特定粉じん

平成元年6月に特定粉じんに指定されたアスベスト(石綿)は、昭和30年頃から昭和50年までに建設された建築物に防音・断熱・保温等のために広く使用されてきました。

このため、本県では、昭和62年度に「化学物質環境対策連絡会議」においてアスベスト対策の検討を重ねるとともに、公的施設における吹付け石綿使用実態調査を行い、16,876施設中237施設(1.4%)で吹付け石綿が使用されていることがわかりました。

そこで、県では、昭和62年10月に県土木部が策定した「県有施設に係る吹付け石綿改修暫定指針」に基づいて、吹付け石綿使用施設の改修について関係者を指導するとともに、52の県有施設については、昭和63年度から平成2年度の3年計画で改修を行い、すべて改修済みとなっています。

また、県では、昭和63年度から県内4方部(福島、郡山、会津若松及びいわき)において、一般環境大気中のアスベスト濃度の推移を把握するため、平成5年度まで継続調査を行いました。

その結果は0.03~1.82 f/lの範囲で、労働作業環境のばく露限界(2,000 f/l)のおよそ1/67000~1/1100の濃度のレベルであることから、特に問題となる濃度ではないと考えられています。

(4) スパイクタイヤによる道路粉じん

スパイクタイヤによる道路粉じんの実態調査は、本県では昭和57年度から実施しています。平成6年度は、福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市において実施しました。

冬期（12月～3月）の降下ばいじん量は、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行（平成3年4月）されてから減少し、平成4年度以降は、低いレベルで推移しています。

（表-21、図-13）

表-21 平成6年度降下ばいじん量の測定結果

（単位：t/km²/月）

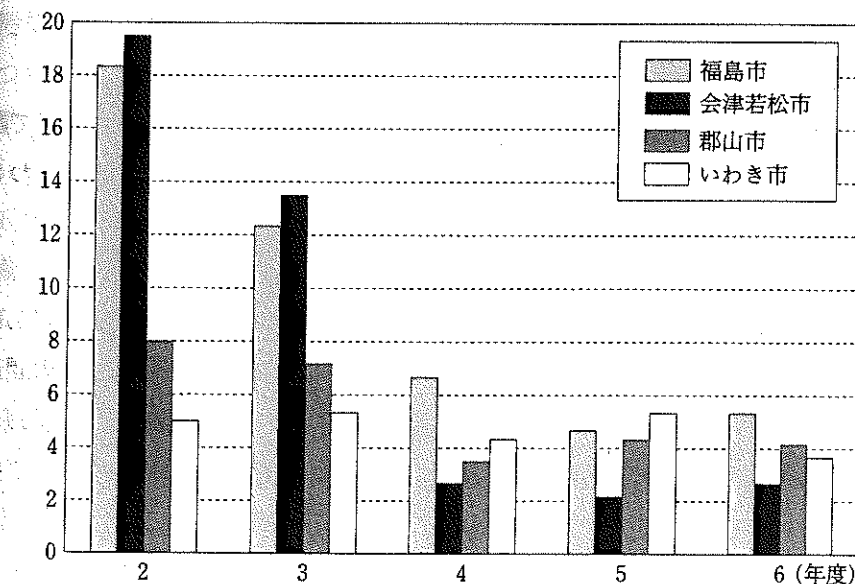
月	地点	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市
12月		6.8	2.3	5.2	3.4
1月		6.9	2.2	3.7	1.7
2月		4.5	3.8	3.7	1.2
3月		3.4	2.6	3.6	8.4
合計		21.6	10.9	16.2	14.7
平均		5.4	2.7	4.1	3.7

（注）各市における調査地点は、次のとおりです。

市名	調査地点
福島市	福島警察署腰浜派出所 国道4号
会津若松市	東邦銀行会津支店駅前出張所 市道大町
郡山市	中町一丁目有料駐車場 国道4号
いわき市	労働福祉会館 国道6号

図-13 降下ばいじん量の測定結果の推移（12月～3月の総降下ばいじん量の月平均）

（t/km²/月）



第2節 大気汚染防止対策

1 法令による規制

大気の汚染に係る環境基準の維持達成を目的として、大気汚染の原因物質を排出する施設（ばい煙発生施設）に対し、大気汚染防止法及び福島県産業公害等防止条例に基づいて規制が行われています。

(1) 大気汚染防止法による規制の概要

大気汚染防止法では、工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム等の5項目））について排出基準を定めるとともに、事業者には、その基準を守ることと、ばい煙の自主測定義務を課しています。

粉じんを発生する施設については、平成元年6月に大気汚染防止法の一部が改正され、人の健康に影響を及ぼすおそれのある石綿が「特定粉じん」に、石綿を除くその他の粉じんが「一般粉じん」にそれぞれ指定され、特定粉じん発生施設については、敷地の境界線上での許容濃度が定められるとともに、事業者には、その許容濃度を守ることと、特定粉じんの自主測定義務を課しています。

さらに、一般粉じん発生施設については、粉じんの飛散防止のための施設の構造及び管理の方法等に関する基準が定められています。

アンモニア等の28種類の特定物質に係る施設については、故障、破損、その他の事故が発生し、特定物質を大気中に多量に排出した場合の応急措置や、復旧措置の実施とそれらの実施状況の報告を義務付けています。

また、大気汚染防止法施行令の一部改正により、昭和60年9月10日からは小型ボイラー（伝熱面積が10㎡未満であって、バーナーの燃焼能力が重油換算で50ℓ/h以上のもの）が、昭和63年2月1日からはガスタービン及びディーゼル機関（それぞれ燃料の燃焼能力が重油換算で50ℓ/h以上のもの）が、平成3年2月1日からはガス機関及びガソリン機関（それぞれ燃料の燃焼能力が重油換算で35ℓ/h以上のもの）がそれぞればい煙発生施設に追加指定されました。

(2) ばい煙の排出規制

ア 硫黄酸化物の排出規制

硫黄酸化物の排出規制は、大気汚染防止法によって、排出口（煙突）の高さに応じて許容排出量を算出するK値規制方式によって行われています。県内に適用されるK値は、いわき地域が6.0、郡山地域が11.5、その他の地域は17.5となっています。

イ ばいじんの排出規制

昭和57年5月に大気汚染防止法施行規則が全面的に改正されたことに伴い、ばいじんの排出基準値は、それまでのほぼ1/2程度に厳しくなりました。また、ばい煙発生施設の種類の公平な規制を行うために、ばい煙発生施設のばいじん発生機構にそって、適切であると認められる施設については、標準酸素濃度補正方式が採用され、排出ガスを空気で希釈するだけで排出基準に適合させることを防止しています。

ウ 窒素酸化物の排出規制

窒素酸化物の排出基準は、大気汚染防止法施行規則により、昭和48年8月の第1次規制から昭和58年9月の第5次規制まで段階的に規制の強化が行われ、窒素酸化物を排出するほとんど

のばい煙発生施設に適用されています。また、これらの基準は、各ばい煙発生施設からの窒素酸化物の発生機構にそって、排出ガスを空気で希釈して排出基準に適合させることを防止するため、規制の当初から標準酸素濃度補正方式が採用されています。

エ 有害物質の排出規制

窒素酸化物を除く、カドミウム、塩素及び塩化水素、ふっ素、鉛については、それぞればい煙発生施設を限定して、排出基準を定めています。このうち塩化水素については、ばいじんや窒素酸化物と同様に標準酸素濃度補正方式が採用されています。

(3) 条例によるばい煙の排出規制

大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、県は、カドミウム、塩素、塩化水素、ふっ素、鉛の有害物質について「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（いわゆる上乗せ条例）により、施設の種類及び適用地域を限定して、法律に定める排出基準より厳しい排出基準（いわゆる上乗せ排出基準）を定めています。

さらに、福島県産業公害等防止条例によって、大気汚染の防止対策上必要な施設及び物質について、本県独自の規制を行っています。

2 ばい煙発生施設等の概要

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の平成7年3月末における届出件数は、ばい煙発生施設が1,716工場・事業場で3,596施設、特定粉じん発生施設が4工場・事業場で90施設、一般粉じん発生施設が413工場・事業場で1,802施設となっています。（表-22～24）

これを施設別に見ると、ばい煙発生施設では、ボイラーが2,753施設で全体の76.6%を占めています。また、特定粉じん発生施設では、研磨機が62施設で全体の68.9%、一般粉じん発生施設では、コンベアが906施設で全体の50.2%を占めています。

これらのばい煙発生施設等の設置届出者には、大気汚染防止法及び福島県産業公害等防止条例に基づく規制基準の遵守を指導するとともに、「立地企業公害対策指導指針」により設置地域の状況等を考慮した大気汚染の未然防止対策について指導しています。

3 ばい煙発生施設等の監視調査と指導

大気汚染物質の発生源の監視調査は、平成元年度から、ばい煙発生施設の届出や管理状況、稼動状況について書類及び現場確認を行う「届出状況確認調査」を主体とし、これにばい煙発生施設の排出基準の適合状況等の実態を調査する「煙道排ガス調査」を組み合わせた発生源監視調査を効率的に行い、これらの立入検査結果に基づいて必要な指導を行っています。

平成6年度の立入検査の実施状況は、届出状況確認調査で延べ248工場・事業場、煙道排ガス調査が42工場・事業場（いわき市実施分の8事業場を含む。）の合計290工場・事業場の894施設について行い、このうち、煙道排ガス調査の検査項目は延べ42煙道について、延べ124項目の検査を行いました。（表-25）

その結果、排出基準を超えていたため改善勧告等の行政措置を行ったものは、3工場・事業場の6施設でした。これらの行政措置を行った施設は、コークス炉が4施設、廃棄物焼却炉及び乾燥炉が各1施設となっており、ばい煙の種類ではばいじんが6施設でした。

また、排出基準超過の原因としては、排ガス処理施設の取り付け不備や排ガス処理施設の管理の不徹底、ばい煙発生施設の整備不良などがあげられます。

これらの立入検査による指導の状況は、表-26のとおりであり、今後ともばい煙発生施設及び排

ガス処理施設の適正な維持管理や排ガス処理施設の指導を行うことにしています。

さらに、平成6年度の特定粉じん発生施設監視調査は、3工場の72施設について実施しましたが、法律に基づく規制基準を超えたものではありませんでした。

4 自動車排出ガス対策

内燃機関として石油系燃料の燃焼に伴い発生する自動車排出ガスは、その主成分である一酸化炭素や窒素酸化物などによって道路沿線住民の生活環境を悪化させるばかりでなく、広域的な光化学オキシダント発生の一因ともなっています。

自動車排出ガスの対策は、昭和48年度からのガソリン・LPG車に対する規制に始まり、順次強化され、昭和58年8月の環境庁告示（通称「58年度規制」という。）により、すべての自動車について許容限度が設定されました。

これらの自動車排出ガスの規制は、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素類のアイドリング時の濃度、あるいは10・15モード等における排出量等について許容限度が定められ、これを基にした道路運送車両法の規定により、新規検査、継続検査及び街頭における整備不良車等に対する検査の際の排出ガスの測定が実施されています。

さらに、自動車排出ガスによる大気汚染の著しい道路の周辺区域等については、その環境濃度の測定を行い、必要によっては交通量の規制や道路構造の改善などの環境対策を実施することになっています。

表-22 ばい煙発生施設届出件数等

（平成7年3月31日現在）

施設の 項番号	管内別 施設名	福島保健所	会津若松 保健所	郡山公害 対策センター	いわき公害 対策センター	いわき市 (政令市)	計
1	ボイラー(小型除く)	472	275	593(5)	260(4)	116(4)	1,716(5)
	小型ボイラー	258	192	337	184	66	1,037
2	ガス発生炉	(3)	—	1(2)	—	—	1(5)
3	焙焼炉、焼結炉	—	—	—	9	—	9
5	溶解炉	40	35	31	24	—	130
6	金属加熱炉	41	28	26	13	—	108
7	石油加熱炉	—	—	—	2	—	2
9	セメント焼成炉	—	—	2	—	—	2
	熔融炉	6	—	9	—	—	15
	その他の焼成炉	3	6	13	26	—	48
10	反応炉	—	—	3	6	—	9
	直火炉	—	—	2	—	—	2
11	骨材乾燥炉	7	13	21	14	—	55
	その他の乾燥炉	8	14	23	33	—	78
12	電気炉	6	2	—	1	—	9
13	廃棄物焼却炉	28	39	68	38(2)	22	195(2)
14	銅・鉛又は亜鉛の 精練用	焙焼炉	1	3	—	—	4
		焼結炉	—	—	—	2	2
		溶鉱炉	—	—	—	4	4
		転炉	—	—	—	5	5
		溶解炉	—	3	3	—	9
		乾燥炉	—	—	—	6	6

施設の 項番号	管内別 施設名	福島保健所	会津若松 保健所	郡山公害 対策センター	いわき公害 対策センター	いわき市 (政令市)	計
17	塩化第二鉄製造用溶解槽	—	—	2	—	—	2
19	塩素反応施設	—	2	23	36	—	61
	反応施設	—	3	—	1	—	4
	塩化水素 吸収施設	—	—	9	8	—	17
21	複合肥料 等製造用	—	—	—	4	—	4
	溶解炉	—	—	—	—	—	—
24	鉛精錬用溶解炉	—	—	—	2	—	2
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	—	—	—	6	—	6
27	硝酸 製造用	—	—	—	2	—	2
	吸収施設 濃縮施設	—	—	—	1	—	1
28	コークス炉	—	—	—	4	—	4
29	ガスタービン	(13)	(8)	(8)	(6)	2(6)	2(41)
	非常用	(13)	(7)	(5)	(4)	2(5)	2(34)
30	ディーゼル機関	(70)	15(52)	10(31)	5(76)	15(26)	45(255)
	非常用	(57)	6(37)	(23)	1(62)	13(26)	20(205)
31	ガスエンジン	(1)	(1)	(6)	—	—	(8)
	非常用	—	—	—	—	—	—
施設数	合計	870(87)	630(61)	1,176(52)	699(125)	221(36)	3,596(361)
	構成比(%)	24.2	17.5	32.7	19.4	6.1	100.0
工場・事業所数	合計	428(67)	336(40)	563(38)	278(40)	111(32)	1,716(217)
	構成比(%)	24.9	19.6	32.8	16.2	6.5	100.0

環境指導課調べ

(注) 上表中()内の数字は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく施設及び工場・事業場数を示し、届出件数等には含まれません。

表-23 特定粉じん発生施設届出件数等

(平成7年3月31日現在)

施設の 項番号	管内別 施設名	福島保健所	会津若松 保健所	郡山公害 対策センター	いわき公害 対策センター	いわき市 (政令市)	計
1	解綿用機械	—	—	1	—	—	1
2	混合機	7	—	—	—	—	7
4	切断機	3	—	4	3	—	10
5	研磨機	49	—	12	1	—	62
6	切削用機械	—	—	2	—	—	2
7	破砕機及び摩砕機	4	—	2	1	—	7
9	穿孔機	1	—	—	—	—	1
施設数	合計	64	—	21	5	—	90
	構成比(%)	71.1	—	23.3	5.6	—	100.0
工場・事業場数	合計	1	—	2	1	—	4
	構成比(%)	25.0	—	50.0	25.0	—	100.0

環境指導課調べ

表-24 一般粉じん発生施設届出件数等

(平成7年3月31日現在)

施設の 項番号	管内別 施設名	福島保健所	会津若松 保健所	郡山公害 対策センター	いわき公害 対策センター	いわき市 (政令市)	計
1	コークス炉	—	—	—	4	—	4
2	鉱物・土石の堆積場	28	40	79	69(15)	26	242(15)
3	コンベア	128	43	397	307(89)	31	906(89)
4	破砕機及び摩砕機	46	58	183	131(2)	—	418(2)
5	ふるい	32	16	130	54(3)	—	232(3)
施設数	合計	234	157	789	565(109)	57	1,802(108)
	構成比(%)	13.0	8.7	43.8	31.3	3.2	100.0
工場・事業場数	合計	35	61	207	88(3)	22	413(3)
	構成比(%)	8.5	14.8	50.1	21.3	5.3	100.0

環境指導課調べ

(注) 上表中()内の数字は、電気事業法に基づく施設数等を示し、届出件数等には含まれません。

表-25 ばい煙等の立入検査実施状況

(平成6年度)

管内			福島保健所	会津若松 保健所	郡山公害 対策センター	いわき公害 対策センター	いわき市 (政令市)	計	
調査数	延工場事業場	煙道排ガス調査	5	7	11	11	8	42	
		届出状況確認調査	29	59	79	81	—	248	
		調 査 合 計	34	66	90	92	8	290	
	延施設	延煙道排ガス調査	法	5	8	11	29	9	62
			条 例	—	—	—	—	—	—
			協定等	—	(1)	—	(4)	—	(5)
			対象外	—	—	—	—	—	—
			計	5	8	11	29	9	62
		延届出状況確認調査	法	105	155	194	378	—	832
			計	105	155	194	378	—	832
	調 査 合 計		110	163	205	407	9	894	
延煙道排ガス調査検査項目	硫酸化物	法	5	1	4	8	8	26	
		対象外	0	0	0	0	0	0	
	ばいじん	法	5	6	11	11	8	41	
		対象外	0	0	0	0	0	0	
	窒素酸化物	法	3	2	11	9	8	33	
		対象外	1	1	0	0	0	2	
	法に基づく有害物質	法	0	4	3	4	2	13	
		対象外	0	7	1	0	0	8	
	条例に基づく有害物質	条 例	0	0	0	0	0	0	
		対象外	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	協 定	0	1	0	0	0	1	
		対象外	0	0	0	0	0	0	
	計		法	13	13	29	32	26	113
			条例又は協定	0	1	0	0	0	1
			対象外	1	8	1	0	0	10
			14	22	30	32	26	124	

(注) ()内数値は、協定対象施設で、内数を示します。

表-26 ばい煙等の立入検査による指導状況

業 種	年 度		2		3		4		5		6	
	区 分		調査工場数	指導件数	調査工場数	指導件数	調査工場数	指導件数	調査工場数	指導件数	調査工場数	指導件数
食料品・たばこ製造業			37	0	30	0	29	0	32	0	36	0
繊維工業			14	2	9	1	10	0	12	0	9	0
木材・木製品製造業			14	0	6	0	10	0	9	0	10	0
家具・装備品製造業			2	0	4	1	5	0	8	0	12	0
パルプ・紙・紙加工品製造業			7	0	6	0	7	0	11	1	9	0
化学工業			33	0	26	1	38	0	26	0	26	0
石油製品・石炭製品製造業			13	1	24	0	13	0	24	1	17	1
プラスチック製品製造業			1	0	7	0	4	0	3	0	4	0
ゴム製品製造業			5	0	2	1	4	0	5	0	3	0
窯業・土石製品製造業			27	1	18	1	37	0	31	1	29	1
鉄鋼業			6	0	6	0	5	0	5	0	9	0
非鉄金属製造業			8	1	16	0	12	0	18	1	13	0
金属製品製造業			10	0	9	0	4	0	4	0	4	0
一般機械器具製造業			2	0	6	0	2	0	6	0	1	0
電気機械器具製造業			25	0	19	0	13	0	20	0	14	0
輸送用機械器具製造業			3	0	10	0	9	0	3	0	—	—
精密機械器具製造業			7	0	3	0	6	0	4	0	3	0
電 気 業			4	0	2	0	5	0	8	0	5	0
各種商品卸売業			2	0	3	0	—	—	—	—	—	—
繊維・機械器具・建築材料等卸売業			1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
旅館・その他の宿泊所			13	0	13	0	9	0	12	0	5	0
医 療 業			7	0	10	0	5	0	5	0	7	0
保健及び廃棄物処理業			19	0	25	0	31	2	25	0	32	1
教 育			7	0	3	0	5	0	1	0	5	0
その他のサービス業			—	—	8	0	10	0	11	0	15	0
そ の 他			21	0	11	0	19	0	11	0	22	0
計			288	5	276	5	292	2	294	4	290	3

大気汚染

5 スパイクタイヤ粉じん対策

冬期における自動車交通の安全確保のためにスパイクタイヤが普及したことに伴い、積雪寒冷地の都市部を中心として、スパイクタイヤ粉じんの発生や道路の摩耗などが大きな社会問題になりました。この問題を抜本的に解決するため、平成2年6月に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」(以下「法律」という。)が公布・施行されました。これにより、平成3年4月からは、法律に基づく指定地域内の舗装道路であって、積雪又は凍結の状態にない部分においては、スパイクタイヤの使用が禁止され、また、法律の適用が猶予されてきた大型自動車についても、平成5年4月から同様にスパイクタイヤの使用が禁止されました。

(1) 法律第5条に基づく地域指定

法律第5条第1項で、「環境庁長官は、住居が集合している地域その他の地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止することにより住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することが特に必要であるものを、指定地域として指定しなければならない。」と定められ、法律第7条では、この指定地域内の積雪又は凍結の状態にない道路の部分でのスパイクタイヤの使用が禁止されています。また、法律第8条では、この禁止規定の違反者に対し、平成4年4月から罰則(10万円以下の罰金)が適用されています。さらに、罰則の適用が猶予されていた大型車等(車両総重量が3トンを超える車)についても、平成5年4月から、その違反者に対し罰則が適用されました。

本県では、国の指定要件に基づき、関係の市町村長の意見を踏まえながら、本県の自然的社会的条件や積雪の状況、自動車の広域走行性など、県全体から見て均衡のとれた広域的な地域を指定の対象と考え、県下90市町村のうち、会津西部の14町村を除く76市町村について環境庁長官へ申出を行い、平成3年1月にこの申出どおり指定地域の指定を受けています。(図-14)

(2) 道路環境整備対策

スパイクタイヤのない「新しい冬道時代」に対応した環境の整備のため、次の事業を行いました。

ア 除雪事業

イ 凍結防止剤の散布

ウ 消雪施設の整備(無散水消雪、散水消雪)

エ チェーン脱着場の整備

オ 凍結抑制舗装の実施

(3) 道路粉じん量の調査

スパイクタイヤによる粉じんの影響を調査するため、県内4地点(福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市)において、道路粉じん量の調査を実施しました。

冷地
りま
止に
らは
パイ
5年

パイ
する
第7
が禁
罰則
(車
用さ

社会
を指
官へ

まし



大氣污染

第3章 水質汚濁の現況と対策

第1節 水質汚濁の現況

1 公共用水域の水質監視

(1) 水質環境基準の設定状況

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法に基づいて、水質汚濁の環境上の条件について達成維持することが望ましい基準として定められたものであり、「人の健康の保護に関する環境基準」(カドミウム等のいわゆる健康項目)と「生活環境の保全に関する環境基準」(BOD等のいわゆる生活環境項目)が定められています。(資-33)

健康項目については、すべての公共用水域に一律に基準値が適用されますが、生活環境項目については、河川、湖沼及び海域の区分ごとに水利用の状況や目的に応じて類型が設けられ、その類型ごとに基準値が定められています。

県内の公共用水域の生活環境項目に係る環境基準の類型(湖沼の全窒素、全^{りん}を除く。)は、河川が41河川の58水域、湖沼が12湖沼の12水域、海域が13水域の合計83水域が指定されています。

また、湖沼の富栄養化を防止するための全^{りん}に係る環境基準の類型は、4湖沼が指定されています。(資-34)

なお、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)は、平成5年3月8日付けで、『人の健康の保護に関する環境基準』が大幅に改正され、また、平成5年8月27日付けで、『生活環境の保全に関する環境基準』に海域の窒素及び^{りん}に係る環境基準値が設定されました。

(2) 公共用水域の水質監視

公共用水域の水質汚濁の状況の監視は、水質汚濁防止法(以下「法」という。)第16条の定めによる水質測定計画に基づいて、県内の主要河川、湖沼、海域について、国(東北地方建設局、北陸地方建設局)、県、福島市、郡山市及びいわき市(3市は、法第28条に定める政令市)が分担して昭和46年から行っています。

平成6年度の水質測定計画に基づく水質調査は、88河川、12湖沼、13海域の130水域201地点で実施しました。(表-27)

2 公共用水域の水質測定結果

(1) 水質環境基準の達成状況

ア 健康項目

① 平成6年度に、河川、湖沼及び海域の合計69地点でカドミウム等の健康項目23項目について測定したところ、1河川の1地点で、^ひ砒素が環境基準を超過しました。(表-28)

② この^ひ砒素の環境基準が超過した酸川(猪苗代町)は、火山性の酸性河川であるため、従来から年平均値で $0.02\text{mg}/\ell \sim 0.04\text{mg}/\ell$ の範囲で^ひ砒素が検出されていましたが、平成5年3月に^ひ砒素の環境基準が強化($0.05\text{mg}/\ell \rightarrow 0.01\text{mg}/\ell$)されたことにより基準超過となったもので、その原因は自然汚濁と考えられます。(表-29~30)

③ この酸川については、今後とも注意深く監視を続けていくことにしています。

イ 生活環境項目

- ① 有機汚濁の代表的指標である BOD（河川）又は COD（湖沼及び海域）の環境基準の平成 6 年度の達成率は、河川が 67.2%、湖沼が 83.3%、海域が 92.3% であり、これらの合計では 73.5% でした。
- ② 平成 6 年度の合計達成率は、前年度に比べて 6.0 ポイント減少しました。（表－31～32）
- ③ 河川において、BOD に係る環境基準を達成していない水域は、生活排水が主な汚濁原因と考えられる都市内やその近郊の中小河川が多く、これらの水域では水質の改善が頭打ちの状況にあります。このため、県では、これらの水域を「生活排水対策重点地域」に指定（大滝根川流域、広瀬川流域、松川浦流域、釈迦堂川流域及び今出川流域）したり、合併処理浄化槽や下水道等の施設の整備を進めるなどの対策を積極的に講じています。（表－33）
- ④ 湖沼において、COD に係る環境基準を達成していないのは、雄国沼及び秋元湖であり、このうち、雄国沼の汚濁原因は、主に自然汚濁（植物などの腐敗物等）によるものと考えられています。（表－33）
- ⑤ 秋元湖については、秋元湖を含む裏磐梯地区において、県が策定した「裏磐梯湖沼水質保全基本計画」に基づいて、現在、北塩原村が特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理施設などの整備事業を実施中ですので、今後の水質改善が期待されています。
- ⑥ 富栄養化の代表的指標である全^{りん}磷については、環境基準の類型が指定されている 4 湖沼（4 水域）すべての湖沼で環境基準を達成しました。（表－34）

表－27 水質測定計画に基づく調査対象水域数及び測定地点数（平成 6 年度）

水域区分	環境基準の 類型指定の 状況	調査対象水域数等		
		河川数等	水域数	地点数
河川	類型指定有	41(39)	58(45)	90(55)
	類型指定無	47(6)	47(6)	49(6)
	小 計	88(45)	105(51)	139(61)
湖沼	類型指定有	12(1)	12(1)	28(2)
海域	類型指定有	13(5)	13(5)	34(6)
合計	類型指定有	66(45)	83(51)	152(63)
	類型指定無	47(6)	47(6)	49(6)
	合 計	113(51)	130(57)	201(69)

(注) 1 「環境基準の類型指定の状況」の欄の類型指定の有無は、「生活環境の保全に関する環境基準」の類型のあてはめの有無を示しています。

2 「調査対象水域数等」の欄の()内の数値は、調査対象水域数等の内数で健康項目の測定対象水域数等を示しています。

表-28 健康項目に係る環境基準の達成状況（平成6年度）

測 定 項 目		河 川		湖 沼		海 域		合 計	
		測定地点数	環境基準 超過地点数	測定地点数	環境基準 超過地点数	測定地点数	環境基準 超過地点数	測定地点数	環境基準 超過地点数
健 康 項 目	① カ ド ミ ウ ム	52	0	2	0	6	0	60	0
	② 全 シ ア ン	46	0	0	0	6	0	52	0
	③ 鉛	52	0	2	0	6	0	60	0
	④ 六 価 ク ロ ム	46	0	0	0	6	0	52	0
	⑤ 砒 素	50	1	2	0	6	0	58	1
	⑥ 総 水 銀	49	0	2	0	6	0	57	0
	⑦ ア ル キ ル 水 銀	44	0	0	0	6	0	50	0
	⑧ P C B	39	0	0	0	6	0	45	0
	⑨ ジ ク ロ ロ メ タ ン	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑩ 四 塩 化 炭 素	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑪ 1, 2-ジクロロエタン	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑫ 1, 1-ジクロロエチレン	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑬ シス-1,2-ジクロロエチレン	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑭ 1, 1, 1-トリクロロエタン	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑮ 1, 1, 2-トリクロロエタン	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑯ トリクロロエチレン	55	0	2	0	6	0	63	0
	⑰ テトラクロロエチレン	55	0	2	0	6	0	63	0
	⑱ 1, 3-ジクロロプロペン	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑲ チ ウ ラ ム	51	0	2	0	6	0	59	0
	⑳ シ マ ジ ン	51	0	2	0	6	0	59	0
	㉑ チ オ ベ ン カ ル プ	51	0	2	0	6	0	59	0
	㉒ ベ ン ゼ ン	51	0	2	0	6	0	59	0
	㉓ セ レ ン	51	0	2	0	6	0	59	0
合 計			1		0		0		1

表-29 健康項目に係る環境基準を超過した水域とその項目（平成6年度）

水域 区分	水 域 名 等			項 目	平成6年度 測定結果 (年間平均値)	環境基準
	水系区分	水域名	測定地点名(市町村名)			
河川	阿賀野川水系	酸 川	酸川野 (猪苗代町)	砒 素	0.022 mg/ℓ	0.01 mg/ℓ

(注) 健康項目に係る環境基準は、年間平均値で評価します。

表-30 健康項目に係る環境基準達成状況の推移（過去5年間）

測定項目	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
	環境基準を 超える地 点数	環境基準を 超える地 点数	環境基準を 超える地 点数	環境基準を 超える地 点数	環境基準を 超える地 点数
① カドミウム	0/62	0/62	0/62	0/62	0/60
② 全シアン	0/55	0/55	0/54	0/54	0/52
③ 鉛	0/61	0/62	0/62	0/62	0/60
④ 六価クロム	0/55	0/54	0/53	0/53	0/52
⑤ 砒素	0/60	0/60	0/60	1/60	1/58
⑥ 総水銀	0/59	0/59	0/59	0/59	0/57
⑦ アルキル水銀	0/45	0/45	0/45	0/45	0/50
⑧ P C B	0/44	0/45	0/45	0/45	0/48
⑨ ジクロロメタン				0/63	0/59
⑩ 四塩化炭素				1/63	0/59
⑪ 1,2-ジクロロエタン				1/63	0/59
⑫ 1,1-ジクロロエチレン				0/63	0/59
⑬ シス-1,2-ジクロロエチレン				0/63	0/59
⑭ 1,1,1-トリクロロエタン				0/64	0/59
⑮ 1,1,2-トリクロロエタン				0/63	0/59
⑯ トリクロロエチレン	0/59	0/59	0/64	0/64	0/63
⑰ テトラクロロエチレン	0/59	0/59	0/64	0/64	0/63
⑱ 1,3-ジクロロプロペン				0/63	0/59
⑲ チウラム				0/63	0/59
⑳ シマジン				0/63	0/59
㉑ チオベンカルブ				0/63	0/59
㉒ ベンゼン				0/63	0/59
㉓ セレン				0/63	0/59

- (注) 1 ⑨～㉓の項目は、平成5年3月8日付け環境庁告示により追加された項目です。
2 ⑯及び⑰は、平成4年度までは、水質環境目標（平成元年4月3日付け環境庁水質保全局長通知）により評価しました。

表-31 生活環境項目（BOD 又は COD）に係る環境基準達成状況の推移（過去5年間）

年 度	河 川			湖 沼			海 域			合 計		
	指 定 水域数	達 成 水域数	達成率 (%)	指 定 水域数	達 成 水域数	達成率 (%)	指 定 水域数	達 成 水域数	達成率 (%)	指 定 水域数	達 成 水域数	達成率 (%)
2	58	46	79.3	12	10	83.3	13	12	92.3	83	68	81.9
3	58	43	74.1	12	10	83.3	13	12	92.3	83	65	78.3
4	58	49	84.5	12	11	91.7	13	12	92.3	83	72	86.7
5	58	44	75.9	12	9	75.0	13	13	100	83	66	79.5
6	58	39	67.2	12	10	83.3	13	12	92.3	83	61	73.5

- (注) 1 河川は BOD で、湖沼と海域は COD でそれぞれ評価します。
2 平成6年度の測定で環境基準を達成しなかった河川と湖沼の水域名は、表-33に示しています。

表-32 生活環境項目(BOD 又は COD)に係る類型別環境基準の達成状況の推移 (過去5年間)

水域区分	環境基準 類型 区分	年 度 別 達 成 率						
		平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度		
		達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	指定水域数	達成水域数
河 川	A	88.0	77.1	85.7	71.4	71.4	35	25
	B	77.8	72.2	83.3	88.9	72.2	18	13
	C	75.0	75.0	75.0	50.0	25.0	4	1
	D	100	0	100	100	0	1	0
	小計	79.3	74.1	84.5	75.9	67.2	58	39
湖 沼	A	83.3	83.3	91.7	75.0	83.3	12	10
海 域	A	85.7	85.7	85.7	100	85.7	7	6
	B	100	100	100	100	100	6	6
	小計	92.3	92.3	92.3	100	92.3	13	12
合 計		81.9	78.3	86.7	79.5	73.5	83	61

(注) 河川はBODで、湖沼と海域はCODでそれぞれ評価します。

表-33 生活環境項目(BOD 又は COD)に係る環境基準を達成しなかった水域(平成6年度)

水域区分	水 域 名 等				平成6年度 測定結果 (mg/l)	環境基準の指定等の状況	
	水系区分	水 域 名	測定地点名	(市町村名)		類 型 区 分 等	指定年月日
河川	阿賀野川	1 *湯川(下流部)	新湯川橋	(会津若松市)	5.8	B・ロ(3mg/l以下)	昭57.6.22
		2 *広瀬川(上流部及び小国川)	広瀬川合流前	(霊山町)	4.3	A・イ(2mg/l以下)	昭51.3.30
	阿武隈川系	3 *広瀬川(下流部)	阿武隈川合流前	(梁川町)	4.2	B・ロ(3mg/l以下)	昭51.3.30
		4 *五百川	阿武隈川合流前	(本宮町)	2.7	A・イ(2mg/l以下)	昭51.3.30
		5 逢瀬川(上流部)	馬場川合流点前	(郡山市)	2.5	A・イ(2mg/l以下)	昭51.3.30
		6 *逢瀬川(中流部)	幕ノ内橋上流	(郡山市)	6.3	B・ロ(3mg/l以下)	昭51.3.30
		7 逢瀬川(下流部)	阿武隈川合流前	(郡山市)	8.3	D・ハ(8mg/l以下)	昭51.3.30
		8 *釈迦堂川(上流部)	水道取水点	(須賀川市)	2.4	A・イ(2mg/l以下)	昭51.3.30
		9 釈迦堂川(下流部)	阿武隈川合流前(須賀川市)		3.6	B・イ(3mg/l以下)	昭51.3.30
		10 *社 川	王子橋	(石川町)	2.1	A・イ(2mg/l以下)	昭46.5.25
	久慈川	11 *久慈川	松岡橋	(棚倉町)	2.4	A・ロ(2mg/l以下)	昭50.3.17
	相双水域	12 *小泉川(上流部)	小泉橋	(相馬市)	3.2	A・イ(2mg/l以下)	昭53.4.7
		13 *小泉川(下流部)	百間橋	(相馬市)	7.2	C・イ(5mg/l以下)	昭53.4.7
		14 小高川(上流部)	善丁橋	(小高町)	2.3	A・イ(2mg/l以下)	昭53.4.7
	いわき地区水域	15 *大久川	陰磯橋	(いわき市)	3.5	A・イ(2mg/l以下)	昭51.3.30
		16 *夏井川(上流部)	北ノ内橋	(小野町)	2.4	A・ロ(2mg/l以下)	昭49.3.26
		17 好間川(下流部)	夏井川合流前	(いわき市)	3.5	B・イ(3mg/l以下)	昭51.3.30
		18 藤原川	みなと大橋	(いわき市)	6.5	C・ハ(5mg/l以下)	昭48.3.31
		19 *蛭田川	小碓橋	(いわき市)	5.7	C・ハ(5mg/l以下)	昭48.3.31
			蛭田橋	(いわき市)	7.4	C・ハ(5mg/l以下)	昭48.3.31
湖沼	阿賀野川系	20 秋元湖	湖心	(猪苗代村)	3.5	A・ロ(3mg/l以下)	昭49.3.26
		21 *雄国沼	湖心	(北塩原村)	5.9	A・ロ(3mg/l以下)	昭49.3.26
海域	22 常磐沿岸海域(小名浜港沖)	八崎灯台から真方位 115度の線上 1.500mの地点 (いわき市)			2.2	A・イ(2mg/l以下)	昭53.4.7

(注) 1 水域名の「*」印は、昨年度に引き続き環境基準を達成しなかった水域であることを示します。
2 類型区分等の欄のイ、ロ、ハは各々環境基準達成期間を示します。

「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 測定結果は、「河川」はBOD、「湖沼」及び「海域」はCODで示します。
4 複数の環境基準点を有する水域における環境基準の適合状況は、環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において環境基準に適合している場合に、「環境基準を達成している。」と判定します。

表-34 全^{らん}に係る環境基準の達成状況の推移（過去5年間）

水域区分	環境基準 類型 区分	年 度 別 達 成 率						
		平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度		
		達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	指定水域数	達成水域数
湖 沼	II	100	100	100	75.0	100	4	4

(2) 河川の水質

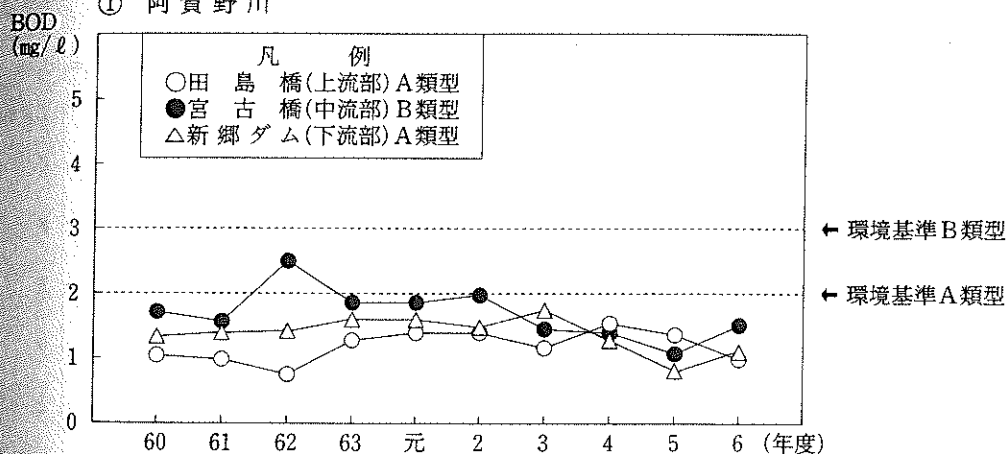
主な河川の水質（BOD75%値）の経年変化を図-15に示します。

阿賀野川や阿武隈川など主要な河川の水質は、ほぼ横ばいで推移しています。

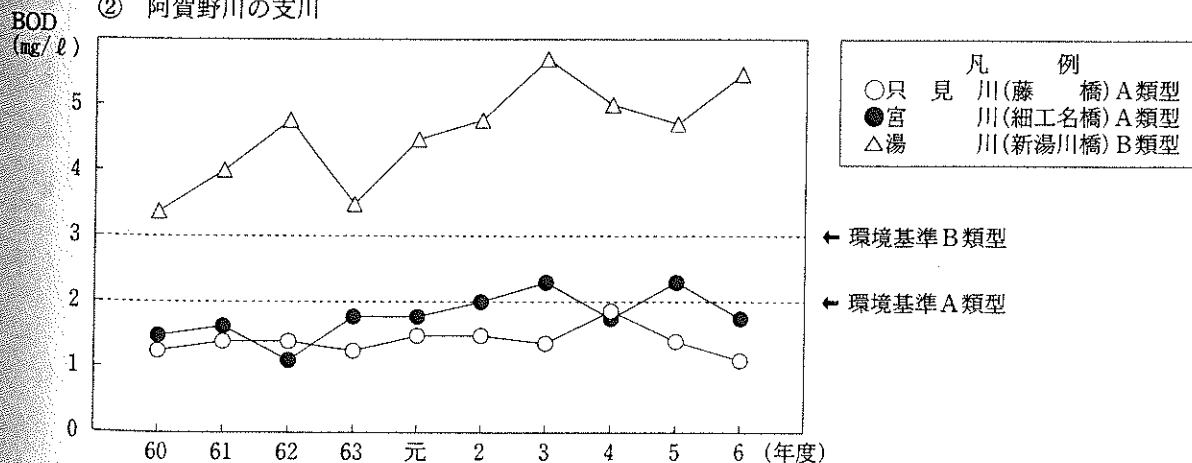
都市部やその周辺の河川（湯川、逢瀬川、小泉川、蛭田川など）のBODは、高い値で推移しており、水質の改善がなかなか進んでいません。

図-15 河川の水質（BOD75%値）の経年変化

① 阿賀野川

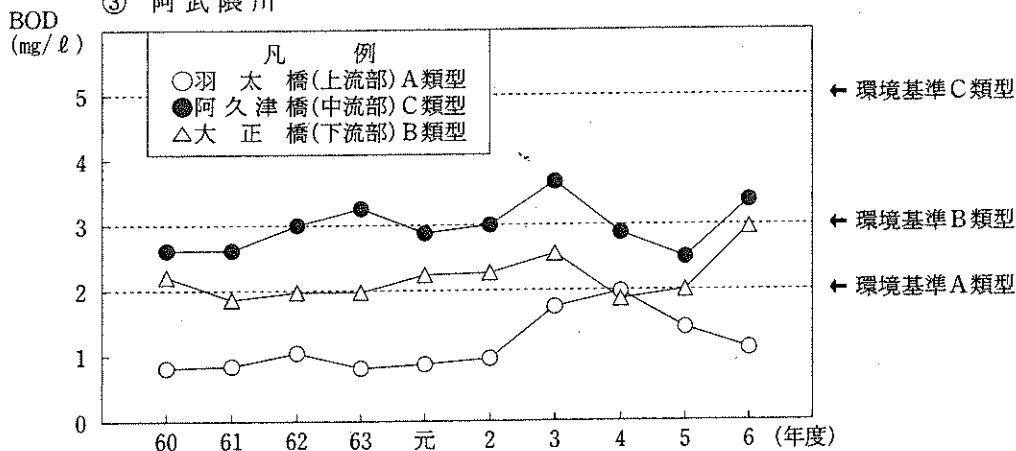


② 阿賀野川の支川

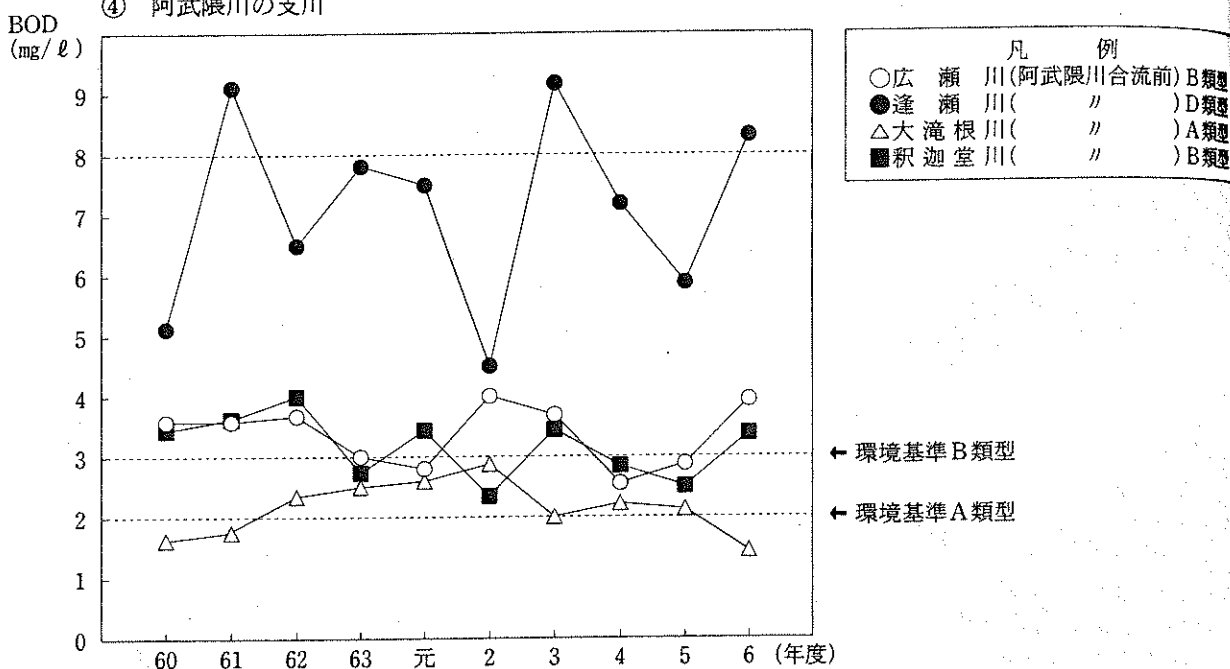


水質汚濁

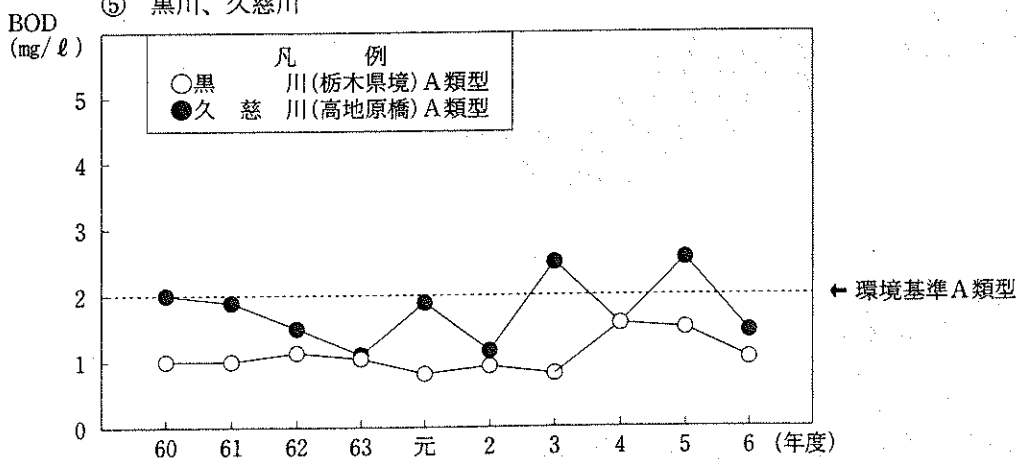
③ 阿武隈川



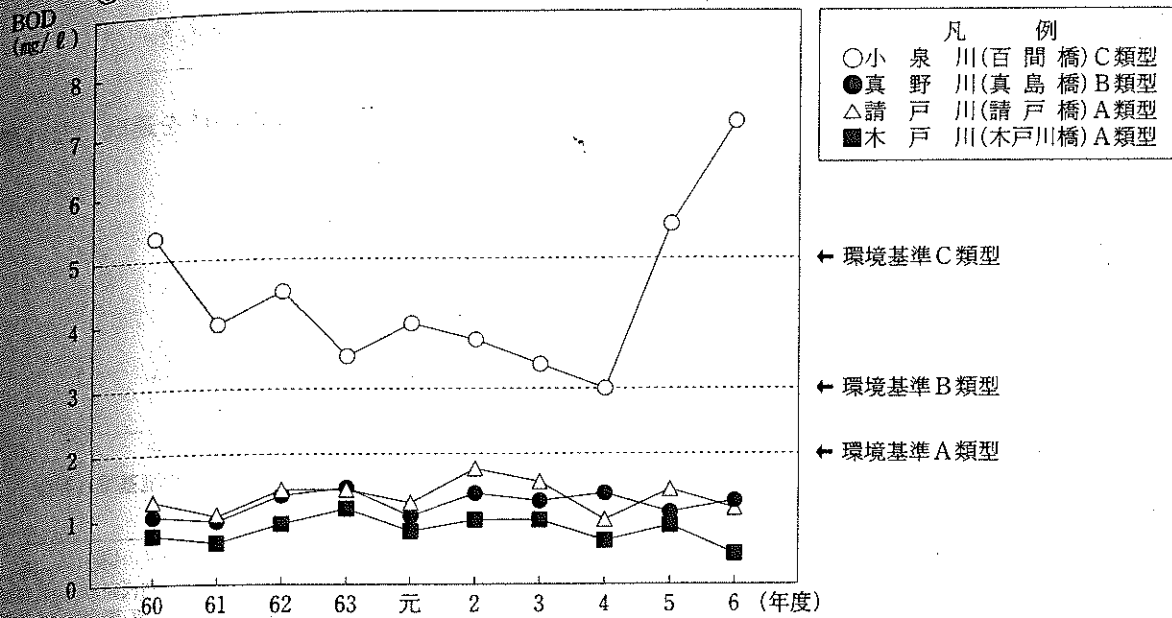
④ 阿武隈川の支川



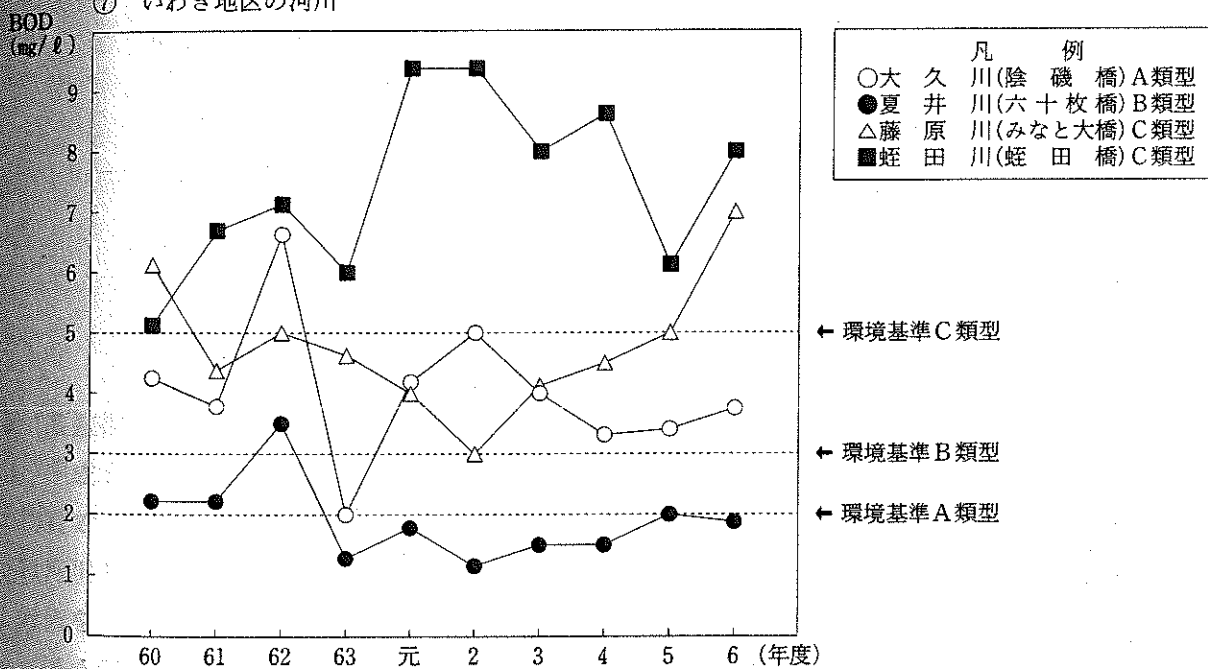
⑤ 黒川、久慈川



⑥ 相双地区の河川



⑦ いわき地区の河川



水質汚濁

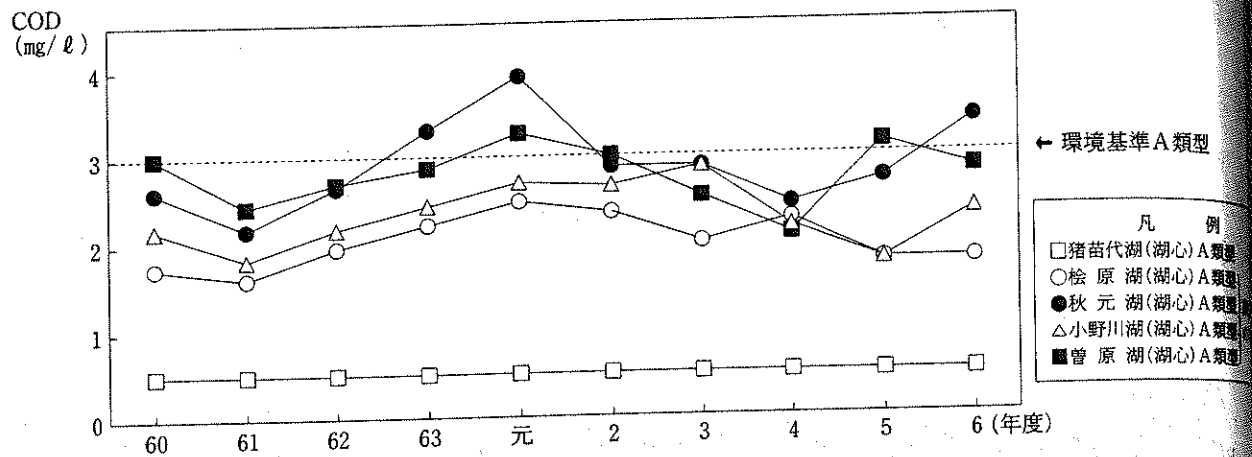
(3) 湖沼の水質

猪苗代湖と裏磐梯の各湖沼の水質（COD75%値）の経年変化を図-16に示します。

猪苗代湖湖心の COD は、0.5mg/ℓ 未満で大変低い値で推移しています。

裏磐梯の各湖沼の水質は、昭和60年ごろからやや悪化の傾向を示し、環境基準を達成しない湖沼もあります。

図-16 湖沼の水質（COD75%値）の経年変化

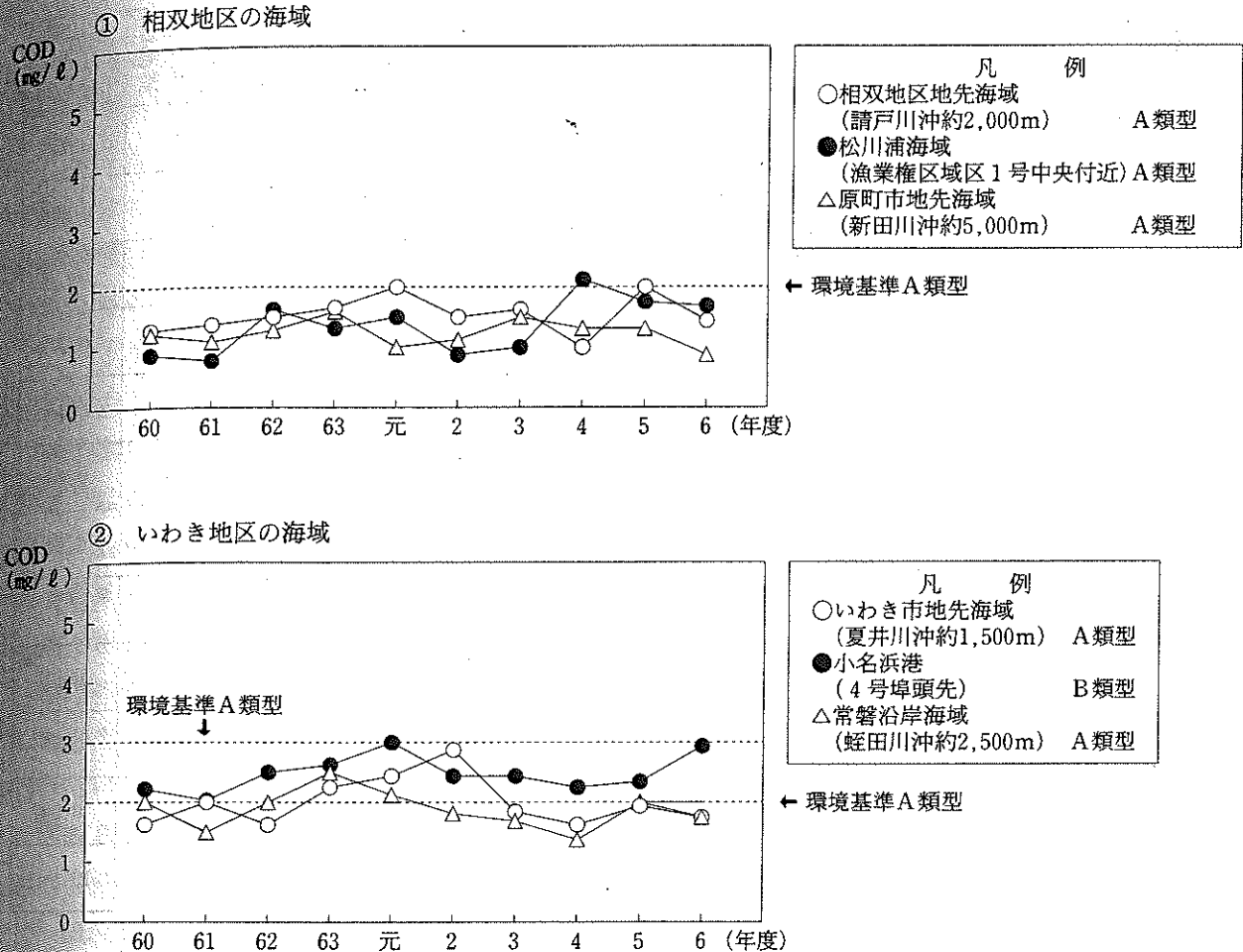


(4) 海域の水質

主な海域の水質（COD75%値）の経年変化を図-17に示します。

水質は各海域ともほぼ横ばいで推移しています。

図-17 海域の水質 (COD75%値) の経年変化



(5) 要監視項目に係る水質測定結果

平成5年3月の環境庁水質保全局長通知により、クロロホルム等の人の健康の保護に関連する物質で、知見の集積に努めるべき物質とされた「要監視項目」(25項目)について、平成6年度は、11河川の11地点で調査を行いました。その結果、2河川の一部の地点で、ほう素及びフッ素が指針値を超過し、また、クロルニトロフェンが検出されました。(表-35)

ほう素及びフッ素が指針値を超過した真野川(鹿島町)は、海水の影響による自然汚濁と考えられます。また、クロルニトロフェンは、釈迦堂川(須賀川市)及び真野川(鹿島町)で検出されましたが、その後の追跡調査では検出されていないことから、一過性の現象と考えられます。

これらの要監視項目については、今後とも注意深く監視を続けていくこととしています。

表-35 要監視項目に係る水質測定結果

測定項目	測定 地点数	指針値 超過 地点数	指針値 (mg/ℓ)	測定項目	測定 地点数	指針値 超過 地点数	指針値 (mg/ℓ)
クロロホルム	11	0	0.06	フェノブカルブ	11	0	0.02
トランス-1,2-ジクロロ エチレン	11	0	0.04	イプロベンホス	11	0	0.008
1,2-ジクロロプロパン	11	0	0.06	クロルニトロフェン	11	2	—
p-ジクロロベンゼン	11	0	0.3	トルエン	11	0	0.6
イソキサチオン	11	0	0.008	キシレン	11	0	0.4
ダイアジノン	11	0	0.005	フタル酸ジエチルヘキシ ル	11	0	0.06
フェントロチオン	11	0	0.003	ほう素	11	1	0.2
イソプロチオラン	11	0	0.04	フッ素	11	1	0.8
オキシ銅	11	0	0.04	ニッケル	11	0	0.01
クロロタロニル	11	0	0.04	モリブデン	11	0	0.07
プロピザミド	11	0	0.008	アンチモン	11	0	0.002
EPN	11	0	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	11	0	10
ジクロロボス	11	0	0.01				

(注) 1 「指針値」は平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通知によります。
2 クロルニトロフェンについては指針値が定められていないため、検出の有無により評価しました。

(6) 水浴場の水質

年間延べ利用者がおおむね5万人以上の水浴場の水質等の状況を調査するため、平成6年度は、いわき市、相馬市、檜葉町及び双葉町にある9海水浴場と猪苗代湖の2湖水浴場において、それぞれ遊泳期間前と遊泳期間中の水質調査を行いました。その結果、遊泳期間中とも、すべての水浴場で、水浴に適した水質でした。(資-45)

3 地下水の水質監視

(1) 経 過

地下水は、水道用水や工業用水などに利用されているほか、身近にある貴重な水資源として広く利用されています。

しかしながら、近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水の汚染が全国的に明らかになっています。また、地下水はいったん汚染されるとその回復が極めて困難なことから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）の一部が改正され（平成元年10月1日施行）、有害物質を含む汚水等の地下への浸透を禁止する等の措置や、地下水の水質の監視測定体制の整備などの規定が新たに設けられました。

(2) 評価の方法

地下水については、水質環境基準は定められていませんが、これに準ずるものとして、平成元年9月に環境庁から地下水の汚染状況を評価するための基準（評価基準）が示され、平成5年3月の水質環境基準の項目追加の改正と併せて「環境基準健康項目」として、23物質の評価基準が示されました。

(3) 地下水の水質監視

県内の地下水の水質監視は、法第16条の定めによる水質測定計画に基づいて、県、郡山市及びいわき市（両市は法第28条に定める政令市）、国（北陸地方建設局）が分担して、平成元年度から行っています。

平成6年度の水質測定は、概況調査、定期モニタリング調査、汚染井戸周辺地区調査の三つの調査区分により行いました。（表-36）

ア 概況調査

県内の地下水の概況を把握するため、次の(ア)と(イ)の調査を行いました。

(ア) メッシュ調査

県内を経緯度法により、おおむね10km四方のメッシュで113に区分し、各メッシュ内の井戸116地点で水質測定を行いました。

(イ) 有害物質使用等工場・事業場周辺調査（工場等周辺調査）

六価クロムやトリクロロエチレンなどの有害物質を使用し、又は製造している工場・事業場の井戸、若しくはその近くに所在する井戸80地点で水質測定を行いました。

イ 定期モニタリング調査

平成元年度から5年度までに実施した「概況調査」や「汚染井戸周辺地区調査」の結果、汚染が判明した井戸水の水質の経年的な変化を見るため、平成6年度は、定期モニタリング調査として327地点の井戸の水質測定を行いました。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

新たに地下水の汚染が判明した地区で、その汚染の範囲を確認するための調査として、①概況調査等の結果、新たに評価基準を超えた1地区、②定期モニタリング調査の結果、新たに汚染の広がりを確認する必要があった9地区の合計10地区において、当初発見された汚染井戸周辺の井戸について、計47地点で水質測定を行いました。

表-36 測定機関別地下水の水質測定地点数

(平成6年度)

測定機関	概 況 調 査		定期モニタリング調査	汚染井戸周辺地区調査	
	メッシュ調査	工場等周辺調査			
建設省	0地点	0地点	1地点	0地区	0地点
福島県	94地点	56地点	276地点	10地区	47地点
郡山市	10地点	9地点	43地点	0地区	0地点
いわき市	12地点	15地点	7地点	0地区	0地点
計	116地点	80地点	327地点	10地区	47地点

4 地下水の水質測定結果

(1) 概況調査結果

ア メッシュ調査

メッシュ調査は、73市町村(10市40町23村)の116地点において実施し、そのうち5地点(検出率4.3%)で地下水の汚染が判明しましたが、評価基準を越えた地点はありませんでした。

イ 有害物質使用等工場・事業場周辺調査(工場等周辺調査)

工場等周辺調査は、33市町村(9市18町6村)の80地点において実施し、そのうち12地点(検出率15.0%)で汚染が判明しました。このうち評価基準を超える地点は、1地点(超過率1.2%)であり、その物質は、1,1-ジクロロエチレンでした。(表-37)

表-37 地下水の概況調査結果

(平成6年度)

調査の種類	測定地点数	汚染がなかった地点数	汚染が判明した地点数		
			計	評価基準以下	評価基準超過
メッシュ	116	111(95.7%)	5(4.3%)	5(4.3%)	0(0%)
工場等周辺	80	68(85.0%)	12(15.0%)	11(13.8%)	1(1.2%)
合 計	196	179(91.3%)	17(8.7%)	16(8.2%)	1(0.5%)

また、測定項目別の調査結果は、図-18のとおりであり、地下水を汚染していた物質は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及びシマジンの物質であり、他の有害物質は検出されませんでした。

;年度)



0地占

17地点

0地点

0地点

地

也点(後
した。

也点(按
1.2%)

水質汚濁

よ、ト
音であ

である

さらに、平成5年3月に水質環境基準の健康項目が追加され、その中には、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンから変化する物質（1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン。以下「トリクロロエチレン等の変化する物質」という。）もあることから、①及び②の調査地点のうち代表的な56地点では、このトリクロロエチレン等の変化する物質を測定し、またジクロロメタンについては、①の調査地点の中から1地点（福

島市瀬上)で測定しました。

その結果、トリクロロエチレン等の3項目の測定では、①のこれまでに評価基準以下ではあるが汚染の認められた74地点のうち1地点(会津若松市中町)で新たにテトラクロロエチレンが評価基準を超えたものの、31地点(41.9%)は、「汚染なし」に改善されていました。

また、②の評価基準超過地区では、過去5年間とも評価基準以下であった67地点のうち1地点(福島市渡利)で新たにテトラクロロエチレンが評価基準を超過しましたが、これまでに評価基準を超過していた136地点のうち58地点(42.6%)では水質の改善傾向が見られました。

なお、それぞれ1地点で測定した鉛及び砒素は、いずれも検出されませんでした。ジクロロメタンが1地点で評価基準を超え、また、トリクロロエチレン等の変化物質は、1,2-ジクロロエタンが1地点、1,1-ジクロロエチレンが1地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが12地点で、それぞれ評価基準を超過しました。

(3) 汚染井戸周辺地区調査結果

①平成6年度の「概況調査」の結果、評価基準を超えた1地区の11地点、②「定期モニタリング調査」の結果新たに評価基準を超えた9地区のうち1地区の3地点、③同調査の結果により新たな評価基準の超過はないものの、汚染範囲の確認を行った8地区の33地点、の合計10地区の47地点について、汚染井戸周辺地区調査を行いました。その結果、32地点(68.1%)では汚染がなく、11地点(23.4%)は評価基準以下であり、4地点(8.5%)では評価基準を超過していました。(表-38)

表-38 汚染井戸周辺地区調査結果

(平成6年度)

調査地点数	汚染がなかった地点数	汚染が判明した地点数		
		計	評価基準以下	評価基準超過
47	32(68.1%)	15(31.9%)	11(23.4%)	4(8.5%)

5 ゴルフ場排水農業調査結果

(1) ゴルフ場農業に係る暫定指導指針

近年、ゴルフ場で使用されている農業による環境汚染が社会的な関心事になっていることから、この農業による水質汚濁の防止を図るため、環境庁は、平成2年5月に「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下「暫定指導指針」という。)を示し、この中で21種類の農業について、排水中の濃度に関する指針値が示されました。次いで、平成3年7月には9種類の農業が追加され、対象農業数は計30種類となっています。(表-39)

表-39 ゴルフ場農業に係る暫定指導指針値（環境庁水質保全局長通知）

殺虫剤(7種)	指針値 (mg/ℓ)	殺菌剤(12種)	指針値 (mg/ℓ)	除草剤(11種)	指針値 (mg/ℓ)
イソキサチオン	0.08	イソプロチオラン	0.4	アシュラム	2
イソフェンホス	0.01	イプロジオン	3	シマジン(CAT)	0.03
クロルピリホス	0.04	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	テルブカルブ(MBPMC)	0.2
ダイアジノン	0.05	オキシ銅(有機銅)	0.4	ナプロバミド	0.3
トリクロロホン(DEP)	0.3	キャプタン	3	ブタミホス	0.04
ピリダフェンチオン	0.02	クロロタロニル(TPN)	0.4	プロピザミド	0.08
フェニトロチオン(MEP)	0.03*	クロロネブ	0.5	ベンスリド(SAP)	1
		チウラム(チラム)	0.06	ペンディメタリン	0.5
		トルクロホスメチル	0.8	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8
		フルトラニル	2	メコプロップ(MCPP)	0.05
		ペンシクロン	0.4	メチルダイミロン	0.3
		メプロニル	1		

(注) 1 下線は、平成3年7月に追加された農薬です。
2 指針値の欄の「*」印は、平成4年12月に改正されたことを示します。

(2) ゴルフ場排水農薬調査結果

県は、平成6年度に県内の全ゴルフ場(61ゴルフ場)を対象に、排水中の農薬の実態調査を実施しました。

調査対象農薬は、暫定指導指針に定められている30農薬を対象としました。

調査結果は、総合農薬調査(平成6年度以前も含めて、ゴルフ場農薬の使用の有無に関係なく行った分析調査)と使用農薬調査(平成6年度において使用実績のあるゴルフ場農薬の分析調査)とに分けてまとめました。

ア 総合農薬調査結果

総合農薬調査の検出率は、61ゴルフ場から採水した1,860検体のうち、52検体(検出率2.8%)から何らかの農薬が検出されましたが、暫定指導指針値を超えたものではありませんでした。

また、61ゴルフ場のうち、37ゴルフ場(60.7%)からは、何らかの農薬が検出されました。

(表-40)

検出率が高い農薬は、殺菌剤のフルトラニル(30.6%)、除草剤のテルブカルブ(12.7%)などでした。(表-41)・

イ 使用農薬調査結果

使用農薬調査の検出率は、58ゴルフ場から採水した524検体のうち、41検体(検出率7.8%)から農薬が検出されましたが、暫定指導指針値を超えたものではありませんでした。

また、58ゴルフ場のうち29ゴルフ場(50.0%)からは、何らかの農薬が検出されました。

検出率が高い農薬は、除草剤のテルブカルブ、プロピザミド、メチルダイミロン(共に100%(1/1))、殺菌剤のフルトラニル(45.0%(18/40))などでした。

総合農薬調査及び使用農薬調査の結果、暫定指導指針値を超える農薬はありませんでしたが、検出された農薬のうち最も高い、メコプロップ(除草剤)の0.010mg/ℓは、暫定指導指針値(0.05mg/ℓ)に比べて1/5の濃度であり、その他の農薬は、およそ1/14～1/1,100程度の濃度でした。

表-40 ゴルフ場排水農薬調査結果総括表

(平成6年度)

種 類	ゴルフ場についての集計結果							検体についての集計結果						
	総合農薬解析処理			使用農薬解析処理			暫定指導 指針値超 過ゴルフ 場数	総合農薬解析処理			使用農薬解析処理			暫定指導 指針値超 過検体数
	調査対象 ゴルフ 場数	農薬が検 出された ゴルフ 場数	総合農薬 検出率 (b/a)%	調査対象 ゴルフ 場数	農薬が検 出された ゴルフ 場数	使用農薬 検出率 (d/c)%		検体数	農薬が検 出された 検体数	総合農薬 検出率 (f/e)%	検体数	農薬が検 出された 検体数	使用農薬 検出率 (h/g)%	
	a	b	(b/a)%	c	d	(d/c)%		e	f	(f/e)%	g	h	(h/g)%	
殺虫剤	61	0	0	52	0	0	0	434	0	0	101	0	0	0
殺菌剤	61	24	39.3	55	23	41.8	0	744	32	4.3	296	30	10.1	0
除草剤	61	17	27.9	39	10	25.6	0	682	20	2.9	127	11	8.7	0
全 体	61	37	60.7	58	29	50.0	0	1860	52	2.8	524	41	7.8	0

表-41 農薬の種類別の検出状況

(平成6年度)

農 薬 名		暫 定 指 針 値 (mg/ℓ)	総合農薬解析処理結果					使用農薬解析処理結果		
種類	項 目		検体数 a	農 薬 が 検 出 された 検 体 数 b	総 合 農 薬 検 出 率 (b/a)%	検 出 され た 濃 度 範 囲 (mg/ℓ)	暫 定 指 針 値 と の 比	検体数 c	農 薬 が 検 出 された 検 体 数 d	使 用 農 薬 検 出 率 (d/c)%
殺 虫 剤	イソキサチオン	0.08	62	0	0	すべて不検出	—	15	0	0
	イソフェンホス	0.01	62	0	0	すべて不検出	—	0	—	—
	クロロピリホス	0.04	62	0	0	すべて不検出	—	10	0	0
	ダイアジノン	0.05	62	0	0	すべて不検出	—	31	0	0
	トリクロルホン	0.3	62	0	0	すべて不検出	—	15	0	0
	ピリダフェンチオン	0.02	62	0	0	すべて不検出	—	1	0	0
	フェニトロチオン	0.03	62	0	0	すべて不検出	—	29	0	0
	7 項 目		434	0	0			101	0	0
殺 菌 剤	イソプロチオラン	0.4	62	6	9.7	不検出～0.027	1/ 15	28	5	17.9
	イプロジオン	3	62	0	0	すべて不検出	—	36	0	0
	エトリジアゾール	0.04	62	0	0	すべて不検出	—	9	0	0
	オキシシン銅	0.4	62	0	0	すべて不検出	—	21	0	0
	キャプタン	3	62	0	0	すべて不検出	—	18	0	0
	クロロタロニル	0.4	62	0	0	すべて不検出	—	35	0	0
	クロロネブ	0.5	62	0	0	すべて不検出	—	18	0	0
	チウラム	0.06	62	0	0	すべて不検出	—	36	0	0
	トルクロホスメチル	0.8	62	0	0	すべて不検出	—	16	0	0
	フルトラニル	2	62	19	30.6	不検出～0.0042	1/ 476	40	18	45.0
	ベンシクロン	0.4	62	5	8.1	不検出～0.0036	1/ 111	20	5	25.0
	メプロニル	1	62	2	3.2	不検出～0.0023	1/ 435	20	2	10.0
	12 項 目		744	32	4.3			296	30	10.1
除 草 剤	アシュラム	2	62	2	3.2	不検出～0.0018	1/1111	31	2	6.5
	シマジン	0.03	62	3	4.8	不検出～0.0022	1/ 14	14	3	21.4
	テルブカルブ	0.2	62	8	12.7	不検出～0.0029	1/ 67	1	1	100
	ナプロパミド	0.3	62	2	3.2	不検出～0.0005	1/ 588	13	1	7.7
	ブタミホス	0.04	62	0	0	すべて不検出	—	4	0	0
	プロピザミド	0.08	62	1	1.6	不検出～0.0008	1/ 100	1	1	100
	ベンスリド	1	62	1	1.6	不検出～0.0052	1/ 192	10	1	10.0
	ベンディメタリン	0.5	62	1	1.6	不検出～0.0007	1/ 714	10	1	10.0
	ベンフルラリン	0.8	62	0	0	すべて不検出	—	11	0	0
	メコプロップ	0.05	62	1	1.6	不検出～0.010	1/ 5	31	0	0
	メチルダイムロン	0.3	62	1	1.6	不検出～0.0010	1/ 303	1	1	100
	11 項 目		682	20	2.9			127	11	8.7

(注) 「暫定指導指針値との比」は、検出された最高濃度と暫定指導指針値との比を示します。

ウ 指導体制

調査結果では、暫定指導指針を超えていた農薬はありませんでしたが、調査結果を各ゴルフ場に通知するとともに、農薬の流出防止対策の徹底や農薬の適正使用について指導を行っています。

また、県では、県庁内の関係課で構成する「ゴルフ場農薬安全使用連絡会議」を設置し、平成元年2月には「ゴルフ場農薬安全使用指導指針」を定め、各ゴルフ場に対し、農薬の適正使用などについて指導を行っています。さらに平成3年4月には、この「指針」を「要綱」に改正し、新たに、農薬の使用実績や使用計画の報告、排水中の農薬の自主測定の実施とその結果の報告などを定め、ゴルフ場に対する指導を強めています。

第2節 水質汚濁防止対策

1 法令による規制

工場・事業場からの排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、水質汚濁防止法による規制が行われています。

この法律では、有害物質や有機汚濁物質などを含む污水又は廃液が発生する施設を「特定施設」と定め、この特定施設を設置する特定事業場に対しては、その施設の届出の義務や、排水基準に適合しない排水の排出や有害物質の地下浸透の禁止なども定めています。

特定施設は、この法律の施行後も順次追加指定されており、平成3年7月には、新たにトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及びこれら2物質の蒸留施設が特定施設に追加指定されました。

排水基準の項目も、昭和60年には窒素と^{りん}（排出先が、環境庁長官が指定する湖沼又は海域である工場・事業場にのみ適用されます。本県では、昭和60年に^{りん}に係る指定湖沼として猪苗代湖などの39湖沼が指定され、平成5年に窒素と^{りん}に係る指定海域として松川浦及び小名浜港が指定されています。）が追加され、さらに平成元年にはトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが追加されました。

また、平成5年には、人の健康の保護に関する環境基準の拡充・強化に連動して、ジクロロメタン等7項目の有機塩素化合物、シマジン等4項目の農薬等合計13項目が排水基準に追加されるとともに、鉛及び^び素についてはその基準値の強化が行われました。

排水基準は、国が全国一律の基準を定めていますが、この法律により、都道府県は必要に応じて、一律基準よりも厳しい基準（「上乘せ排水基準」）を設定できるとされており、本県では、県内を6水域に分けてこの上乘せ排水基準を県条例で定めています。

なお、郡山市といわき市については、この法律に基づく知事の事務のうち、特定事業場への立入検査や改善勧告、公共用水域の水質の測定に関する事務などが、両市の市長に委任されています（この法律に基づく政令市）が、平成7年4月1日から福島市も政令市に指定されました。

2 特定事業場の概要

平成6年度末現在の水質汚濁防止法に基づく届出のある特定事業場数は7,815事業場、このうち、排水基準が適用される事業場数は1,512事業場(19.3%)で、いずれも年々増加しています。(表-42)

表-42 管内別の特定事業場数と規制対象事業場数の推移

年度	福島保健所	会津若松保健所	郡山公害対策センター	いわき公害対策センター	郡山市(政令市)	いわき市(政令市)	合計	割合(%)
4	341/1,282	315/2,473	282/1,345	99/767	152/702	266/1,156	1,455/7,725	18.8
5	347/1,300	330/2,504	292/1,352	103/767	150/710	269/1,165	1,491/7,798	19.1
6	348/1,314	339/2,513	297/1,353	102/751	152/724	274/1,160	1,512/7,815	19.3

(注) 分母は特定事業場数を示し、分子はそのうち排水規制対象事業場数を示します。

表-43 業種別の特定事業場数

(平成6年度)

順位	業種(又は施設)名	事業場数	構成比(%)
1	旅館業	2,607	33.4
2	食料品・たばこ製造業	1,501	19.2
3	豚房・牛房・馬房	1,086	13.9
4	車両洗浄・自動車分解整備	494	6.3
5	洗たく業	492	6.3
6	窯業・土石製品製造業	350	4.5
7	し尿処理施設	253	3.2
8	表面処理・電気めっき施設	173	2.2
9	繊維・パルプ・紙製造業	118	1.5
9	金属・機械器具製造業	118	1.5
	その他	623	8.0
合計		7,815	(100)

環境指導課調べ

(注) 政令市(郡山市、いわき市)分を含みます。

表-44 業種別の排水規制対象事業場数

(平成6年度)

順位	業種(又は施設)名	事業場数	構成比(%)
1	旅館業	468	31.0
2	し尿処理施設	251	16.6
3	食料品・たばこ製造業	116	7.7
4	表面処理・電気めっき施設	111	7.3
5	洗たく業	79	5.2
6	化学工業	70	4.6
7	金属・機械器具製造業	65	4.3
8	共同調理場・飲食店等	64	4.2
9	科学技術の試験・研究機関	46	3.0
10	ガラス・ガラス製品製造	39	2.6
	その他	203	13.5
合計		1,512	(100)

環境指導課調べ

(注) 政令市(郡山市、いわき市)分を含みます。

(1) 業種別の特定事業場数

業種別の特定事業場数は、旅館業が2,607事業場で最も多く、次いで食料品・たばこ製造業が1,501事業場、豚房・牛房・馬房が1,086事業場の順になっており、これら3業種で全体の66.5%を占めています。

また、排水規制対象事業場では旅館業、し尿処理施設、食料品・たばこ製造業の順になっています。(表-43~44)

(2) 水域別の特定事業場数

水域別の特定事業場数は、阿武隈川、阿賀野川、いわき地区水域の順になっており、これらの3水域で全体の80.3%を占めています。(表-45)

また、排水規制対象事業場についても、これらの3水域で全体の84.8%を占めています。(表-46)

表-45 水域別の特定事業場数

(平成6年度)

水 域 名	事業場数	構成比(%)
阿 武 隈 川	3,056	39.1
阿 賀 野 川	1,932	24.7
久 慈 川、黒 川	132	1.7
猪苗代湖、羽鳥湖	646	8.3
い わ き 地 区	1,289	16.5
相 双 地 区	760	9.7
合 計	7,815	(100)

環境指導課調べ

(注) 政令市(郡山市、いわき市)分を含みます。

表-46 水域別の排水規制対象事業場数

(平成6年度)

水 域 名	事業場数	構成比(%)
阿 武 隈 川	737	48.8
阿 賀 野 川	249	16.5
久 慈 川、黒 川	26	1.7
猪苗代湖、羽鳥湖	103	6.8
い わ き 地 区	295	19.5
相 双 地 区	102	6.7
合 計	1,512	(100)

環境指導課調べ

(注) 政令市(郡山市、いわき市)分を含みます。

水質汚濁

(3) 管内別の特定事業場数

管内別の特定事業場数は、会津若松保健所管内が2,513事業場と最も多く全体の32.2%を占め、次いで、郡山公害対策センター管内が1,353事業場(17.3%)などとなっています。(表-42)

3 特定事業場に対する監視調査と指導

(1) 立入検査状況

平成6年度は、水質汚濁防止法に基づく排水規制対象の特定事業場に対する立入検査を、636事業場について延べ800回実施しました。その結果、127事業場の延べ156回が排水基準に適合しないか又はそのおそれ(日間平均の排水基準が定められている項目について超過している場合)がありました。この不適合率は、事業場数で20.0%、延べ数で19.5%でした。(表-47~48)

また、特定事業場以外の事業場については、県産業公害等防止条例などに基づいて立入検査を行っており、平成6年度は、36事業場について延べ39回の立入検査を行いました。

表-47 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果

(平成6年度)

実施機関	排水規制対象 事業場数 A	立入 事業場数 B(C)	不適合 事業場数 D	不適合率 D/(C) %	延べ立入 事業場数 E(F)	延べ不適合 事業場数 G	延べ不適合率 G/(F) %
福島保健所	348	140 (137)	16	11.7	147 (144)	26	18.1
会津若松保健所	339	131 (129)	30	23.3	178 (176)	41	23.3
郡山公害 対策センター	297	85 (82)	11	13.4	93 (86)	11	12.8
いわき公害 対策センター	102	63 (61)	7	11.5	96 (94)	12	12.8
郡山市(政令市)	152	101 (100)	27	27.0	145 (144)	30	20.9
いわき市(政令市)	274	134 (127)	26	20.5	163 (156)	36	23.1
合 計	1,512	654 (636)	127	20.0	822 (800)	156	19.5

環境指導課調べ

- (注) 1 「不適合事業場」は、排水基準に適合しないか又はそのおそれのある事業場です。表-48、49において同じ。
2 () 内は排水規制対象事業場数を示し、内数です。

表-48 排水規制対象特定事業場の立入検査結果の推移

年 度	立入 事業場数 A(B)	不適合 事業場数 C	不適合率 C/(B) %	延べ立入 事業場数 D(E)	延べ不適合 事業場数 F	延べ不適合率 F/(E) %
平成4年度	631 (606)	140	23.1	835 (807)	177	21.9
平成5年度	665 (639)	124	19.4	857 (824)	151	18.3
平成6年度	654 (636)	127	20.0	822 (800)	156	19.5

環境指導課調べ

- (注) 1 () 内は排水規制対象事業場数を示し、内数です。
2 政令市(郡山市、いわき市)分を含みます。

立入検査の結果を業種別に見ると、排水基準不適合事業場数が多い業種は、し尿処理施設(2事業場)、食料品・たばこ製造業(20事業場)、表面処理・電気めっき施設(19事業場)の順でした。一つの業種当たり5事業場以上について立入検査を実施した業種の不適合率を見ると、その率が高いのは、共同調理場・飲食店等(37.0%)、表面処理・電気めっき施設(26.4%)、窯業・土石製品製造業(25.0%)などとなっています。(表-49)

表-49 業種別の立入検査結果

(平成6年度)

特定 施設 番号	業種(又は施設)名	排水規制対象 事業場数 A	立 入 事 業 場 数 B(C)	不 適 合 事 業 場 数 D	不 適 合 率 D/(C) (%)	延べ立入 事業場数 E(F)	延べ不適合 事業場数 G	延べ不適合率 G/(F) (%)
1の2	豚房・牛房・馬房	11	5 (5)	1	20.0	8 (8)	1	12.5
2の2 18の3	食料品・たばこ 製 造 業	116	92 (90)	20	22.2	111 (109)	26	23.9
19の2 23の3	繊維・パルプ・紙 製 造 業	33	23 (23)	5	21.7	33 (33)	7	21.2
23の2	新聞・出版・ 印刷・製版	2	1 (1)	0	0	1 (1)	0	0
24の2 51の3	化 学 工 業	70	62 (62)	13	21.0	88 (88)	17	19.3
53	ガラス・ガラス製品 製 造 業	39	27 (25)	5	20.0	34 (28)	5	17.9
54の2 60の3	窯業・土石製品 製 造 業	41	13 (12)	3	25.0	15 (14)	3	21.4
61の2 63の3	金属・機械器具 製 造 業	65	49 (47)	5	10.6	61 (59)	6	10.2
64	ガス供給・コークス 製 造 業	1	1 (1)	0	0	1 (1)	0	0
64の2	水 道 用 水 道	7	2 (2)	0	0	2 (2)	0	0
65の2 66の3	表面処理・ 電気めつき施設	111	72 (72)	19	26.4	100 (100)	21	21.0
66の2	旅 館 業	468	34 (33)	9	27.3	46 (45)	15	33.3
66の3 68の7	共同調理場・ 飲 食 店 等	64	32 (27)	10	37.0	44 (39)	13	33.3
67	洗 た く 業	79	56 (52)	8	15.4	64 (60)	9	15.0
68の2	病 院	16	11 (11)	2	18.2	12 (12)	3	25.0
69	と 畜 業 ・ 死 亡 獣 取 扱	8	3 (3)	1	33.3	6 (6)	2	33.3
69の2 70の3	卸 売 市 場	2	2 (2)	0	0	2 (2)	0	0
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	8	1 (1)	1	100	2 (2)	1	50.0
71の2	科学技術の 試験・研究機関	46	13 (13)	2	15.4	14 (14)	2	14.3
71の3	一般廃棄物の 焼 却 施 設	8	4 (4)	0	0	4 (4)	0	0
71の4	産業廃棄物 処 理 施 設	4	2 (2)	0	0	3 (3)	0	0
71の5	TCE・PCEの 洗 浄 施 設	17	7 (7)	0	0	7 (7)	0	0
71の6	TCE・PCEの 蒸 留 施 設	3	2 (2)	1	50.0	4 (4)	1	25.0
72	し尿処理施設	251	115 (114)	21	18.4	133 (132)	23	17.4
73	下水道終末 処 理 施 設	27	19 (19)	0	0	21 (21)	0	0
74	特定事業場排水の 処 理 施 設	10	6 (6)	1	16.7	6 (6)	1	16.7
合 計		1,512	654 (636)	127	20.0	822 (800)	156	19.5

- (注) 1 立入検査を行った業種のみを示します。
 2 政令市(郡山市、いわき市)分を含みます。
 3 ()内は、排水規制対象事業場数を示し、内数です。

環境指導課調べ

水質汚濁

また、分析項目別の検査結果は、全体で4,998件の検査を行い、排水基準が適用される4,359件のうち、排水基準に適合していなかったものは207件で、不適合率は4.7%でした。(表-50)

有害物質では、鉛、ジクロロメタン、シアン、六価クロム及びテトラクロロエチレンで計10件の排水基準不適合があり、最も不適合の多いのは鉛の5件で有害物質全体の5割を占めています。

その他の項目では、不適合率が最も高いのはCODの16.9%で、次いでBODの9.0%、N-ヘキサン抽出物質量の7.6%の順となっており、前年度とほぼ同様の傾向が見られます。

表-50 項目別の立入検査結果

(1) 有害物質

(平成6年度)

項 目	Cd	CN	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	R-Hg	PCB	O-P	TCE	PCE
総 検 体 数	41	92	113	112	34	46	6	2	7	215	215
排水基準判定検体数(A)	41	91	110	111	33	45	6	2	5	211	212
排水基準不適合数(B)	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	1
不 適 合 率(B/A%)	0	1.1	4.5	0.9	0	0	0	0	0	0	0.5

項 目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジ	チオペンカルブ	ベンゼン	セレン
総 検 体 数	45	33	19	10	5	14	4	14	14	3	26	6
排水基準判定検体数(A)	43	31	18	10	5	13	4	6	6	3	26	4
排水基準不適合数(B)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 適 合 率(B/A%)	4.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) その他の項目

項 目	pH	BOD	COD	SS	E-coli	N-ヘキ	Cu	Zn	S-Fe	S-Mn	T-Cr
総 検 体 数	829	714	272	805	410	179	88	95	48	24	77
排水基準判定検体数(A)	760	658	89	751	402	158	80	86	45	21	66
排水基準不適合数(B)	39	59	15	37	30	12	0	1	0	0	1
不 適 合 率(B/A%)	5.1	9.0	16.9	4.9	7.5	7.6	0	1.2	0	0	1.5

項 目	F	フェノール	T-P	T-N	MC	色度	Cl	その他	(1)+(2) 合 計	前 年 度 との比較
総 検 体 数	70	28	131	109	215	0	12	9	4,998	+18
排水基準判定検体数(A)	65	25	91	64	131	0	0	0	4,359	+200
排水基準不適合数(B)	1	0	4	0	0	—	—	—	207	+49
不適合率(B/A%)	1.5	0	4.4	0	0	—	—	—	4.7	+0.9

(注) 1 政令市(郡山市、いわき市)分を含みます。

2 Cdはカドミウム、CNはシアン、Pbは鉛、Cr⁶⁺は六価クロム、Asは砒素、T-Hgは総水銀、R-Hgはアルキル水銀、O-Pは有機リン、TCEはトリクロロエチレン、PCEはテトラクロロエチレン、pHは水素イオン濃度、BODは生物化学的酸素要求量、CODは化学的酸素要求量、SSは浮遊物質、E-coliは大腸菌群数、N-ヘキサン抽出物質、Cu=銅、Zn=亜鉛、S-Fe=溶解性鉄、S-Mn=溶解性マンガ、T-Cr=総クロム、F=フッ素、フェノール=フェノール類、T-P=総リン、T-N=総窒素、MC=1,1,1-トリクロロエタン、Cl=塩素イオンを示します。

(2) 立入検査に基づく行政措置及び指導の状況

立入検査の結果、排水基準に適合しないなどの事態があった事業場については、その原因を調査し、排水処理施設の設置・増強や改善又は適切な管理などについて、行政指導を行っています。

平成6年度は、水質汚濁防止法に基づく改善命令を行った事業場が1か所ありましたが、排水停止命令を行った事業場はありませんでした。

(3) 排出水の自主測定

排出水の水質などの自主測定は、水質汚濁防止法ですべての特定事業場に対し義務付けられています。

県では、「阿武隈川流域に係る特定事業場の排出水自主測定指導要綱」(昭和52年4月)を定め、この流域に立地している特定事業場に対して、自主測定の定期的な実施やその結果の報告などについて指導しています。また、その他の流域についても、この法律の趣旨に基づいて、自主測定を行うよう指導しています。

平成6年度は、1,387事業場で自主測定の実施状況を調査したところ、769事業場で自主測定を実施しており(55.4%)、規制対象事業場の50.9%でした。(表-51)

表-51 自主測定の実施状況

(平成6年度)

管 内	対 事 業 場 数 a	実 事 業 場 数 b	実 施 率 b/a(%)	調 査 事 業 場 数 c	調 査 実 施 率 b/c(%)
福島保健所	348	208	59.8	343	60.6
会津若松保健所	339	180	53.1	330	54.5
郡山公害対策センター	297	121	40.7	283	42.8
いわき公害対策センター	102	60	58.8	64	93.8
県 計	1,086	569	52.4	1,020	55.8
郡 山 市	152	81	53.3	102	79.4
い わ き 市	274	119	43.4	265	44.9
政 令 市 計	426	200	46.9	367	54.5
計	1,512	769	50.9	1,387	55.4

(注) 1 対象事業場数は、規制対象事業場数を表します。

2 実施事業場数は、自主測定を実施していることを確認した事業場数を表します。

4 下水道等の整備

(1) 下水道の整備

ア 整備の状況

下水道は、浸水被害の防止や生活環境の改善を図る根幹的な公共施設であるばかりではなく、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、貴重な水資源の水質を保全するうえでも極めて重要な施設です。

これらの諸機能をもつ下水道は、

- ① 浸水防止、生活環境の改善及び水質汚濁防止を目的とし、都市部や農村部等における集落の雨水や汚水を排除し処理する公共下水道
 - ② 流域内の河川や湖沼の効率的な水質汚濁防止を目的として、その流域内にある2以上の市町村の区域における下水を一括して処理する流域下水道
 - ③ 主として市街地における速やかな雨水排除対策として設置される都市下水路
- の三つに大別されますが、近年の都市化の進展に伴う公共用水域の水質の悪化に対して、その整備の必要性は極めて大きいものがあります。

このうち、公共下水道事業を実施している都市は、平成7年度現在で、10市27町2村の合計39市町村となっており、下水道事業着手率(着手市町村/総市町村)は43.3%となっています。(表-52)

なお、39市町村のうち処理開始をしているのは、平成7年4月に処理開始した矢吹町を含めて9市10町1村となっており、県全体の下水道普及率(処理人口/総人口)は、平成6年度末現在で21.2%と、全国平均の51%に比べて大きく下回っています。(表-53)

しかし、平成8年度には阿武隈川上流流域下水道県北浄化センターの通水に伴い、関連公共下水道の国見町、桑折町、伊達町、梁川町、保原町の5町が新たに供用開始をすることになるため、今後は着実に下水道普及率も上昇していくものと思われます。

一方、県が行う流域下水道事業については、阿武隈川流域の13市町を対象として、阿武隈川上流流域下水道事業(県中処理区:郡山市、須賀川市、本宮町、鏡石町、矢吹町の2市3町、県北処理区:福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町の1市5町)と阿武隈川あたたら流域下水道事業(二本松処理区:二本松市、安達町の1市1町)の2事業3処理区により実施しています。

また、都市下水路については、現在4市11か所において整備中です。

このほかに、県内を6つの流域(阿武隈川流域、阿賀野川流域、夏井川・鮫川等流域、久慈川流域、新田川等流域、請戸川等流域)に分け、それぞれの流域ごとに、水質環境基準を達成維持するための下水道整備に関する総合的な基本計画「流域別下水道整備総合計画」の策定に努めています。

表-52 年度別の下水道事業着手都市

年度	都 市 名
33	いわき市、郡山市
35	原町市
38	福島市
48	会津若松市
49	相馬市
50	浪江町
51	須賀川市、本宮町
53	矢吹町
54	鏡石町
55	猪苗代町、双葉町、白河市
62	西郷村、富岡町
63	喜多方市、桑折町、伊達町、国見町
元	梁川町、保原町、広野町
2	会津坂下町、楢葉町
3	榎倉町、小高町、北塩原村
4	二本松市、安達町、鹿島町、塩川町、田島町、磐梯町、大熊町
5	三春町、西会津町
6	長沼町
7	新地町
計	39

下水道課調べ

表-53 公共下水道普及状況

(平成6年度末)

市町村名	行政人口(千人)	処理人口(千人)	普及率(%)
福島市	282.5	80.8	28.6
会津若松市	118.9	49.9	42.0
郡山市	320.0	120.4	37.6
いわき市	364.1	110.6	30.4
白河市	46.3	4.6	9.9
原町市	49.3	28.5	57.8
須賀川市	64.2	8.1	12.6
喜多方市	37.2	3.3	8.8
相馬市	39.7	12.7	31.8
本宮町	21.6	6.8	31.3
猪苗代町	19.1	4.5	23.5
会津坂下町	20.5	0.9	4.5
西郷村	17.6	1.0	5.7
広野町	5.7	1.9	32.4
富岡町	16.0	4.3	26.9
双葉町	8.0	4.9	61.4
浪江町	24.0	2.7	11.2
矢吹町	18.6	2.8	15.2
鏡石町	12.4	3.1	25.0
楢葉町	8.6	1.3	15.2
県 計	2,135.6	452.9	21.2

下水道課調べ

- (注) 1 平成7年4月1日現在処理開始している市町村の数字です。
 2 普及率(%)=(処理人口/行政人口)×100
 3 行政人口の県計欄は、全県人口です。

イ 今後の計画

国においては、欧米先進諸国との格差を是正し、豊かな生活環境の整備と水循環の再生を図ることを目的に、平成12年度末における下水道普及率70%を目標とした第8次下水道整備五か年計画を策定し、これに基づき下水道事業の積極的な推進を図っていかうとしていますが、本県においても、この計画に基づき新規着手市町村数の拡大を図るとともに、既に着手済みの市町村については早期供用開始を図り、供用中の都市についても、供用区域のさらなる拡大を含め、なお一層の整備促進を図っていく計画です。

この第8次下水道整備五か年計画の中では、快適な暮らしを確保するため下水道の普及拡大を大きな柱としつつ、高度処理、浸水安全度アップ等の下水道の質的向上など多様な施策の展開を図ることが検討されています。

ウ 阿武隈川の流域下水道事業

阿武隈川流域における下水道計画については、流域全体の効率的な水質汚濁の防止を図ることを目的として、郡山市を中心とする県中処理区、福島市を中心とする県北処理区の2処理地区を対象とする阿武隈川上流流域下水道事業及び二本松市を中心とする二本松処理区を対象とする阿武隈川あだたら流域下水道事業が行われています。県はそれぞれの処理区ごとに浄化センター(終末処理場)、中継ポンプ場及び幹線管渠等の根幹施設を建設し、関連市町は接続する流域関連公共下水道の整備を進めています。(表-54~57及び図-19~21)

なお、県中処理区においては、昭和63年10月に供用を開始しており、県中浄化センターへの流入量は、平成6年度実績で9,067,281m³/年となっています。

表-54 流域下水道処理区別全体計画

(平成7年3月31日現在)

諸元 処理区	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	処理水量 (千 m^3 /日)	ポンプ場 (箇所)	管渠延長 (km)	処理方法	放流先	全体計画に する進捗率 (投資額比)
県中処理区	13,036	400.6	256,040	2	63.5	活性汚泥法	阿武隈川	39.6%
県北処理区	8,769	314.8	209.2	2	38.6	活性汚泥法	阿武隈川	26.7%
二本松処理区	901	31.3	20.5	—	5.6	活性汚泥法	六角川	4.2%

下水道課調べ

表-55 県中処理区の市町別計画

諸元 市町名	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理水量 (m^3 /日)
郡山市	8,535	288,500	179,950
須賀川市	2,106	52,300	35,700
本宮町	1,400	29,900	21,790
鏡石町	445	13,500	8,980
矢吹町	550	16,400	9,620
計	13,036	400,600	256,040

下水道課調べ

表-56 県北処理区の市町別計画

諸元 市町名	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理水量 (m^3 /日)
福島市	6,910	260,250	169,950
桑折町	330	8,950	9,730
伊達町	400	9,280	6,220
国見町	332	7,560	4,310
梁川町	378	11,170	7,970
保原町	419	17,570	10,980
計	8,769	314,780	209,160

下水道課調べ

表-57 二本松処理区の市町別計画

諸元 市町名	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理水量 (m^3 /日)
二本松市	690	23,000	15,570
安達町	211	8,300	4,930
計	901	31,300	20,500

下水道課調べ

「現在」計画進捗率（資額比）

39.6%
26.7%
4.2%

果調へ

量

周へ

t

月へ

日へ



図-20 県北処理区の計画概要図

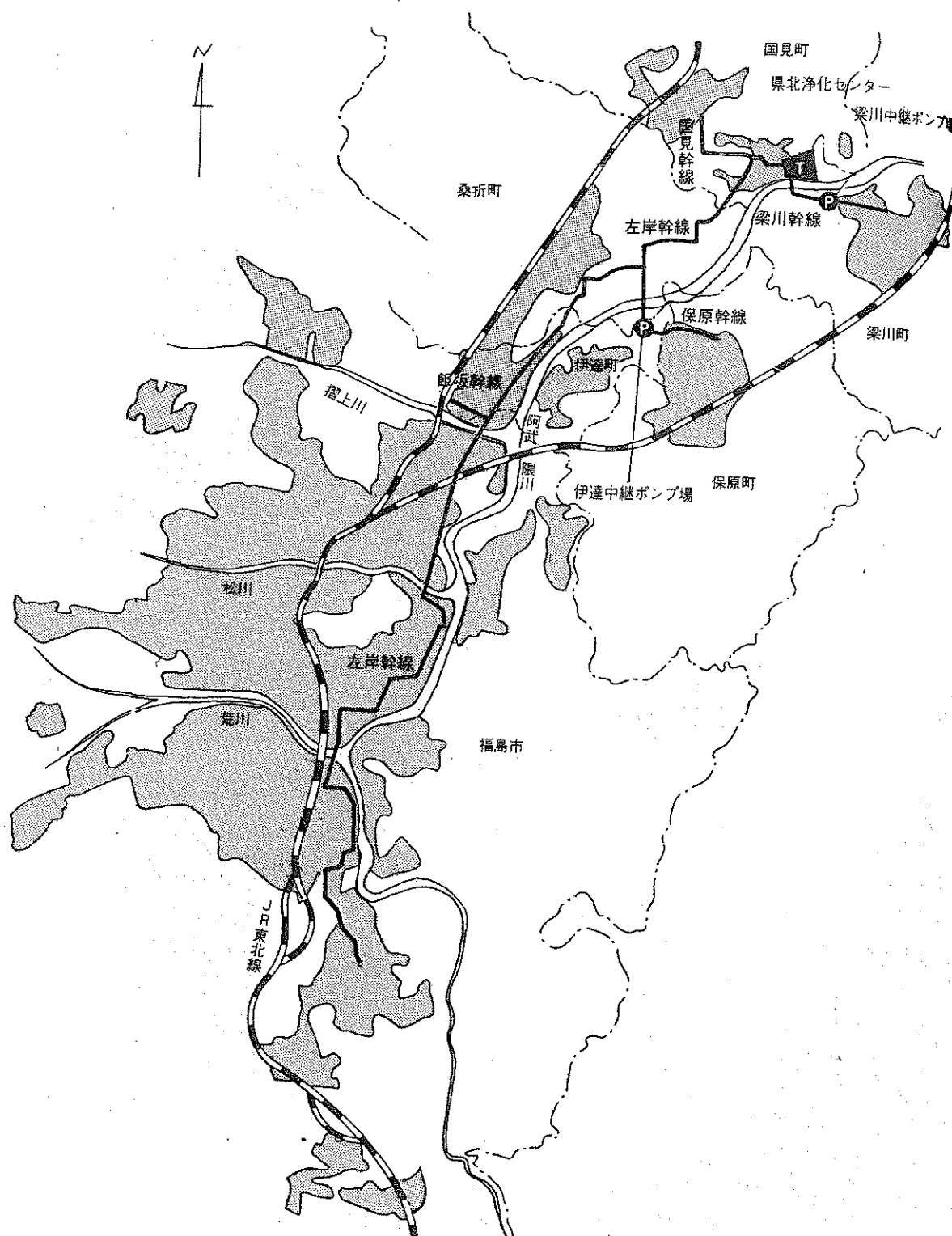
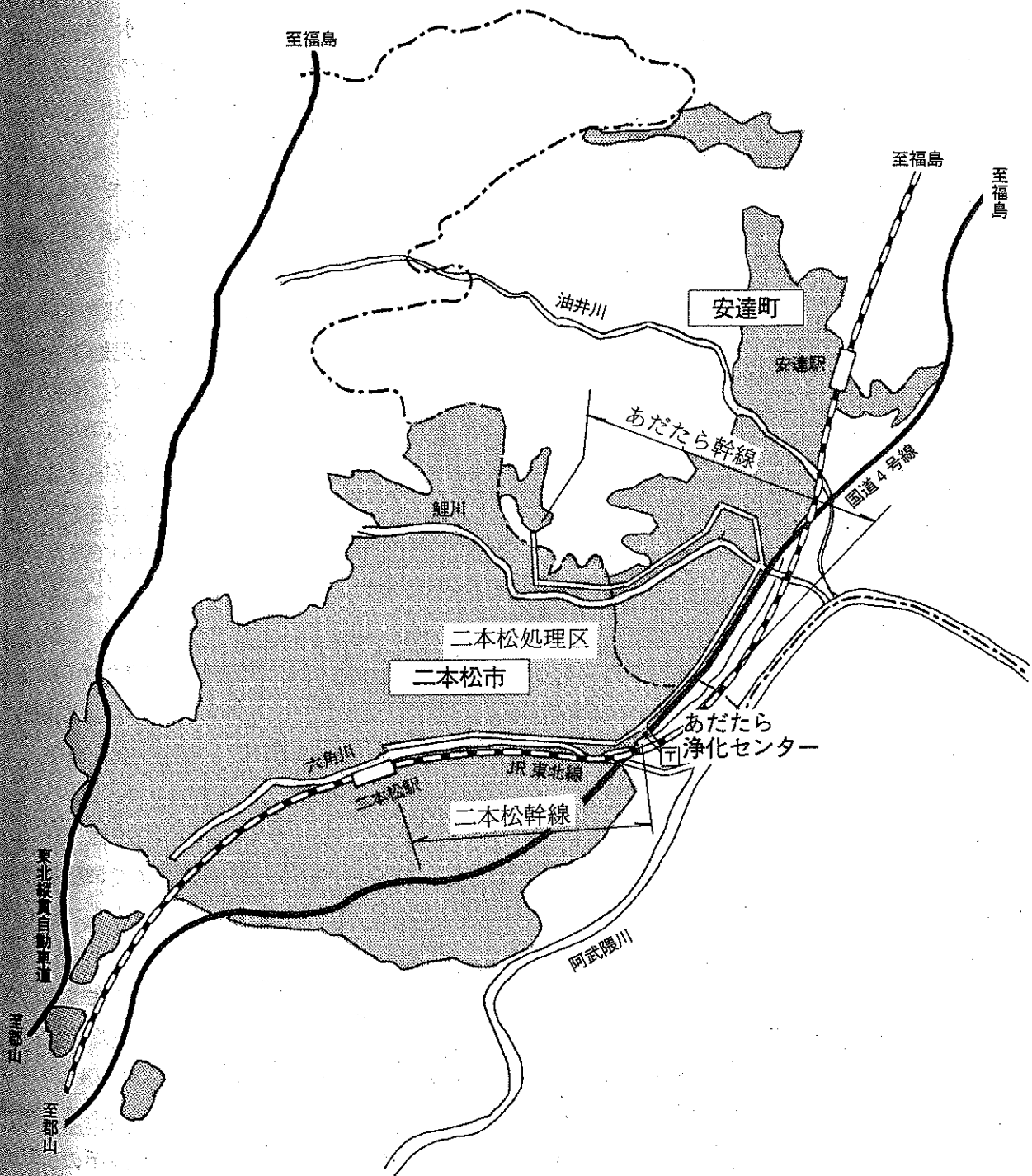


図-21 二本松処理区の計画概要図



水質汚濁

(2) 農業集落排水処理施設の整備

ア これまでの整備状況

農村社会における水環境をめぐる状況は、高度経済成長を契機とする混住化の進展、生活水準の向上、農業生産様式の変貌などの理由から、大きく変化しています。

水質汚濁の主要な原因である生活雑排水が増加する一方で、農村集落からの排水を処理するための污水处理施設の整備が立ち遅れているため、農業の生産環境と農村の生活環境の改善を図るためばかりでなく、公共用水域の水質を保全するうえでも、農業集落排水処理施設の整備の必要性が高まってきています。

農業集落排水処理施設の整備は、農林水産省の補助事業として、「農村総合整備モデル事業」及び「農村基盤総合整備事業」の一工種として実施されて以来、昭和58年度には農業集落排水処理施設の整備を単独で行う「農業集落排水事業」が創設されました。

事業内容は、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理するための管路施設や污水处理施設、雨水を処理するための雨水排水施設、発生汚泥を処理するための汚泥処理施設などを1～数集落単位で整備するもので、平成5年度からは農業集落排水処理施設の長期的な機能の安定を確保する観点から、供用中の施設について改築事業も実施できるようになりました。

県内では、平成6年度までに、2市19町16村の合計37市町村で78箇所の農業集落排水処理施設の整備に着手しており、そのうち21市町村の39箇所が平成7年3月31日までに供用を開始しています。また、平成7年度には20箇所が新規採択され、44市町村の98か所において本施設の整備に着手され、新たに4箇所でも供用開始を予定しています。(表-58)

イ 今後の整備計画

平成4年度に策定された国の「生活大国5か年計画」において、下水道等の整備については、「下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、コミュニティ・プラント、集落排水施設の整備を進めることにより、おおむね2000年には、排水が公共的主体により衛生処理される人口の割合を7割を超える程度とすることを目指す」とされています。

本県でも、平成5年度に策定した「第4次土地改良長期計画（ふくしま新農村整備プラン）」の中で、農業集落排水処理施設の整備を重点施策として位置付け、平成14年度までに整備対象人口の30%に当たる172千人の整備を図り、「水と緑の住みよい農村」の実現を目指していく計画です。(表-59)

さらに、平成6年度に策定された「全県域下水道化構想」において、平成12年度までの下水道等の整備目標を県全体で約50%とされ、農業集落排水処理施設の整備についても県全体の約4.1%が目標とされており、整備促進のための重要な施策の一つに位置付けられています。

今後は、これまで同様、下水道等の他事業との調整を図りつつ、地域の水質保全上緊急を要する集落において、本施設の整備を推進していくことはもちろんですが、特に未着手の市町村においても、本施設の整備着手が促進されるよう事業の一層の拡大を図っていくとともに、平均工期4～5年を維持し早期に供用開始が図れるよう、計画的な整備を進めていく方針です。

表-58 農業集落排水処理施設整備の実施市町村
(平成7年度現在)

市町村名	処理区数 (箇所数)	うち供用開始
福島市	1	
福島市	2	
福島市	5	2 (1)
福島市	3	1
福島市	3	3
福島市	1	(1)
福島市	1	(1)
福島市	1	
福島市	1	
福島市	4	3
福島市	5	2
福島市	2	
福島市	3	2
福島市	1	
福島市	1	
福島市	2	
福島市	2	
福島市	3	2
福島市	3	(1)
福島市	2	1
福島市	1	1
福島市	2	
福島市	2	1
福島市	3	2
福島市	1	1
福島市	5	2
福島市	4	2
福島市	3	1
福島市	5	4
福島市	1	
福島市	2	1
福島市	1	
福島市	2	1
福島市	1	
福島市	1	
福島市	3	1
福島市	1	
福島市	1	
福島市	5	4
福島市	1	
福島市	3	2
福島市	1	
果 計	98	39 (4)

農村振興課調べ

(注) 供用開始欄は平成7年3月31日現在であり、()は平成7年度内に供用を開始する予定の箇所を外数です。

表-59 農業集落排水処理施設の整備目標及び整備状況
(平成7年度現在)

年度	採択済み 処理区数 (箇所数)	左の計画人口・現況人口		整備率(%) ②
		計 画 (人)	現況(人): ①	
H. 4	52	54,290	37,450	7
H. 5	63	67,030	50,110	9
H. 6	78	87,850	67,313	12
H. 7	98	107,175	72,871	13
H. 14			目標 172千人	目標 30%

農村振興課調べ

(注) 整備率②は、要整備対象人口に対する採択済み処理区の現況人口です。

② = (採択済み処理区の人口) / (要整備対象人口) × 100

(要整備対象人口) = 564千人……平成3年度調査による

(3) コミュニティ・プラントの整備

コミュニティ・プラントは、市町村の一般廃棄物処理計画に従って設置され、管きよによって決められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設であり、し尿の衛生処理のみならず、水質汚濁の防止にも大きな役割を果たしています。

昭和41年度から、「地域し尿処理施設」の事業名で国庫補助事業が創設され、新規に造成される団地や集落等の定住地域を中心に整備が行われています。

県内では、現在、4市町村の4施設が稼働しており、18,900人分の生活排水を処理していますが、今後も、市町村が地域の実情に合わせた生活排水処理計画を策定し、計画的に施設整備が行われるよう指導していきます。

(4) 合併処理浄化槽の整備

ア これまでの整備状況

近年、河川や湖沼等の水質汚濁が社会問題になるにつれて、住民の生活環境への関心が高まり、台所などから未処理で流され、水質汚濁の大きな要因となっている生活雑排水の対策が強く求められてきています。一方、快適で文化的な生活への要望の高まりとともに、トイレの水洗化が進み、現在、県内では24万基を超える浄化槽が設置されていますが、その多くは、し尿のみを処理する単独処理浄化槽であるため、生活雑排水対策には寄与していない状況にあります。

こうした中で、下水道と同等の性能を有し、かつ、地域の実態に合わせて設置できる小型合併処理浄化槽が、生活排水対策の有効な手段として大きな期待と注目を集めています。昭和62年度からは合併処理浄化槽の普及促進を図るために、合併処理浄化槽の設置者への助成を行う市町村に対する国庫補助制度が実施され、全国的に合併処理浄化槽の整備が進んでいます。

本県では、平成3年度から、住宅に設置される10人槽以下の合併処理浄化槽の設置を対象として、国庫補助に上乗せして補助する県費補助制度を実施して、合併処理浄化槽の普及を促進しています。このため、平成2年度に1市2村が国庫補助を受けて事業を開始して以来、事業を実施する市町村が毎年増加し、平成6年度までに、52市町村で県内浄化槽の2.1%に当たる約5,000基の合併処理浄化槽が整備されています。

また、平成7年度から、補助対象の範囲を従来の10人槽以下から50人槽まで拡大するとともに、豪雪地帯等における上乗せ基準額を設けるなど県費補助制度を拡充・強化して、合併処理浄化槽の一層の整備促進を図っています。

イ 今後の整備計画

平成8年度の整備計画では、平成7年度と比べて事業実施市町村、整備基数とも増加して、62市町村で約2,900基の合併処理浄化槽の整備が行われる予定となっています。

また、水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」や水道原水法に基づく県計画地域など、緊急に生活排水対策を講じる必要がある地域については、優先的な採択が行われるよう国に働きかけ、これらの地域における早期の生活排水対策を推進しています。

県では、合併処理浄化槽設置整備事業を生活排水対策の重要な柱として位置付け、引き続き事業実施市町村の増加を図るとともに、市町村における合併処理浄化槽の計画的かつ効率的な整備促進を図っていく方針です。

5 生活排水対策

台所や洗濯、風呂などの日常生活に伴う家庭からの生活排水が、河川や湖沼の水質汚濁の大きな

原因に
ため、
定が設
この
及び国
は、都
排水対
(1) 河
県
復活
の房
のま
実加
こ
のま
口、
のま
し
り
り
が
(2)
の
ア

原因になっていることから、この生活排水を適正に処理することが重要になってきています。このため、平成2年6月に水質汚濁防止法の一部が改正され、新たに生活排水対策を推進するための規定が設けられました。

この法律改正の主な内容は、生活排水による水質汚濁を低減するために、国、都道府県、市町村及び国民が果たすべき役割が定められたことです。また、生活排水対策が特に必要な区域については、都道府県知事が「生活排水対策重点地域」として指定し、この指定を受けた市町村では、「生活排水対策推進計画」を定めて重点的な対策を推進することとされています。

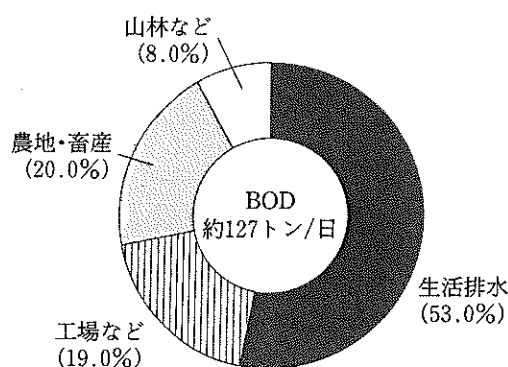
(1) 河川などの汚れの原因

県は、平成4年度に「うつくしま、ふくしま清流復活作戦」事業の一つとして、河川ごとの水質汚濁の原因について詳細に把握し、各種の水質保全施策の基礎資料とするために、「水質汚濁負荷量調査」を実施しました。

この調査では、各市町村の協力を得て、中小河川の流域別に水質汚濁の要因に関する基礎データ（人口、土地利用、畜産など）を収集するとともに、その集計や解析を行うための「データベース」も整備しました。調査結果（全県集計値）は図-22のとおりで、生活排水による汚濁が全体の53%を占めており、河川などの水質保全のためには、生活排水対策が重要であることが一層明らかになりました。

図-22 河川などの汚濁の原因

BODの発生源別の負荷割合：県全体



(2) 「うつくしま、ふくしま清流復活作戦」事業

県では、「うつくしま、ふくしま清流復活作戦」事業として、次の事業を実施し、生活排水対策の推進を図りました。

ア 生活排水対策重点地域の指定とその支援

県は、水質汚濁防止法の趣旨に基づいて、県内の主な公共用水域の中から、水質環境基準が達成されていない水域であって、生活排水による汚濁負荷割合が大きい水域を選定し、平成3年度から順次「生活排水対策重点地域」に指定しており、これまでの指定状況は、表-60のとおりです。

平成5年度にこの指定を受けた松川浦流域内の相馬市は、同法に基づき、生活排水処理施設の整備に関する事項や、生活排水対策の啓発に関する事項などを内容とする「生活排水対策推進計画」を策定し、県では、この計画策定事業に対して、「福島県生活排水対策推進計画策定事業費補助金」を交付する（補助率2/3）など財政的・技術的な支援を行いました。

相馬市が策定した推進計画の概要は次のとおりです。

(ア) 計画の基本目標

- 計画の基本目標を「市民を育む多様で自然豊かな水辺づくり」とし、水域別に具体的な水質保全目標を定めた。（目標年次：平成14年）

(イ) 生活排水対策の基本方針

下水道や合併処理浄化槽等の施設の整備を進めながら、家庭内対策の促進を図るために市

民への普及啓発活動を積極的に推進する。

(ウ) 計画推進の方法

下水道等の生活排水処理施設の整備を推進するとともに、「相馬市生活排水浄化対策推進連絡会議」及び環境保全団体（市民団体）を中心として、生活排水対策の普及啓発活動を積極的に実施する。

表-60 生活排水対策重点地域の指定状況

重点地域名	重点地域の範囲	関係市町村	指定年月日	推進計画の策定状況
大滝根川流域生活排水対策重点地域	右記に示す1市5町の区域のうち、大滝根川及びこれに流入する河川の流域（下水道法第2条第8号の規定による処理区域を除く。）	郡山市、三春町、滝根町、大越町、常葉町、船引町	平成4年3月13日 (県告示第234号)	平成4年度策定済み
広瀬川流域生活排水対策重点地域	右記に示す1市5町の区域のうち、広瀬川及びこれに流入する河川の流域	福島市、梁川町、保原町、霊山町、月館町、川俣町	平成5年2月19日 (県告示第206号)	平成5年度策定済み
松川浦流域生活排水対策重点地域	相馬市の区域のうち、宇多川（松川浦を含む。）及びこれに流入する河川の流域（下水道法第2条第8号の規定による処理区域を除く。）	相馬市	平成6年1月14日 (県告示第34号)	平成6年度策定済み
釈迦堂川流域生活排水対策重点地域	右記に示す1市3町4村の区域のうち、滑川、釈迦堂川及びこれらに流入する河川の流域（下水道法第2条第8号の規定による処理区域を除く。）	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、泉崎村、矢吹町、大信村	平成7年3月22日 (県告示第300号)	平成7年度策定中
今出川流域生活排水対策重点地域	右記に示す1町2村の区域のうち、北須川、今出川及びこれらに流入する河川の流域	石川町、玉川村、平田村	平成7年3月22日 (県告示第300号)	平成7年度策定中

イ 市町村に対する指導・支援

水質汚濁防止法により生活排水対策の推進主体となる市町村に対して、県は、「生活排水対策マニュアル」を作成・配布するなど、生活排水対策に関する技術的な指導、協力を行っているほか、同法に基づき市町村が設置する「生活排水対策推進指導員」を対象とした講習会を開催しました。

(3) 県民に対する普及啓発

河川などの水質保全のためには生活排水対策が重要であることを広く県民に呼びかけ、理解と協力を得るため、県では、各種広報媒体を用いたPRやリーフレットなどの普及啓発資料の作成配布、生活排水対策普及啓発用ビデオの貸出しなどを行っています。

6 裏磐梯湖沼の水質保全対策

(1) 裏磐梯湖沼水質保全基本計画

ア 基本計画策定の背景

本県の重要な水資源であり、観光資源でもある裏磐梯の湖沼（桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び五色沼（毘沙門沼など））の水質は、近年、観光客やスキー客の増加とともに悪化する

る傾向を示し、一部の湖沼では、水質環境基準（COD）が達成されない年があったり、富栄養化の兆しとされる淡水赤潮の発生があるなど、湖沼の水質や水辺環境に憂慮される状態が見られるようになってきました。

湖沼のような閉鎖性水域は、水質汚濁がいったん進行するとその回復が極めて困難である上に、湖沼の水質の悪化は、水辺環境の生態系に大きな影響を与えるとともに、利水等に重大な障害をもたらします。このため、裏磐梯の湖沼の水質を改善し、また、良好な水質を将来にわたって保全していくためには、従来から実施されている諸施策に加えて、流域全体にわたる総合的かつ計画的な水質汚濁防止策に早急に取り組む必要が生じています。

このような背景から、平成3年度には「裏磐梯湖沼水質保全基本構想」を策定し、平成4年度には、この基本構想に示された水質保全目標の実現を図るために、裏磐梯の5湖沼の水質保全対策に関する総合的な計画として「裏磐梯湖沼水質保全基本計画」を策定しました。

1 基本計画のあらまし

(ア) 計画の対象地域

裏磐梯の桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の5湖沼とこれらの流域。

(イ) 計画の実施期間

平成4年度から平成13年度までの10年間

(ウ) 水質保全目標

「清らかな青い湖。裏磐梯」

水質目標値として、昭和50年代前半の各湖沼の水質レベルに相当する値を設定しました。

(COD 2 mg/ℓ 以下など。)

基本計画に基づく施策の体系図-23に示します。

(2) 裏磐梯湖沼水質保全対策推進協議会

基本計画に基づく施策を円滑に展開していくためには、国や県、関係市町村はもとより、関係事業者や地域住民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠です。

このような趣旨から、関係機関や団体等で構成する推進協議会が平成5年7月に設置され、各種施策の進行管理や調整が行われています。

ア 協議会の構成

地域の関係団体、関係市町村、国の機関及び県の機関など26団体

イ 協議会の目的及び事業

- 「裏磐梯湖沼水質保全基本計画」の進行管理や施策の調整
- 地域住民等の水質保全意識の高揚を図るための研修会の開催、会報の発行等

(3) 水質自動モニタリングシステムの整備

湖沼の水質の実態把握や水質汚濁機構の解明を行うため、湖沼の水質を24時間連続監視し、より詳細な水質の情報を把握できる水質自動モニタリングシステムを、平成6年度に新たに裏磐梯の桧原湖に設置しました。

このシステムでは、湖水のpH、COD、全窒素、全リン、DO、濁度、導電率及び水温の8項目を連続測定し、電話回線を通じて中央監視局（会津若松保健所）へ伝送して監視、記録等を行うとともに、県営桧原第1駐車場の一角に設置された水質データ表示盤により地域住民や観光客などへ桧原湖の水質データ等の情報提供を行っています。

システムの系統図を図-24に示します。

図-23 施策の体系

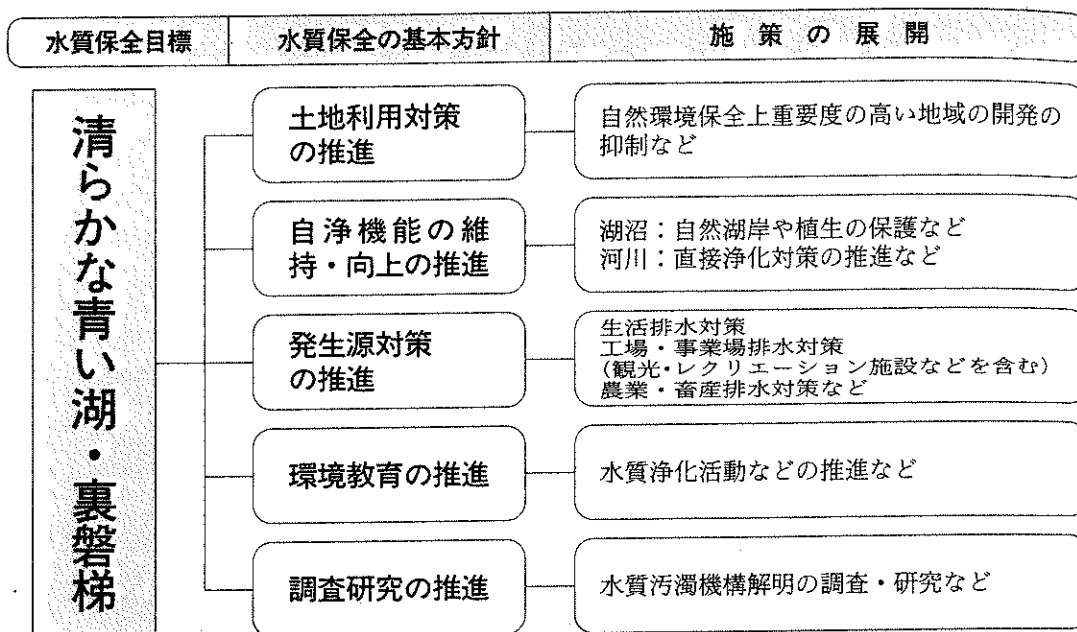
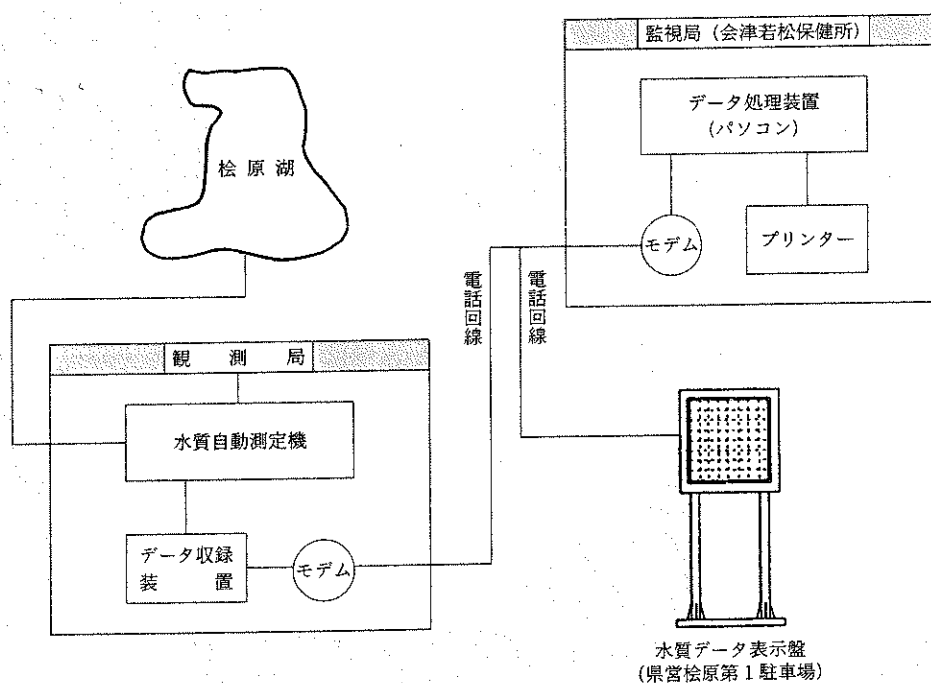


図-24 水質自動モニタリングシステムの系統図



7 福島県水環境の保全に関する懇談会

県は、近年の水環境を取り巻く動向に対応するため、県庁内に「福島県水環境保全対策会議」を設置して、総合的・計画的な水環境保全対策を検討するとともに、今後の水環境保全対策に県民各界各層の意見を反映させるため、平成6年5月に「福島県水環境の保全に関する懇談会」を設置しました。

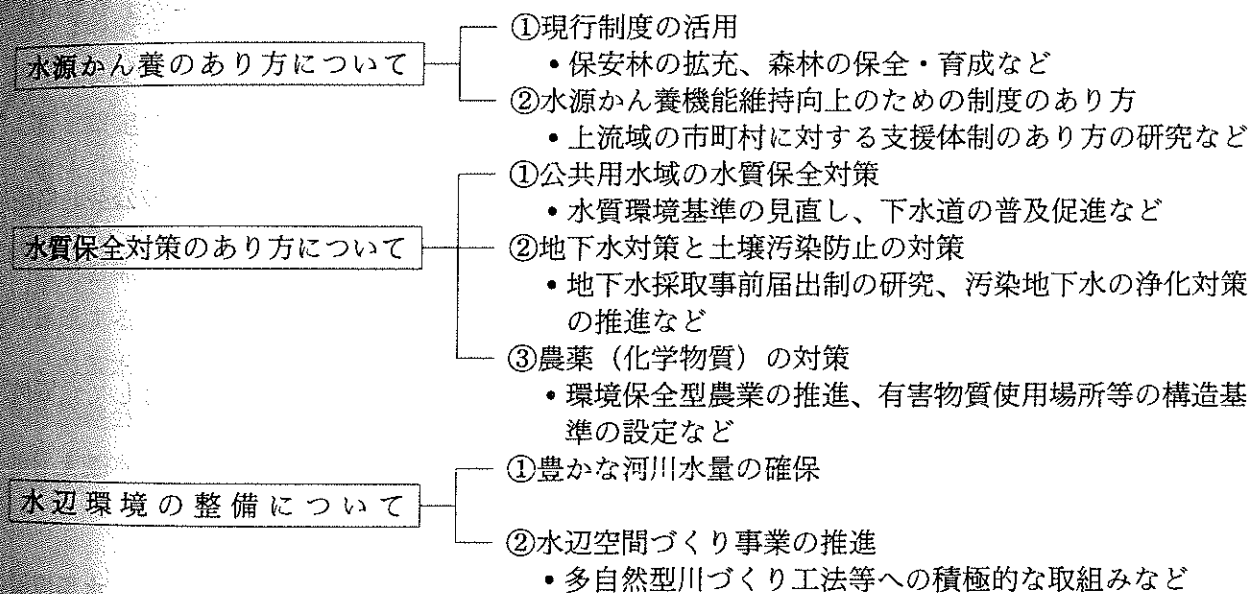
「懇談会」は、平成6年6月から平成7年1月の間に5回開催され、本県の水環境の保全に関し幅広く精力的に検討が進められてきました。懇談会での検討結果は、「水環境の保全に関する提言書」として取りまとめられ、平成7年2月1日に知事に提出されました。

(1) 水環境の保全に関する提言書の概要

提言書は、本県における水源保全、公共用水域の水質保全、水辺環境、流域と地域開発及び行政機能の現状と課題を抽出したうえで、今後の水環境の保全に関する施策の基本的方向等を幅広く示しています。

ア 水環境保全の基本的な方向

今後の水源かん養、水質保全対策及び水辺環境の整備のあり方について、次のような基本的な方向を提言しています。



イ 水環境保全対策を推進するための方策

上記の基本的な方向を施策化し、それを推進するために、次のような方策を提言しています。

(ア) 新たな枠組みの構築

- a 水環境保全対策は、総合的な環境施策の中に体系付けて各般にわたる施策と一体的に取り組む必要がある。
- b 福島県としての環境施策を展開するに当たっての基本理念や基本施策などを明確にした環境全体をとらえた新たな枠組みの構築を図るべきであり、福島県の水環境を将来にわたって保全していくため、環境全般にわたる新たな枠組みの中で、条例の制定について検討を進める必要がある。

(イ) 基本計画の策定と推進体制の整備

a 水環境保全対策に係る施策を体系化し、県全体の水環境の保全に関する基本計画を策定する。

b 基本計画の推進には、環境保全関係行政組織の充実、関係機関の横断的な連絡調整組織の整備及び流域が一体となって水環境の保全対策を推進する組織の整備が必要である。

(ウ) 水環境保全対策への支援

a 財政的な支援措置の充実によって、市町村が行う水環境保全対策の実効性を確保する。

b 「環境保全基金」の拡充により、自発的な水環境保全活動の積極的な支援など基金の幅広い活用を検討する。

ウ 調査研究機能の充実

複雑で多様化している水環境問題等に科学的に対応していくため、総合的な調査研究の拠点整備を検討する。

エ 環境教育と県民運動の推進

(ア) 環境情報を県民に適時適切に提供するとともに、環境教育の体系的な基盤の整備を図る。

(イ) 県民・事業者・行政が一体となった水環境の保全に関する県民運動を展開する。

オ 上流域と下流域の協力関係の構築

水環境保全対策のための緊密な協力関係を構築するとともに、その保全対策に要する費用負担などを受容できる土壌の醸成に努める。

カ 国・市町村との連携の強化

(ア) 各種の協議会などの場を通じて、県は国との協議・連携を強化する。

(イ) 市町村においては、水環境保全対策事業に積極的に取り組むとともに、森林の公益的機能の向上を図る。また、身近で分かりやすい指標を用いた水環境保全計画を策定したり、住民への啓発事業や住民の意向を反映した良好な水環境づくりに努める。

(2) 提言を受けての県の取組み

県は、懇談会の提言を今後の水環境保全対策を進めていくうえでの重要な拠り所として位置付け、実行可能なものから、順次、施策化していくこととしています。

平成7年度は、提言に沿って次のことに取り組んでいます。

ア 環境基本条例の制定等

「環境基本条例」を制定するのをはじめ、現行の環境関係の諸条例の見直しを行い、水環境保全対策を含めた環境全般にわたる制度の体系化を図ることにしています。

イ 水環境の保全に関する基本計画の策定等

水環境の保全に関する基本方針や各種施策を体系化した基本計画を策定するとともに、庁内の関係各課からなる横断的な体制を整備し、水環境保全行政の総合的・計画的な展開を図ることにしています。

(参考) 福島県水環境の保全に関する懇談会委員

氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名
荒 栄 一	福島県議会議員	小 澤 文 子	学習塾経営	松本順一郎	東北大学名誉教授東京大学名誉教授
有 賀 一 義	福島県商工会連合会会長	栗 崎 宏 元	郡山市水道事業管理者	緑 川 英 子	会津大学短期大学部助教授
五十嵐大祐	会社役員	須 藤 隆 一	東北大学工学部教授	向 井 清 孝	建設省東北地方建設局河川部長
石川ユキ子	福島県消費者団体連絡協議会副会長	樽 井 博 幸	福島民友新聞社取締役編集局長	宗形孫市郎	福島県議会議員
伊 藤 寛	三春町長	丹 野 亮	いわき市水道事業管理者	安 田 壽 男	JA 福島中央会専務理事
伊藤美千代	飯野町社会教育指導員	坪 井 孚 夫	福島県商工会議所連合会会長	吉 田 泉	会社役員
井戸沼俊頼	福島県議会議員	浜 島 京 子	福島大学教育学部助教授	吉 田 修 一	福島市長
猪 俣 昭 洲	福島県ゴルフ連盟会長	福 島 匡 昭	福島県立医科大学教授	吉 田 光 雄	福島県森林組合連合会専務理事
今 井 吉 之	弁護士	古川洋一郎	福島県議会議員	渡 部 世 一	福島民報社編集局長
植 田 英 一	福島県議会議員	眞 柄 泰 基	国立公衆衛生院水道工学部長		
江 花 亮	福島県土木部長	松 尾 康 雄	福島県産業廃棄物処理業協会会長		

(敬称略、五十音順)

8 福島県水環境保全基本計画

県は、「福島県水環境の保全に関する懇談会」からの提言を踏まえ、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくため、総合的かつ計画的な水環境保全施策を展開していくうえでの基本的方針等を示す福島県水環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）を平成7年度に策定することとして検討を進めています。

基本計画では、本県における「水環境保全の理念」及びこの理念に基づいた水環境保全施策の基本となる「水環境保全の方針」を示すとともに、水環境保全対策の目標となる水環境保全目標を「水質保全目標」、「水辺環境目標」及び「流域の保全目標」に区分して設定したうえで、その保全目標を達成するための総合的施策を体系的に示します。

この基本計画の策定に当たって、平成7年8月に県庁内の関係33課で構成する「水環境保全対策連絡調整会議」を設置し、計画内容の調整を図るとともに、学識経験者等10名による「福島県水環境保全基本計画策定専門家会議」を設置し、計画策定についての助言、指導を得ています。

水質汚濁

第4章 騒音・振動の現況と対策

第1節 騒音・振動の現況

1 騒音環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づいて、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として定められています。この基準は、騒音の発生源別に、一般環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音についてそれぞれ定められており、これに基づいて知事が地域を指定し、類型をあてはめることになっています。(資-50)

(1) 一般環境騒音の環境基準の類型あてはめ状況

一般環境騒音に係る環境基準について、本県では一般地域(道路に面しない地域)と道路に面する地域を対象に、A類型とB類型に分けて、昭和56年4月にはいわき市と白河市を、昭和57年3月には福島市、会津若松市及び郡山市を、昭和60年3月には二本松市を、平成4年10月には須賀川市、喜多方市、本宮町及び石川町をそれぞれ指定し、現在、これらの9市2町の市街化区域を中心に類型があてはめられています。

(2) 新幹線鉄道騒音の環境基準の類型あてはめ状況

新幹線鉄道騒音に係る環境基準について、本県ではI類型とII類型に分けて、昭和52年12月に東北新幹線鉄道沿線の14市町村(福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、安達町、矢吹町、白沢村、天栄村、西郷村及び大信村)にあてはめを行い、その後、昭和61年4月には一部見直しを行いました。

(3) 航空機騒音の環境基準の類型あてはめ状況

航空機騒音に係る環境基準については、平成5年3月に開港した福島空港について、平成6年6月の県公害対策審議会の答申を受けて、同年7月に福島空港周辺の3市町村(須賀川市、石川町及び玉川村)に類型IIのあてはめを行いました。

2 騒音環境基準の達成状況

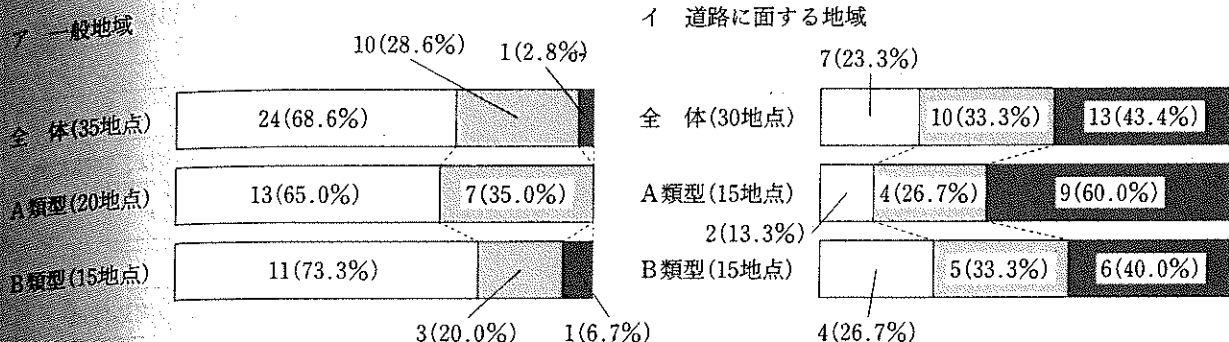
(1) 一般地域及び道路に面する地域

騒音環境基準の類型あてはめをしている9市2町のうち、平成6年度は、8市が騒音調査を行いました。

この調査の結果、全時間帯とも環境基準を達成した地点の割合は、一般地域が68.6%であったのに対し、道路に面する地域は23.3%と低い達成率でした。(図-25)

図-25 騒音に係る環境基準の達成状況（平成6年度）

（□ は全時間帯で環境基準を達成、▨ は一部の時間帯で環境基準を超過、■ は全時間帯で環境基準を超過していることを示します。）



(2) 新幹線鉄道の沿線地域

新幹線鉄道騒音の環境基準をあてはめている東北新幹線沿線の14市町村のうち、平成6年度は13市町村の35地区98地点（うち1地区3地点は環境基準の指定地域外）で調査を行いました。

この環境基準の達成率は全体で42.1%と低い水準であり、特に軌道の中心から25m地点の達成率が低くなっています。（表-61）

35地区のうち、環境基準を達成していたのは、II類型では3地区、I類型では2地区のみであり、これらのうち2地区は新幹線停車駅付近で、列車速度の遅い地区でした。

表-61 東北新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況

（平成6年度）

類型区分	軌道から25m地点			軌道から50m地点			軌道から100m地点			全 体(※)		
	測定地点数	達成地点数	達成率(%)	測定地点数	達成地点数	達成率(%)	測定地点数	達成地点数	達成率(%)	測定地点数	達成地点数	達成率(%)
I	29	3	10.3	29	9	31.0	28	19	67.9	86	31	36.0
II	3	3	100	3	3	100	3	3	100	9	9	100
合 計	32	6	18.8	32	12	37.5	31	22	71.0	95	40	42.1
平成5年度	32	5	15.6	32	9	28.1	30	18	60.0	94	32	34.0

※ 25、50及び100m地点以外の測定地点（80m等）も合わせた全体の調査結果です。

第2節 騒音・振動の防止対策

1 法令による規制

(1) 騒 音

騒音規制法では、騒音を防止することによって生活環境を保全すべき地域を都道府県知事が指定し、この指定地域内にある工場・事業場の事業活動に伴う騒音と建設作業に伴って発生する騒音の規制及び自動車騒音についての対策の要請等ができることになっており、これらの規制や要請等の事務は、指定地域を有する市町村長に委任されています。

また、県では、21市町村の市街地等を中心に指定地域を指定しています。

さらに、県内では、県産業公害等防止条例により、騒音規制法に基づく指定地域以外の地域における工場や建設作業による騒音、県内全域における拡声機騒音、知事が指定した地域内における深夜営業騒音についても規制が行われています。（表-62～64）

表-62 騒音規制法及び県産業公害等防止条例による騒音規制の概要

区 分		騒 音 規 制 法	福 島 県 産 業 公 害 等 防 止 条 例
工場・事業場騒音	特 定 施 設	金属加工機械等11施設（表-67）	左記11施設にガソリンエンジン等を追加した計14施設
	適用される地域	21市町村（※1）の指定地域内	左記指定地域を除く県内全域
	規 制 基 準	地域及び時間区分別の敷地境界における音量基準（表-63）	
	規制・指導主体	県内21の市町村長	届出の受理は全市町村長、指導、勧告等は、法律に基づく指定地域を有する市町村の場合は当該市町村長、その他の市町村の場合は県の出先機関（※2）
建設作業騒音	特 定 施 設	くい打機等を使用する作業等の5種類の作業（表-69）	
	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ	左記以外の地域のうち、学校・病院等の周辺地域
	規 制 基 準	地域区分別の敷地境界における音量、作業を行う時刻、時間、期間等の基準（表-64）	
	規制・指導主体	工場・事業場騒音と同じ	
自動車騒音	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ	
	規 制 基 準	・自動車単体の排気騒音規制 ・道路沿線における騒音許容限度（区域区分、車線数、時間帯別）（表-71）	
	規制・指導主体	県内21の市町村長（道路沿線における騒音の測定及び関係機関への改善要請、意見具申に関する事務）	
拡声機騒音	規 制 対 象		商業宣伝等のために用いられる拡声機放送
	適用される地域		県内全域
	規 制 基 準 等		拡声機放送の種類別の音量、放送方法等の基準及び一部地域での拡声機放送の禁止（表-75）
	規制・指導主体		法律に基づく指定地域を有する場合は当該市町村長、その他の場合は県の出先機関（※2）
深夜営業騒音	規 制 対 象		音響機器を使用する飲食店、喫茶店
	適用される地域		県内28市町村の指定地域内（表-74）
	規 制 基 準 等		夜10時以降の敷地境界の音量基準及び11時以降の音響機器の原則使用禁止（表-74）
	規制・指導主体		県内28の市町村長

- ※1 「21市町村」=福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達町、本宮町、鏡石町、柳津町、河東町、会津高田町、矢吹町、石川町、大越町、富岡町及び西郷村（平成5年2月26日現在）
- ※2 「県の出先機関」=福島保健所、会津若松保健所、郡山公害対策センター及びいわき公害対策センター

表-63 騒音規制法及び県産業公害等防止条例に基づく工場・事業場に係る騒音規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (7時～19時)	朝 ・ 夕 (6時～7時 19時～22時)	夜 間 (22時～6時)	備 考
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域相当
第2種区域	55	50	45	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第3種区域	60	55	50	商業・準工業地域相当、用途地域以外の地域(条例の規制のみ適用)
第4種区域	65	60	55	工業地域相当
第5種区域	75	70	65	工業専用地域相当(条例の規制のみ適用)

- (注) 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上です。
2 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です。

表-64 騒音規制法及び県産業公害等防止条例に基づく特定建設作業騒音に係る勧告基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における音量基準	作業時刻に関する基準	※作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	85デシベル	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

- (注) 1 この基準が適用されるのは、騒音規制法に基づく指定地域(法律に基づく基準)及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲おおむね80mの地域(条例に基づく基準)です。
2 第1号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1種、第2種及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域と、条例に基づく基準が適用される地域の全域であり、第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です。
3 音量基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。
4 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

騒音・振動

(2) 振 動

振動規制法による振動の規制は、騒音規制法による騒音の規制とほぼ同様の体系になっており、本県では現在17市町村^(※)の市街地等を中心に指定しています。(表-65～66)

- (注) 17市町村：福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達町、本宮町、鏡石町、河東町、矢吹町、石川町及び西郷村

表-65 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)	備 考
第 1 種 区 域	60デシベル以下	55デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第 2 種 区 域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です。

表-66 振動に係る特定建設作業の規制に関する基準

基準種別 区域の区分	敷地境界にお ける振動基準	作 業 時 刻 に 関 する 基 準	※ 作 業 時 間 に 関 する 基 準	作 業 期 間 に 関 する 基 準	作 業 日 に 関 する 基 準
第1号区域	75デシベル	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

(注) 1 第1号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域であり、第2号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域です。

2 振動基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、振動防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。

3 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

2 特定施設等の概要

事業者が、騒音又は振動に係る特定施設を設置する場合や特定建設作業を実施するなどの場合には、それぞれの法律又は県産業公害等防止条例に基づいて、その内容を地元の市町村長へ届け出ることになっています。(表-67～69)

表-67 騒音規制法及び県産業公害等防止条例に基づく管内別の騒音特定施設の設置状況

(平成7年3月31日現在)

特定施設の種類の 管 内 区 分	福島保健所		会津若松保健所		郡山公害対策センター		いわき公害対策センター		合 計		
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	合 計(増減)
1 金属加工機械	423	155	106	100	634	753	202	704	1,365	1,712	3,077(+ 67)
2 空気圧縮機及び送風機	1,170	506	465	706	1,558	976	789	3,061	3,982	5,249	9,231(+ 394)
3 土石、鉱物用破砕機等	17	49	9	59	102	98	19	308	147	514	954(+ 50)
4 ふるい分機及び分級機		34		20		104		135		293	
5 織 機	695	3,302	51	143	12	5	0	16	758	3,466	4,224(0)
6 建設用資材製造機	14	26	6	46	34	28	23	47	77	147	224(+ 6)
7 穀物用製粉機	0	3	0	1	14	2	11	0	25	6	31(0)

管内 区分 特定施設の種類の		福島保健所		会津若松保健所		郡山公害対策センター		いわき公害対策センター		合 計		
		法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	合 計(増減)
8	木材加工機械	99	100	180	243	243	279	228	395	750	1,017	1,767(+ 29)
9	抄 紙 機	0	0	1	1	0	2	7	2	8	5	13(0)
10	印刷機械	272	45	56	13	286	69	166	60	780	187	967(+ 25)
11	合成樹脂用射出成形機	42	72	30	36	78	194	151	260	301	562	863(+ 12)
12	鋳 型 造 形 機	72	27	0	8	13	28	25	2	110	65	175(0)
13	ガソリンエンジン	—	0	—	2	—	2	—	1	—	5	5(0)
14	ディーゼルエンジン	—	7	—	24	—	18	—	149	—	198	198(+ 13)
施 設 数	合 計	2,732	4,326	884	1,402	2,948	2,558	1,632	5,140	8,303	13,426	21,729
	増 減	+49	+54	+26	+127	+64	+103	+14	+205	+107	+489	+596
工 場 数	合 計	326	300	138	300	467	604	338	600	1,269	1,804	3,073
	増 減	+9	+8	+1	+14	+1	+20	+6	+24	+17	+66	+83

- (注) 1 「増減」とは前年度末に比べての増(+) 減(-)を表します。
 2 「3」及び「4」については、法律では「土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機」であるのに対し、条例では「土石用又は鉱物用の破砕機及び摩砕機」及び「土石用、鉱物用、飼料・有機質飼料製造用又は農業製造用のふるい分機及び分級機」を特定施設として指定しています。
 3 「13」及び「14」は、条例独自の特定施設です。

表-68 振動規制法に基づく管内別の振動特定施設の設置状況

(平成7年3月31日現在)

管内		福島保健所	会津若松保健所	郡山公害対策センター	いわき公害対策センター	合計(増減)
特定施設の種別						
1	金属加工機械	265	43	416	406	1,130(+ 3)
2	圧縮機	313	93	434	398	1,238(+ 45)
3	土石用又は鉱物用破砕機等	11	1	38	30	80(+ 1)
4	織機	797	19	13	0	829(0)
5	コンクリートブロックマシン等	8	0	15	17	40(0)
6	木材加工機械	5	10	5	28	48(+ 1)
7	印刷機械	84	0	81	40	205(+ 1)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	10	0	11	6	27(0)
9	合成樹脂用射出成型機	46	22	65	139	272(- 15)
10	鋳造機	87	0	9	40	136(0)
施設数	合計	1,626	188	1,087	1,104	4,005
	増減	+17	+2	+22	-15	+26
工場数	合計	138	46	180	229	593
	増減	+4	+1	+1	+3	+9

(注) 「増減」とは、前年度末の数に比べての増(+) 減(-)を表します。

表-69 特定建設作業の管内別の実施件数（平成6年度）

(1) 騒 音

特定建設 作業の種類	管内 区分	福島保健所		会津若松保健所		郡山公害 対策センター		いわき公害 対策センター		合 計			増減
		法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	合計	
1 くい打機・くい抜機等を使用する作業		10	1	1	1	8	1	7	3	26	6	32	-14
2 びょう打機を使用する作業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業		6	0	2	0	14	0	10	1	32	1	33	-10
4 空気圧縮機を使用する作業		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	-3
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	+1
合 計		17	1	3	1	22	1	18	4	60	7	67	
増 減		-14	-7	0	+1	-11	-2	+5	+2	-20	-6	-26	

(注) 増減は、前年度の件数に比べての増(+)、減(-)を表します。

(2) 振 動

特定建設作業の種類	管内	福島保健所	会津若松保健所	郡山公害 対策センター	いわき公害 対策センター	合計	増減
1 くい打機を使用する作業		40	19	33	33	125	+1
2 鋼球を使用して破壊する作業		0	0	0	0	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業		0	0	0	0	0	-18
4 プレーカーを使用する作業		7	2	12	12	33	+11
合 計		47	21	45	45	158	-6
増 減		-13	+8	-8	+7	-6	

(注) 増減は、前年度の件数に比べての増(+)、減(-)を表します。

3 騒音・振動の防止対策の指導

騒音又は振動に係る特定施設の設置者や特定建設作業の実施者には、それぞれ騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務が課せられており、地域住民からの苦情等により騒音や振動が問題となった場合には、地元の市町村又は県が立入検査を行い、規制基準を超えているときには、改善勧告や改善命令を行うことができることになっています。県内では、ほとんどの苦情が企業の自主的な改善努力や当事者間の話し合い又は行政指導によって解決をみえています。

騒音や振動公害を防止するためには、以上のような法的な規制措置に加えて、騒音や振動の防止技術の開発や適正な土地利用計画の推進なども重要な対策になっています。

(1) 工場等からの騒音・振動の防止

工場等で発生する騒音や振動を防止するために最も大切なことは、低騒音低振動型の機械の採用、工場内の適正な機械配置、防音防振装置の設置などの発生源対策ですが、そのほかに、建屋の壁材質の吟味や敷地境界への遮音壁の設置なども組み合わせて、その工場の実情に応じた最も適切な対策を講じる必要があります。

また、近年は屋外設置型の空調機器やポンプのような規制対象外施設からの騒音、夜間操業の際の従業員の出入りする音や駐車場の音などが問題となるケースが増えており、工場全体の公害対策を進めるうえでは、こうしたことについても考慮する必要があります。

(2) 建設作業からの騒音・振動の防止

建設作業に伴う騒音や振動は、一定の工事期間内に限って発生するものですが、作業位置の変更が極めて難しく、また、屋外で行われるため根本的な対策がとりにくいという特色があります。

このため、効果的な対策としては、低騒音低振動型の工法や機械の採用に加えて、時と場所によっては、遮音対策（囲い、シート等）が必要であり、また、周辺住民に対しては、工事の内容や期間等をあらかじめ説明して理解を得ておくことも、苦情等の発生をやわらげる有効な方法の一つです。

また、近年は資材や廃材を運搬する車両の出入音や重機類の音が問題となることが多いため、工事関係者は、元請けや下請けを問わず一緒になって、工事現場付近の静穏な環境の保持に配慮する必要があります。

第3節 交通騒音・振動対策

1 自動車騒音・振動

道路沿線の生活環境を騒音や振動から保全する対策として、自動車本体から発生する騒音については、騒音規制法や道路運送車両法に基づいて、全車種を対象とした規制が行われており、この規制は順次強化されてきています。（表-70）

また、指定地域内の道路沿線における自動車騒音と道路交通振動の要請限度は、それぞれ騒音規制法と振動規制法で定められており、この限度を超えている場合には、市町村長は関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、改善の要請や意見を述べるができることになっています。

（表-71～72）

表-70 騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度

(単位：デシベル)

自動車の種類			加速走行騒音				定常走行騒音	近接騒音
			46年規制	51・52年規制	54年規制	現行規制 (適用時期)		
大型車	車両総重量3.5tを超え、原動機の最高出力が200馬力を超えるもの	乗車定員11人以上の自動車	92	89	86	(59.10.1)	80	107
		その他の自動車 (大型トラック)				(60.10.1)		
		全輪駆動車、トラクタ、クレーン車				(61.12.1)		
中型車	車両総重量3.5tを超え、原動機の最高出力が200馬力以下のもの		89	87	86	(58.10.1)	78	105
小型車	車両総重量3.5t以下のもの	全輪駆動車	85	83	81	(60.10.1)	74	103
		その他の自動車				(59.10.1)		
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		84	82	81	(57.10.1)	70	103
二輪自動車	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車	小型自動車	86	83	78	(62.10.1)	74	99
		軽自動車	84			(60.10.1)		
原動機付自転車	第2種原動機付自転車		82	79	75	(61.10.1)	70	95
	第1種原動機付自転車		80			(59.4.1)		

表-71 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル)

	区域の区分	時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
1	第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55	50	45
2	第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60	55	50
3	第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70	65	55
4	第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75	70	60
5	第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70	65	60
6	第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75	70	65
7	第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80	75	65

(注) 1 車線とは、1縦列の自動車(2輪を除く。)が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。

2 区域の区分及び時間の区分は表-63と同じです。

表-72 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)
第 1 種 区 域		65デシベル以下	60デシベル以下
第 2 種 区 域		70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 区域の区分は表-65と同じです。

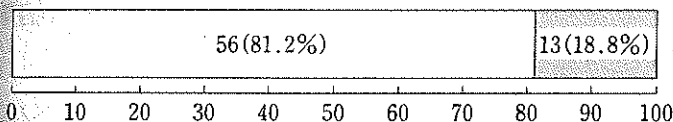
(1) 一般道路

騒音規制法に基づく指定地域を有する県内の21市町村のうち16市町村は、平成6年度に一般道路の沿線70地点（うち1地点は騒音規制法の指定地域以外であるため、評価の対象から除外）で騒音の実態調査を行いました。その結果、13地点（18.8%）で要請限度を超過しています。なお、区域区分別では第2種で、時間帯別では夜間の超過率がそれぞれ高く、静穏の保持が必要な時間帯において自動車騒音の影響が大きいことを示しています。（図-26）

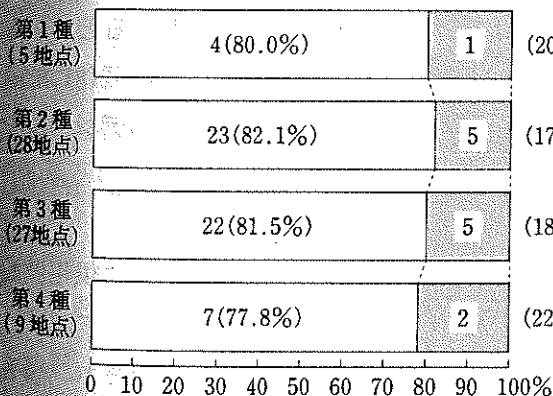
図-26 自動車騒音の実態調査結果（平成6年度）

(□) は全時間帯で要請限度以下、(■) は一部の要請限度を超過していることを表します。

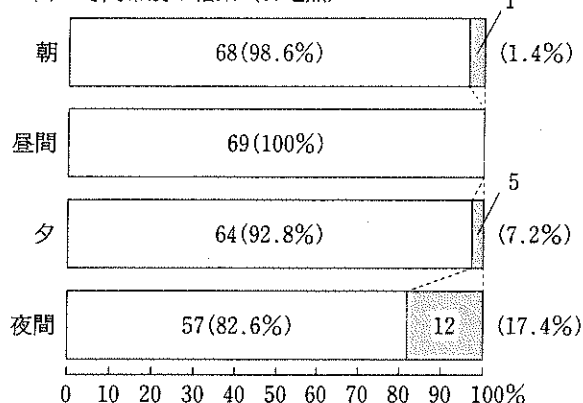
(1) 全体の調査結果（69地点）



(2) 区域区分別の結果



(3) 時間帯別の結果（69地点）



(注) 調査は70地点で実施しましたが、うち1地点は騒音規制法の指定地域以外であるため、評価の対象から除外してあります。

自動車騒音を防止するためには、騒音規制法に基づく規制のほかに、バイパス等の道路網の整備、物流施設の適正配置、沿道の土地利用の適正化や緩衝緑地の整備、路面の改良、交通規制等の各種の対策を総合的に推進する必要があるため、県では「自動車騒音問題連絡会」を設置し、定期的に自動車騒音の低減対策について情報の交換を行っています。（表-73）

表-73 福島県自動車騒音問題連絡会の構成（昭和59年3月設置）

建設省東北地方建設局福島工事事務所副所長	土木部道路建設課長
運輸省東北運輸局福島陸運支局車両課長	土木部道路維持課長
警察本部交通企画課長	土木部都市局都市計画課長
警察本部交通規制課長	生活環境部環境指導課長（会長）
企画調整部交通対策課長	

(2) 高速道路

県内の高速道路は、民家などが集合している地域をできる限り避けて建設されているため、音環境基準や自動車騒音の許容限度の適用を受けない区間が多くなっています。しかしながら、高速道路の供用後に沿線の宅地開発などが進められている地区も見られ、こうした場所では、民家と高速道路が近接することになるため、騒音に関する苦情が発生しています。

ア 東北縦貫自動車道の現況

昭和50年に県内の全区間（約115.7km）が供用開始されて以来、各地で騒音苦情が発生しており、近年は、通行車両台数が大幅な伸びを示しているのに加えて、路面の劣化が進んでいることなどから、現在でも、新たな地区からの騒音苦情が例年数件ずつ発生しています。また、東北縦貫自動車道は、特に夜間の大型車混入率が高い傾向にあるため騒音レベルも高くなり、騒音苦情の多くは睡眠妨害となっています。

平成6年度に、沿線の14市町村が騒音苦情等のある22地区で実施した騒音調査の結果の概要は、次のとおりです。

- (ア) 道路端から25m地点の平均騒音レベルは、昼間が63デシベル（範囲58～70デシベル）、夕が64デシベル（範囲56～69デシベル）、夜間が63デシベル（範囲49～69デシベル）でした。
- (イ) 特に問題となる夜間の騒音レベルを自動車騒音の要請限度（表-71）と比較すると、第1種又は第2種区域の限度である60デシベルを超えていたのが、22地区のうち18地区（81.8%）にのぼり、そのうち8地区（36.4%）では第3種又は第4種区域の基準である65デシベルを超えていました。

イ 常磐自動車道の現況

常磐自動車道の県内区間（茨城県境～いわき中央 IC：24.3km）は、昭和63年3月に供用開始されました。

沿線のうち、民家と近接する区間や騒音問題の発生した区間には、遮音壁が設置され、騒音苦情は減少しています。

平成6年度に、いわき市が3地区で実施した騒音調査結果の概要は次のとおりです。

- (ア) 道路端から25m地点の平均騒音レベルは、昼間が62デシベル（範囲58～65デシベル）、夕が60デシベル（範囲56～64デシベル）、夜間が56デシベル（範囲53～59デシベル）でした。
- (イ) 特に問題となる夜間の騒音レベルを自動車騒音の要請限度（表-71）と比較すると、第1種又は第2種区域の限度である60デシベルを超えていた地区はありませんでした。

ウ 磐越自動車道の現況

磐越自動車道の県内区間（約153km）は、平成2年10月に郡山 JCT と磐梯熱海 IC 間の供用が開始されて以来、平成3年8月には猪苗代 IC まで、平成4年10月には会津坂下 IC まで供用開

始され、平成7年8月にはいわきJCTと郡山JCT間の供用が開始されました。

平成6年度に、沿線の7市町村が、14地区で実施した騒音調査結果の概要は次のとおりです。

(ア) 道路端から25m地点の平均騒音レベルは、昼間が52デシベル(範囲46～56デシベル)、夕が50デシベル(範囲38～58デシベル)、夜間が49デシベル(範囲40～58デシベル)でした。

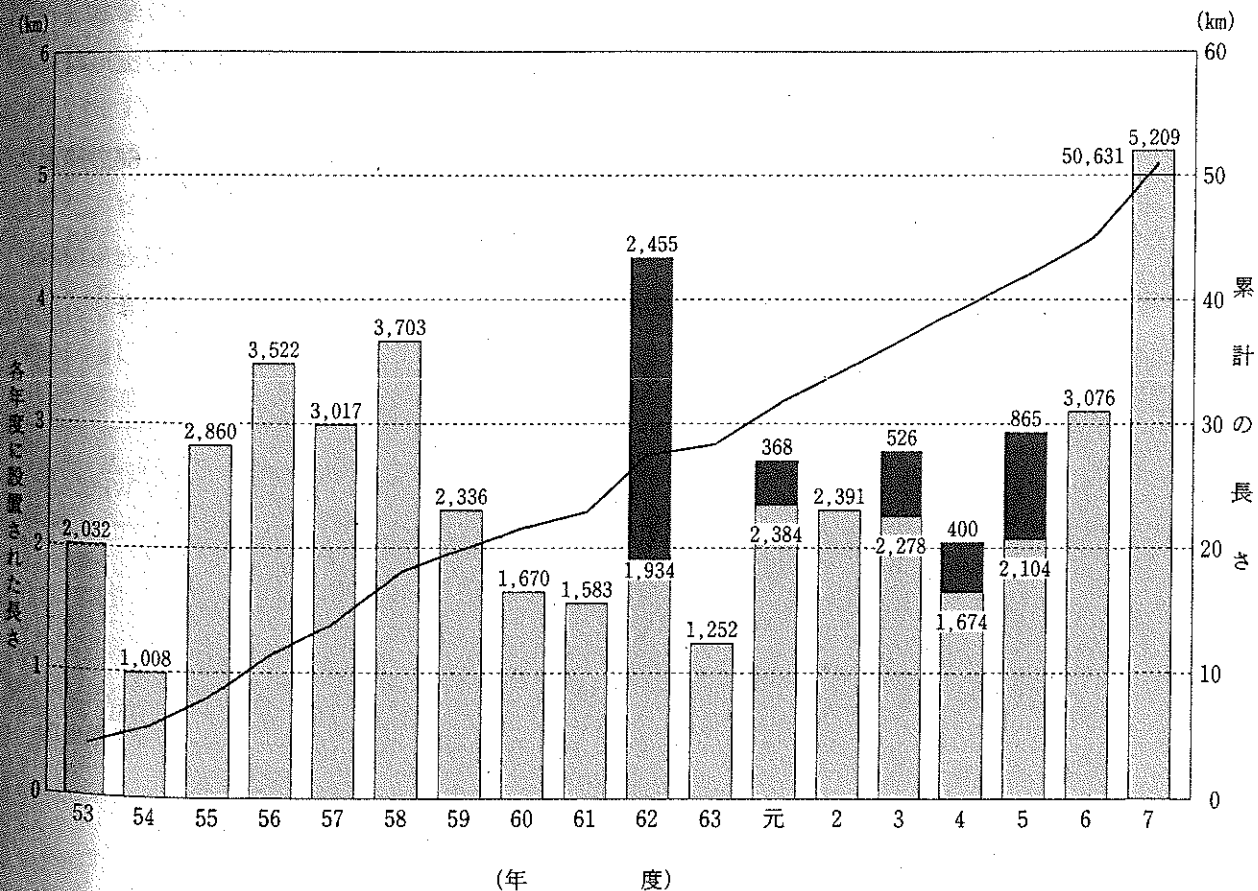
(イ) 特に問題となる夜間の騒音レベルを自動車騒音の要請限度(表-71)と比較すると、第1種又は第2種区域の限度である60デシベルを超えていた地区はありませんでした。

エ 騒音対策

沿線住民の生活環境を騒音から保全するため、県と関係市町村(高速自動車道及び東北新幹線の沿線市町村)は、昭和55年に「高速交通公害対策連絡会議」を組織しました。それ以来、毎年の騒音調査結果を基に、この連絡会議として、高速自動車道の管理者である日本道路公団に対し、騒音防止対策に関する要望書を提出しています。同公団では、この要望のあった地区の中から順次遮音壁を設置するなどして騒音防止対策を進めています。(図-27)

平成5年度から会津若松市、北会津村、磐梯町、会津坂下町、河東町及び新鶴村が、平成7年度から三春町、小野町、大越町及び船引町がこの連絡会議に加わり、現在の構成数は30市町村となっています。県は、今後も沿線市町村と一体となって騒音防止対策に取り組んでいくことにしています。

図-27 県内の高速道路に係る遮音壁の設置状況



- (注) 1 □ は東北縦貫自動車道、■ は常磐自動車国道で遮音壁が設置された長さです。
 2 常磐自動車国道の昭和62年度は、開業時に設置されていたものです。
 3 平成7年度分は、予定区間の長さです。
 4 グラフ上の数値の単位はmです。

2 新幹線鉄道騒音

東北新幹線鉄道は、昭和57年6月に大宮駅始発で暫定開業し、昭和60年3月の上野駅乗り入れと同時に最高速度が240km/hにスピードアップされ、さらに、平成3年6月には東京駅に乗り入れて現在に至っています。

沿線の東北新幹線騒音の状況は、第1節の2（表-61）で述べたとおりですが、環境基準の達成目標期間（開業から5年）が昭和62年6月であったにもかかわらず、その達成率は依然として低い水準にあります。

新幹線の振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（昭和51年3月、環境庁長官から運輸大臣に勧告）」に基づいて、70デシベルが指針値とされていますが、平成6年度の調査では、実施した県内の22地区で70デシベルを超過したのは1地点でした。

また、トンネルの出入口付近では、新幹線列車の進入時に発生する衝撃（低周波空気振動）に関する苦情が発生している地区もありました。

このような状況から、県の高速交通公害対策連絡会議では、東日本旅客鉄道株式会社に対して、東北新幹線鉄道に係る騒音等の防止対策を推進するよう要望書を提出しています。

なお、東北・上越・北陸新幹線、東北縦貫・関越自動車道の通過都県で構成する「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策13都県協議会」としても、これらの騒音や振動問題に取り組み、情報の交換や関係機関に対する要望等の活動を行っています。

3 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめている3市町村（須賀川市、石川町及び玉川村）の計4地点において、季節ごとに騒音調査を行いました。

環境基準指定後の3シーズンの調査の結果、4地点のWECPNLの年間平均値は57～66の範囲にあり、いずれも航空機騒音に係る環境基準を達成していました。（表-74）

また、現在、福島空港の滑走路長2,500mへの拡張事業が進められており、県は、今後とも継続的に空港周辺の航空機騒音調査を行い、環境基準の維持達成状況を監視することとしています。

表-74 平成6年度福島空港周辺の騒音測定結果

測定地点	測定時期	離着陸機数 (機/週)	騒音の測定結果 (単位 WECPNL)	年間平均量 (単位 WECPNL)	環境基準値 (単位 WECPNL)
須賀川市雨田地区	夏 季 秋 季 冬 季	26 38 34	57 62 68	65	75以下 (地域の類型II)
玉川村吉地区	夏 季 秋 季 冬 季	45 49 54	64 65 67	66	
玉川村川辺地区	夏 季 秋 季 冬 季	39 52 43	56 61 57	59	
石川町中野地区	夏 季 秋 季 冬 季	37 52 43	55 59 57	57	

(注) 1 離着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した機数です。
2 騒音の測定結果は、1日ごとのWECPNL値をパワー平均したものです。

〔WECPNL とは？〕

航空機騒音の評価については、航空機の通過時の騒音レベルに、昼夜別の通過機数の重みをつけて評価する WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル) の単位が用いられます。この単位は「航空機騒音のうるささの単位」ともよばれています。

$$WECPNL = \overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

$\overline{dB(A)}$: 各航空機通過時の騒音のピークレベルの 1 日のパワー平均値

N : 各時間ごとに通過した航空機の機数から次の式により算出される値。

$$N = N_1 + 3 N_2 + 10 (N_3 + N_4)$$

$(N_1 : 0 \sim 7$ 時の機数、 $N_2 : 7 \sim 19$ 時の機数)

$(N_3 : 19 \sim 22$ 時の機数、 $N_4 : 22 \sim 24$ 時の機数)

第 4 節 近隣騒音対策

1 深夜営業等騒音対策

深夜営業等の騒音いわゆる「カラオケ騒音」については、県産業公害等防止条例に基づいて規制を行っており、知事が指定した地域内でカラオケ騒音を伴う飲食店等を営業する場合は、規制基準 (表-75) が適用され、これに違反している事業者に対しては、指定地域を有する市町村長が改善勧告や改善命令を行うことができることになっています。

2 生活騒音対策

街頭放送や移動販売車などの拡声機騒音については、県産業公害等防止条例に基づいて規制を行っていますが、拡声機の使用基準 (表-76) に違反していた場合には、知事又は騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村長が警告をすることができることになっています。

また、ピアノ、クーラー、ステレオ、ペットの鳴き声、自動車の空ぶかしなどに代表される生活騒音については、法令による規制にはなじみにくいため、静穏な生活環境を維持するためには、個人個人のモラルの問題として解決しなければなりません。このため、県としては、基本的には啓発活動を通じてこれに対処しており、市町村に対しては、近隣騒音対策指針を示し、具体的な対策について指導を行っています。

表-75 県産業公害等防止条例に基づく深夜営業騒音の規制概要

区域の区分	規制内容 音響機器の使用 禁止時間帯	音 量 規 制	
		時 間 帯	基準値 (デシベル)
A 区 域	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	45
B 区 域			55

(注) 1 A区域：原則として第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、準住居地域及びこれに準ずる地域

B区域：原則として近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域

2 指定地域を有する市町村 (最終改正：平成4年10月、同年11月施行)

福島市、二本松市、郡山市、須賀川市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、原町市、いわき市、伊達市、川俣町、本宮町、鏡石町、石川町、三春町、小野町、船引町、矢吹町、会津坂下町、北会津村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、大越町、浅川町及び富岡町 (計28市町村)

表-76 県産業公害等防止条例に基づく拡声機の使用基準

区 分 項 目	移 動 放 送 (車両搭載)	移動放送以外(街頭など)	航 空 機 か ら の 放 送
1 騒音のレベル等	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下(ただし、学校、病院等の周囲おおむね80m以内の地域では最大60デシベル以下)	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	スピーカーに加えられる最大入力30ワット以下
2 使 用 時 間	午前7時から午後7時まで	左に同じ	午前9時から午後5時まで (日曜、祝日は午前10時から)
3 使 用 場 所 等	幅員5m以上の道路	- 幅員5m以上の道路 - 拡声機の中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内 - 拡声機の設置高さは地上10m未満	
4 放 送 時 間 等	1地点における1回の連続放送時間は10分を超えないこと。	1回の連続放送時間は1時間を超えないものとし、かつ、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における1日回数数が連続して3回未満
5 放 送 禁 止 場 所		学校、病院等の周囲おおむね80m以内の地域	学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに直接スピーカーを向けないこと。

第5章 悪臭の現況と対策

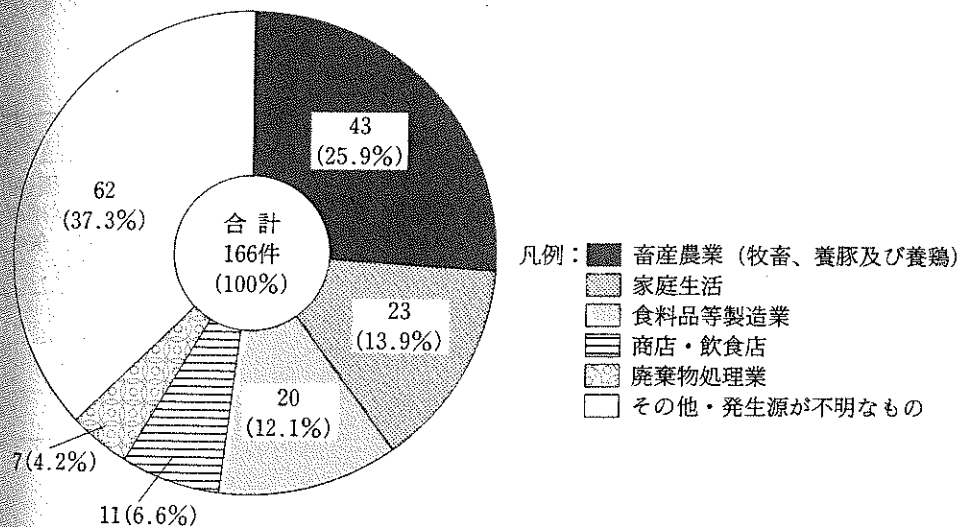
第1節 悪臭の現況

悪臭は、騒音と並んで日常生活に関係の深い公害であり、発生源も多種多様であることから、例年、多くの悪臭苦情が発生しています。

平成6年度の悪臭苦情件数は166件で、前年度より35件増加し、前年度に引き続き、全苦情件数(635件)に占める割合は26.1%と第1位となっています。

悪臭苦情の発生源別の内訳は畜産農業が最も多く、次いで家庭生活、食料品等製造業の順であり、この三者で全体の51.9%を占めています。(図-28)

図-28 悪臭苦情の内訳(平成6年度)



第2節 悪臭防止対策

1 悪臭の規制

悪臭防止法では、知事が指定した規制地域内の事業場に対して、知事が定めた悪臭物質ごとの規制基準が適用され、これらの規制事務は、規制地域を有する市町村長が行うことになっています。悪臭物質としては、平成5年6月にプロピオンアルデヒド等の10物質が追加され、現在は22物質となっています。(資-51)

県では、平成3年10月に、プロピオン酸等の4物質の規制基準を追加するとともに、従来からの規制地域の見直しを行い、新たに15市町村を追加して、計36市町村の市街地等を中心に規制地域を指定しています。(表-77)

平成6年4月には悪臭防止法施行規則の一部改正により、メチルメルカプタン等の4物質について排出水中における規制基準の設定方法が定められたことから、県では、平成7年3月に排出水に含まれる悪臭物質に係る規制基準を設定しました。(資-51)

また、平成7年4月には悪臭防止法の一部改正により、人間の嗅覚を用いて悪臭を測定する嗅覚

測定法が新たに導入されたことから、県では、平成8年度に県内事業場の実態調査を行うこととしています。

表-77 県内の悪臭防止法による悪臭の規制

(1) 規制地域の区域区分

区域の区分	あてはめ地域
A 区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域
B 区域	市町村の区域のうち、A及びC区域のあてはめ地域以外の地域であって、悪臭の発生を防止する必要がある地域
C 区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域

(2) 規制地域の指定状況（最終改正：平成3年10月告示、同年11月施行）

区 分	市町村数	市 町 村 名
A、B、Cの3区域を指定	29	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、川俣町、本宮町、鏡石町、会津高田町、会津本郷町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、小高町、西郷村、玉川村
A、Bの2区域を指定	5	浅川町、古殿町、表郷村、東村、鮫川村
A、Cの2区域を指定	2	河東町、北会津村
合 計	36	(10市20町6村)

(3) 規制対象物質ごとの規制基準値（数地境界値、単位：ppm）

区域の区分	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
A 区域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005
B 区域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02
C 区域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07

区域の区分	アセトアルデヒド	スチレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
A 区域	0.05	0.4	0.03	0.001	0.0009	0.001
B 区域	0.1	0.8	0.07	0.002	0.002	0.004
C 区域	0.5	2	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) 1 アンモニア、硫化水素及びトリメチルアミンについては、この表のほかに排出口に係る規制基準も設定しています。

2 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルについては、この表のほかに排出水中における規制基準も設定しています。

また、悪臭防止法では、すべての地域において、水路等からの悪臭発生の防止や屋外でのゴム、プラスチック、廃油等の焼却の禁止が定められています。

さらに、県では、規制地域以外の地域や規制物質以外の悪臭問題に対応するため、県内全域を対象とした「官能試験法による悪臭対策指導要綱」を定めています。これは人（パネル）の嗅覚をもとに悪臭を評価するもので、指導基準も定めています。（表-79）

2 悪臭発生源調査

悪臭防止法及び官能試験法による悪臭対策指導要綱では、悪臭の測定は市町村長が行うことになっていますが、測定体制が整備されていない市町村において悪臭問題が発生した場合には、県が協力して調査を行うことにしています。

平成6年度は、プロピオンアルデヒド等の追加10物質の排出実態調査を22事業場で、県要綱に基づく調査を11事業場で実施しました（市町村単独で実施したものを含みます。）。

これらの調査の結果、追加10物質に係るA区域相当濃度を超える事業場及び県要綱の指導基準値を超える事業場はありませんでした。（表-78）

表-78 悪臭調査結果

(1) 悪臭防止法による立入調査結果 (敷地境界線)

(平成6年度)

No.	業 種	管 内	規制 地域 区分	調査 時期	測定 地点 数	測定結果 (各事業場で検出された最高濃度, 単位: ppm)									
						プロ ピ オン ア	ノ アル マル デ ヒ ド	イ ソ ブ チ ル ア	ノ アル マル デ ヒ ド	イ ソ バ レ ル ア	イ ソ ブ タ ノ ー	酢 酸 エ チ ル	メ チ ル ケ ト ソ ブ	トル エン	ベン ゼ ン
1	油脂系食料品製造工場	いわき	A	11月	2	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-
2	パン・菓子製造工場	いわき	B	11月	2	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-
3	農産食料品製造工場	いわき	B	11月	1	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-
4	コークス製造業	いわき	C	9月	2	-	-	-	-	-	ND	0.06	0.083	0.081	0.052
5	繊維工場	いわき	A	10月	2	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	0.034	ND
6	木工工場	会津若松	A	11月	3	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	0.023	0.006
7	印刷工場	福島	B	11月	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	0.16	0.22
8	〃	会津若松	A	11月	3	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.013	ND
9	〃	いわき	C	12月	2	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.04	0.045	0.022	0.053
10	塗装工場	郡山	未	10月	2	0.0024	0.0036	0.0037	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND
11	〃	郡山	C	10月	3	ND	0.0017	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.012	0.007
12	〃	いわき	B	12月	2	ND	ND	ND	ND	ND	0.52	0.88	0.42	0.18	ND
13	窯業・土石製品製造工場	いわき	C	10月	2	-	-	-	-	-	ND	0.05	0.057	0.052	ND
14	鋳物工場	いわき	C	10月	2	-	-	-	-	-	ND	0.05	ND	0.021	0.024
15	輸送用機械器具製造工場	福島	C	11月	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.14	0.073	0.34	0.61
16	その他の機械製造工場	いわき	C	10月	2	-	-	-	-	-	ND	0.14	0.083	0.085	0.094
17	その他の金属製品製造工場	郡山	未	10月	3	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	0.030	0.012
18	〃	いわき	B	10月	2	-	-	-	-	-	ND	0.13	0.074	0.11	ND
19	〃	いわき	C	9月	2	-	-	-	-	-	ND	0.02	0.029	0.022	0.017
20	自動車修理工場	郡山	未	10月	3	0.0011	0.0025	0.0013	ND	ND	ND	0.01	ND	0.022	0.010
21	〃	郡山	B	10月	3	ND	0.0057	0.0020	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND
22	〃	いわき	C	12月	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.081	0.099	0.055

- (注) 1 「管内」の欄の「福島」は福島保健所、「会津若松」は会津若松保健所、「郡山」は郡山公害対策センター、「いわき」はいわき公害対策センターの管内を表します。
 2 「規制地域区分」の欄は、悪臭防止法に基づく規制地域の区分を表し、「未」は規制地域外であることを表します。
 3 「-」は測定を行わなかったことを表し、「ND」は検出下限値以下であったことを表します。

(2) 県要綱「官能試験法」による調査結果

(平成5年度)

No	業 種 中分類 ()は、小分類	管 内	区 域 分	調 査 期	発生源測定結果		敷地境界線測定結果	
					測 定 地 点 数	最 高 臭 気 指 数	測 定 地 点 数	最 高 臭 気 指 数
1	廃棄物処理業 (産業廃棄物処理業)	いわき	第2種	7 月	1	16	1	<10
2	廃棄物処理業 (産業廃棄物処理業)	いわき	第3種	7 月	1	26	1	<10
3	農業 (畜産農業)	いわき	第2種	7 月	—	—	1	14
4	石油・石炭製品製造業 (その他石油・石炭製品製造業)	いわき	第3種	7 月	1	36	—	—
5	化学工業 (化学肥料製造業)	いわき	第3種	7 月	1	27	1	<10
6	食料品製造業 (調味料製造業)	いわき	第3種	8 月	—	—	1	<10
7	石油・石炭製品製造業 (舗装材料製造業)	いわき	第2種	8 月	1	33	1	<10

表-79 官能試験法による悪臭対策指導要綱に基づく指導基準 (昭和62年7月施行)

区域の区分	事業場の敷地境界線 における指導基準値	事業場の排出口における指導基準値(排出口の高さ別)		
		5m~30m	30m~50m	50m以上
第1種区域	10	28	30	33
第2種区域	15	33	35	38
第3種区域	18	36	38	41

(注) 1 表中の数値の単位は、臭気指数です。

・臭気指数 = $10 \times \log x$ x (臭気濃度) : 三点比較式臭袋法で求めたパネルの悪臭判定最大希釈倍率。

2 第1種区域とは、悪臭防止法に基づくA区域並びに都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域をいいます。

3 第2種区域とは、悪臭防止法に基づくB区域並びに都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域をいいます。

4 第3種区域とは、悪臭防止法に基づくC区域並びに都市計画法に基づく工業地域及び工業専用地域をいいます。

5 事業場の排出口における指導基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用されません。

悪
臭

第6章 地盤沈下の現況と対策

第1節 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地表面が徐々に沈下していく現象で、建築物や土木建造物等に直接的な被害を及ぼすなど、生活環境を著しく悪化させ、また、ひとたびこの現象が起こるとその回復はほとんど不可能であるといわれています。

地盤沈下の原因としては、地下水の過剰な採取や鉱物の採掘によるものなどがありますが、全体的に見ると地下水の過剰な採取がその大半を占めています。

本県の地盤沈下状況については、福島市、いわき市及び原町市に沈下が認められています。

1 福島市の状況

国土地理院が実施した測量により、福島市街地において昭和42年及び昭和49年に沈下が認められた水準点があります。

これらの地点では、過去に最大5～11cm程度の沈下が認められましたが、近年の測量結果では、各地点共に隆起の傾向にあり、累計沈下量も小さいか又はゼロに近くなっています。

2 いわき市の状況

常磐炭鉱跡地を中心に沈下が認められていますが、その主因は、石炭の採掘によるものと考えられます。

3 原町市の状況

(1) 地盤沈下の経過

昭和30年頃から原町市^{おおみか}大甕地区を中心に地盤沈下が認められましたが、その被害の面積は約2,500ha（うち農用地1,500ha）にのぼっており、水田や道路の不等沈下、地割れ、井戸水の枯渇等の被害が発生しました。

この沈下の原因としては、沈下の発生時期と工場や農業用地の開発等による地下水の利用増の時期とが一致していることから、地下水の過剰な採取によるものと考えられます。

このため、地下水の過剰な採取の防止対策として、原町市は、昭和49年に原町市公害対策条例の一部改正を行い、市街地を中心に約93km²の地域を地下水採取規制地域に指定しました。これにより、同条例に基づく指定地域内で、新たに揚水設備を設置する場合には、許可を受けることが必要となりました。

さらに、昭和54年6月に大甕^{おおみか}周辺地域約41km²が工業用水法に基づく指定地域となり、また表流水への水源転換のため、県が事業主体となって原町市南部を流下する太田川の上流に建設していた「横川ダム」が昭和58年3月15日に完成し、表流水が確保される見込みとなったため、昭和58年10月1日に工業用水法に基づいて井戸水の水源転換命令が告示され、昭和59年10月1日以降は、工業用水法施行規則に定める許可基準を満たさない既設井戸の使用が禁止されました。

(2) 地盤沈下の調査監視体制及び調査結果

地盤沈下防止対策を進めるうえでは沈下の実態を把握することが重要であるため、水準測量によりその地域全体の沈下量を調査するとともに、観測井による地層別の収縮量や地下水位との関連性も調査する必要があります。

ア 水準測量による調査

原町市においては、昭和48年度から平成4年度まで、市が独自に沈下量の顕著な地域を中心として、測量延長44kmの水準点43点程度で毎年水準測量を実施していました。

国土地理院による水準測量結果を含めて、昭和30年から平成5年3月までの累計沈下量を見ると、^{めめざわ}米米沢地区で最大約163cmに達しています。^{おおみか}大甕地区においても約144cm沈下しており、^{おおみか}大甕、^{めめざわ}高、米米沢一帯が、地盤沈下の中心になっています。

しかし、平成4年度の水準測量結果では、すべての地点で沈下量が1cm未満であった（大部分の地点で前年度より1～6mmの隆起）ように、沈下の傾向は、昭和30年から昭和49年までは顕著でしたが、その後は鈍化しており、特にここ数年は横ばい状態にあります。このため平成5年度からは2年おき程度に水準測量を実施することになりました。なお、平成5～6年度は実施していません。

イ 観測井による調査

県は、原町市の^{おおみか}大甕地区に昭和49年度に深さ30mと200mの2本の観測井を設置し、それぞれに沈下計と水位計を取り付けて観測を行っています。平成6年度の沈下量は、30m観測井が前年度比2.5mm沈下、200m観測井が前年度比0.5mm隆起であり、両観測井ともほぼ横ばいの状態にあります。（図-29）

また、地下水位の変化について見ると、両観測井ともに工業用水供給開始頃から急速に水位が上昇し、その値は昭和59年3月から平成6年3月までに、30m観測井で約7m、200m観測井で約11mとなっています。（図-30）

これは、水源転換命令により工業用井戸からの取水が停止されたことによる地下水位の上昇と考えられます。

第2節 地盤沈下防止対策

工業用水や農業用水として利用していた地下水を表流水へ転換するため、「横川ダム」の建設に加えて農業用水路等の整備を行い、また、過去に被害が大きく営農上緊急対策が必要であった農地や農業用施設についても復旧工事を行いました。

図-29 原町市大甕地区の観測井における累計沈下（収縮）変化

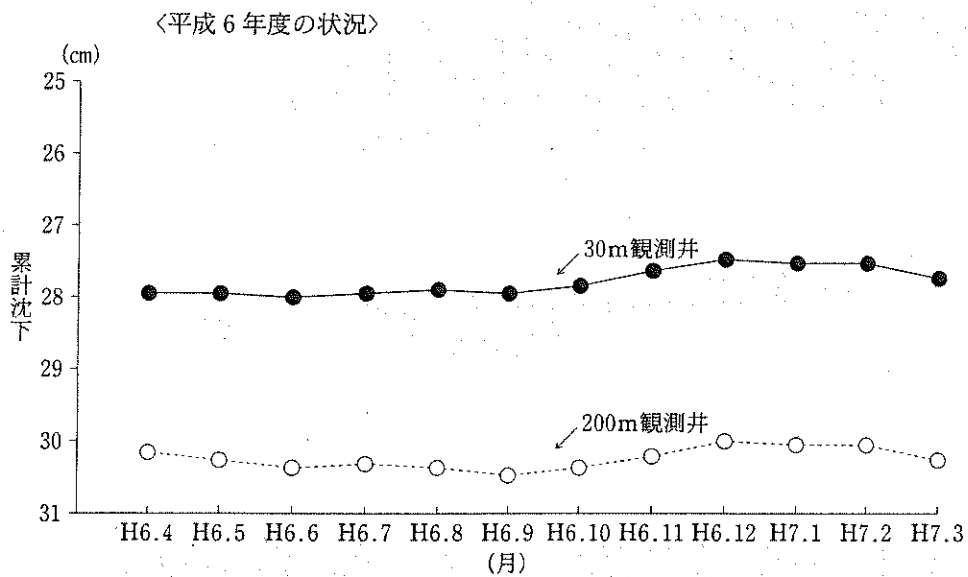
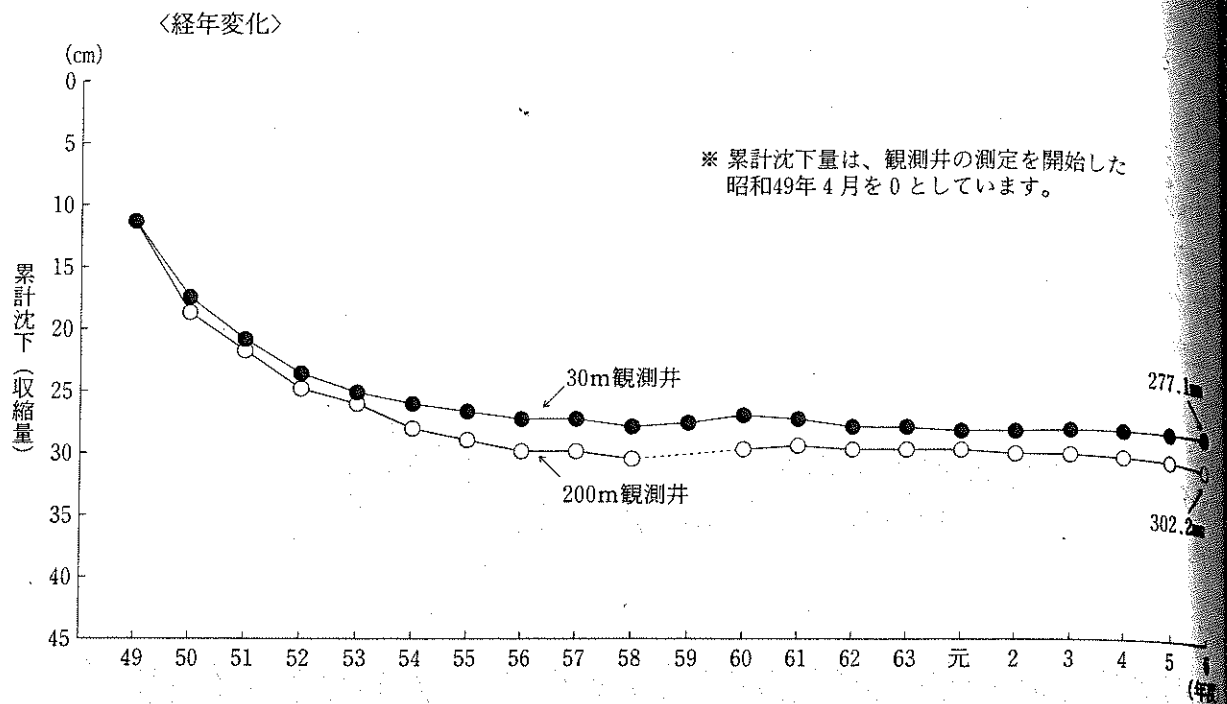
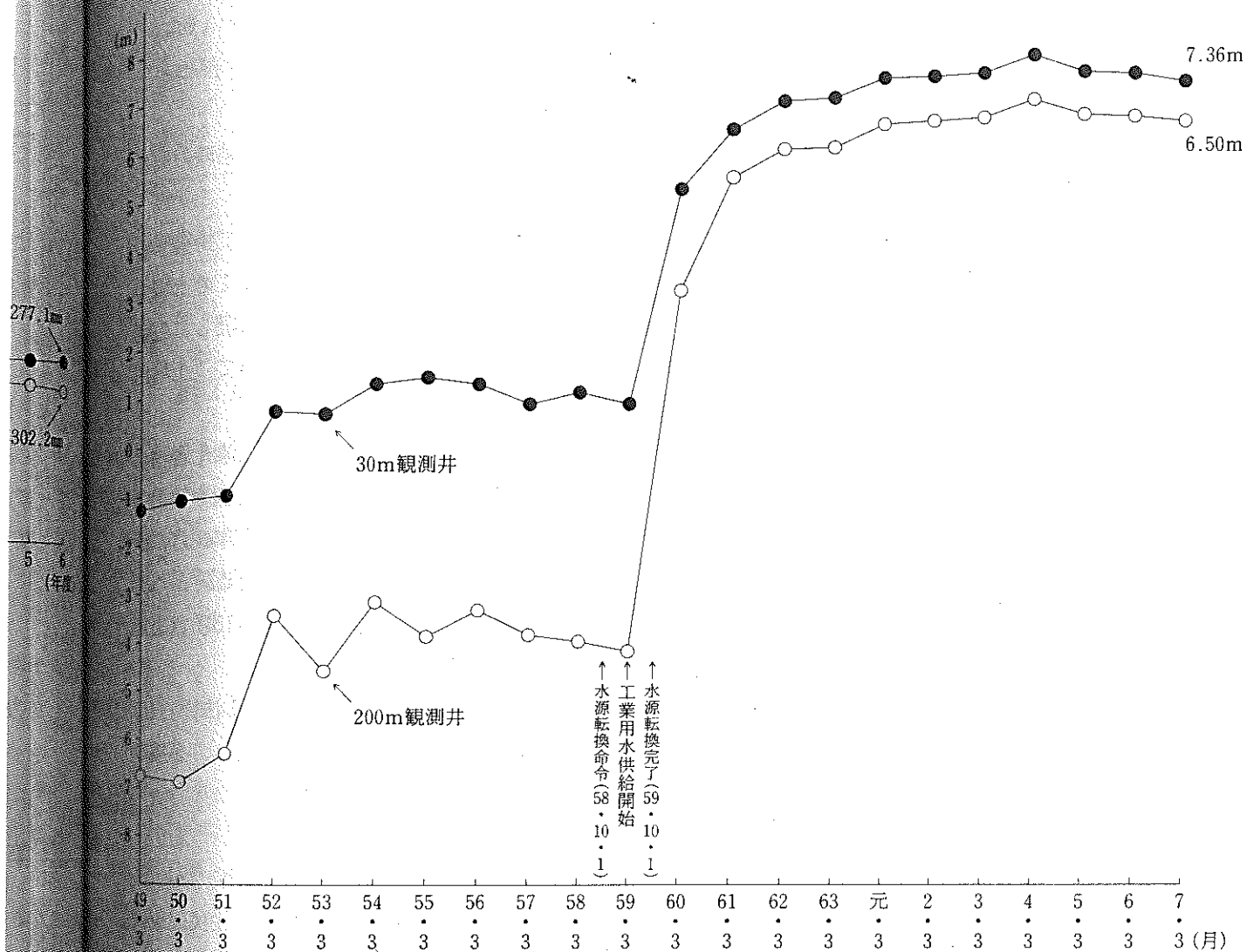
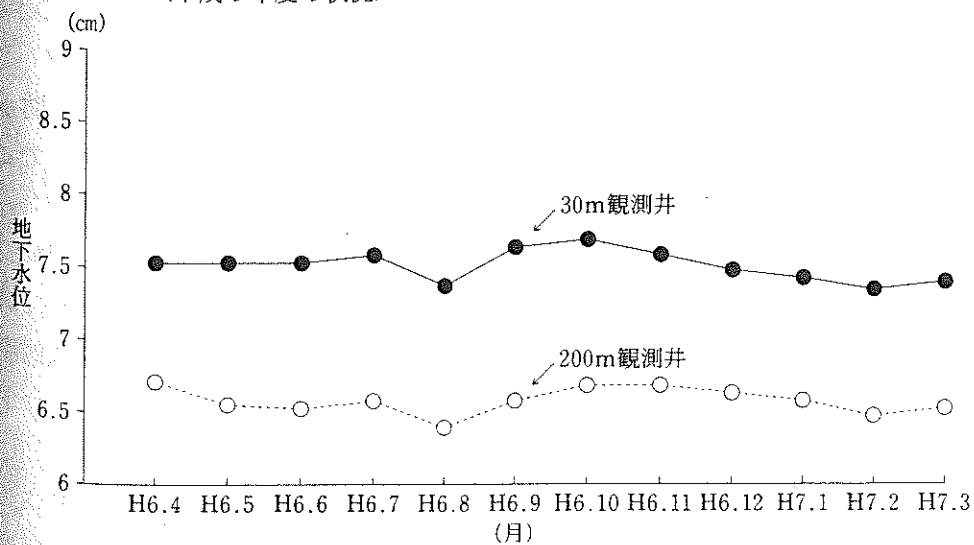


図-30 原町市大巻地区の観測井における地下水位の変化



〈平成6年度の状況〉



地盤沈下

第7章 土壤汚染の現況と対策

第1節 土壤汚染の現況

土壤は、環境の重要な構成要素であるとともに、人の生活の基盤として、また、物質循環の要として重要な役割を担っています。

しかし、土壤は、その組成が複雑で、いったん汚染されるとその影響が長期にわたって持続するなど、土壤汚染の態様は、水や大気と異なる特徴をもっています。このような環境としての土壤の役割や汚染の形態を踏まえて、平成3年8月、国は、土壤汚染について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、カドミウム等10項目について「土壤汚染に係る環境基準」（以下「環境基準」という。）を告示しました。

その後、環境基準が定められた物質以外でも、例えばトリクロロエチレン等の有機塩素化合物による土壤汚染があることが判明したこと、また、近年における多種多様な化学物質の生産や使用の拡大・普及に伴い、これらの物質による公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成5年3月に水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準の拡充・強化が行われたことから、有害物質による土壤汚染に対処するため、国は、平成6年2月、トリクロロエチレン等15項目を新たに追加する環境基準の改正を告示しました。

また、農用地の土壤汚染については、従来からの「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（以下「土壤汚染防止法」という。）で、カドミウム、銅及び砒素を特定有害物質として指定し、必要な対策を行っています。

1 農用地の土壤汚染地区の概要

本県では、昭和45年にいわき地区（いわき市小名浜）及び磐梯地区（磐梯町磐梯）の産米が、カドミウムによって汚染されていることが指摘され、国、県、市及び町による環境調査、住民健康調査、発生源調査等が行われました。その結果、磐梯地区（231.9ha）は、住民の健康保護の見地から昭和45年11月に厚生省から「カドミウム環境汚染要観察地域」に指定されました。

また、これとは別に、県は、磐梯地区について農用地の土壤汚染防止の見地から昭和47年3月、土壤汚染防止法に基づいて、112haを「農用地土壤汚染対策地域」に指定し、この地域内の水田37.47haについては、昭和49年度から昭和51年度まで3か年計画で客土事業を実施しました。

その後も継続的に調査を行ってきましたが、昭和55年までの産米中からは、土壤汚染防止法の基準値である1.0ppm以上のカドミウムは検出されなかったため、県は昭和55年11月21日付けでこの対策地域の指定を解除しました。

さらに、いわき地区においては、昭和53年度産米から1.0ppm以上のカドミウムが検出されましたが、この検出された地域の水田は、都市計画法に基づく住居地域と工業専用地域に指定されていたことなどから、県は、対策地域の指定は行わず、水田の耕作者には、珪酸カルシウムや熔成燐肥の施用に加えて水管理等の栽培管理を指導した結果、昭和54年以降の産米からは、1.0ppm以上のカドミウムは検出されていません。

一方、昭和47年度以降、休廃止鉾山周辺地域の水田の土壤や産米についてもカドミウムの含有量の調査を行ってきましたが、汚染水田については、昭和61年度で対策が完了し、平成2年度でカド

ミウムの調査も終えています。

2 産米中のカドミウム含有量の調査結果

平成6年度産米（玄米）中のカドミウム調査は、いわき地区1地点で実施しました。
その結果は、汚染米の基準である1.0ppmを超えるものではありませんでした。（表-80）

表-80 産米中のカドミウム含有量の調査結果（平成6年度）

地区名	地点数	産米中のカドミウム含有量
いわき	1	0.124ppm

第2節 土壤汚染防止対策

いわき地区の水田では、土壤改良資材の施用や水管理などの栽培技術の指導により、稲のカドミウム吸収を抑制する方策をとっているため、昭和54年度以降の産米からは、1.0ppm以上のカドミウムは検出されていません。一方、発生源対策としては、再汚染を防止するため、非鉄金属製錬所に対して、関係法令による排出基準の遵守を指導しています。

第8章 自然環境の現況と保全対策

第1節 自然環境の現況

1 植 物 相

浜通り地方にはヤブツバキ、トベラなどの暖地性の植物が分布し、マルバシャリンバイ（鹿島町海老浜）やコシダ（いわき市小浜）の自生地は天然記念物に指定されています。また、極相林として照葉樹林が分布しており、南部のいわき地区海岸低地ではスダジイが、北部の相双地区海岸低地ではアカガシとウラジロガシが、内陸部ではカシ林が見られます。植生区分では暖温帯の北端に当たり、スダジイやサカキなどこの地域を北限とする植物が多い一方、寒地性植物のハマナスやハマギク、コハマギクが分布しており、学術上興味深い地域です。

浜通り地方と中通り地方を隔てている阿武隈山地の標高200～600mの地域ではイヌブナ、イヌシデを交えたモミ自然林があります。コアジサイ、ヤマブキソウなど関東地方と共通の植物も多く、ツガは八溝山を北限としています。ところどころの花崗岩地帯にはアカマツの美林があり、クリ、コナラなどもよく分布しています。この地域にはアカマツ、スギなどの植林地が多いですが、昭和55年12月の豪雪により折損し大きな被害を受けました。

中通り低地は阿武隈川流域の沖積地が広い範囲を占め、土壌的極相林としてアカマツ林が発達しますが、水田や耕作地として利用されたりマツクイムシの被害等によりアカマツ自然林は少なくなっています。西白河郡表郷村に自生するビャッコイは他にない貴重な植物で、自生地は県指定天然記念物で県の自然環境保全地域野生動植物保護地区に指定されています。

奥羽山脈では、標高500m以上1,400～1,500m以下の地域にブナ林が極相林として発達し、ミズナラ、イタヤカエデなどを混成します。1,500m以上の地帯にはダケカンバなどを交えたアオモリトドマツ、コメツガなどを主とする針葉樹が発達しており、この下層にはハクサンシャクナゲも分布しています。このハクサンシャクナゲの八重咲きのものが県の花ネモトシャクナゲで吾妻山、安達太良山に分布しています。吾妻連峰と磐梯山の間には、磐梯山の噴火によってつくられた桧原湖、秋元湖、小野川湖など大小数百の湖沼があり、ハンノキ林、ヤナギ林や湿地性植物が交じる草地が発達しています。

会津盆地の阿賀野川及びその支流である只見川の扇状地ではアカマツ林が発達し、低地の沖積地には、ヨシに覆われた湿地やハンノキ、ヤナギなどの湿地林が残存しています。しかし、近年開発が進み、これらの会津盆地を象徴する植生はほとんど失われつつあります。

会津山地は帝釈山脈と福島県西部の越後山脈に属する一帯で、標高400m前後からブナ林が極相林として発達し、その上部にはキタゴヨウ、クロベなどの針葉樹も多く、一部では天然スギも生育しています。冬期の積雪量が多く、高地では初夏の頃まで雪が残るため、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、飯豊山などでは雪田や湿原が発達しています。このような地域では、夏期に様々な花が咲き誇り、見事な「お花畑」が出現します。特に尾瀬では、ミズバショウやニッコウキスゲなどの湿原植物のほか様々な場所に約700種ともいわれる多種多様な花が咲き誇ります。（参考文献：馬場篤著「ふくしまの植物」発行福島中央テレビ 1978年）

2 動 物 相

(1) 哺乳類

全国で22科96種の生息が知られている陸生の哺乳類のうち、県内には15科41種の生息が知られています。(資-55)

このうち、ニホンザルは、阿武隈山地の鹿島町真野川上流から原町市新田川上流にかけての一带、福島市飯坂町茂庭地域の宮城・山形県境一带、西吾妻山、飯豊山、会津朝日岳周辺から浅草岳にかけての一带、甲子山から帝釈山周辺にかけての栃木県境一带に生息が知られています。

ツキノワグマは、東北本線の西側、奥羽山脈から会津地方のほぼ全域にかけて生息しています。

イノシシはツキノワグマの分布域と境界をつくるように東北本線の東側、茨城県境から宮城県境まで阿武隈山地のほぼ全域に生息しており、植林地、農耕地での被害も見られます。

キツネ及びタヌキは、市街化の進んだ地域を除いて本県のほぼ全域に生息しており、人里周辺でよく目撃されています。両種とも自動車による交通事故死が増加しています。

カモシカは、奥羽山脈以西の山地に生息していますが、近年人里近くまで出没することがまれではなくなってきました。

(2) 鳥類

本県は地理・地形が複雑多様で、植物相も変化に富んでいるため、生息する鳥類は種類、数ともに豊富です。本県では約230種の鳥類が確認されていますが、このうち繁殖が確認されたもの又はその可能性があるものは120種です。

県内で局地的な分布を示すものにコシアカツバメがあり、東白川郡棚倉町周辺で繁殖が確認されていますが、他に県内では近年確認されていません。

また、夏鳥として日本に飛来するブッポウソウは県内で繁殖例は少なく、最近では南会津郡檜枝岐村以外は確認されていません。

ニュウナイスズメや冬期に群れをつくって飛来するイスカは、会津地方で確認できますが、中通りや浜通りではほとんど姿が見られません。

(3) 淡水魚類

本県に生息する淡水魚類のうち、自然保護上重要なものにウケクチウグイとイトヨがあります。特にウケクチウグイは阿賀野川水系の本支流部にのみ分布が知られている貴重な種で、柳津の生息地は国の天然記念物となっています。同属のエゾウグイは同水系の上流域に生息し、ウグイは県内全域にわたって生息しています。

トゲウオ科のイトヨは、阿賀野川水系の大川や宮川などに生息しています。また本種の分布上の大きな特色として、本水域ではイトヨ1種のみが生息し、他の地方で見られるようなトミヨなどの他のトゲウオ科魚種との混生が全く見られません。

(4) 昆虫類

地球上に現存する昆虫類は、少なくとも100万種を超えると推定され、日本では28,720種が記録されていますが、さらに研究が進めば10万種に達することが予想されています。資料-54で紹介している福島県を北限又は南限とする昆虫も、今後の研究により追加、訂正されるものと思われます。

「日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック- (環境庁編)」では絶滅危惧種、危急種、希少種のあわせて205種が掲載されていますが、その中で福島県内で確認されているものは18種 (絶滅危惧種2種、危急種4種、希少種12種) です。(資-56)

(5) そ の 他

両生類では、トウキョウダルマガエルが県内全域に生息しています。モリアオガエルは自然林内に生息し、水辺の樹上等に大きな泡状の卵塊を産み付けるカエルで、双葉郡川内村の平伏沼はモリアオガエルの繁殖地として国指定の天然記念物となっています。

また、有尾類ではイモリの他にトウキョウサンショウウオ、クロサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、トウホクサンショウウオの4種が確認されています。このうち、トウキョウサンショウウオは浜通り地方でのみ確認されており、分布北限に当たります。トウホクサンショウウオは分布南限に当たります。

第2節 自然環境の保全対策

1 自然環境保全地域等

(1) 福島県自然環境保全条例

広大で緑豊かな本県の自然は、県民の生産活動を支え、快適な生活環境を築き、すぐれた県民性を養い、今日の繁栄をもたらした貴重な資産です。

また、自然は、人間を含めてすべての生物の生存の基盤であり、豊かな情操と人間性、科学する心を養い、郷土の文化を育み、健全な生活環境を維持し文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。

このように多様な自然の恩恵を県民が十分享受し得るよう、必要な自然環境を生態系を含めて保全し、貴重な資産として将来の県民に継承していくため、福島県自然環境保全条例を昭和47年に制定し、自然環境の保全を目的として自然環境保全地域等の指定など種々の施策や事業を実施しています。

(2) 自然環境保全地域

福島県自然環境保全条例に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るため自然環境保全地域を指定しています。

自然環境保全地域においては、自然環境を保全するため、規制や施設についての計画（保全計画）を定め、この保全計画に基づいて巡視歩道や標識などの施設を設置する保全事業を行っています。また、自然環境保全地域内に普通地区、特別地区を設け、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採取、その他の行為について規制を行っています。さらに、ビャッコイ、トガクシソウ、モリアオガエルなど貴重な野生動植物を保護するため野生動植物保護地区を指定しています。

(3) 緑地環境保全地域

良好な生活環境を確保するため、福島県自然環境保全条例に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で、良好な自然環境を形成している地域を緑地環境保全地域に指定しています。

緑地環境保全地域は、その地域の自然環境の特質に応じ、特に保全を図るべき地域を第1種緑地環境保全地域に、その他の地域を第2種緑地環境保全地域として、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、土石の採取、その他の行為について、それぞれの地域に応じた規制を行っています。

緑地環境保全地域においても自然環境を保全するため、規制や施設に関する計画（保全計画）

を定めています。

(4) 指定状況

平成6年度までに、自然環境保全地域47か所、緑地環境保全地域15か所を指定しています。

この結果、自然環境保全地域は47か所4,867.4ha（うち特別地区は1,693.4ha）であり、特別地区のうち野生動植物保護地区は9か所343.9haとなっています。また、緑地環境保全地域は15か所172.4haとなっています。（表-81～83）

表-81 自然環境保全地域一覧

（平成7年3月現在）

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	面積(特別地区面積)(ha)	保全対象
1	信夫文知摺	福島市	49.3.22	3.60 (1.50)	シラカシ等の巨木、地形、地質
2	黒岩虚空蔵	〃	〃	1.60 (-)	アカマツ等の人工林
3	高松山	安達郡白沢村	〃	6.20 (-)	アカマツ等の人工林
4	岩角山	〃	〃	12.50 (-)	ケヤキ等の人工林、岩石の露頭
5	石田ブヨメキ	伊達郡霊山町	〃	9.50 (0.70)	湿原、湿原植物
6	石庭	郡山市	〃	51.90 (-)	シダレグリの自生地
7	五本松	西白河郡矢吹町	〃	1.20 (-)	アカマツの並木
8	恩賜林	西白河郡矢吹町	〃	7.80 (-)	アカマツの一斉林
9	茶白山	伊達郡霊山町	〃	7.80 (-)	サクラ類の自生地
10	熊川海岸	双葉郡大熊町	〃	1.80 (-)	海蝕地形
11	法正尻湿原	耶麻郡磐梯町	〃	3.60 (3.60)	湿原、湿原植物
12	大悲山	相馬郡小高町	〃	6.10 (-)	ヤマツツジの自生地
13	小高薬師堂	〃	〃	1.10 (-)	スギ等の人工林
14	浄土松	郡山市	50.2.28	35.00 (11.30)	アカマツ天然林、巨大な奇岩群
15	奥州街道松並木	〃	〃	1.70 (-)	アカマツの並木
16	強滝	東白川郡鮫川村	〃	8.30 (0.48)	滝、溪谷
17	江竜田	〃	〃	4.10 (1.60)	滝、溪谷
18	西郷静	西白河郡西郷村	〃	57.90 (10.21)	溪谷、柱状節理
19	宮床湿原	南会津郡南郷村	〃	54.10 (8.00)	湿原、湿原植物
20	牛越館山	原町市	〃	31.50 (-)	モミ等の天然林
21	高倉山	いわき市	〃	99.20 (-)	二疊紀地層の露出、化石
22	宇津峯山	{ 郡山市 須賀川市	〃	355.60 (-)	変成岩類の盆地状構造
23	茂庭	福島市	50.6.6	861.58 (110.60)	ブナ等の天然林
24	黒岩山	南会津郡舘岩村	〃	72.32 (72.32)	ブナ等の天然林
25	新田川溪谷	原町市	〃	122.38 (90.64)	溪谷、モミ、ケヤキ等の天然林
26	楢原	相馬郡鹿島町	〃	70.84 (62.34)	モミ、ケヤキ等の天然林
27	平伏沼	双葉郡川内村	〃	3.60 (2.14)	モリアオガエル
28	関山	白河市	〃	190.50 (-)	石英安山岩質凝灰岩の急峻な地形
29	安座	耶麻郡西会津町	〃	280.95 (57.65)	地形、地質、コウヤマキ等の自生地
30	三条	大沼郡金山町	51.6.22	24.95 (24.95)	スギの天然林
31	新道沢	南会津郡舘岩村	〃	76.68 (25.60)	チョウセンゴヨウの自生地
32	黒岩湿原	南会津郡田島町	〃	3.70 (3.70)	湿原、湿原植物
33	矢の原湿原	大沼郡昭和村	〃	54.32 (20.62)	湿原、湿原植物
34	本名御神楽岳	大沼郡金山町	〃	444.82 (444.82)	ブナ、スギ等の天然林、地形
35	大戸岳	会津若松市	52.10.28	115.47 (115.47)	ヒノキアスナロの天然林
36	七ヶ岳	南会津郡田島町	〃	520.35 (217.19)	ブナ等の天然林、地形
37	木地夜鷹山	耶麻郡西会津町	〃	459.50 (128.75)	ブナ等の天然林、地形
38	鹿狼山	相馬郡新地町	53.2.28	502.50 (-)	ケヤキ等の天然林、地形、地質

番号	地 域 名	関 係 市 町 村	指定年月日	面積(特別地区面積)(ha)	保 全 対 象
39	明 神 ヶ 岳	大沼郡会津高田町	54.3.2	34.12 (34.12)	ブナ等の天然林
40	つ む じ 倉	河 沼 郡 柳 津 町	〃	17.25 (17.25)	2 段滝、貴重な植物の自生地
41	御 斉 所 山	い わ き 市	〃	24.81 (24.81)	カシ類等の天然林、御斉所式変成岩
42	木 戸 川	双 葉 郡 橋 葉 町	〃	114.73 (114.73)	モミ、ブナ等の天然林
43	金 山	西 白 河 郡 表 郷 村	〃	1.40 (0.46)	ビャッコイの自生地
44	好 間 川 溪 谷	い わ き 市	〃	27.75 (8.00)	V字谷、カシ類等の天然林
45	樽 峰	耶 麻 郡 熱 塩 加 納 村	54.8.3	35.70 (35.70)	オオシラビソの天然林
46	深 沢	郡 山 市	56.7.28	43.81 (43.81)	ヒノキアスナロの天然林
47	萩 野	南 会 津 郡 田 島 町	〃	1.28 (0.36)	風穴、風穴植物群落
計				4,867.41 (1,693.42)	

環境保全課調べ

表-82 緑地環境保全地域一覧

(平成7年3月現在)

番号	地 域 名	関 係 市 町 村	指定年月日	区 分	面積(ha)	保 全 対 象
1	恵 日 寺 周 辺	耶 麻 郡 磐 梯 町	49.3.22	第 2 種	58.90	恵日寺と一体となった自然環境
2	鳥 峠 山	西 白 河 郡 泉 崎 村	〃	〃	42.40	鳥峠稲荷神社と一体となった自然環境
3	白 石 山	〃	〃	第 1 種	2.70	泉崎壁画横穴古墳と一体となった自然環境
4	赤 坂	伊 達 郡 保 原 町	50.2.28	〃	2.40	アカマツ、コナラ等の樹林地
5	花 見 山	〃	〃	〃	3.30	ヤマツツジの自生地
6	堂 山 王 子	田 村 郡 船 引 町	50.6.6	〃	0.90	堂山王子神社と一体となった自然環境
7	隠 津 島 神 社	郡 山 市	52.10.28	〃	12.50	隠津島神社と一体となった自然環境
8	妙 見 山	〃	〃	〃	5.50	飯豊和気神社と一体となった自然環境
9	稚児舞台・島山	安 達 郡 安 達 町 東 和 町	54.8.3	第 1 種 第 2 種	10.00	花崗岩の奇岩・怪石、ユキヤナギ
10	古 寺 山	須 賀 川 市	55.6.13	第 1 種	13.44	古寺山自山寺と一体となった自然環境
11	達 沢	耶 麻 郡 猪 苗 代 町	56.7.31	〃	3.64	ミズナラの天然林
12	橋 場	東 白 川 郡 塙 町	〃	〃	6.16	シラカバの天然林
13	御 幸 山	伊 達 郡 月 舘 町	〃	第 2 種	2.75	五幸山観世音堂と一体となった自然環境
14	堂 峰 山	耶 麻 郡 山 都 町	58.6.3	〃	6.94	アカマツ、コナラ等の樹林地
15	天 狗 橋	東 白 川 郡 鮫 川 村	59.6.15	第 1 種	0.87	天狗橋と一体となった自然環境
計					172.40	

環境保全課調べ

表-83 野生動植物保護地区一覧

(平成7年3月現在)

番号	地 区 名	面積(ha)	保 護 対 象	番号	地 区 名	面積(ha)	保 護 対 象
5	石田ブヨメキ	0.70	ミズバショウなどの湿原植物	36	七 ヶ 岳	217.19	キャラボクなどの高山・亜高山植物
11	法 正 尻 湿 原	3.60	サギソウなどの湿原植物とモリアオガエル	37	木 地 夜 鷹 山	52.25	稀産植物のトガクシソウ
19	宮 床 湿 原	8.00	ミズバショウなどの湿原植物とハッチョウトンボ	43	金 山	0.46	稀産植物のビャッコイ
29	安 座	57.65	ヒメサユリなどの貴重な植物	47	萩 野	0.36	オオタカネイバラ等の亜高山性植物
32	黒 岩 湿 原	3.70	ワタスゲなどの湿原植物	計	9 地 区	343.91	

(注) 番号は表-81と対応しています。

環境保全課調べ

2 自然公園

(1) 目的

自然公園は、自然公園法及び県立自然公園条例に基づいて指定された国立公園、国定公園及び県立自然公園の総称であり、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び教化に役立てるために、区域を定めて指定されたものです。

国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地を環境庁長官が指定したもので、平成6年3月現在全国で28か所指定されています。本県にある国立公園は、磐梯朝日国立公園と日光国立公園の2か所となっています。

国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地を環境庁長官が指定したもので、平成6年3月現在全国で55か所指定され、本県では、越後三山只見国定公園が指定されています。

県立自然公園は、県内にあるすぐれた風景地を知事が指定したもので、県内で11か所指定されています。

国立・国定公園及び県立自然公園の各自然公園には、公園計画が立てられています。この公園計画には、保護又は利用のための規制と施設に関する計画があります。

公園計画は、保護計画と利用計画に大別され、保護計画は、公園区域を特別保護地区（県立自然公園には特別保護地区はありません）、特別地域（第1種、第2種及び第3種特別地域）及び普通地域に区分し、自然の風景に影響を与えるおそれのある工作物の新・改・増築、木竹の伐採、鉱物の掘採等の行為が行われる場合、その行為に対する規制に強弱の差をつけています。

利用計画は、自然公園の適正利用を目的として、自然公園にふさわしい施設を整備するために道路、園地、宿舎、避難小屋等について、その配置と整備計画を定めるものです。

公園計画に基づいて執行される事業（公園事業）は、国立公園については国が、国定公園と県立自然公園については県が執行することになっています。しかし、他の公共団体や私人も国又は県の承認・認可を受けることにより、公園事業を執行することができるものとされています。

(2) 県内の自然公園

前述のように県内には2つの国立公園、1つの国定公園及び11の県立自然公園が指定されており、自然公園の総面積は168,343.8ha（海域は除く。）に達し、県土の12.2%を占めています。（表-84）

磐梯朝日国立公園は、わが国第3の広さを持つ国立公園ですが、県内では磐梯山、猪苗代湖、裏磐梯、安達太良山、吾妻連峰及び飯豊山周辺がその区域に含まれています。

日光国立公園は、昭和9年に指定された古い国立公園で、県内では高層湿原で有名な尾瀬及び甲子高原周辺がその区域に含まれています。

越後三山只見国定公園は、県内では浅草岳、会津朝日岳、田子倉湖周辺がその区域に含まれています。

県立自然公園は、昭和23年に、春の若葉、秋の紅葉がすばらしい霊山をはじめ、史跡の残る霞ヶ城と南湖、溪谷が美しい奥久慈及び海岸線の美しい磐城海岸の5つの県立自然公園が指定され、続いて昭和26年に潮干狩が名物の松川浦、奥州三関の1つである勿来の関を含む勿来及び柳津虚空蔵のある只見柳津の3つが、また昭和28年には、湯野上温泉、芦ノ牧温泉など温泉の多い大川羽鳥、阿武隈山地の代表的な山を中心とした阿武隈高原中部及び溪谷美のすばらしい夏井川溪谷の3つがそれぞれ指定され、現在合計11か所となっています。

表-84 自然公園の指定状況

(平成7年3月現在)

公 園 別	面 積 (ha)	特別保護地区 (ha)	特別地域 (ha)	普通地域 (ha)
国 立 公 園	79,342.8	5,436.4	62,078.1	11,828.3
磐 梯 朝 日	65,727.8	3,315.4	53,837.1	8,575.3
日 光	13,615.0	2,121.0	8,241.0	3,253.0
国 定 公 園 (越 後 三 山 只 見)	33,665.0	10,623.0	23,042.0	0
県 立 自 然 公 園	55,336.0 (2,892.2)	—	12,603.4	42,732.6 (2,892.2)
霊 山	2,271.0	—	661.0	1,610.0
霞 ヶ 城	170.4	—	23.9	146.5
南 湖	777.0	—	112.3	664.7
奥 久 慈	4,831.1	—	776.1	4,055.0
磐 城 海 岸	710.2 (1,594.4)	—	328.7	381.5 (1,594.4)
松 川 浦	979.0 (738.0)	—	842.0	137.0 (738.0)
勿 来	1,395.6 (559.8)	—	314.8	1,080.8 (559.8)
只 見 柳 津	15,668.2	—	573.3	15,094.9
大 川 羽 鳥	16,544.0	—	4,543.0	12,001.0
阿 武 隈 高 原 中 部	7,658.5	—	2,765.7	4,892.8
夏 井 川 溪 谷	4,331.0	—	1,662.6	2,668.4
合 計	168,343.8 (2,892.2)	16,059.4	97,723.5	54,560.9 (2,892.2)
全 国	5,326,606	326,133	3,359,430	1,967,176
福島県と全国の比率(%)	3.16	4.92	2.91	2.77

- (注) 1 県立自然公園には、特別保護地区の制度がありません。
 2 国立・国定公園については、福島県側の面積です。
 3 面積は陸域の部分であり、()内に海域の部分を示しました。

環境保全課調べ

(3) 自然公園の見直し

県内の自然公園は、昭和9年に指定された尾瀬をはじめ、指定後長い年月が経過しているところが多くなっています。このため、自然公園を取り巻く社会環境にも大幅な変化が生じ、また、公園利用者のニーズも多様化してきており、各公園について種々の問題が提起されています。

そこで、県立自然公園については、昭和52年度から順次公園計画の見直しを行っています。平

成5年度からは、只見柳津県立自然公園等について、現地調査等に着手し、見直し事務を進めています。

国立公園については、磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域の点検の事務を進めています。

(4) 自然公園の利用状況

自然公園の利用者数は、平成6年は記録的な猛暑の影響もあり、海水浴客が大幅に増加したため、前年より約2,801千人増となっています。(表-85)

表-85 自然公園の利用状況

(単位：千人)

公 園 別	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年
国立公園	9,041	9,009	8,708	8,657	10,879	11,512
磐梯朝日	8,148	8,065	7,754	7,760	9,956	10,556
日光	893	944	954	897	923	956
国定公園 (越後三山只見)	237	209	185	209	204	226
県立自然公園	9,448	10,561	10,224	10,377	9,699	11,845
霊山	70	88	121	116	84	113
霧ヶ城	562	589	548	579	583	626
南湖	748	725	710	645	655	785
奥久慈	434	453	473	490	503	518
磐城海岸	1,253	1,603	1,379	1,394	1,019	1,517
松川浦	964	1,108	978	1,206	921	1,461
勿来	1,118	1,243	1,136	1,039	727	1,612
只見柳津	1,019	1,025	1,037	1,057	1,131	1,166
大川羽鳥	1,390	1,463	1,586	1,521	1,774	1,793
阿武隈高原中部	1,041	1,342	1,329	1,301	1,249	1,192
夏井川溪谷	889	922	927	1,029	1,053	1,062
計	18,766	19,779	19,117	19,243	20,782	3,583

環境保全課調べ

(5) 施設整備及び管理運営等

ア 自然公園の施設整備

自然公園のすぐれた自然を保護するとともに、自然とのふれあいの場として適正に利用されるよう、公園計画に基づき、園地、歩道、公衆トイレ等の整備を進めています。(表-86)

イ 特殊植物等の保全

日光国立公園特別保護地区及び特別天然記念物に指定されている尾瀬地区の優れた自然環境を厳正に保持するため、湿原植物の保護、増殖、保護設備の設置及び環境調査を実施しています。(表-87)

ウ 自然教室の管理運営

福島県五色沼自然教室は、裏磐梯地域の自然景観や人文等についての理解を深め、よりよい

自然探勝の手助けをするための施設として多くの人々に利用されており、北塩原村に管理委託を委託しています。

昭和49年度（10月15日開設）からの利用者数は、表-88のとおりです。

エ 自然公園施設の維持管理

定期的に保守点検を必要とする公衆トイレ等の施設の維持管理は、関係団体又は業者に委託し、他の施設については、自然保護指導員等の巡視報告を受けるなど現況の把握に努め維持管理しています。

表-86 自然公園施設整備状況（平成6年度）

(1) 国立公園施設整備状況

公園名	事業主体	整備内容	事業費	左の財源内訳			備考
				国庫	県費	市町村費	
日光国立公園	県	尾瀬歩道整備 木道 W=0.5~1.0m L=912m 標識 4基	40,000	20,000	20,000	-	国庫補助
磐梯朝日国立公園	県	東北自然歩道整備（公園内） 木道工 L=200m 本橋 5基 標識 19基 土留工 L=130m	26,600	13,300	13,300	-	〃
公園外	県	東北自然歩道整備（公園外） 東屋 1棟 A=9m ² 野外卓 1基 ベンチ 1基 標識工 1式	13,500	4,500	9,000	-	〃
磐梯朝日国立公園	県	雄国沼園地整備 木道 W=0.5m L=416m テラス 4基 標識 5基	22,600	11,300	11,300	-	〃
	北塩原村	桧原湖南岸公衆トイレ再整備 公衆トイレ 1棟 A=88.43m ² 浄化槽 1基	45,000	15,000	15,000	15,000	〃
	山形県	西吾妻縦走路線整備 木道その他 W=0.5~1.0m L=588m	40,000	20,000	10,000	山形県 10,000	〃
	山都町	一ノ木飯豊山線道路（歩道）整備 登山標識 13基	2,709	-	1,300	1,409	県費補助
	福島市	男沼女沼園地整備 木製階段 80段 野外卓 4基 ベンチ 11基	2,936	-	1,000	1,936	〃
日光国立公園	西郷村	那須連峰歩道整備 登山案内標識 2基	1,061	-	500	561	〃
日光公園	環境庁	尾瀬見晴園地整備 ゴミ・汚泥焼却炉 1基 建屋 1棟 S造 A62.5m ²	64,000	64,000	-	-	国直轄
	環境庁	尾瀬見晴給水施設整備 給水管敷設 φ50mm L=874m （平成5年度第3次補正予算対応）	20,000	20,000	-	-	〃
計			278,406	168,100	81,400	28,906	

環境保全課調べ

(2) 県立自然公園施設整備事業

(単位：千円)

公園名	事業主体	整備内容	事業費	左の財源内訳			備考
				国庫	県費	市町村費	
阿武隈高原中部 県立自然公園	岩代町	川口・上移線道路（歩道）整備 （登山道入口）公衆トイレ 木造汲取式 A=11m ²	4,302	—	2,000	2,302	県費補助
計			4,302	—	2,000	2,302	

環境保全課調べ

表-87 特殊植物保全事業実施状況（平成6年度）

(単位：千円)

区分	公園名	事業主体	事業内容	事業費	左の財源内訳			備考
					国庫	その他	県費	
国立公園	日光	県	(1) 植生復元 (2) 保護施設の設置 (3) 環境調査	2,450	1,225	0	1,225	

環境保全課調べ

表-88 福島県五色沼自然教室の利用者数

(単位：人)

年度	50	51	52	53	54	55	56	57
利用者数	143,199	116,723	108,954	131,670	154,270	119,983	106,060	116,783

年度	58	59	60	61	62	63	元	2
利用者数	107,446	118,635	103,709	99,161	102,352	106,239	87,207	97,727

年度	3	4	5	6
利用者数	105,691	107,962	77,827	75,438

環境保全課調べ

3 自然環境保全（監視）体制

(1) 自然公園等における行為規制

県内の国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域においての風致景観等自然環境を保全するため、各種行為について許可又は届出等による規制を行っています。

平成6年度は、国立公園において317件、国定公園4件、県立自然公園86件、自然環境保全地域等1件の許可・届出等がありました。（表-89）

表-89 自然公園等の許可・届出処理状況 (平成6年度)

(単位:件)

公園等	区 分	許 可	届 出	公園(保全)事業	合 計
国 立 公 園		251	7	59	317
国 定 公 園		4	0	0	4
県 立 自 然 公 園		34	36	16	86
自然環境保全地域等		0	1	0	1
合 計		289	44	75	408

環境保全課調べ

(2) 自然公園等の監視及び利用指導

自然環境を適正に保全するためには、絶えず地域の自然状態を把握し、自然保護に反する行為のないよう監視する必要があります。また、自然公園等の利用者に対し、快適かつ適正な利用を図るために、自然解説や公園利用マナーの指導も必要です。

これらの業務を遂行するため、県では自然保護指導員等を配置しています。(表-90)

また、環境庁においても、自然公園指導員(74人)のほか尾瀬地区及び裏磐梯地区においてパークボランティアを任命配置しています。

表-90 自然保護指導員等の配置状況

(平成6年4月現在)

職 名	人 員(人)	配 置 先
自 然 保 護 指 導 員	117	国立、国定公園、県立自然公園及び保全地域
県 有 地 管 理 員	2	裏磐梯自然保護用地
鳥 獣 保 護 員	92	各市町村
計	211	

環境保全課調べ

(3) 自然保護用地の保護管理

自然公園の核心的景観地の厳正な自然保護を図るために、磐梯朝日国立公園裏磐梯地区の特別地域に指定されていた民有地を自然保護用地として昭和53年度に取得し、昭和54年度から県有地管理員2人を任命して保護管理に当たっています。

現在の県有地面積は約723haであり、すべて特別保護地区に格上げされています。

(4) 高山植物等の保護

自然景観の構成上重要な要素である植物の保護のため、県立自然公園特別地域内に自生する植物のうち、49科174種を指定し、貴重な植物等の保護に当たっています。(表-91)

表-91 県立自然公園指定植物一覧

(昭和60年10月1日施行)

県立自然公園名	指定種数	指 定 種 名
磐山県立自然公園	15科23種	イワヒバ、レンゲツツジ、ウスバサイシン、チチッパベンケイ、クモキリソウなど
霞ヶ城県立自然公園	4科5種	ウメバチソウ、ヤマホタルブクロ、キキョウ、レンゲツツジ、ショウジョウバカマ
南湖県立自然公園	7科9種	ミズゴケ、トウゴクミツバツツジ、キキョウ、イワタバコ、ノハナショウブなど
奥久慈県立自然公園	12科17種	マツバラン、シノブ、サラサドウダン、ダイモンジソウ、シロヤシオなど
磐城海岸県立自然公園	8科17種	ウラジロ、マルバグミ、エゾノコギリソウ、ヤツデ、コハマギク、ハマカキランなど
松川浦県立自然公園	10科13種	ハマナデシコ、ハマナス、エゾノレンリソウ、コハマギク、コオニユリ、シュンランなど
勿来県立自然公園	18科31種	カニクサ、キクザキイチリンソウ、ウラジロ、イワタバコ、ダイモンジソウなど
只見柳津県立自然公園	19科49種	オクトリカブト、ムラサキヤシオ、カタクリ、ヒメサユリ、ショウキランなど
大川羽鳥県立自然公園	28科77種	ヒメハナワラビ、オオタカネバラ、アイツヒメアザミ、アツモリソウ、ナンブソウなど
阿武隈高原中部県立自然公園	20科51種	イワヒバ、ウメバチソウ、アズマギク、センダイトウヒレン、アカヤシオ、トキソウなど
夏井川溪谷県立自然公園	16科41種	ハコネシダ、ウメガサソウ、ヒロハハナヒリノキ、コアツモリ、シロバナエンレイソウなど

環境保全課調べ

4 尾瀬の保護

(1) 尾瀬の現状

福島・群馬・新潟の3県にまたがる尾瀬は、本州最大の高層湿原を有し、湖沼や山岳と一体になった多様で原生的な自然が残されている地域です。また、尾瀬でみられる動植物の多くは、学術的にも貴重な価値があります。

このすばらしい自然に親しむため、年間50万人を超える人々が尾瀬を訪れています。しかし、利用者が特定の時期に集中することから、尾瀬では道路の混雑や水質の悪化、湿原の荒廃など様々な問題が生じています。

(2) 尾瀬の自然保護

尾瀬は、日光国立公園の特別保護地区に指定され、自然公園法に基づく保護管理がなされています。これまで、環境庁と地元自治体は、相互に連携を図りながら、それぞれの立場で尾瀬保護のための施策を実施してきました。

ア 保全対策 植生復元、木道等の設設整備、総合学術調査

イ 利用対策 美化清掃、マイカー規制、マナー等の普及啓発

ウ 排水対策 排水処理施設の整備、水質調査

しかし、近年の公園利用者の増加は、少なからず自然環境への影響を増大させていることが懸念され、利用自体が自然保護の支障となる構造的な問題を引き起こしていると考えられています。

(3) 尾瀬保護財団

平成4年8月に開催された福島・群馬・新潟の3県知事による「尾瀬サミット」では、尾瀬を保護するための一元的な管理団体（尾瀬保護財団）の必要性が協議され、3県はその設立検討について合意しました。

3 県が中心となって設立準備を進めてきた結果、平成 7 年 8 月 3 日、尾瀬地域の一体的な保護と適正利用を推進する団体として尾瀬保護財団が設立されました。

財団は、県域の範囲を越えて一体的な活動を行うとともに、自然解説などの活動を通して利用者の意識啓発を行い、適正な利用による自然保護を目指しています。

- ア 利用者指導事業 自然解説活動、指導・啓発資料作成
- イ 環境保全事業 美化清掃活動、植生復元作業
- ウ 顕彰事業 「尾瀬賞」の創設
- エ 広報事業 機関誌発行、「友の会」の発足

第 3 節 都市公園等の整備

1 緑とオープンスペースの意義

都市公園等は、都市の災害に対する安全性の確保、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のよい創出、自然とのふれあい、コミュニティの醸成、広域レクリエーション活動等の多様なニーズに対応するとともに、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあつては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成、さらには大気浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的な施設です。

2 都市公園の整備状況

都市公園等の整備については、昭和 47 年以降 5 次にわたる都市公園等整備五箇年計画により、計画的な推進を図ってきましたが、平成 7 年 3 月末現在、本県内の都市公園設置都市は 10 市 27 町 2 村で、開設公園は 743 箇所 1,370.49ha、都市計画区域内の人口 1 人当たり公園面積は 7.99m²にとどまており、整備目標である 21 世紀初頭における 1 人当たり公園面積 20m²にはほどとおい状況です。

(表-92)

表-92 都市公園整備状況表 (平成7年3月末現在)

市町村名	市町村 人口 (千人)	市町村 面積 (km ²)	1人当り 公園面積 (m ² /人)	住 区 基 幹 公 園				都 市 基 幹 公 園				特 殊 公 園				大 規 模 公 園				緑 道	都 市 公 園 計 (ha)	緑 道 (km)	緑 道 (m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				市 区 公 園		近 郊 公 園		地 区 公 園		總 合 公 園		通 勤 公 園		風 景 公 園		近 郊 公 園		地 区 公 園																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				市 区 公 園 面積 (ha)	市 区 公 園 人口 (千人)	近 郊 公 園 面積 (ha)	近 郊 公 園 人口 (千人)	地 区 公 園 面積 (ha)	地 区 公 園 人口 (千人)	總 合 公 園 面積 (ha)	總 合 公 園 人口 (千人)	通 勤 公 園 面積 (ha)	通 勤 公 園 人口 (千人)	風 景 公 園 面積 (ha)	風 景 公 園 人口 (千人)	近 郊 公 園 面積 (ha)	近 郊 公 園 人口 (千人)	地 区 公 園 面積 (ha)	地 区 公 園 人口 (千人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
県 合 計	1,933	1,716	273,959.50	7.99	74	5,18	439	122.37	513	127.55	61	108.83	17	88.77	16	293.97	7	85.39	27	324.22	10	125.22	3	103.20	73	106.28	16	7.06	743	1,370.49	7,409																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
福 島 市	284	272	22,811.00	8.09	20	1,39	48	12.81	68	14.20	12	12.19	5	20.57	2	31.09	1	11.81	9	22.29	2	5.16	1	73.40	24	39.65	3	1.46	126	220.01	1,852																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
会 津 若 松 市	119	117	10,900.00	13.42	2	0.17	23	5.76	25	5.93	1	1.10	1	2.80	1	37.36	1	11.81	2	82.49	1	7.11	1	73.40	24	39.65	3	1.46	126	220.01	1,852																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
郡 山 市	324	296	27,023.50	8.50	33	2,19	108	26.17	141	28.36	8	15.50	1	6.70	4	84.00	1	11.81	6	26.80	1	71.00	1	73.40	24	39.65	3	1.46	126	220.01	1,852																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
白 河 市	360	331	27,023.50	8.50	33	2,19	108	26.17	141	28.36	8	15.50	1	6.70	4	84.00	1	11.81	6	26.80	1	71.00	1	73.40	24	39.65	3	1.46	126	220.01	1,852																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
いわ け 市	46	46	11,606.00	15.52	1	0.08	4	1.03	5	1.11	1	20.56	4	19.70	1	30.20	1	21.00	5	128.90	2	11.95	1	10.40	4	2.72	8	3.08	186	291.54	3,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原 市	49	48	7,518.00	6.01	2	0.10	16	4.01	18	4.11	5	10.21	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
須 賀 市	64	53	7,800.00	15.89	1	0.10	14	3.17	14	3.17	5	8.57	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	37	37	5,779.00	5.67	1	0.10	11	3.01	11	3.01	1	1.11	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	40	39	11,260.00	4.57	1	0.10	9	3.01	9	3.01	1	1.11	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	36	28	3,979.00	12.61	1	0.08	10	3.01	10	3.01	5	9.63	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	15	15	2,400.00	0.13	1	0.08	1	0.12	2	0.20	5	9.63	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	11	11	922.00	0.00	1	0.08	1	0.12	2	0.20	5	9.63	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	12	12	2,600.00	0.00	1	0.08	1	0.12	2	0.20	5	9.63	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	22	19	3,700.00	0.00	1	0.08	1	0.12	2	0.20	5	9.63	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	25	23	2,600.00	0.00	1	0.08	1	0.12	2	0.20	5	9.63	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	11	5	962.00	0.00	1	0.08	1	0.12	2	0.20	5	9.63	1	4.50	1	8.90	1	11.20	1	44.40	1	5.80	1	19.40	9	71.41	9	71.41	9	71.41	9,741																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市 市	19	13	1,940.00	4.54	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40	1	0.40

3 都市の緑の保全

(1) 風致地区

都市における樹林地、水辺等の良好な自然環境を保全するための都市計画として風致地区が設けられます。山林、樹林、海岸、河川、湖沼の多い住宅地など広範囲にわたり都市の自然環境を維持することにより、都市生活の中に快適性を確保するとともに、散歩やハイキング等のレクリエーションの場となるほど都市の特色ある緑を守る地区です。県内では、27地区2,175.6haが指定されており、建築物の新改築や土石類の採取、木竹の伐採等をする場合には許可が必要です。(表-93)

表-93 風致地区一覧表 (平成7年3月末現在)

都市計画 区 域 名	市町村名	風致地区名称	面 積 (約ha)	内 訳 (約ha)		
				1 種	2 種	3 種
県 北	福 島 市	信夫山風致地区	210.0	164.0	0.0	46.0
		阿武隈川風致地区	673.0	62.0	0.0	611.0
		摺上川風致地区	55.0	49.0	0.0	6.0
		館山風致地区	16.0	16.0	0.0	0.0
		計	954.0	291.0	0.0	663.0
県 中	郡 山 市	五百淵風致地区	27.0	15.5	0.0	11.5
		開成山風致地区	35.0	0.0	35.0	0.0
		荒池酒蓋風致地区	16.0	0.0	0.0	16.0
		善宝池風致地区	23.5	11.0	9.2	3.3
		計	101.5	26.5	44.2	30.8
会 津	会津若松市	大塚山風致地区	18.7	18.7	0.0	0.0
		東山風致地区	591.7	43.7	144.0	404.0
		鶴ヶ城風致地区	34.6	34.6	0.0	0.0
		計	645.0	97.0	144.0	404.0
白 河	白 河 市	南湖風致地区	120.1	120.1	0.0	0.0
		中央風致地区	33.2	0.0	33.2	0.0
		小峰城跡風致地区	8.6	8.6	0.0	0.0
		羅漢山風致地区	48.3	33.3	0.0	15.0
		搦目風致地区	46.1	0.0	44.1	2.0
		計	256.3	162.0	77.3	17.0
船 引	船 引 町	片曾根山風致地区	99.1	99.1	0.0	0.0
三 春	三 春 町	城山跡風致地区	12.0	9.0	0.0	3.0
		紫雲寺風致地区	5.0	5.0	0.0	0.0
		北町風致地区	5.4	5.4	0.0	0.0
		天沢寺風致地区	7.5	7.6	0.0	0.0
		新町尼ヶ谷風致地区	27.0	27.0	0.0	0.0
		荒町風致地区	20.0	13.5	0.0	6.5

都市計画 区域名	市町村名	風致地区名称	面 積 (約ha)	内 訳 (約ha)		
				1 種	2 種	3 種
三 春	三 春 町	馬 場 風 致 地 区	13.0	13.0	0.0	0.0
		計	90.0	80.5	0.0	9.5
石 川	石 川 町	石 尊 山 風 致 地 区	7.1	0.0	0.0	7.1
		源 平 山 風 致 地 区	5.5	0.0	0.0	5.5
		八 幡 山 風 致 地 区	17.1	0.0	0.0	17.1
		計	29.7	0.0	0.0	29.7
合 計		27 地 区	2,175.6	756.1	265.5	1,154.0

(2) 緑地保全地区

都市における樹林地、草地、水辺地、岩石地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯として適切な位置、規模及び形態を有する地区、神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて伝統的又は文化的意義を有する地区、風致又は景観がすぐれている地区、動植物の生息地又は育成地として適正に保全する必要がある地区について土地の適正な保全を図るため都市計画で定める地区です。極めて現状維持的な規制が行われ、許可を受けることができない場合は、状況により損失の補償及び土地の買い取り請求ができることになっています。平成7年3月現在、県内に指定地区はありません。(平成6年6月の都市緑地保全法の一部改正により、指定対象の拡大や買い入れ主体に市町村が追加されたことにより、県内にも緑地保全地区の指定が期待できます。)

(3) 生産緑地地区

市街化区域内にある一団となった農地で、公害の防止、農林業と調和した良好な都市環境の保全等良好な生活環境の保全に効果があり、かつ、公共施設の敷地として適している地区で、都市計画で指定し保全します。指定要件により行為の制限、土地の買い取り等が定められており又宅地並課税の適用除外などの措置があります。平成7年3月末現在、県内に指定地区はありません。

(4) 保存樹・保存樹木

都市における美観風致を維持するため、樹木又は樹木の集団について市町村が指定し、貴重な樹木を保存する制度です。県内では福島市で指定されています。(表-94)

表-94 保存樹及び保存樹林指定状況表 (平成7年3月末現在)

都 市 名	保 存 樹	保 存 樹 林	
	指定本数(本)	指定基準イ (㎡)	指定基準ロ (㎡)
福 島 市	60	22,900	—

4 都市の緑の創出

(1) 緑地協定

緑地協定は、都市緑地保全法に基づき、住宅地等の地域の人々が、自らの住居空間を良好なものに保つため、協定を結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものである。緑地協定には住民の合意による協定（14条）と開発事業者等が宅地などの分譲前に市町村長の認可を受けあらかじめ定めておき、後に分譲を受けたとき効力が発生する、1人協定（20条）の制度があります。県内では14地区198.14haで締結されています。（表-95）

表-95 緑地協定締結状況表（平成7年3月末現在）

市町村名	協 定 名	面 積	14条	20条
郡 山 市	宝沢レイクタウン緑化協定	19.54ha		○
	ウッディパーク善宝池緑化協定	0.98ha		○
須賀川市	あおば町緑化協定	20.62ha		○
	森宿南ニュータウン緑化協定	2.39ha		○
いわき市	いわき市中央台飯野一丁目緑化協定	17.33ha		○
	いわき市中央台飯野二丁目緑化協定	11.37ha		○
	いわき市中央台飯野三丁目第一地区緑化協定	1.73ha		○
	いわき市中央台鹿島一丁目緑化協定	19.81ha		○
	スパタウン草木台緑化協定	47.29ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目A、B地区緑化協定	19.77ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目C、D地区緑化協定	1.84ha		○
	いわき市中央台鹿島二丁目A、B地区緑化協定	12.33ha		○
	いわきニュータウン業務地区緑化協定	5.91ha	○	
白 河 市	新白河「ニュータウン」緑化協定	17.23ha	○	
合 計		198.14ha		

(2) 都市緑化基金

緑豊かな街づくりの一環として、都市緑化の推進及び緑の保全のための基金を設立し、各種事業を行っています。主な事業の内容としては、生垣設置者への助成、公共施設の緑化、緑化木の配布、緑の愛護会等の団体に対する援助、緑化の啓蒙等を行っています。（表-96）

表-96 県内の都市緑化基金設立状況表（平成7年3月末現在）

都 市 名	基 金 名	設立年月日
福 島 市	福島市緑化基金	昭和61年3月
郡 山 市	郡山市みどりのまちづくり基金	昭和63年4月
いわき市	いわき市都市緑化基金	昭和61年3月
相 馬 市	相馬市都市緑化基金	平成4年3月
原 町 市	原町市緑の基金	平成6年3月
本 宮 町	本宮町緑化基金	平成元年7月

5 都市緑化の推進

(1) 春季における都市緑化推進運動

都市化の進展が著しい今日、安全で快適な都市環境を確保するための緑の存在は、必要不可欠なものとなっています。また、都市の緑化を推進することに対する住民の要望は一層高まりをみせています。春季における都市緑化推進運動は、緑の存在が新緑や色とりどりの花によって鮮やかに意識される春季に、都市緑化について広く理解と協力を得るとともに、緑豊かなうらおいのあるまちづくりのための都市緑化推進運動を国民的な運動としてとらえ、幅広い活動を展開しようとするものです。

○期 間 4月1日～6月30日

○テ ー マ 花と緑のまちづくり

○実施団体 建設省、都道府県、市町村、関係団体等

○実施内容 みどりの日街頭キャンペーン、苗木等の無料配布、植木市、有料公園施設の無料配布、花壇の体験造成、都市公園等の愛護活動、広報活動等

行事数29、参加団体数266、参加人数15,169人、広報活動52件、ポスター等約4,000枚

(2) 都市緑化月間

都市における潤いのある緑豊かな生活環境を確保し、豊かさやゆとりを実感できる都市生活を実現するためには、都市公園等の公的な緑地の整備を積極的に進めるとともに、地域住民や関係諸団体の積極的な参加と協力による緑地の保全及び民有地等の緑化を促進するなど、総合的な都市緑化を推進することが必要です。このため、国及び地方公共団体は、都市公園、街路樹等の整備及びその保全を推進するとともに、住民による緑豊かな美しいまちづくりを促進するため、都市緑化の推進に関し広く国民の理解と協力を得ることを目的として「都市緑化月間」を実施しています。

○期 間 10月1日～10月31日

○テ ー マ 都市に緑と公園を

○実施団体 建設省、都道府県、市町村、関係団体等

○実施内容 街頭キャンペーン、みどりの美術展、緑の相談所、苗木等の無料配布、都市緑化まつり、行事数25、参加人数7,112人、広報活動22件、ポスター等約3,000枚

第4節 河川の環境整備

河川空間は地域住民にとって水と緑の貴重なオープンスペースであるとともに、魚類や植物等の重要な生息空間となっています。近年、流域の開発等により河川を取り巻く環境の悪化が進む中で、水質改善や植生の復元など河川環境の保全、良好な水辺空間の創造を図ります。

(1) うつくしま、ふくしま。水光る川づくり事業

河川空間の利用や利水において障害となっている汚濁の著しい河川において、水と緑豊かな生活環境を与える河川空間の復元、保全のため、河川の水質浄化を行う必要があります。

河川の汚濁状況、水量、水質に対する適合性、及び工法の効果、経済性、維持管理等について十分に検討したうえで、最適な対策工法を実施するとともに、水質改善の状況や施設の維持管理に関する追跡調査を行い、県内の汚濁河川の解消を図ります。

(2) うつくしま、ふくしま。花咲く水辺推進事業

地域社会の憩いの場として重要な役割を果たす水辺空間の保全のため、地域住民の河川に対する認識を深め、河川愛護思想の高揚を図るとともに、適正な河川の維持管理を行う必要があります。

水と緑の良好な水辺空間の育成、保全を図る必要がある河川について、沿線住民（河川愛護団体、中学校、小学校等）の協力を得て、季節の花によるフラワーベルトを出現させるために、高水敷等の植栽環境を整備するとともに、芝による緑化を行い、グリーンベルトの整備を図ります。

(3) うつくしま、ふくしま。“ふなっこ” ふるさと川づくり事業

地域住民にとって歴史的、文化的に親しまれている河川について環境に配慮した工法により取水性の向上と景観の保全を図るとともに、魚類等の生態系およびヨシ等の植生系の復元に努めます。

また、緑地・公園・運動場等の高水敷の整備を河川改修事業と一体的、総合的に実施することにより水辺に近づける施設の整備を図ることにより地域住民に地域振興とあわせて憩いとやすらぎの場の提供を図ります。

第5節 森林の保全

森林計画制度の適正な運用により地域の自然的、社会的、経済的条件を十分に考慮して適切な森林林業施策を推進するとともに、松くい虫など森林病虫害防除対策の強化、林地開発許可制度の適切な執行等により、森林の保護と自然環境の保全に努めています。

(1) 松くい虫の防除

本県における松くい虫の被害は、昭和61年度の64,413㎡をピークにその後減少傾向で推移し、平成6年度は高温少雨の影響もあり66,570㎡と過去最高の被害量となりました。

また、被害区域も依然として拡大しており、まだまだ予断を許さない状況にあります。

県としては、松くい虫の被害を早期に鎮静化させるため、「松くい虫被害対策特別措置法」に基づいて総合的な防除計画を策定し、薬剤の空中散布・地上散布による予防措置と併せて、被害木の伐倒駆除及び樹種転換等を地域ぐるみで実施しています。

松くい虫防除事業の実施状況は次のとおりです。（表-97）

表-97 松くい虫防除事業の実施状況

（平成6年度）

薬剤空中散布	3,174ha
薬剤地上散布	110ha
伐倒駆除	52,813㎡

なお、被害木の移動による被害未発生地域への被害の感染を防ぐため、県内一円に松くい虫が付着している被害材の移動制限を実施しています。

(2) 森林災害の防止

平成6年度における林野火災による被害森林面積は40.85ha、被害額は32,408千円、雪害、凍害、干害等の気象災害による被害森林面積は58ha、被害額は18,673千円に達しています。

これらの被害にあった森林について、損害をてん補して速やかにその復旧を図るため、森林共

済セット保険等の加入を勧めるとともに、山火事が多発期には、山火事防止強調月間を設け、市町村及び関係機関との協力のもとに、山火事防止パレードを行うなど広報活動を積極的に進め、森林愛護思想の普及に努めています。

また、林野火災の多発するおそれのある地域に対しては、計画的に予防資機材等の配備を行い、林野火災の防止を図っています。

(3) 林地開発の調整

都市化の進展等地域開発に伴う森林の無秩序な破壊を防止するため、森林の1haを超える開発については、林地開発許可制度が適用され、知事の許可が必要です。また、公共団体等が行う開発行為については、許可制の適用は除外されますが、知事と事前に協議調整(「連絡調整」という。)がなされ、自然環境の保全と林地の適正な利用が図られています。

ア 林地開発許可等の状況

制度発足以来、平成5年度末までの林地開発許可及び連絡調整された面積は表-98のとおりです。

表-98 林地開発許可状況

(昭和49.10～平成7.3月 単位:ha)

区分	種類	ゴルフ場	工場用地	宅 造 (別荘含む)	農 用 地	土 石 の 採 掘	公共施設	そ の 他	計
開 発 許 可		3,235	575	928	750	686	—	514	6,688
連 絡 調 整 (公共団体等)		—	1,501	555	3,098	61	2,256	666	8,137
計		3,235	2,076	1,483	3,848	747	2,256	1,180	14,825

森林土木課調べ

イ 開発許可の条件

林地開発の許可は、森林の持つ公益的機能により審査されます。

- (ア) 災害の防止
- (イ) 水害の防止
- (ウ) 水資源のかん養
- (エ) 環境の保全

以上の四つの機能から判断して、開発により災害等が発生しないことが許可の条件となっています。

ウ 開発行為の傾向と森林法の対応

いわゆるバブル経済の破綻により、ゴルフ場等の大規模レジャー施設の事前相談は減少傾向にありますが、許可に関しては継続指導案件が新規許可されたこともあり、件数、面積とも減少していません。一方、最近注目を集めている廃棄物処分施設については、公共施設、民間施設とも事前指導が増加傾向にあります。

森林法としては、上記4項目の許可条件から計画内容を慎重に審査し、各関係法と調整のうえ開発許可を行うとともに、許可後については、施工中の監督指導により災害等の発生防止を図ります。

第6節 緑化の推進

緑豊かなうるおいのある定住環境を整備するため、次のような緑化事業を実施しています。

(1) 環境緑化の推進

県民挙げての緑化運動と、森林愛護運動を積極的に推進するため平成6年度は次の事業を実施しました。

- 地方植樹祭 12会場で実施
- 親子緑の教室 9 か所で開催
- みどりの少年団の育成指導 54団体 4,910名
- 全国緑の少年団交流集会参加
- 緑化苗木配布 県内各地で、5,300本配布
- 学校林活動・環境緑化コンクールの実施

(2) 施設の整備

緑化施設を整備し、それを充実させることによって、より一層の緑化の推進を図れるよう努めています。

ア 緑化センター

本県の緑化事業を総合的かつ機能的に推進する中枢機関として、郡山市逢瀬町河内地内に建設し、昭和56年4月1日開館しました。

緑化センターは、緑に関する調査設計や情報の提供、緑の相談室など各種の緑化サービスを行っています。

イ 昭和の森

昭和天皇御在位50年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内を「昭和の森」として整備し、昭和56年から広く県民が自然に親しめる森林公園として利用されています。

ウ 県民の森

明治百年記念事業として、安達郡大玉村玉ノ井地内に造成し、昭和47年から県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、また、憩いの場としても広く利用されています。

さらに、21世紀の森として、小・中・高等学校の児童や生徒をはじめ、青少年を主な対象として、森林・林業に関する体系的な展示モデル等による学習や自然観察、林業生産活動の体験実習等によって、未来社会における人間生活と、それを取り巻く自然環境の好ましい結びつきを啓発するための森林学習展示館などの施設が整備されています。

平成10年度オープンを目標にオートキャンプ場を整備し、広く県民の要望にこたえていきます。

(3) 緑の文化財の保全

名木や鎮守の森で代表される「緑の文化財」は、本県の風土と地域の風俗・習慣に結びついた文化遺産であり、保護・保全に努めて後世に引き継ぐ必要があります。このため、緑の文化財として登録している489件のうち、荒廃している名木等について、緑と水の森林基金の益金事業として保全工事を1か所で実施しました。

(4) 緑の相談室

生活環境の保全に関する県民意識の高揚に対応して、緑化情報や緑化技術に関する普及指導体

制を充実させるため、緑化相談室を緑化センターに設置し広く県民の要請に応えています。

(5) 緑化基金の造成

21世紀における緑化運動の積極的な推進を図るため、昭和60年度からおおむね10か年計画で1億円以上の緑化基金の造成を予定しており、平成6年度末の実績は219,767千円となっています。

(6) 緑と水の森林基金の造成

国民参加の森林づくりを進めるため、(社)国土緑化推進機構が昭和63年度から5か年で200億円の基金を造成するものです。本県においては、目標の1億8千万円に対し平成6年度末の実績は105%に当たる1億8,922万円となっています。

(7) 地域のモデル緑地の造成

豊かで快適な定住環境をつくるため、地域住民が広く参加し活用できる公共施設の環境を、地域性や美観を考えた緑地に造成しようとするもので、緑化宝くじ収益金の一部を充当し、5地区で実施しました。

(8) 森林とのふれあい推進事業

近年の社会変化に伴い、「自然・森林とのふれあい」が求められてきており、このような県民の自然・森林・野生鳥獣に対する意識の高揚を図るとともに、森林とのふれあいを積極的に推進するため、自然観察・体験林業等の機会を提供し、森林とのふれあいに関する指導者を養成することを目的に、環境保全基金事業として「森林とのふれあい教室」を3回実施しました。

第7節 鳥獣の保護

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素であり、自然環境を豊かにするとともに、生活環境の改善並びに農林水産業の振興を図る上で欠くことのできない役割を果たしています。

近年、社会経済の進展に伴う都市化や開発の進行によって鳥獣の生息適地が減少し、生息する種類や数が減少の傾向を見せています。

このため、第7次鳥獣保護事業計画（平成4年度～平成8年度）に基づき、鳥獣保護区等の設定など鳥獣生息環境の整備に努めています。

(1) 鳥獣保護区等の設定

平成6年度は、鳥獣保護区15か所、休猟区37か所、銃猟禁止区域29か所を設定等しました。

平成6年度末の設定状況は表-99のとおりです。

表-99 鳥獣保護区等の設定状況

(平成6年度末現在)

鳥 獣 保 護 区		特 別 保 護 地 区		休 猟 区		銃 猟 禁 止 区 域	
箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
131	ha 119,717	21	ha 12,939	75	ha 290,715	174	ha 38,261

(注) 特別保護地区は鳥獣保護区に含まれます。

森林整備課調べ

(2) 保護思想の普及

愛鳥週間行事の一環として、愛鳥教室を県内12か所（延18日）で開催したほか、小・中学生を対象に愛鳥作品コンクールの実施、愛鳥モデル校（小・中学校18校）の指導等を行いました。

(3) キジ、ヤマドリの放鳥

狩猟鳥の増殖を図るため、鳥獣保護区、休猟区を対象として、計画的にキジ、ヤマドリの放鳥を実施しています。

平成6年度は、キジ5,950羽、ヤマドリ200羽、合計6,150羽を放鳥しました。

(4) 有害鳥獣駆除

野生鳥獣は、自然界の構成要因の一つとして、環境保全上不可欠の存在であり、農林水産業にも有益ですが、季節的に農林水産物に害を与えるので、必要最小限の駆除にとどめるよう細心の配慮をして実施しています。

平成6年度の駆除実績は、次のとおりです。

〈鳥 類〉	カラス、スズメ、カモ等	15,937羽
〈獣 類〉	ノウサギ、クマ、イノシシ等	368頭

(5) 狩猟適正化指導

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、適正な狩猟を実施するため、狩猟免許試験、狩猟免許更新並びに狩猟者登録を実施しました。

また、狩猟者としてのマナー、モラル及びルール資質向上並びに狩猟事故防止を図るため、県内31か所で狩猟事故防止研修会を開催するとともに、狩猟期間中は取締指導を行うなど適正な狩猟を推進しました。

平成6年度の狩猟者登録数は、県内7,738件、県外2,182件、合計9,920件でした。

(6) イヌワシ生息調査

博士山に生息するイヌワシの行動を調査するため平成4年度から平成6年度にかけて生息調査を行いました。

第9章 廃棄物処理の現況と対策

第1節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の現況

地域住民の日常生活に伴って生じた、ごみ、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚泥等が一般廃棄物であり、これらについては市町村（又は一部事務組合）が定める処理計画に基づいて収集、運搬し、衛生的に処理されています。

し尿は、し尿処理施設、下水道、コミュニティ・プラント（一定地域内のし尿及び生活雑排水を処理する施設）、浄化槽等で処理され、ごみのうち燃えるごみは焼却施設で焼却、燃えないごみや粗大ごみ（粗大ごみ処理施設で破碎、圧縮したうえで）は、埋立処分場に搬入され、埋立処分されています。

なお、これらのうち資源として利用が可能なものについては、回収され再生利用されています。

し尿処理施設等で処理されたし尿残渣は、主に埋立処分されていますが、一部は農地還元などの有効利用が行われています。

また、一般廃棄物についての水面埋立、海洋投棄は本県では行われていません。

これらの一般廃棄物の処理の現況は、ごみについて見ると、ここ数年量的に増加傾向を示し、処理施設の能力ぎりぎりの稼働や処理施設自体の老朽化が見られるほか、生活水準の向上等により、排出されるごみの種類が多様化し、その結果、ごみの性状、排出量、排出形態によっては、市町村（又は一部事務組合）において処理が困難な廃棄物の問題が生じています。

加えて、地域の環境保全に対する社会的要請の強まる中で、大気汚染、水質汚濁、悪臭の防止等に係る関係法令が整備され、規制が強化されてきたことに伴い、一般廃棄物処理施設についても技術的に高度な施設の整備が要求され、増設あるいは処理方式の変更などが余儀なくされている状況にあります。

その他、省資源、リサイクル運動の推進に伴い、空カン、空ビン等の回収活動が市町村又は一部事務組合のごみ処理事業の一環として、また、市町村などの指導により集団回収活動として町内会等において活発に実施されています。

平成5年度の一般廃棄物の処理状況は表-95に示したとおりですが、廃棄物ごとの詳細は次のとおりです。

(1) し尿処理関係

県内のし尿処理施設は、平成5年度末現在で29施設2,479.4kl/日の処理能力を有し、このほかコミュニティ・プラントとして4施設18,900人の処理能力があります。

現在、これらの施設で県内総人口の81.4%に当たる1,738千人（浄化槽人口871千人分の浄化槽汚泥も併せて処理するための人口を含む。）のし尿が処理されており、これに公共下水道人口342千人を加えると、県内総人口の97.4%に当たる2,080千人のし尿が処理されています。

また、処理状況は、排出量が1日2,162klで、このうち2,092klが収集され、し尿処理施設で1,986kl、下水道投入で106klが処理されています。また、70klが自家処理されています。（表-100、図-31）

一方、県内における浄化槽の設置状況は年々増加の一途をたどり、平成6年度末現在240,384基が設置されています。(表-101~102)

その内訳は、20人槽以下のものが210,704基と全体の87.7%を占め、21人以上を処理するものは29,680基(12.3%)です。

また、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は17,419基(7.2%)です。なお、これらのうち約5,000基については、国庫補助事業である「合併処理浄化槽設置整備事業」により設置されたものです。この事業は平成2年度から開始され、平成6年度は52市町村で実施されました。

表-100 一般廃棄物の処理状況

(1) し尿処理の状況

項目		年度	5
総人口(千人)			2,135
計画処理区域内人口(千人)			2,135
水洗化人口	公共下水道(千人)		342
	コミュニティ・プラント(千人)		18
	し尿浄化槽(千人)		853
	計(千人)		1,213
非水洗化人口(千人)			922
し尿排出量(kℓ/日)			2,162
し尿処理の内訳(kℓ/日)	計画収集量	し尿処理施設	1,986
		下水道投入	106
		農村還元	—
		海洋投入	—
		計	2,092
	自家処理量		70

(注) し尿排出量=くみとりし尿量+浄化槽汚泥量

(2) ごみ処理の状況

項目		年度	5
① 総人口(千人)			2,135
② 計画処理区域内人口(千人)			2,135
③ 計画収集量(t/日)			1,758
④ 直接搬入量(t/日)			178
⑤ 自家処理量(t/日)			105
⑥ ごみ排出総量(t/日)			2,042
⑦ 1人当たりごみ排出総量(g/人・日)			956
計画処理量	焼却(t/日)		1,559
	埋立(t/日)		277
	高速堆肥化(t/日)		—
	堆肥化・飼料(t/日)		—
	その他(t/日)		101
	⑧ 計(t/日)		1,936
⑨ 人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量(t/日)			1,863
⑩ 1人1日当たり排出量(g/人・日)			872

(注) ⑥=③+④+⑤、⑦=⑥/②、

⑧=③+④、⑨=③+⑤、⑩=⑨/②

廃棄物対策課調べ

図-31 県内一般廃棄物の収集量の推移

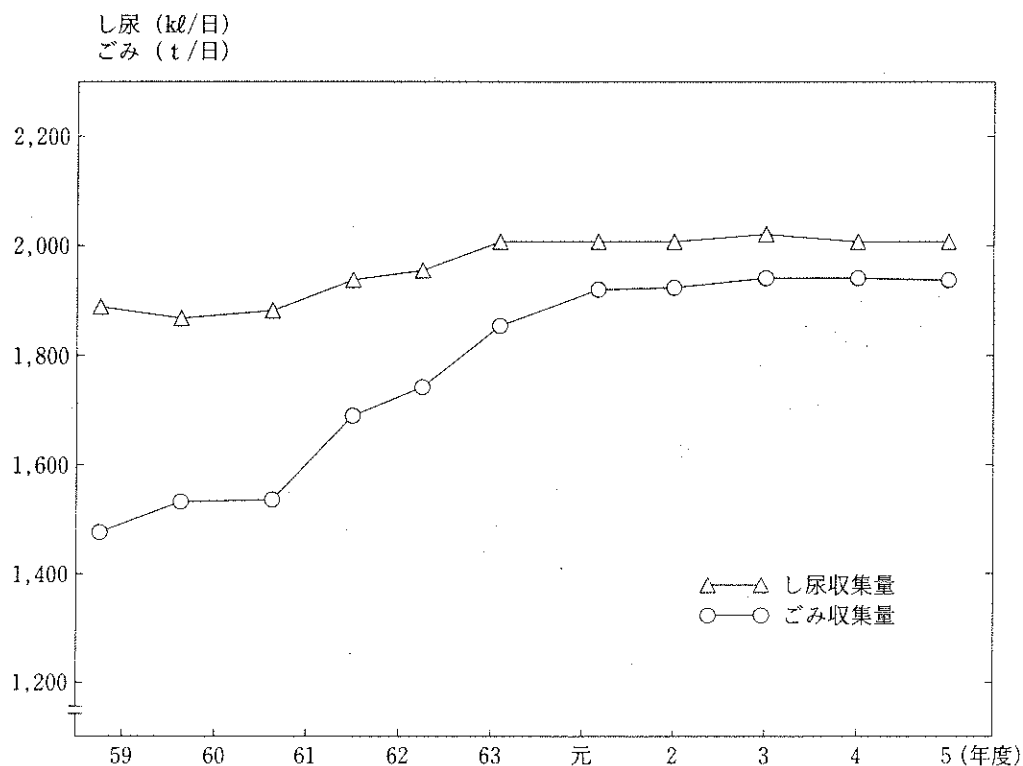


表-101 浄化槽設置基数調べ

(単位:基)

調査日 保健所名	元. 3. 31	2. 3. 31	3. 3. 31	4. 3. 31	5. 3. 31	6. 3. 31	7. 3. 31
福 島	30,664 (412)	32,258 (519)	33,587 (718)	35,237 (1,101)	36,435 (1,578)	38,028 (2,246)	39,398 (3,077)
保 原	10,475 (154)	11,333 (319)	11,995 (361)	12,634 (392)	13,396 (437)	14,173 (530)	15,040 (675)
二 本 松	7,666 (124)	8,305 (180)	8,923 (253)	9,648 (425)	10,476 (735)	11,323 (1,139)	12,163 (1,567)
郡 山	30,193 (408)	32,016 (445)	33,683 (584)	35,125 (700)	36,459 (801)	37,290 (906)	38,502 (1,055)
三 春	5,617 (81)	6,092 (96)	6,602 (135)	7,175 (164)	7,842 (258)	8,501 (431)	9,233 (643)
須 賀 川	8,510 (151)	9,113 (219)	9,754 (314)	10,405 (392)	11,094 (474)	11,740 (658)	12,318 (824)
石 川	3,099 (50)	3,300 (66)	3,531 (85)	3,779 (118)	4,126 (168)	4,456 (237)	4,763 (343)
白 河	7,322 (206)	8,164 (275)	9,020 (375)	9,844 (550)	10,719 (737)	11,595 (1,031)	12,446 (1,377)
棚 倉	3,020 (47)	3,273 (56)	3,469 (67)	3,717 (133)	4,039 (218)	4,406 (335)	4,747 (435)
会 津 若 松	8,267 (262)	8,796 (279)	9,267 (305)	9,830 (350)	10,438 (399)	11,211 (492)	12,004 (617)
喜 多 方	3,778 (133)	4,123 (166)	4,519 (208)	4,935 (235)	5,404 (329)	5,948 (491)	6,516 (718)
会 津 坂 下	2,290 (64)	2,456 (74)	2,645 (91)	2,872 (114)	3,140 (147)	3,440 (177)	3,760 (215)
南 会 津	2,378 (55)	2,587 (73)	2,789 (90)	2,966 (114)	3,217 (149)	3,492 (200)	3,730 (251)
原 町	10,458 (225)	11,234 (430)	11,980 (711)	12,894 (1,085)	13,766 (1,516)	14,752 (2,062)	15,714 (2,644)
浪 江	8,063 (151)	8,486 (264)	8,956 (415)	9,484 (633)	9,887 (851)	10,507 (1,266)	11,030 (1,721)
い わ き	28,804 (430)	30,506 (603)	31,893 (718)	33,637 (833)	35,335 (938)	37,167 (1,052)	39,020 (1,257)
合 計	170,604 (2,953)	182,042 (4,064)	192,613 (5,430)	204,182 (7,339)	215,773 (9,735)	228,029 (13,253)	240,384 (17,419)
増加率(前年比)(%)	7.0 (24.5)	6.7 (37.6)	5.8 (33.6)	6.0 (35.2)	5.7 (32.6)	5.7 (36.1)	5.4 (31.4)

(注) ()内は合併処理浄化槽で内数です。

廃棄物対策課調べ

表-102 保健所別浄化槽設置状況

(平成6年度末現在)

廃棄物

保健所名	区分	5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1000	1000~	計
福島	単独処理	33,484	2,706	99	18	13	1	0	36,321
	合併処理	2,396	297	168	73	91	25	27	3,077
	計	35,880	3,033	267	91	104	26	27	39,398
保原	単独処理	13,504	804	41	10	5	1	0	14,365
	合併処理	487	72	54	32	20	4	6	675
	計	13,991	876	95	42	25	5	6	15,040
二本松	単独処理	9,500	1,028	45	11	10	2	0	10,596
	合併処理	1,260	145	75	45	22	11	14	1,567
	計	10,760	1,173	120	51	32	13	14	12,163
郡山	単独処理	32,747	4,486	127	53	34	0	0	37,447
	合併処理	444	215	184	100	65	27	20	1,055
	計	33,191	4,701	311	153	99	27	20	38,502
三春	単独処理	7,929	624	21	11	3	2	0	8,590
	合併処理	437	114	44	23	16	6	3	643
	計	8,366	738	65	34	19	8	3	9,233
須賀川	単独処理	10,317	1,109	40	13	8	5	2	11,494
	合併処理	564	115	74	26	25	7	13	824
	計	10,881	1,224	114	39	33	12	15	12,318
石川	単独処理	3,918	461	35	5	0	1	0	4,420
	合併処理	218	73	24	13	5	7	3	343
	計	4,136	534	59	18	5	8	3	4,763
白河	単独処理	9,601	1,395	56	7	3	7	0	11,069
	合併処理	931	198	104	59	42	18	25	1,377
	計	10,532	1,593	160	66	45	25	25	12,446
棚倉	単独処理	3,858	428	17	3	5	1	0	4,312
	合併処理	338	43	17	23	7	4	3	435
	計	4,196	471	34	26	12	5	3	4,747
会津若松	単独処理	9,350	1,892	103	20	19	3	0	11,387
	合併処理	225	156	88	59	50	20	19	617
	計	9,575	2,048	191	79	69	23	19	12,004
喜多方	単独処理	4,982	762	33	12	7	1	1	5,798
	合併処理	459	127	53	39	21	13	6	718
	計	5,441	889	86	51	28	14	7	6,516
会津坂下	単独処理	2,978	544	15	6	2	0	0	3,545
	合併処理	77	68	37	18	12	2	1	215
	計	3,055	612	52	24	14	2	1	3,760
南会津	単独処理	2,836	599	28	3	13	0	0	3,479
	合併処理	93	77	42	15	14	4	6	251
	計	2,929	676	70	18	27	4	6	3,730
原町	単独処理	11,883	1,122	48	9	5	2	1	13,070
	合併処理	2,352	168	71	29	17	3	4	2,644
	計	14,235	1,290	119	38	22	5	5	15,714
浪江	単独処理	8,265	985	48	7	4	0	0	9,309
	合併処理	1,464	126	66	29	28	7	1	1,721
	計	9,729	1,111	114	36	32	7	1	11,030
いわき	単独処理	33,171	4,258	213	50	63	5	3	37,763
	合併処理	636	257	174	87	70	18	15	1,257
	計	33,807	4,515	387	137	133	23	18	39,020
合計	単独処理	198,323	23,203	969	238	194	31	7	222,965
	合併処理	12,381	2,251	1,275	665	505	176	166	17,419
	計	210,704	25,454	2,244	903	699	207	173	240,384

廃棄物対策課調べ

(2) ごみ処理関係

ごみ処理施設は、平成5年度末現在35施設2,866 t/日の処理能力を有し、その内訳は全連続焼炉8基(1,905 t/日)、准連続焼炉9基(650 t/日)、機械化バッチ炉13基(282 t/日)、固定バッチ炉5基(29 t/日)です。

その他粗大ごみ処理施設が11施設(320 t/日)、不燃物処理資源化施設が2施設(30 t/日)あり、これらの施設でごみの破碎等の中間処理がなされています。

また、最終処分場(埋立地)は50か所で埋立残余容量が1,674千 m^3 あり、焼却残灰や不燃ごみなどが埋立処分されています。

これらのごみ処理施設及び最終処分場では、計画収集人口2,038千人、1,936 t/日の処理を行っており、これは処理率にして県内総人口の95.5%に当たります。

家庭系ごみ総排出量は、1,863 t/日と推定され、計画収集量1,758 t/日を差し引くと、105 t/日が自家処理されていることになります。

2 一般廃棄物の処理対策

一般廃棄物のうちごみについては、ここ数年量的な増加傾向が見られ、ごみの質についても多様化が進行しています。

また、空カンなど散在性廃棄物の処理問題が依然として社会問題として取り上げられています。

(1) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の処理に当たっては、その膨大な量に加えて質の多様化に対応した処理施設の整備に努め、処理過程において大気汚染や悪臭、公共用水域の水質汚濁などの環境汚染を引き起こさないよう適正に処理する必要がある、一方では、し尿処理施設、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場の整備拡充が急がれています。

(2) ごみ減量化対策の実施

経済社会の発展とともに大量消費や使い捨ての生活様式が定着し、ごみの排出量は年々増加し、その種類も多様化していますが、ごみ処理施設の確保が難しくなっていることや処理に要する費用が増大していることなどから、ごみの減量化・再生利用の推進が急務となっています。

国においては、大量生産、大量消費を基調とする経済規模の拡大、利便性を求める消費者の欲求の高まり、産業構造の高度化等を背景として、廃棄物の排出量の増大、質の多様化が一層進むとともに、最終処分場等廃棄物処理施設の確保が困難となっている現状に対応して、平成3年10月に廃棄物処理法的大幅改正を行い、廃棄物の排出抑制や再生利用等の減量化を廃棄物処理法に位置づけ、減量化を推進するための方策を盛り込んでいます。

具体的には、市町村が「廃棄物減量等推進審議会」や「廃棄物減量等推進員」等の体制整備及び多量の一般廃棄物の排出者に対する減量化計画作成の指示等ができることとなりました。また、一般廃棄物処理計画の記載事項の柱として廃棄物の減量化・再生利用が位置づけられ、市町村が計画的な推進を行う体制整備が整いました。

県としては、平成4年度から市町村のごみ減量化事業の支援と県民への啓発を図るために「ごみ減量化広域対策事業」を実施していますが、本県における長期的なごみ減量化・再生利用の基本方向を明らかにするため、平成5年10月に学識経験者、県民、事業者、行政の代表者で構成される「福島県ごみ減量化・再生利用推進協議会」を設置し、その協議・検討結果を踏まえて、平成6年3月に「福島県ごみ減量化・再生利用推進計画」を策定しました。本計画では、平成12年

度に、ごみ総排出量を予測値の25%削減すること及び資源化率を10%に引き上げることを目標としています。

平成7年度の事業としては、本計画に基づく具体的な推進方策の検討をはじめ、市町村のごみ減量化促進対策事業に対する県費補助の実施、ごみ減量化問題行政研究会の開催及び街頭啓発事業の実施などを行うこととしています。

(3) 浄化槽の指導及び合併処理浄化槽の普及促進

県民の生活水準や意識の向上により、トイレの水洗化指向も高くなっており、浄化槽の設置は今後も増加することが予想されます。浄化槽は、浄化槽法によりその設置や維持管理に関し各種の規制等が行われていますが、そのうち維持管理については、浄化槽の保守点検を業とする者の知事登録制度を設け、保守点検業者の指導・監督を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進しています。

一方、浄化槽の設置者等に対しては、保健所単位で浄化槽教室を開催し、浄化槽の機能や維持管理の方法等について指導と啓発活動を行っています。

さらに、浄化槽法の規定に基づく水質等の検査は、浄化槽の設置者等に義務付けられているもので、浄化槽の施工、維持管理が適正に行われているか否かを判断するために実施されるものですが、この検査を行う者として社団法人福島県浄化槽協会を指定しています。

また、台所、風呂等からの生活雑排水をし尿と併せて処理できる合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）に比べ、処理性能もよく、手軽に設置できることから、公共用水域の水質汚濁防止の有効な手段として大きく期待されています。

そのため、県では、合併処理浄化槽の整備を生活排水対策の重要な柱として位置付け、市町村が生活排水処理を推進する必要がある地域において、合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置を行う者に対し設置に要する費用を助成する事業を実施している場合に、助成費用の一部を国とともに補助しています。

第2節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の現況等

廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいいますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃酸等の19種類を産業廃棄物とし、これらのうち爆発性、毒性、感染性等を有するものを特別管理産業廃棄物と規定しています。

これらの産業廃棄物は、法に定める処理基準に従って適正に処理しなければなりません。処理に当たっての基本原則は次の2点です。

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において適正に処理すること。
- ② 廃棄物の減量化、再生利用を積極的に推進すること。

このように、産業廃棄物の処理は排出者責任の原則が基本とされていますが、この処理には高度な知識と技術が必要とされることなどの理由により、産業廃棄物処理業者に委託して処理される例も多く、これら処理業者の責任と役割がますます大きくなっています。

産業廃棄物の適正処理は、生活環境の保全を図るうえで最も基本的な条件であるとともに、産業経済活動の維持発展を図るうえでも不可欠の要件であることを考慮し、県は今後とも排出事業者及

び処理業者の監視・指導の強化等の適正処理対策を推進することとしています。

2 産業廃棄物の発生量

平成5年度の発生量を対象として平成6年度に実施した「産業廃棄物実態調査」の結果によると、本県の産業廃棄物発生量（農業から発生するものを除く。）は、5,143,873 t／年でありました。

種類別には、汚泥が2,721,326 t／年と最も多く、建設廃材1,003,679 t／年、鋳さい334,434 t／年、木くず262,519 t／年などの順となっています。

業種別には、製造業が2,338,082 t／年と最も多く、建設業1,212,709 t／年、電気・ガス・水道事業1,069,089 t／年となっており、この3業種で全体の約9割を占めています。

地区別（発生場所が一定しない建設業からの産業廃棄物を除く。）には、県北850,570 t／年、県中930,792 t／年、県南283,162 t／年、会津488,778 t／年、相双386,436 t／年、いわき991,425 t／年となっています。

3 産業廃棄物の処理対策

(1) 産業廃棄物処理計画等の策定

産業活動から必然的に発生する産業廃棄物を適正に処理し、広大な県土と豊かな自然を有する本県の環境を守り、うるおいとやすらぎのある福島県をつくることを目的として、平成2年9月に、平成7年度を目標とした「第四次福島県産業廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、①事業者処理責任の徹底、②減量化、再生利用の推進、③最終処分場の確保、④処理業者における適正処理の推進、⑤不法投棄等の不適正処理の防止、⑥県民への普及啓発の推進、の6項目を基本とした処理対策を確立し、関係者及び県民が一体となって産業廃棄物の適正処理を図ろうとするものです。

なお、平成7年度においては、産業廃棄物の発生量の増加及び質の多様化及び法律の整備など、本県の産業廃棄物をめぐる状況の変化に対応するため、本計画を見直した「第五次福島県産業廃棄物処理計画」を策定することとしております。

平成6年度においては、本計画及び平成2年4月に施行した「福島県産業廃棄物処理指導要綱」に基づいて、処理施設への立入検査や環境衛生指導員による不法投棄パトロール、産業廃棄物不法投棄監視員の設置、県外産業廃棄物の事前届出制の実施、研修会や講習会の開催などの適正処理対策を進めるとともに、各種媒体を利用して県民に対する適正処理意識の普及啓発に努めました。

また、平成5年12月には、「福島県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」が発足し、県警察本部及び(社)県産業廃棄物処理業協会との連携が一層強化され、平成6年度においては、県警との合同による産業廃棄物の収集運搬車両の検問や空からの監視を実施し、適正処理の普及啓発に努めました。

さらに、廃棄物交換制度を前年度に引き続き実施するとともに、情報管理システムの一環として、産業廃棄物取扱量実績報告の集計システムの運用を行っております。

また、本計画の基本的事項の一つである「最終処分場の確保」対策については、産業廃棄物の発生量に比較して最終処分場の設置数及び残存容量が著しく少ない「県中地区」に、公共関与による最終処分場の設置を計画しています。

(2) 産業廃棄物処理施設

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設には、産業

廃棄物の減量化・無害化を行う中間処理施設と、埋立を行う最終処分場があります。
本県の産業廃棄物処理施設の設置状況は、表-103のとおりです。

表-103 産業廃棄物処理施設設置状況

(平成7年3月31日現在)

施設の種別	設置者	事業者	処理業者	地方公共団体	計
中間処理施設		141	236	30	407
最終処分場		27	30	2	59
内	安定型	11	19	0	30
	管理型	15	11	2	28
	しゃ断型	1	0	0	1
計		168	266	32	466

(注) 許可対象外施設を含みます。

廃棄物対策課調べ

(3) 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者

昭和55年度以降の許可処理業者数の推移は、表-104のとおりです。

これを平成7年3月末日現在で見ると、産業廃棄物処理業にあっては全許可業者数1,446件のうち、収集運搬のみが1,320件(91.3%)を占め、特別管理産業廃棄物処理業にあっては全許可業者数253件のうち、収集運搬のみが225件(88.9%)を占めています。

表-104 産業廃棄物処理業許可業者数

年度	区分	収集・運搬業	中間処理業	最終処分業	収集・運搬及び中間処理業	収集・運搬及び最終処分業	中間処理及び最終処分業	収集・運搬中間処理及び最終処分業	計
昭和56年3月末日現在		263	8	2	24	13	0	8	318
昭和57年3月末日現在		305	7	1	30	14	0	10	367
昭和58年3月末日現在		331	10	3	27	18	0	7	396
昭和59年3月末日現在		366	10	3	32	16	0	8	435
昭和60年3月末日現在		410	11	3	36	12	0	9	481
昭和61年3月末日現在		444	9	4	41	11	1	8	518
昭和62年3月末日現在		578	9	3	40	14	1	7	652
昭和63年3月末日現在		824	9	5	44	16	1	8	907
平成元年3月末日現在		1,154	10	6	49	16	1	9	1,245
平成2年3月末日現在		1,248	11	5	51	14	2	9	1,340
平成3年3月末日現在		1,334	16	5	49	13	2	11	1,430
平成4年3月末日現在		1,340	18	5	56	9	2	11	1,441
平成5年3月末日現在		1,406 (4)	26 (0)	6 (0)	53 (0)	9 (0)	2 (0)	11 (0)	1,513 (4)
平成6年3月末日現在		1,477 (186)	26 (8)	6 (1)	64 (13)	10 (0)	2 (0)	10 (2)	1,595 (209)
平成7年3月末日現在		1,320 (225)	31 (12)	9 (1)	69 (13)	3 (0)	2 (0)	12 (2)	1,446 (253)

(注) 平成5年3月末日現在以降の()は特別管理産業廃棄物処理業で外数です。

廃棄物対策課調べ

(4) 産業廃棄物の処理の状況

産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の処理量の推移は、表-105のとおりです。

平成5年度における処理量は、収集運搬業者にあつては1,542,007t、中間処理業者にあつては1,452,132t、最終処分業者にあつては542,220tとなっています。

最終処分業者による処理量は、昭和63年度をピークに減少傾向であつたものが、平成5年度においては、幾分増加しています。

収集運搬業者及び中間処理業者による処理量は、昭和62年度以降増加傾向にあり、特に平成2年度以降中間処理業者による処理量が著しく増加しています。

表-105 産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の処理量

	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
収集運搬業	978,395 t	1,310,532 t	1,185,500 t	1,170,680 t	1,257,459 t	1,328,769 t	1,542,007 t
中間処理業	291,644 t	367,698 t	470,352 t	680,540 t	812,625 t	1,314,573 t	1,452,135 t
最終処分業	622,561 t	820,138 t	795,711 t	670,085 t	613,955 t	522,631 t	542,220 t

(注) 福岡県環境保全公社による処理量を含む。

(5) 公共関与事業

本県では、昭和54年1月4日に設立した財団法人福島県環境保全公社を事業主体として、最終処分事業に係る公共関与事業を実施しています。

事業の内容としては、昭和58年4月から、いわき市鹿島町のいわき処理センターにおいて、産業廃棄物の埋立処分事業を行っています。その埋立実績は12年間で1,097,245tとなっていますが、残存容量が少なくなってきたため、同センターの拡張を計画しています。

また、第四次産業廃棄物処理計画において、産業廃棄物の発生量に比較して最終処分場の設置数及び残存容量が著しく少ない県中地区に最終処分場の確保計画を策定することとしており、その設置促進を図ることなどを目的として、平成7年3月に「県中地区産業廃棄物対策協議会」を設立しました。

さらに、平成3年10月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、新たに「廃棄物処理センター」制度が位置付けられたことや、県内の各地域においても公共関与による処理施設設置の要望が出てきていることなどにより、公共関与の在り方について検討の必要が生じ、平成7年度に本県の公共関与による廃棄物処理事業の将来の在るべき方向について定める「福島県廃棄物処理公共関与基本構想」を策定することとしています。

(6) 第8回廃棄物と生活環境を考える全国大会開催事業

昭和63年の北九州大会から開催されている廃棄物と生活環境を考える全国大会を、厚生省、郡山市、本県の共催で「地球はみんなのもの。今、ごみと循環型社会を考える。」をメインテーマに、平成7年10月24日～25日、郡山ユラックス熱海において開催し、全国各地から約1,200名の参加者がありました。

本大会では、県民、事業者、処理業者、国及び地方自治体の代表が集まり、循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進について語り合い、今後、それぞれの立場に応じた役割分担の下で相互に協力・連携しながら適切な対策を推進することとしました。

第3節 産業廃棄物不法投棄事件

(1) 事件の概要

本県では、昭和63年8月から平成元年8月にかけて、いわき市沼部町をはじめとする1市2町の6か所において一連の大規模かつ悪質な産業廃棄物の不法投棄事件が発覚し、周辺住民に不安を抱かせるとともに大きな社会問題となりました。

この事件は、いわき市内の産業廃棄物中間処理業者（O総業㈱）が事業者から処理を委託された大量の廃油等の産業廃棄物を無許可業者2社（D工業㈱、Y建設㈱）及びAに再委託し、これら3者が受託した産業廃棄物を牧場跡地や廃坑跡などに不法投棄したものであり、平成2年3月15日に3社10名に対し、また平成2年7月19日に1名に対し、それぞれ罰金刑、懲役刑（執行猶予付）の判決が言い渡されました。

(2) 事件発覚後の経過及び今後の見通し

各不法投棄現場には有害物質を含む産業廃棄物が投棄されていたため、県は現場周辺の水質検査等を実施し、周辺環境への影響について調査するとともに、不法投棄実行者等に対し早期原状回復を指導してきた結果、これまでに6か所のうち、いわき市沼部町の現場を除く5か所の現場の投棄物の撤去作業が終了しています。

いわき市沼部町の廃坑跡に投棄された廃油等の回収については、廃坑跡という特殊性及び投棄量が約8,976klと大量であることなどを考慮して、県は平成元年9月に専門家からなる「基本問題調査委員会」を設置し、さらに、平成2年1月には「技術問題調査委員会」を設置して、その回収方法等について調査検討を重ねました。その結果、同委員会からの報告に基づき、平成2年5月から7月にかけて坑口付近において廃油等の回収試験を実施して回収作業の安全性を確認するとともに、平成2年11月から平成3年2月にかけては、廃坑上層部の汚染状態を確認するためのボーリング調査を実施しました。

また、不法投棄実行者等に対して廃油等の回収を強く指導した結果、平成3年9月にドラム缶約250本分を回収しました。

しかし、廃坑内の汚染状態が不明確であることなどから、平成3年10月に専門家からなる「汚染状態等調査委員会」を設置するとともに同委員会からの提言に基づき平成4年1月から3月まで廃坑内の上層採掘部など3か所のボーリングによる汚染状態等確認調査事業を実施したほか、平成4年11月からは、ボーリング孔の水位観測や地下の廃油等の性状を継続的に調査する周辺環境調査事業を実施しています。

これらの調査の結果、地下における汚染が広がり周辺環境に支障が生ずるおそれがあることから、平成4年5月13日にY建設㈱、Y、A、O総業㈱に対し、廃棄物処理法に基づき、廃油等360klを回収・処分するよう措置命令を行いました。その後、行政代執行法に基づく戒告に対し、履行義務者が同年7月から9月にかけて廃油等170klを回収。残り190kl分を同年9月から10月にかけて県が行政代執行により回収処分しました。

そして、平成4年10月28日には、同じ相手方に対し廃油等約600klを回収・処分するよう措置命令を発しましたが、その後の戒告に対しても義務を履行しなかったため、平成5年2月から3月にかけて県が第2回目の行政代執行により同量の廃油等を回収処分しました。

さらに、平成5年8月5日には、廃油等約600klを回収・処分するよう第3回目の措置命令を発

しましたが、やはりその後の戒告に対しても義務を履行しなかったため、平成5年10月から11月にかけて県が第3回目の行政代執行により同量の廃油等を回収処分しました。

これらの回収処分の結果、坑口付近に滞留していた廃油等はほぼ回収され、回収物は汚染水主体のものへと変化してきたため、平成6年2月には汚染状態等調査委員会の中に「汚染水処理対策分科会」を設置し、坑内汚染水を早期に効果的に処理するための方法等を専門的に調査検討することとしました。

平成6年9月から平成7年1月にかけて、この分科会からの提言に基づき、汚染水800klを回収処分しながら、その一部を利用してばっ気、活性炭吸着等による処理試験を実施したところ、継続して調査研究すべき課題は残るものの、一定濃度未満の汚染水については、この方法による処理が有効であることが判明しました。(表-106)

また、平成7年度においては、採掘跡における汚染状態を解明すべく3本の調査ボーリングを実施するとともに、前年度に引き続き汚染水の回収処分と処理試験を行っています。

今後も、各種調査事業を実施し、専門家の知見等も参考にしながら、汚染水等の早期回収を図っていくこととしています。

表-106 いわき市沼部町における産業廃棄物不法投棄事件の概要

1 投 棄 場 所	いわき市沼部町鳴沢地内廃坑跡
2 投 棄 者	Y建設㈱、Y、A
3 投 棄 期 間	昭和62.2.18～平成元.8.5
4 投 棄 物	廃油等約8,976kl (ドラム缶約44,880本)
5 発 覚 端 緒	平成元.8.6 台風13号で廃油等が流出し発覚
6 その後の回収 (平成7年3月までの 合計2,422kl)	(1) 原因者による回収 計232kl 平成2.8～11月 12kl 平成3.9月 50kl 平成4.7～9月 170kl (措置命令の一部履行) (2) 県の行政代執行による回収 計1,390kl 平成4.9～10月 190kl 平成5.2～3月 600kl 平成5.10～11月 600kl (3) 県の汚染水回収処分調査事業による回収 計800kl 平成6.9月～平成7.1月 800kl

廃棄物対策課調べ

第10章 畜産環境汚染の現況と対策

第1節 畜産環境汚染の現況

近年の農村地帯に見られる市街化現象の進展、住民意識の変化並びに畜産経営の規模拡大や飼養形態の変化等により、畜産経営に起因する環境問題が発生しています。

平成7年度の畜産経営に起因する環境汚染状況実態調査の結果、発生件数は19件（平成2年度75件、平成3年度57件、平成4年度42件、平成5年度22件、平成6年度33件）でした。

表-107 家畜の種類別被害発生経営体数（平成7年度）

（単位：戸）

区 分	被 害 の 種 類 別 経 営 体 数								計
	水 質 汚 濁	悪 臭 発 生	害 虫 発 生	水 質 汚 濁 と 生	水 質 汚 濁 と 生	悪 臭 と 害 虫 発 生	水 質 汚 濁 と 悪 臭	と 害 虫 発 生	そ の 他
豚	2	3	1	1	—	1	—	—	2
採 卵 鶏	—	2	1	—	—	—	—	—	—
ブ ロ イ ラ ー	—	—	—	—	—	—	—	—	1
乳 用 牛	1	—	—	—	—	—	—	1	2
肉 用 牛	1	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4	5	2	1	0	1	1	1	5

区 分	市町村の実施した対策別経営体数						経営存続の可能性別経営体数		
	処 理 施 設 助 成	処 理 術 衛 指 生 導	移 転 の 幹 旋	紛 争 の 仲 介	そ の 他	計	有	無	計
豚	—	2	—	1	—	3	8	2	10
採 卵 鶏	—	—	—	1	—	1	3	—	3
ブ ロ イ ラ ー	—	—	—	—	—	—	1	—	1
乳 用 牛	—	—	—	3	—	3	4	—	4
肉 用 牛	—	—	—	1	—	1	1	—	1
そ の 他	—	—	—	—	—	0	—	—	0
計	0	2	0	6	0	8	17	2	19

畜産課調べ

環境汚染状況を発生の種類別に見ると、悪臭発生5件、水質汚濁4件、害虫発生2件となっており、かつ、これらが混在した形の問題の発生もあり、地域周辺住民への直接被害だけでなく感覚的被害及び心理的被害が苦情の実態です。

次に、家畜の種類別では、豚10件(52.6%)、乳用牛4件(21.1%)、採卵鶏3件(15.8%)であり、過去数年間豚の発生件数が第1位を占めています。これは、養豚経営で特に多頭化の進展が顕著なこと、畜舎構造等飼養形態上の特徴に起因していると考えられます。(表-107)

これらの被害は、いずれも各種要因が複雑に影響しあって発生しており、畜産経営においても畜産物の需給不均衡や畜産物価格の低迷といった極めて厳しい条件の下にあって、今後の経営を健全かつ長期安定的に発展させるには、畜産環境汚染を未然に防止するための措置を積極的にとる必要があります。

第2節 畜産環境汚染防止対策

健全な畜産経営の発展のためには、家畜のふん尿を衛生的かつ効率的に処理し、土壤還元することによって地力の維持増進を図ることが重要となっており、そのために畜産農家と耕種農家の有機的連携の下に家畜排せつ物の有効利用を図るなど環境汚染を未然に防止するため助言指導等を行っています。

(1) 環境保全型畜産確立指導事業

畜産に起因する環境汚染状況を把握するための実態調査や家畜ふん尿の適正かつ有効な処理・利用のための巡回指導を実施し、環境汚染の防止技術の普及を推進しています。また、特別対策指導事業として猪苗代湖周辺の畜産農家に対し排出水の水質検査に基づく技術指導を行っています。

(2) 畜産環境総合整備事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を図るため、家畜排せつ物還元用草地等の整備と家畜排せつ物処理施設の整備を推進するものです。

(3) 制度資金(農業改良資金、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金)

家畜ふん尿を適正に処理するための、発酵処理施設等の設置に必要な資金を畜産農家や営農集団等に融資するものです。

(4) 畜産環境特別融通事業(うつくしま・ふくしま環境保全施設整備資金)

畜産農家が、環境保全を目的として設備投資を行うための制度資金の借入れをする場合、畜産農家の負担が通常の借入れ利率よりも低利の借入れとなるよう上乗せ利子補給を行うものです。

(5) 畜産環境整備リース事業

財畜産環境整備リース協会が、畜産環境整備のために必要な機械等を畜産農家や営農集団等に貸し付けし、畜産経営における環境整備と経営の改善を図るものです。

第11章 公害に関する苦情・紛争の処理

第1節 公害苦情の処理

公害等に関する苦情（以下「公害苦情」という。）は、地域住民の生活環境に密着した環境問題の一つであり、その適切な処理は、生活環境の保全や公害紛争の未然防止のためにも極めて重要です。このような観点から、昭和45年に施行された公害紛争処理法により、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害苦情の適切な処理に努めるよう求められ、公害苦情相談員を置くことができるとされました。

このため、県では、福島県公害苦情処理等要綱を制定し、その円滑な処理に努めています。

県民からの公害苦情の窓口としては、主として市町村や県の公害担当部局が当たり、公害苦情相談員等が処理にたずさわっています。

平成7年3月31日現在における県の公害苦情相談員数は14名、市町村の公害苦情相談員数は44名となっています。

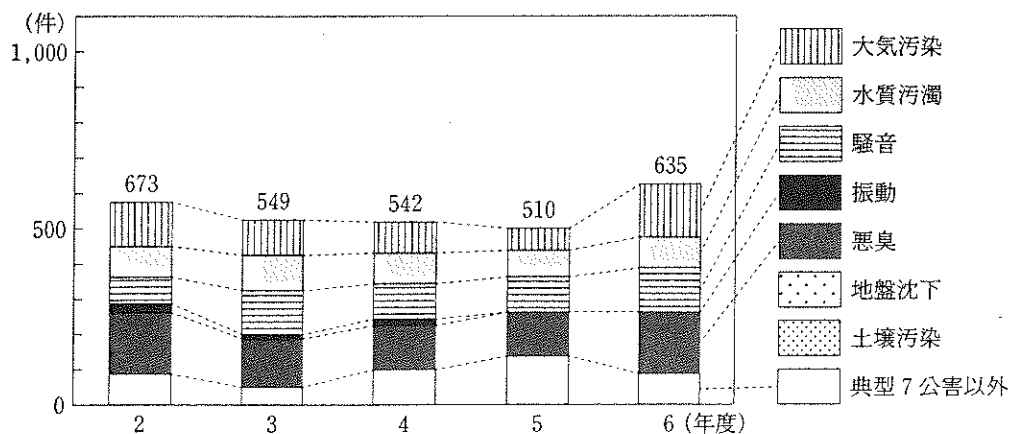
1 市町村等における公害苦情処理状況

(i) 公害苦情の概況

平成6年度に、県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は635件で、前年度に比べて125件（増加率24.5%）の増加となりました。この総件数は、過去10年間で見て平成2年度の673件に次いで二番目に多く、また、平成5年度までの漸減傾向から見ても急激な増加となりました。（図-32）

苦情件数の内訳を見ると、総件数635件のうち、典型7公害の苦情が546件（公害苦情総件数の86.0%）で、前年度に比べて172件（増加率46.0%）増加しており、典型7公害以外の苦情は89件（公害苦情総件数の14.0%）と、前年度に比べて47件（減少率54.5%）減少しました。典型7公害以外の苦情件数は、ここ数年漸増傾向にありましたが、平成6年度は公害苦情総件数が増加したにもかかわらず、逆に大きく減少しました。

図-32 公害苦情件数の年度別推移



(2) 公害の種類別苦情件数

過去5年間の典型7公害の苦情件数は、平成3年度に400件台に大きく減少し、次いで平成5年度は更に300件台と減少傾向にありましたが、平成6年度は546件と大きく増加しました。また、公害苦情総件数に占める割合も平成5年度には73.3%まで減少していましたが、平成6年度は86.0%に増加しました。(表-108及び図-33)

一方、公害苦情総件数に占める典型7公害以外の苦情件数の割合は、平成4年度は18.8%、平成5年度は26.7%と2年続けて増加していましたが、平成6年度は、14.0%と大きく減少しました。(表-108、109及び図-34)

ア 典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の苦情を種類別に見ると、平成6年度は、悪臭が166件(公害苦情総件数の26.1%)で最も多く、次いで大気汚染が151件(同23.8%)、騒音が135件(同21.3%)、水質汚濁が88件(同13.8%)、振動が3件(同0.5%)、土壌汚染が3件(同0.5%)で、地盤沈下に関する苦情はありませんでした。

図-33 公害の種類別苦情件数の構成比(平成6年度)

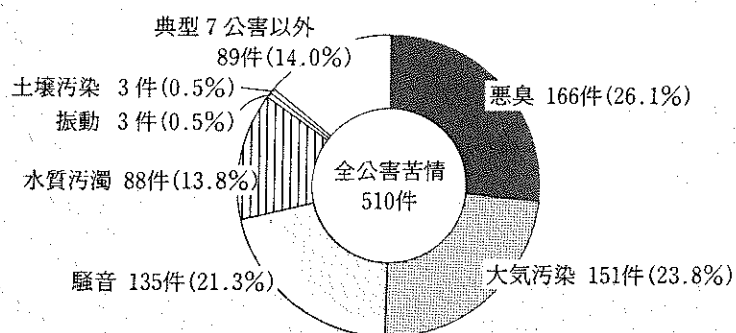
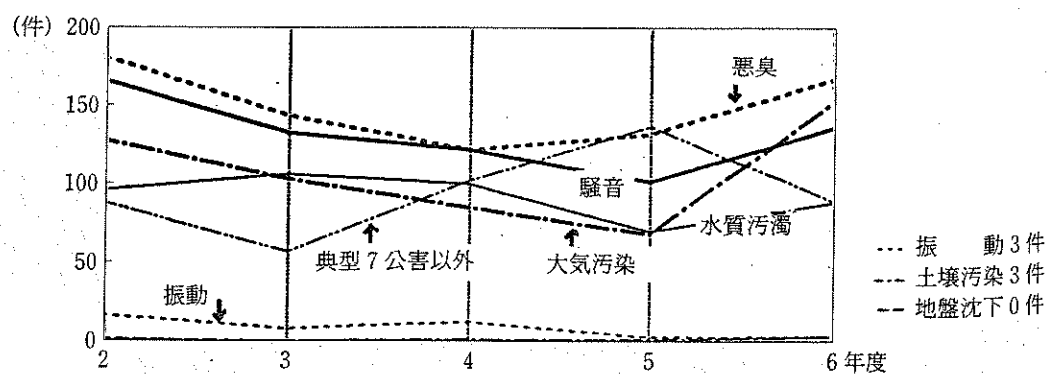


図-34 公害の種類別苦情件数の過去5年間の推移



- 5年
た、
度は
、平
まし
(%)
8件
苦情
- (ア) 大気汚染の苦情件数は、平成6年度は151件で、前年度に比べて83件(増加率22.1%)増加しました。これは、主に総合工事業や木材・木製品製造業に係る事業所における建設廃材等の燃焼に伴うばい煙等に関する苦情が増加したためです。
- (イ) 水質汚濁の苦情件数は、平成6年度は88件で、前年度に比べて18件(増加率14.3%)増加しました。これは、主に家庭からの生活排水やサービス業関連事業所の排水に係る苦情が増加したためです。
- (ロ) 騒音の苦情件数は、平成6年度は135件で、前年度に比べて34件(増加率33.7%)増加しました。これは、主に土木・建築工事や農場の鳥追い装置の騒音などに関する苦情が増加したためです。
- (ハ) 振動の苦情件数は、平成6年度は3件で前年度と同じでした。
- (ニ) 悪臭の苦情件数は、平成6年度は166件で、前年度に比べて35件(増加率26.7%)増加しました。これは、主に家庭生活に伴うごみや排水に係る悪臭や食料品等製造所に関する苦情が増加したためです。
- (ホ) 地盤沈下の苦情は、前年度に引き続き平成6年度も申立てがありませんでした。
- (ヘ) 土壌汚染の苦情は、平成6年度は3件で、前年度に比べて2件増加しました。これらの苦情は、いずれも事業所等からの重油等の漏出で農地等が汚染されたというものでした。

表-108 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類 年度		典 型 7 公 害								典 型 7公害 以 外	合 計	前年比 (%)
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	小 計			
苦 情 件 数	平 2 年 成 度	127	96	—	165	16	180	1	585	88	673	7.9
	平 3 年 成 度	103	106	—	132	8	143	—	492	57	549	△18.4
	平 4 年 成 度	85	100	1	121	12	121	—	440	102	542	△1.3
	平 5 年 成 度	68	70	1	101	3	131	—	374	136	510	△5.9
	平 6 年 成 度	151	88	3	135	3	166	—	546	89	635	24.5
構 成 比 (%)	平 2 年 成 度	18.9	14.3	—	24.5	2.4	26.7	0.1	86.9	13.1	100	
	平 3 年 成 度	18.8	19.3	—	24.0	1.5	26.0	—	89.6	10.4	100	
	平 4 年 成 度	15.7	18.5	0.2	22.3	2.2	22.3	—	81.2	18.8	100	
	平 5 年 成 度	13.3	13.7	0.2	19.8	0.6	25.7	—	73.3	26.7	100	
	平 6 年 成 度	23.8	13.6	0.5	21.3	0.5	26.1	—	86.0	14.0	100	

イ 典型7公害以外の種類別苦情件数

典型7公害以外の苦情を種類別に見ると、平成6年度は「害虫等の発生」が31件(典型7公害以外の苦情89件に占める割合34.8%)で最も多く、次いで「その他」が28件(同31.5%)、「不法投棄」が16件(同17.9%)などとなっています。(表-109)

- (ア) 「害虫等の発生」についての主な苦情内容は、堆肥置場や雑草の繁茂地などに大量に発生又

は寄ってくる蚊、はえ、毛虫などの害虫、あるいは蟻、ごきぶり、ヤスデなどのいわゆる不快昆虫に関する苦情です。

(イ) 「その他」の苦情内容は、主に汚水の流出、洗車場の汚水飛散、雑草等の花粉の浮遊、交視視野妨害などの苦情です。

(ウ) 「不法投棄」の苦情内容は、廃棄物の不法投棄に関するもので、平成6年度の苦情16件の内訳は、一般廃棄物の生ごみに関するもの4件、燃焼物・燃焼不適物に関するもの3件、産業廃棄物の金属くずに関するもの2件、建設廃材に関するもの3件、廃油廃酸等に関するもの2件、その他2件となっています。

表-109 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度	種類	日照	光害	電波障害	土砂の散乱	土砂の流失	不法投棄	ふん・尿の害	害虫等の発生	火災の危険	その他	合計
苦情件数	平成2年度	1		7			26				16	88
	平成3年度	0		3			19				2	57
	平成4年度	0		2			43				10	102
	平成5年度	0		2			32				7	136
	平成6年度	0	1	2	1	2	16	6	31	2	28	89
構成比(%)	平成2年度	0.1		1.0			3.9				2.4	13.1
	平成3年度	0		0.5			3.5				0.4	10.4
	平成4年度	0		0.4			7.9				1.8	18.8
	平成5年度	0		0.4			6.3				1.4	26.7
	平成6年度	0	0.2	0.3	0.2	0.3	2.5	0.9	4.9	0.3	4.4	14.0

(注) 1 種類別区分は、国の指示により平成6年度から表のとおり細分化されました。

2 構成比は、当該年度の公害苦情総件数に占める割合です。

(3) 公害の発生源別苦情件数

「日本標準産業分類」(平成5年10月改訂・総務庁)の中分類の業種別に沿った形で公害苦情の発生源を見ると、平成6年度は、畜産・養蚕農業が50件(公害苦情総件数の7.9%)で最も多く、次いで家庭生活が45件(同7.2%)、総合工事業が42件(同6.6%)、食料品・飲料等製造業が42件(同6.6%)、耕種農業が37件(同5.8%)などとなっています。(表-110)

ア 典型7公害の発生源別苦情件数

平成6年度の大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭に関する公害苦情を発生源別に見ると、おおむね次のとおりです。

(ア) 大気汚染の発生源別苦情件数は、土木・建築等の工事業に関するものが22件(大気汚染に関する公害苦情件数の14.6%)で最も多く、次いで木材・木製品製造業の14件(同9.3%)などとなっています。

(イ) 水質汚濁の発生源別苦情件数は、農業に関するものが11件(水質汚濁に関する公害苦情件

数の12.5%)で最も多く、次いで家庭生活に関するものが9件(同12.5%)などとなっています。

(7) 騒音の発生源別苦情件数は、土木・建築等の工事業に関するものが27件(騒音に関する公害苦情件数の20.0%)で最も多く、次いで農業に関するものが15件(同11.1%)などとなっています。

(8) 悪臭の発生源別苦情件数は、畜産を含む農業に関するものが43件(悪臭に関する公害苦情件数の25.9%)と最も多く、次いで家庭生活に関するものが23件(同13.9%)、食料品等製造業に関するものが20件(同12.1%)などとなっています。

イ 典型7公害以外の発生源別苦情件数

平成6年度の典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別に見ると、空地に関するものが28件(典型7公害以外の公害苦情件数の31.5%)と最も多く、次いで畜産農業の17件(同19.1%)、家庭生活の6件(同6.7%)などとなっています。

表-110 公害の発生源別苦情件数 (平成6年度)

(単位:件)

公害の種類 発生源		典 型 7 公 害							典 型 7公害 以 外	合 計	左 の 構成比 (%)	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭				計
耕 種 農 業		5	6	0	12	0	0	12	35	2	37	5.8
畜 産 ・ 養 蚕 農 業		0	5	1	2	0	0	25	33	17	50	7.9
農業・園芸サービス業		3	0	0	1	0	0	6	10	2	12	1.9
林 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 属 鉱 業		0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0.2
石炭、原油の鉱業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 金 属 鉱 業		2	0	0	1	0	0	0	3	0	3	0.5
総 合 工 事 業		14	3	0	16	2	0	6	41	1	42	6.6
そ の 他 の 工 事 業		8	3	0	11	0	0	2	24	1	25	3.9
製 造 事 業 所	食料品、飲料等製造業	5	6	0	9	0	0	20	40	2	42	6.6
	織 維 工 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	14	0	0	6	0	0	4	24	1	25	3.9
	パルプ・紙・紙加工製造業	1	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0.3
	出版・印刷・同関連産業	1	1	0	1	0	0	0	3	0	3	0.5
	化 学 工 業	5	1	0	1	0	0	2	9	0	9	1.4
	石油・石炭製造業	4	0	0	0	0	0	2	6	0	6	0.9
	プラスチック製品製造業	2	0	0	0	0	0	2	4	2	6	0.9
	ゴム製品製造業	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0.3
	窯業・土石製品製造業	7	7	0	5	0	0	1	20	1	21	3.3
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品	3	1	0	6	0	0	2	12	0	12	1.9
	機械器具製造業	5	2	0	4	0	0	2	13	0	13	2.0
	その他の製造業	6	1	0	2	0	0	2	11	0	11	1.7
小 計		53	19	0	35	0	0	39	146	6	152	23.7
電気・ガス・熱供給業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 道 業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.2
鉄 道 業		0	0	1	1	0	0	0	2	0	2	0.3
道路旅客運送業		0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.2
道路貨物運送業		1	1	0	0	0	0	1	3	0	3	0.5
航空運輸業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の運輸・通信業		0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	0.3

公害の種類 発生源		典 型 7 公 害							典 型 7公害 以 外	合 計	左 の 構成比 (%)	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭				計
業 界	再生資源卸売業	9	0	0	0	0	0	0	9	0	9	1.4
	卸業・小売業	10	2	0	9	0	0	5	26	3	29	4.6
	飲食店	0	3	1	3	0	0	6	13	0	13	2.0
	飲食店のカラオケ	0	0	0	4	0	0	0	4	0	4	0.6
	洗濯・理容・浴場業	1	3	0	0	0	0	1	5	0	5	0.8
	駐車場業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活関連サービス業	1	1	0	0	0	0	2	4	0	4	0.6
	旅館・その他の宿泊所	2	2	0	2	0	0	3	9	1	10	1.6
	娯楽業	2	0	0	3	0	0	1	6	0	6	0.9
	娯楽業のカラオケ	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0.5
	ゴルフ場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車整備業	5	1	0	4	0	0	5	15	1	16	2.5
	機械・家具等修理業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.2
	専門サービス業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0.2
	廃棄物処理業	5	1	0	1	0	0	7	14	2	16	2.5
	医療業、保健衛生	2	2	0	0	0	0	0	4	0	4	0.6
	社会保険、社会福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育、学術研究機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他のサービス業	0	2	0	3	0	0	1	6	1	7	1.1
小 計	37	17	1	33	0	0	32	120	8	128	20.1	
公 務	2	2	0	3	0	0	2	9	0	9	1.4	
家庭 生 活	4	9	0	3	0	0	23	39	6	45	7.1	
家庭生活のうちペット	0	0	0	5	0	0	2	7	1	8	1.3	
事 務 所	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0.3	
道 路	0	0	0	1	1	0	0	2	3	5	0.8	
空 地	2	1	0	0	0	0	2	5	28	33	5.2	
公 園	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.2	
神 社、寺 院 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他	2	7	0	7	0	0	3	19	7	26	4.1	
不 明	18	15	0	1	0	0	9	43	4	47	7.4	
合 計	151	88	3	135	3	0	166	546	89	635	100	

(注) 構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入してあるので合計が合わないことがあります。

(4) 公害苦情の発生地域別件数

平成6年度の典型7公害の苦情件数について、被害の発生地域を見ると、都市計画法による都市計画区域内は484件(典型7公害の苦情件数の88.6%)、都市計画区域以外の地域は62件(同11.4%)となっています。(表-111)

また、この苦情件数を都市計画法に基づく用途地域別に見ると、平成6年度は「住居系地域」が245件(同44.9%)と最も多く、次いで「工業系地域」の95件(同17.4%)、「商業系地域」の37件(同6.8%)の順となっています。

なお、「市街化調整区域」と「その他の地域」とを合わせた件数は、107件(同17.4%)となっています。

ア 住居系地域における苦情件数は、平成5年度までは減少傾向にありましたが、平成6年度は245件で過去5年間では最も多く、対前年度増加率も70.1%になりました。

イ 商業系地域における苦情件数も、平成5年度までは減少傾向にありましたが、平成6年度は37件で過去5年間では平成2年度に次いで多く、対前年度増加率も54.2%になりました。

ウ 工業系地域における苦情件数も、平成5年度までは横ばいないし減少傾向にありましたが、平成6年度は95件で過去5年間では平成2年度に次いで多く、対前年度増加率も66.7%になりました。

エ 都市計画区域以外の地域における苦情件数は、平成2年度以降、減少が続いています。

表-111 典型7公害に係る被害の発生地域別苦情件数の推移及び構成比

区 域 年 度		都 市 計 画 法 に よ る 都 市 計 画 区 域										小 計	都 市 計 画 区 域	合 計
		住居系地域	近隣商業地域	商業地域	商業系地域計	準工業地域	工業地域	工業専用地域	工業系地域計	市街化調整区域	その他の区域			
苦 情 件 数	平成 2 年度	208	10	38	48	47	57	20	124	118		498	87	585
	平成 3 年度	181	5	29	34	33	32	13	78	113		406	86	492
	平成 4 年度	168	9	18	27	23	43	12	78	89		362	78	440
	平成 5 年度	144	10	14	24	24	25	8	57	83		308	66	374
	平成 6 年度	245	7	30	37	35	50	10	95	62	45	484	62	546
構 成 比 (%)	平成 2 年度	35.5	1.7	6.5	8.2	8.0	9.8	3.4	21.2	20.2		85.1	14.9	100
	平成 3 年度	36.8	1.0	5.9	6.9	6.7	6.5	2.6	15.8	23.0		82.5	17.5	100
	平成 4 年度	38.2	2.0	4.1	6.1	5.2	9.8	2.7	17.7	20.2		82.3	17.7	100
	平成 5 年度	38.5	2.7	3.7	6.4	6.4	6.7	2.1	15.2	22.2		82.4	17.6	100
	平成 6 年度	44.9	1.3	5.5	6.8	6.4	9.2	1.8	17.4	11.3	8.2	88.6	11.4	100

(注) 「市街化調整区域」と「その他の地域」は、平成6年度から区別して集計することになりました。

(5) 公害苦情の種類別件数

平成6年度の典型7公害の苦情件数を被害の種類別に見ると、「うるさい、臭い」などといった感覚的・心理的被害が475件(典型7公害の苦情件数の87.7%)と大半を占め、次いで動・植物被害が23件(同4.2%)などとなっています。(表-112)

- ア 健康被害に関する苦情件数は、過去5年間では0件～6件となっています。
- イ 平成6年度の財産被害に関する苦情件数は、過去5年間では最高の21件（典型7公害の苦情件数の3.9%）となっています。
- ウ 平成6年度の動・植物被害に関する苦情件数も、過去5年間では最高の23件（同4.2%）となっています。
- エ 平成6年度の感覚的・心理的被害に関する苦情件数は475件で、件数では前年度を上回りましたが、典型7公害の苦情件数に占める割合は87.0%と例年よりはやや減少しました。

表-112 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類	健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
年度						
平成2年度	2	1	10	565	7	585
平成3年度	—	3	5	476	8	492
平成4年度	6	3	20	399	12	440
平成5年度	1	6	19	340	8	374
平成6年度	4	21	23	475	23	546
構成比(%)						
平成2年度	0.3	0.2	1.7	96.6	1.2	100
平成3年度	—	0.6	1.0	96.8	1.6	100
平成4年度	1.4	0.7	4.5	90.7	2.7	100
平成5年度	0.3	1.6	5.1	90.9	2.1	100
平成6年度	0.7	3.9	4.2	87.0	4.2	100

(6) 地区別・人口規模別公害苦情件数

ア 地区別公害苦情件数

平成6年度の地区別公害苦情件数を見ると、いわき地区が196件（公害苦情総件数の30.9%）と最も多く、次いで、県中地区の188件（同29.6%）、会津地区の109件（同17.2%）、県北地区の65件（同10.2%）、相双地区の57件（同9.0%）、県南地区の20件（同3.1%）の順となっています。（表-113）

これを前年度と比べると、減少したのは、県南地区の23件（対前年度減少率53.5%）、相双地区の21件（同減少率26.9%）で、増加したのは、いわき地区の88件（同増加率81.5%）、会津地区の56件（同増加率105.7%）、県中地区の24件（同増加率14.6%）、県北地区の1件（同増加率1.6%）でした。

イ 人口規模別公害苦情件数

平成6年度の公害苦情を人口（平成6年7月1日現在）10万人当たりの発生件数で見ると、いわき地区が54.5件と前年度3位から1位となり最も多く、次いで、県中地区の34.1件（平成5年度2位）、会津地区の32.5件（平成5年度5位）、相双地区の27.0件（平成5年度1位）、県南地区の12.9件（平成5年度4位）で、最も少ないのは前年度と同じく県北地区の12.6件の順となっています。

なお、県平均は29.9件で、前年度より5.8件増加しました。

表-113 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

地区名 年度	件 数							構 成 比 (%)						
	県北	県中	県南	会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	相双	いわき	合計
平成2年度	95	223	37	64	81	173	673	14.1	33.2	5.5	9.5	12.0	25.7	100
平成3年度	88	156	30	58	83	134	549	16.0	28.4	5.5	10.6	15.1	24.4	100
平成4年度	59	137	28	62	134	122	542	10.9	25.3	5.2	11.4	24.7	22.5	100
平成5年度	64	164	43	53	78	108	510	12.5	32.2	8.4	10.4	15.3	21.2	100
平成6年度	65	188	20	109	57	196	635	10.2	29.6	3.1	17.2	9.0	30.9	100

(7) 公害苦情処理係属件数

ア 公害苦情処理係属件数

平成6年度に処理することとなった公害苦情処理係属件数（平成6年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに直接受理した件数に、他の機関から移送された件数と前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数）は651件で、前年度に比べて100件（増加率18.2%）増加しました。（表-114）

平成6年度の公害苦情処理係属件数651件のうち、平成6年度中に処理された苦情は548件で、その処理率は84.2%であり、前年度（90.2%）より6ポイント下回りました。

イ 公害苦情未処理件数

平成6年度末現在、受理後3年以上経過（平成4年3月31日以前）しても未解決となっている、いわゆる未処理件数は8件となっています。その内訳は、騒音が3件、悪臭が2件、大気汚染、水質汚濁、振動がそれぞれ1件となっています。

表-114 公害苦情処理係属件数の推移

年 度	公害苦情 処理係属 件数 (a) =(b)+(c) +(d)-(f)	受 理 件 数			処 理 件 数				処 理 率 (e)÷(a)×100 (%)
		新規直接 受理件数 (b)	他 から 移 送 (c)	前 年 度 から繰越 (d)	直接処理 (e)	他へ移送 (f)	翌 年 度 へ 繰 越 (g)	そ の 他 (h)	
平成2年度	730	673	8	57	624	8	57	49	85.5
平成3年度	602	549	7	57	520	11	63	19	86.4
平成4年度	594	542	3	59	524	10	58	12	88.2
平成5年度	551	510	2	54	497	15	42	12	90.2
平成6年度	651	635	0	20	548	4	79	24	84.2

（注）（h）欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などのケースです。

(8) ま と め

ア 平成6年度に新たに受理した公害苦情件数（635件）は、前年度（510件）よりも125件（増加率24.5%）増加し、過去10年間で見ても平成2年度の673件に次いで二番目に多い件数となりました。その内訳を見ると、典型7公害に係る公害苦情件数（546件）は前年度に比べて172件増加したものの、典型7公害以外の苦情件数（89件）は前年度に比べて47件減少しました。

イ 平成6年度の典型7公害の種類別苦情件数は、悪臭が166件で最も多く、次いで大気汚染151件、騒音135件、水質汚濁88件などの順となっています。

特に、悪臭と大気汚染の二つの苦情で公害苦情総件数の半数（49.9％）を占め、前年度に比べて118件の増加となりました。

これは、平成6年の7～8月には安定した夏型の太平洋高気圧の配置による晴天日が続き、この間、福島地方気象台では、35℃以上の気温が延べ19日間観測されるなど、記録的な猛暑が続いたことに起因すると考えられます。ちなみに、この7～8月の2か月間の公害苦情件数は187件で、これは公害苦情総件数の約30％を占めています。

ウ 平成6年度の典型7公害以外の種類別苦情件数は、害虫等の発生が31件で最も多く、次いで「その他」28件、不法投棄の16件の順で、前年度に比べて不法投棄が16件減少し、総数でも47件減少しました。

エ 公害の種類別に苦情対象として最も多い発生源別について見ると、平成6年度は、大気汚染では土木・建築などの工事業、水質汚濁では家庭生活、騒音では土木・建築などの工事業、悪臭では畜産農業などとなっており、公害苦情総件数（635件）に占める割合が高い業種は、農業が15.6％、土木・建築などの工事業が10.5％、家庭生活に関するものが8.4％などとなっています。

オ 平成6年度の典型7公害の苦情の発生地域を見ると、都市計画区域内が約89％を占め、これを都市計画区域の用途地域別に見ると、住居系地域内が約45％、工業系地域内が約17％、商業系地域内が約7％などとなっています。

カ 平成6年度に発生した県内の地区別の公害苦情件数は、いわき地区が196件で最も多く、次いで県中地区が188件、会津地区が109件などとなっており、特に、会津地区では前年度に比べて約2倍、いわき地区でも1.8倍の増加となりました。

また、人口10万人当たりの苦情件数では、いわき地区の54.5件が前年度の第3位から第1位となり、最も多い件数でした。

キ 平成6年度に発生した典型7公害の被害の種類別件数を見ると、「感覚的・心理的被害」が475件で87.0％を占めており、「健康被害」としては大気汚染（ばい煙、粉じん）が2件、水質汚濁（漆器業）が1件、騒音（木材業）が1件の合計4件がありましたが、いずれも「健康を害するおそれがある」とする苦情となっています。

ク 以上のことから、平成6年度の県内の公害苦情発生件数の特徴としては、①苦情の発生件数は、夏期の記録的な猛暑により、過去10年間では平成2年度に次いで二番目に多くなったこと、②特に、農業（悪臭や排水）に関する苦情件数が第1位を占め、第3位には家庭生活（悪臭や排水）に関する苦情が占めていることなどから、本県においても、都市化や混住化が進み、都市・生活型公害が問題になりつつあること、③依然として、牧畜・養豚・養鶏に関する畜産公害苦情が多いことなどがあげられます。

ケ これらの課題の解決には、県や市町村行政の日常的な公害苦情処理を通じて、公害の未然防止対策を一層推進するとともに、住民、事業者、行政が一体となった快適な生活環境づくりに、さらに積極的に取り組んでいく必要があります。

2 警察における公害苦情処理状況

公害苦情処理状況は表-115のとおりであり、総数は96件で前年対比16件減少しました。

態様別では騒音苦情が82件で、全体の85.4%を占めました。

警察に寄せられた苦情のうち、法令違反が認められるものについては、検挙又は警告を行い、行政措置を必要とするものについては、市町村、保健所等の関係機関に引継ぎ処理しました。

表-115 警察における公害苦情処理状況

項目	年別件数 態様別	平成6年度		平成5年度		比較増減(件)
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	
受理状況	大気汚染	0	0	0	0	0
	水質汚濁	1	1.0	4	3.6	△3
	土壌汚染	0	0	0	0	0
	騒音	82	85.4	93	83	△11
	振動	0	0	0	0	0
	悪臭	0	0	2	1.8	△2
	廃棄物	13	13.6	13	11.6	0
	計	96	100	112	100	△16
処理状況	話し合い等	2	2.1	12	10.7	△10
	警告	72	75	84	75	△12
	検挙	5	5.2	4	3.6	1
	他機関移送	2	2.1	1	0.9	1
	措置不能	13	13.5	3	2.7	10
	検討中	2	2.1	8	7.1	△6
	計	96	100	112	100	△16

(注) △印は減少を示します。

第2節 公害事犯の取締り

1 公害事犯の検挙状況

(1) 概況

警察では、県民生活の環境保全に寄与する立場から、悪質な産業廃棄物事犯に重点を指向して取締りを推進しました。

その結果、平成6年度中の検挙件数は102件でした。

(2) 態様別検挙状況

違反態様別は表-116のとおりであり、その内容は、廃棄物と水質汚濁関係事犯でした。

(3) 法令別検挙状況

法令別は表-117のとおりであり、101件が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反、1件が「水質汚濁防止法」違反でした。

2 公害事犯の今後の取組み

公害問題が逐次改善されている中で、廃棄物の処理が社会問題化し、県民の生活環境に重大な影響を与えています。

そのため、警察では、産業廃棄物の処理に係る事犯に重点を指向した取締りを推進し、生活環境の保全に寄与することとしています。

表-116 態様別検挙状況

態様別	年別件数	平成 6 年 度		平成 5 年 度		比較増減(件)
		件 数	構成比(%)	件 数	構成比(%)	
大 気 汚 染		0	0	0	0	0
水 質 汚 濁		1	0.9	2	2.7	△1
悪 臭		0	0	0	0	0
廃 棄 物		101	99.1	72	97.3	29
合 計		102	100	74	100	28

(注) △印は減少を示します。

表-117 法令別検挙状況

態様別	年別件数	平成 6 年 度		平成 5 年 度		比較増減(件)
		件 数	構成比(%)	件 数	構成比(%)	
廃 棄 物 処 理 法		101	99.1	72	97.3	29
水 質 汚 濁 防 止 法		1	0.9	2	2.7	△1
県産業公害等防止条例		0	0	0	0	0
合 計		102	100	74	100	28

(注) △印は減少を示します。

第 3 節 公害紛争の処理

公害紛争処理制度は、公害紛争処理法に基づいて、国では公害等調整委員会、都道府県では都道府県公害審査会を設置して、公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続きにより、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものです。

本県では、昭和45年に福島県公害紛争処理条例を定め、昭和46年4月に福島県公害審査会を設置しています。

これまで、審査会で取り扱った事件は、昭和45年及び昭和46年の和解の仲介（現在のあっせんに当たる）事件が2件、平成3年度の調停事件が1件でした。

平成6年度は、平成5年4月1日に受理した既設ゴルフ場での農薬の使用差止等を求める調停申請について、審査会の委員3名で構成する調停委員会を設置して、引き続き調停の手続きを進めています。

第12章 原子力発電所周辺地域の安全確保対策

第1節 原子力発電所の運転・建設状況

本県における原子力発電所は、東京電力㈱福島第一原子力発電所1号機から6号機（合計認可出力4,696kW）及び同福島第二原子力発電所1号機から4号機（合計認可出力4,400kW）が運転しており、また、東北電力㈱では浪江・小高地域に1基の原子力発電所の建設を計画しています。（表-118）

表-118 原子力発電所運転、建設計画状況

施設名	所在地	号機名	認可出力 (千kW)	炉型式	着工年月	運 転 開始年月	平成6年度 設備利用率 (%)※
東京電力(株) 福島第一原子力 発 電 所	双葉郡 大熊町 双葉町	1号機	460	BWR	42. 9	46. 3	100.0
		2号機	784	〃	44. 5	49. 7	34.9
		3号機	784	〃	45. 10	51. 3	61.2
		4号機	784	〃	47. 9	53. 10	90.1
		5号機	784	〃	46. 12	53. 4	64.4
		6号機	1,100	〃	48. 5	54. 10	99.9
小 計		(6 基)	4,696				75.1
東京電力(株) 福島第二原子力 発 電 所	双葉郡 檜葉町 富岡町	1号機	1,100	BWR	50. 8	57. 4	79.6
		2号機	1,100	〃	54. 1	59. 2	76.1
		3号機	1,100	〃	55. 11	60. 6	49.8
		4号機	1,100	〃	55. 11	62. 8	89.4
小 計		(4 基)	4,400				73.7
合 計		(10基)	9,096				
東北電力(株) 浪江・小高原子力 発 電 所(予定)	双葉郡 浪江町 相馬郡 小高町	1号機	825	BWR	平成12年度 (予定)	平成17年度 以降(予定)	—

原子力安全対策課調べ

※ 設備利用率 = $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間数}} \times 100 (\%)$

第2節 原子力発電所の安全確保対策

県は、原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、原子力行政連絡調整会議等の開催、原子力センターの整備などのほか、県、立地町（原子力発電所立地町をいう。以下同じ）及び東京電力㈱との間で締結している「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」（以下「安全確保協定」といいます。）に基づいて、各種の安全確保対策事業を実施するとともに、平成3年3月18日、福島第二原子力発電所3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故の教訓を踏まえ、安全確保協定の改定を行い、安全確保技術連絡会の充実など安全性に関する技術的側面からのかかわりを強化し、同年4月1日から実施しています。なお、平成6年度におけるその概要は、次のとおりです。

1 原子力行政連絡調整会議等の開催

県民の安全確保の徹底と原子力行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、副知事及び各部長を構成員とする福島県原子力行政連絡調整会議（議長：副知事）を2回開催しました。また、この会議の専門機関として温排水調査管理委員会（座長：生活環境部長）を2回開催しました。さらに、県、関係機関、立地町及び東京電力㈱の関係職員を構成員とする福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（議長：原子力安全対策課長）を6回開催、また、福島県生活環境部長と立地町長等を構成員とする福島県原子力発電所安全確保連絡会議（議長：双葉町長）を6回開催し、原子力発電所周辺地域の安全確保の充実に努めました。

2 原子力センターの整備

県は、原子力発電所周辺地域の環境放射能等の監視・測定のため、昭和49年4月、原子力センターを大熊町に設置し、昭和50年2月には地方自治体では我が国初めての環境放射能監視テレメータシステムを採用するとともに、順次機器の整備拡充を行い、監視体制の充実・強化を図ってきました。さらに、昭和54年の米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機として国において原子力防災対策の見直しが行われたのに伴い、当該発電所周辺地域の原子力防災対策に万全を期すため、高線量測定器等の整備も実施してきました。

なお、原子力センターの環境放射能等の監視、測定の主要機器の整備状況は、次のとおりです。

- ア 環境放射能監視テレメータシステム（一式）
- イ モニタリングポスト（発電所（予定地含む）周辺15基、県庁敷地内1基）
- ウ 電離箱式モニタリングポスト（発電所（予定地含む）周辺16基）
- エ ダストモニタ（4基）
- オ ゲルマニウム半導体検出装置（4式）
- カ 低バックグラウンドガスフローカウンタ（1台）
- キ サンプリングカー（2台）
- ク 低バックグラウンド液体シンチレーション検出装置（1台）
- ケ 環境放射能測定車（各種放射能測定機器一式搭載）（1台）
- コ 熱蛍光線量計リーダー（2台）
- サ 原子吸光分光光度計（1台）
- シ 気象観測装置（3基）

3 立入調査の実施

県は、原子力発電所周辺地域の安全を確保するため、原子力発電所周辺の環境放射能及び温排水

等に関し異常な事態が生じたときや発電所の保守及び管理の状況等について特に必要と認めるときは、原子力発電所の立入調査を実施することとしており、平成6年度は、福島第一原子力発電所については平成7年2月1日に、また、福島第二原子力発電所については翌日の2日に各1回調査をしました。

その結果、福島第一、第二原子力発電所の各プラントの運転・保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理など、原子力発電所の運転・保守及び管理の状況について、特に問題となるものはありませんでした。

また、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震を踏まえ、福島第一及び福島第二原子力発電所の各号機の耐震対策についても調査を行いました。原子力発電所は、当地域において考えられる最大の地震に対しても耐えられるよう、敷地の選定から設計・建設及び運転の各段階において、国の厳格な審査・検査がなされておりました。

なお、東京電力㈱に対し、原子力発電所については、安全性及び信頼性の確保に最大限の努力を払うことが肝要であることから、地震対策を含めた原子力発電所の安全管理について万全を期すよう申し入れました。

4 環境放射能の監視

県では、原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画に基づき環境放射能の測定を実施し、原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図っていますが、測定計画の策定及び測定結果の評価に当たっては、原子力発電所安全確保技術連絡会において検討・評価の上、公表しています。

(1) 環境放射能測定計画

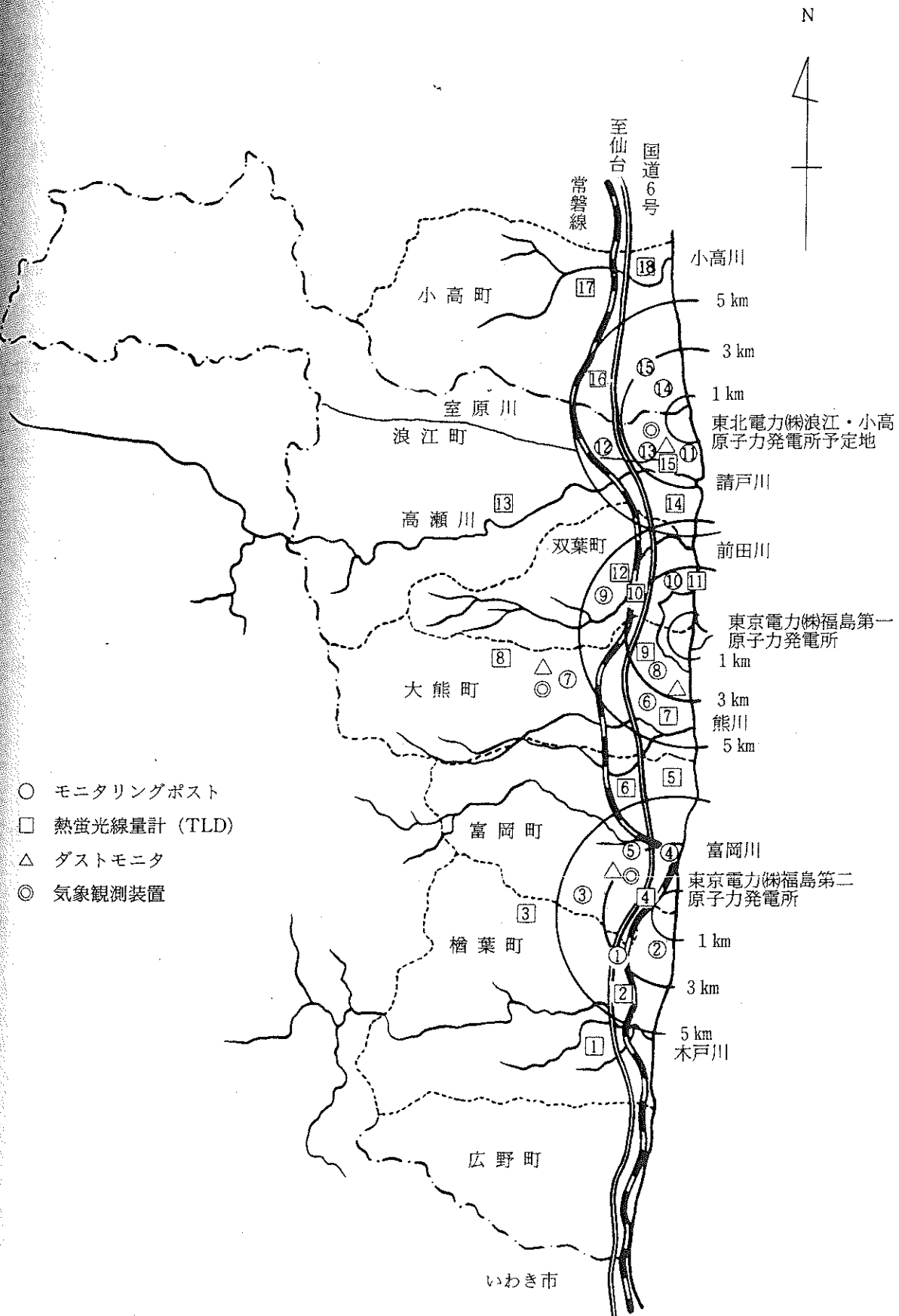
平成6年度の測定計画の概要は、表-119のとおりで、測定地点は、図-35に示すとおりです。

表-119 環境放射能等測定計画の概要

頻 度	常 時 測 定				年 1 ～ 4 回 測 定									月1回測定	随 時
項目及び 測定機器	空 間 線量率	空 間 積 算 線 量	大 気 浮遊 じん の 放射能	気 象	全ベータ放射能・核種濃度									大 気 浮遊 じん の 核 種 濃 度	放射能 測定車
	モニタ リング ポスト	熱蛍光 線量計	ダスト モニタ	気 象 観 測 装 置	陸土	米	野菜	牛乳	上水	海水	海底 沈積 物	海洋 生物	指標 植物		
地 点 数	15	18	4	3	6	6	6	6	6	11	11	13	7	4	1

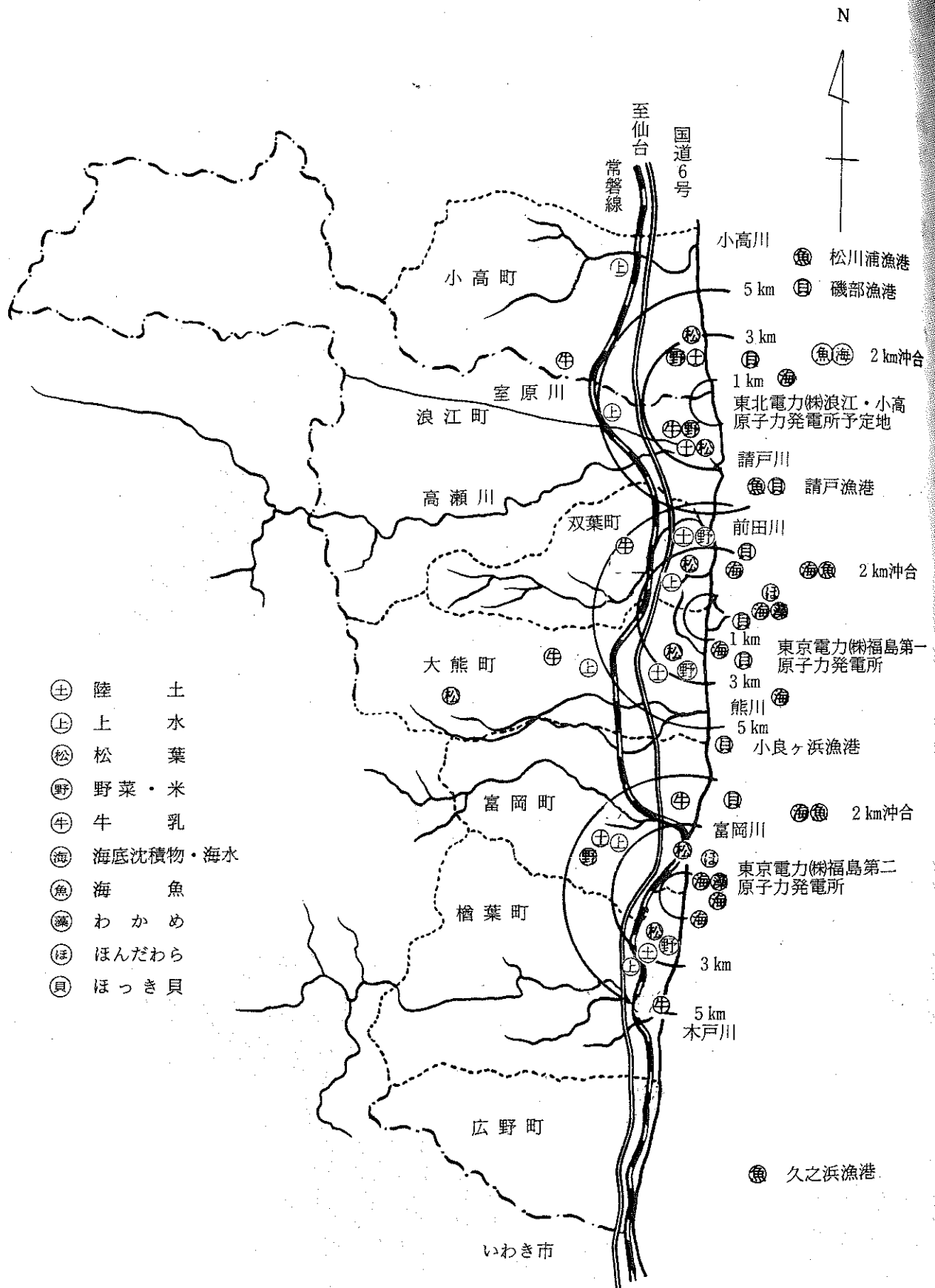
原子力安全対策課調べ

図-35 環境放射能等測定地点図（その1）



原子力

環境放射能等測定地点図（その2）



② 環境放射能測定結果

平成6年度に実施しました原子力発電所周辺の環境放射能測定結果の概要は、表-120に示すとおりで、環境安全評価上問題となるものではありませんでした。

ア 空間線量率及び空間積算線量は、過去の測定値と同程度であり、自然変動の範囲内でした。

イ 大気浮遊じんの全アルファ、全ベータ放射能は、過去の測定値と同程度であり、自然変動の範囲内でした。また、核種については、検出されませんでした。

ウ 環境試料の全ベータ放射能は、過去の測定値とほぼ同程度でした。核種濃度については、陸上、海底沈積物、牛乳及び魚類の環境試料から核実験等によるフォールアウトの影響としてセシウム-137が検出されましたが、過去の測定値の範囲内であり低いレベルでした。

なお、上水、海水から自然及び核実験等によるトリチウムが検出されましたが、過去の測定値の範囲内であり低いレベルでした。

表-120 環境放射能測定結果

(平成6年度 福島県測定)

項 目		単 位	測 定 値	採 取 試 料
空間線量率	平均値 最小値	nGy/h	38 ~ 50 60 ~ 76	
空間積算線量	熱線計	mGy	0.46 ~ 0.59	1年間相当値
大気浮遊じんの放射能	α 平均値 最大値	Bq/m ³	0.031 ~ 0.037 0.20 ~ 0.39	
	β 平均値 最大値		0.041 ~ 0.052 0.19 ~ 0.40	
大気浮遊じんの核種濃度		Bq/m ³	検出された核種なし	
環境試料の全ベータ放射能	陸水 (上水)	Bq/ℓ	0.02 ~ 0.09	
	海水		LTD ~ 0.02	
	陸底沈積物	Bq/kg乾	309 ~ 603 304 ~ 712	大根、ほうれん草 精白米 原乳 松葉 魚類、ほっき貝 わかめ、ほんだわら
	野菜	Bq/kg生	67 ~ 216	
	米		17 ~ 30	
	牛乳		38 ~ 46	
	指標植物		55 ~ 112	
	海藻		68 ~ 144 171 ~ 467	
環境試料の核種濃度	陸水 (上水)	Bq/ℓ	³ H LTD ~ 0.74	
	海水		³ H LTD ~ 0.88	
	陸底沈積物	Bq/kg乾	¹³⁷ Cs 2.4 ~ 3.2	
	大根		¹³⁷ Cs LTD ~ 2.1	
	ほうれん草	Bq/kg生	LTD ~ 0.02	あいなめ、さけ かれい類、しらうお
	米		検出された核種なし	
	牛乳		LTD ~ 0.07	
	松葉		¹³⁷ Cs LTD ~ 0.15	
	魚類		LTD ~ 0.49	
	ほっき貝		¹³⁷ Cs LTD ~ 0.26	
	わかめ		LTD ~ 0.04	
	ほんだわら		検出された核種なし	
			〃	

(注) LTD は検出限界以下

5 温排水調査

県では、原子力発電所からの温排水が、周辺海域の海洋生物などに及ぼす影響を把握するため、昭和49年度から温排水調査を実施しています。

この調査の内容は、温排水調査基本計画に基づき県水産試験場が漁業資源動向と分布状況を把握するための生物調査及び東京電力㈱が温排水の拡散分布状況を把握するための物理調査です。

調査結果は、福島県温排水調査管理委員会で評価検討のうえ公表しています。

(1) 温排水調査計画

平成6年度における温排水調査計画の概要は表-121のとおりです。

表-121 温排水調査の概要

(平成6年度)

調査項目 \ 調査海域	東京電力㈱福島第一原子力発電所前面海域	東京電力㈱福島第二原子力発電所前面海域	東京電力㈱広野火力発電所前面海域
物理調査	○	○	○
生物調査	○	○	○

(2) 温排水調査結果

平成6年度に実施しました温排水調査結果は次に示すとおりであり、温排水が漁業資源に影響を及ぼすと考えられるような結果は認められませんでした。温排水の海洋生物に及ぼす影響の有無を確認するには、今後とも系統的な調査・検討を行うこととしています。

ア 物理調査

温排水の拡散分布状況等の把握を目的として海況調査（流動調査、赤外線スキャンニングによる表面水温分布調査、気象、海象調査など）を実施しました。

福島第二原子力発電所前面海域の流況は、各季節を通じて、汀線平行方向の南流及び北流が卓越しており、流速は各季節ともおおむね30cm～40cm/秒以下の流速が大部分を占めています。

温排水の拡散状況は、放水口から離れるに従って前面海域の流れの影響を受けた分布となっており、南流時には放水方向から南方向へ、流れが弱い時には放水方向へと拡散状況が流れによって変化する傾向が認められています。

水温分布は、3地点前面海域とも年間を通じて、ほぼ同様の水温変動を示しており、過去10年間の月平均水温と比べると各測定点とも5月を除き、1～2℃程度高い傾向が見られました。

イ 生物調査

沿岸浅海域のさし網漁業対象重要魚種等について、資源の動向と分布状況を調べるため、漁業資源調査を実施しました。

ヒラメ等11種の魚種の標本船による区画別さし網使用反数、漁獲量を調査し、各区画の平均密度指数の変動等を調べましたが、3地点の発電所を中心とする区画と他の区画で特に異なる傾向は認められませんでした。

第3節 原子力に関する知識の普及啓発

原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視・測定など安全確保対策の充実・強化とともに、原子力に関する正しい知識の普及啓発等広報活動も重要であることから、昭和47年度以降講演会の開催

各種の原子力広報事業を実施してきました。また、昭和50年の原子力センター建設に伴い、同センター内に展示室を設け、目で見える広報活動として、原子力に関するパネル、模型等を設置しました。なお、平成5年には展示室を増築するとともに、展示備品を一新し、200インチ大型ハイビジョン映像装置を導入するなど、楽しみながら原子力に関する知識が得られるような展示室の整備を図りました。

さらに、昭和56年度からは、よりきめ細かな広報事業を推進するため、県と原子力発電所周辺の市町村が共同で、財福島県原子力広報協会（以下「原子力広報協会」という。）を設立し、広報誌「アトムふくしま」の発行をはじめ、新聞・テレビ・ラジオ広報、「原子力の日」記念行事、講演会、原子力センター展示室の管理・運営などを原子力広報協会に委託することにより、広域的かつ効果的な広報活動を実施しています。

1 原子力広報連絡会議の開催

原子力広報連絡会議は、原子力発電所が設置又は設置が予定されている地域の住民に原子力に関する正しい知識を深めていただくことを目的に、昭和52年に設置したもので、会議では環境放射能等の測定結果及び原子力発電所に関する身近な問題の説明や研修会、講演会、施設見学会等を通じて、原子力に関する知識の普及を図っています。会議の構成員は、地元関係6町長から推薦された各種団体の代表者90人と県及び関係6町長の合計100人です。

平成6年度の会議は、施設見学会、研修、意見交換等を中心とした内容で4回開催しました。

2 原子力センター展示室の整備

原子力センターの広報展示室は、地元住民はもとより、県内及び県外からの来館者に対し原子力に関する知識の普及啓発を図るための中核的施設として、昭和49年度から順次、広報機器等を整備しています。

3 財福島県原子力広報協会事業

平成6年度は、原子力発電所周辺関係6町と共同で原子力広報協会に次の事業を委託し、効果的な広報活動に努めました。

(1) 広報誌「アトムふくしま」の発行

県内全市町村役場への配布（ただし、原子力広報関係町村は全世帯配布）並びに関係機関（県機関、高等学校、医療機関、金融機関、理容所、各種事業所等）への配布。年6回発行。

(2) 新聞広報の実施

ア 記事下広告を5紙（中央4紙、地方紙1紙）に各2回掲載

イ 原子力に関する基礎知識等を地元2紙に各5回掲載

(3) テレビ広報の実施

テレビスポット（30秒）の制作・放映

(4) ラジオ広報の実施

ラジオスポット（20秒）の制作・放送

(5) パンフレットの発行

「アトムマンガ⑬」、「アトムマンガカレンダー」、「展示室案内パンフレット」の発行

(6) 「原子力の日」記念行事の実施

昭和31年10月26日に我が国が国際原子力機関（IAEA）への加盟を決定したこと及び昭和38年10月26日に日本原子力研究所の動力試験炉が我が国で初めて原子力発電に成功したことを記念し

て、昭和39年に、10月26日が「原子力の日」と定められました。

本県では、この「原子力の日」を記念して、昭和50年度から毎年、原子力センターを会場として原子力センター1日所長、小中学生絵画・書道展、原子力関連コーナーの設置等各種の記念行事を実施しています。

(7) そ の 他

講演会、研修会、原子力教室、ふれあいの広場、移動展示室等の開催。

第4節 自然放射能実態調査

原子力発電所周辺地域と県内各地の自然放射能を比較するために、昭和53年度から次の調査を実施しています。

- ① 県内全市町村の定点を測定する空間線量率調査（昭和53年度～57年度）
- ② 道路上を移動測定車で走行する走行サーベイ調査（昭和58年度～59年度）
- ③ 県内を一片5km方形メッシュに区分し、その中心点における土壌中の放射性物質の濃度分布調査（昭和60年度～62年度）
- ④ 県内全域における公共用水域（河川、湖沼、海域）のトリチウム濃度の調査（昭和63年度～平成3年度）
- ⑤ 県内各地の松葉の全ベータ放射能及び核種濃度の調査（平成4年度～平成6年度）

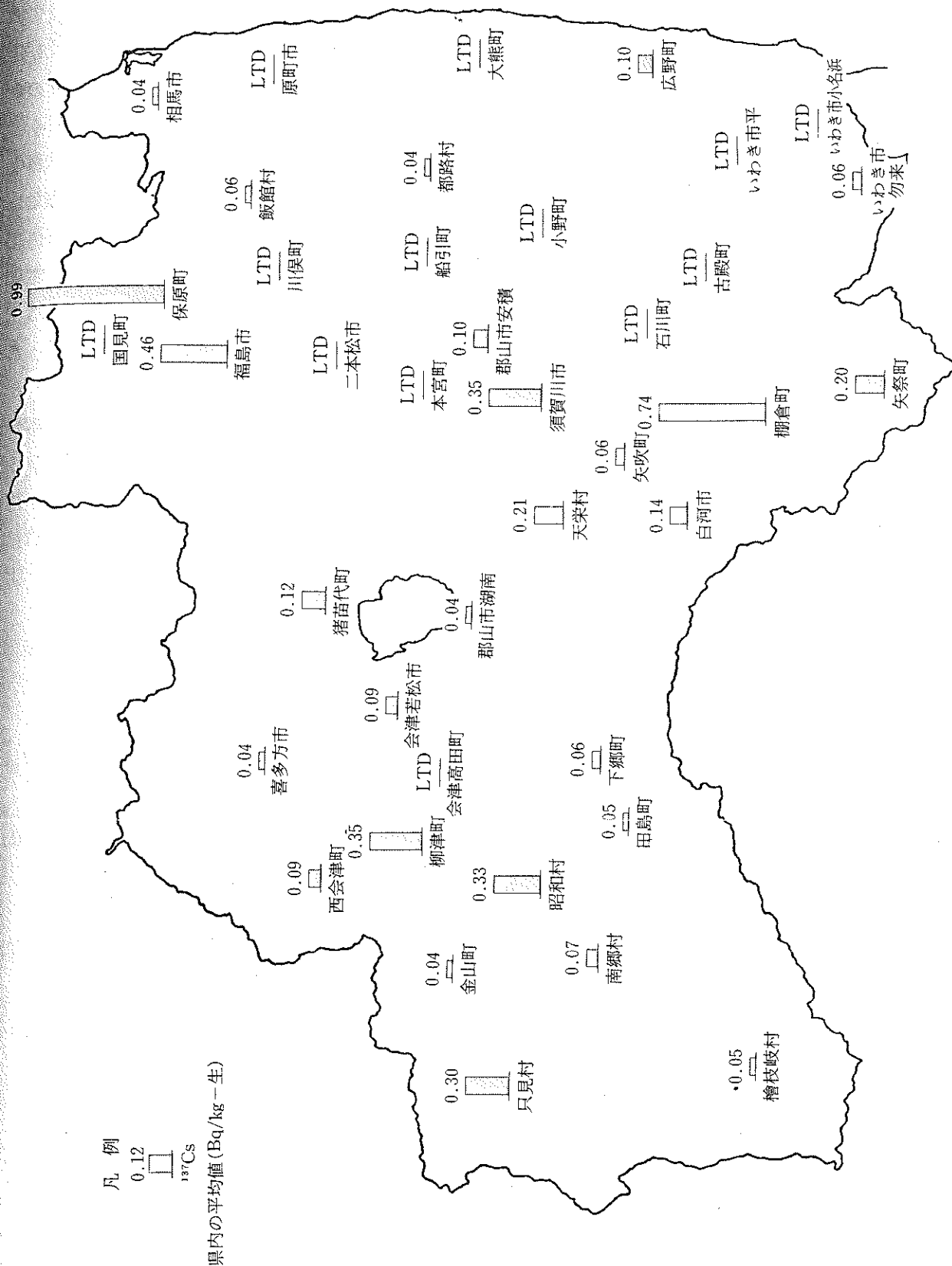
平成6年度に行った松葉の全ベータ放射能及び核種濃度の調査結果は、次のとおりです。（表-122、図-36）

表-122 地域別の松葉の全ベータ放射能及び核種濃度（3年間平均値）
（単位：Bq/kg生）

地 域 名	全ベータ放射能	^{40}K	^7Be	^{137}Cs
相 双 地 域	70	65	31	0.05
いわき地域	82	72	31	0.05
阿武隈山系	80	74	35	0.04
県 北 地 域	81	76	28	0.31
県 中 地 域	83	75	22	0.23
県 南 地 域	82	67	31	0.23
奥 羽 山 系	86	73	56	0.12
会 津 地 域	104	107	13	0.05
南会津地域	90	67	45	0.13
越 後 山 系	99	84	34	0.17

原子力安全対策課調べ

図-36 松葉中のセシウム-137濃度分布



原子力

第5節 環境放射能水準調査

核実験等により生じた放射性降下物による環境放射能の水準を把握するため、全国調査の一環として本県においては昭和34年から本調査を開始し、昭和40年度からは科学技術庁の委託を受けて実施しています。平成6年度における調査内容は表-123のとおりであり、空間線量率の測定、及び降水、降下物、大気浮遊じん、環境試料(陸水、土壌、農畜産物等)、日常食、牛乳について、その中に含まれる放射能の調査を実施しました。

その結果、空間線量率については前年度と同程度であり、降水の全ベータ放射能及び環境試料中の核種濃度については、原子力発電所周辺地域の環境放射能測定結果と比較しても同程度の値でした。

表-123 放射能測定水準調査

試料名	測定頻度	採取地点	測定項目	測定機器	備考
雨水	降雨毎	県原子力センター上	全ベータ放射能	G M 計数装置	
降下物	月 1 回	県原子力センター上	核種濃度	Ge 半導体検出装置	^{137}Cs 、 ^{131}I 、 ^{40}K 等の調査
大気浮遊じん	年 4 回	県原子力センター上	核種濃度	同上	同上
原乳	年 6 回	大熊町	^{131}I	同上	
環境試料	年1～2回	福島市、相馬市	核種濃度	同上	^{137}Cs 、 ^{40}K 等の調査
空間線量率	月 1 回	大熊町	空間線量率	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	
	連続			NaI(Tl)シンチレーション式モニタリングポスト	

第13章 環境行政の推進体制

第1節 県の環境行政組織

1 本庁機関

本県の環境行政組織のうち、本庁機関については、昭和37年に厚生部公衆衛生課が人体に関する公害を、企画開発部企画課がその他の公害を所掌したことに始まりました。その後、昭和47年6月には生活環境部環境保全課及び公害規制課の2課制になりましたが、昭和53年4月には保健環境部に再編され、原子力安全対策室の附置（同年同月）、原子力安全対策課の設置（平成元年4月）、廃棄物対策室の附置（平成5年4月）、また、平成6年4月の行政機構改革により、生活環境部に再編され（公害規制課は環境指導課に名称変更）、平成7年4月には廃棄物対策課が設置されるなど、順次、整備・強化されてきました。（図-37、資-1）

2 出先機関

本県の環境行政組織のうち、出先機関については、昭和37年に保健所及び県事務所が担当したことに始まりました。その後、いわき市に県・市公害対策センターの設置（昭和47年1月）、郡山市に県・市公害対策センターの設置（昭和51年10月）などの変遷を経て、順次、整備・強化されてきましたが、現在は、次のとおりです。（図-37）

(1) 公害対策に関する事務

次の4機関が、所管区域ごとに担当しています。また、公害防止に関する試験研究は衛生公害研究所が担当しています。

- ア 福島保健所（県北地区を所管）
- イ 会津若松保健所（会津地区及び南会津地区を所管）
- ウ 郡山公害対策センター（県中地区及び県南地区を所管）
- エ いわき公害対策センター（相双地区及びいわき地区を所管）

(2) 自然環境保全対策に関する事務

県北、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局が、所管区域ごとに担当しています。

(3) 廃棄物対策に関する事務

次の6保健所が、所管区域ごとに担当しています。また、浄化槽法に関する事務は全16保健所が、所管区域ごとに担当しています。

- ア 福島保健所（県北地区を所管）
- イ 郡山保健所（県中地区を所管）
- ウ 白河保健所（県南地区を所管）
- エ 会津若松保健所（会津地区及び南会津地区を所管）
- オ 原町保健所（相双地区を所管）
- カ いわき保健所（いわき地区を所管）

(4) 原子力発電所周辺地域住民の安全対策に関する事務

原子力センターが担当しています。

3 附属機関

(1) 環境審議会

福島県環境対策審議会は、平成5年11月19日の環境基本法の施行に伴い、環境基本法第43条の規定に基づき、平成6年8月1日に設置された機関です。

これに伴い、(旧)公害対策基本法に基づき設置されていた福島県公害対策審議会は同日廃止されました。

環境審議会は、(旧)公害対策審議会の所掌事務を引き継いだだけでなく、本県の環境保全を調査審議します。

環境審議会は、現在委員27名で構成され、その任期は2年となっています。

部会は、第1部会（環境保全及び廃棄物）、第2部会（大気保全、騒音、振動及び悪臭）、第3部会（水質保全、土壌汚染及び地盤沈下）の3部会が設置されています。（資-2）

さらに、専門の事項を調査させるため、専門調査員が現在7人選任されています。（資-3）

審査会の第1回目の会議は平成6年9月2日に開催され、会長選任、各部会長の選任等が行われました。

また、平成7年1月30日に「平成7年度公共用水域水質測定計画」、「平成7年度地下水の水質測定計画」及び「排水に含まれる悪臭物質に係る規制基準の設定」について知事から諮問があり、2月8日、3件とも諮問どおり答申されました。

なお、平成6年2月9日に(旧)公害対策審議会に諮問された「福島空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の類型指定」については、6月22日答申されました。

平成7年度においては、「福島県環境基本条例（仮称）」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例（仮称）」の制定について、平成7年7月19日知事から諮問があり、7月27日、第1回の審議を行いました。

(2) 公害審査会

福島県公害審査会は、昭和46年4月に、公害紛争処理法第13条及び福島県公害紛争処理条例第2条の規定に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行うために設置された機関です。

この審査会は、県議会の同意を得て知事が任命した、弁護士、学識経験者等の委員10人で構成されています。（資-4）

平成6年度は、平成5年度に申請があった1件の調停について、引き続き手続きが進められています。

(3) 自然環境保全審議会

福島県自然環境保全審議会は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律や温泉法で規定された事項及び知事の諮問に応じて自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する機関で、自然環境保全法第51条の規定に基づいて、昭和48年6月に設置されました。委員数は現在36名となっています。

この審議会には、従来、自然環境保全部会と鳥獣保護部会の2部会が設置されていましたが、平成4年4月1日に温泉審議会が自然環境保全審議会に統合されたのに伴い、温泉部会が設置され3部会となりました。（資-5～6）

ア 自然環境保全部会

自然環境保全部会は、県立自然公園の指定、指定の解除、区域の変更並びに公園事業の決定、

廃止、変更や自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更並びに保全計画の決定、廃止、変更その他自然環境の保全に関する重要事項について調査審議するために設置されていますが、平成6年度は2回開催され、県立自然公園の特別地域の変更など6件について審議し、いずれも適当であるとの答申がなされました。(表-124)

表-124 自然環境保全部会平成6年度審議事

県立自然公園名	特別地域の 変更(縮小)	公園計画の 変更	公団事業の 決定	公園事業の 廃止
大川羽鳥県立自然公園	1件	2件	1件	1件
磐城海岸県立自然公園	—	—	1件	—

イ 鳥獣保護部会

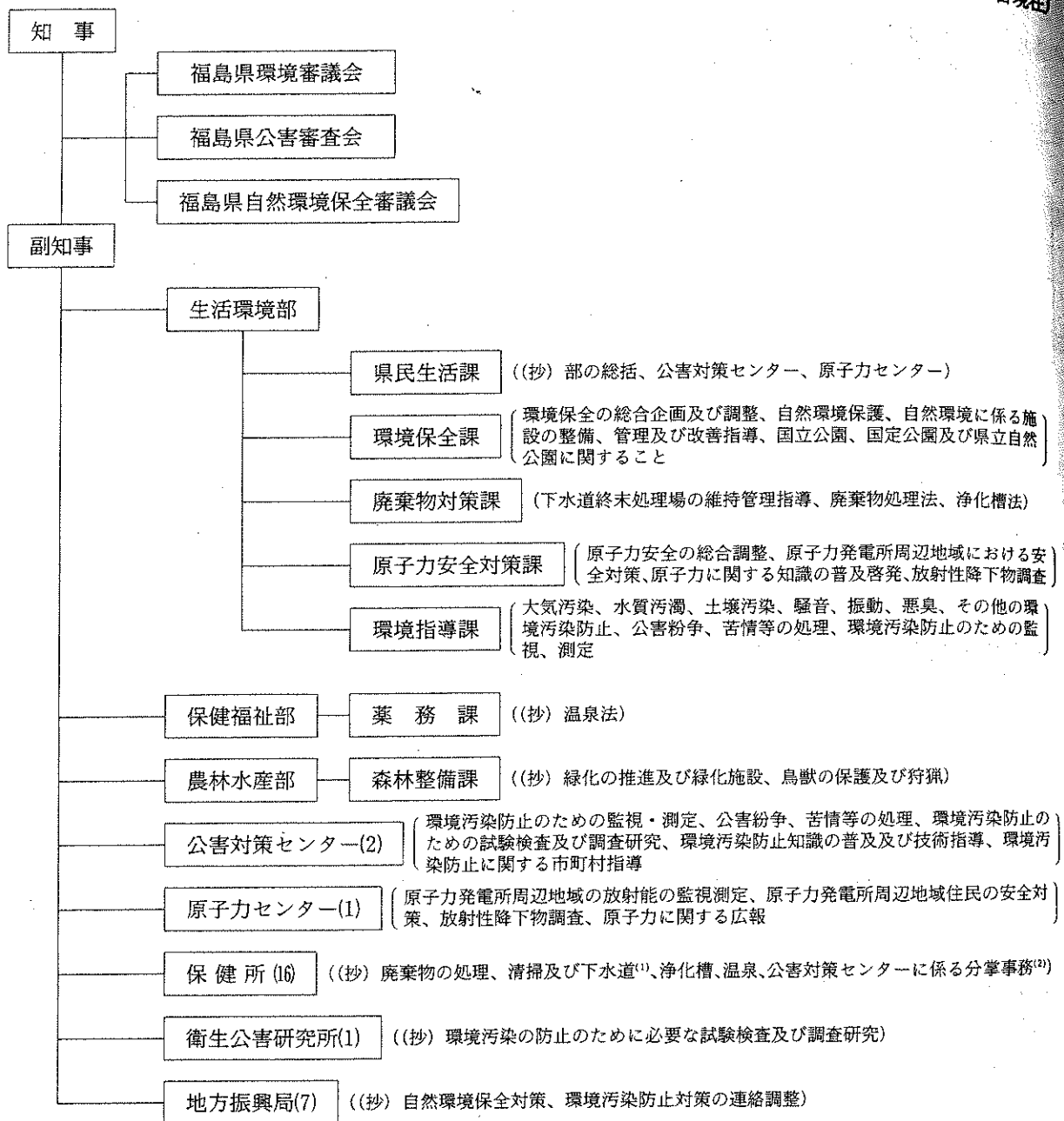
鳥獣保護部会は、鳥獣保護事業計画(5か年)の策定、鳥獣保護区の設定若しくは特別保護地区の指定及びその他狩猟鳥獣の捕獲の制限等に関する事項について調査審議するために設置されていますが、平成6年度は1回開催され、鳥獣保護区の設定3件及び特別保護地区の指定3件について審議した結果、それぞれ適当である旨の答申がなされました。

ウ 温泉部会

温泉部会は、温泉法に基づく掘さく等の許可処分、取消、措置命令、採取制限等について調査審議するために設置されていますが、平成6年度は3回開催され、掘さく11件及び動力装置16件について審議し、それぞれ許可適当である旨の答申がなされました。

図-37 福島県環境行政組織

(平成7年4月1日現在)



(注) 1 福島保健所、郡山保健所、白河保健所、会津若松保健所、原町保健所、いわき保健所に限る。
2 福島保健所、会津若松保健所に限る。

第2節 市町村の環境行政組織

市町村の環境行政は、基本的な地方公共団体として、地方自治法第2条第3項第7号の定めにより実施されるもので、各市町村の地理的条件、地域的な住民意識の差異などの特殊事情を反映して、住民の健康の保護と生活環境の保全を迅速かつ的確に行う役割を担っています。

このため、市町村では関係法令に基づく事務や公害苦情処理事務等の環境公害関係の事務を処理するため組織の整備を図るとともに公害防止条例の制定や公害対策審議会を設置して、地域に即応した施策を実施しています。(資-8)

資 料 編

環境行政組織

資-1	県の環境行政組織の変遷	194
資-2	福島県環境審議会委員	195
資-3	福島県環境審議会専門調査員	196
資-4	福島県公害審査会委員	196
資-5	福島県自然環境保全審議会委員	197
資-6	福島県自然環境保全審議会専門委員	198
資-7	福島県環境影響評価技術審査会委員	198
資-8	市町村の環境行政組織等	199

法 令 等

資-9	環境関係法律	203
資-10	環境関係条例等	204

大気汚染関係

資-13	大気汚染に係る環境基準の概要	205
資-14	大気監視測定局一覧	206
資-15	発生源測定局一覧	208
資-16	二酸化硫黄濃度の測定結果（平成6年度年間値）	211
資-17	二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化（年平均値）	212
資-18	二酸化窒素濃度の測定結果（平成6年度年間値）	214
資-19	二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	215
資-20	二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（日平均値の年間98%値）	216
資-21	光化学オキシダント濃度の測定結果（平成6年度年間値）	217
資-22	光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化 （昼間の1時間値の年平均値）	218

資-23	光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)	219
資-24	浮遊粒子状物質濃度の測定結果(平成6年度年間値)	220
資-25	浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化(年平均値)	221
資-26	一酸化炭素濃度の測定結果(平成6年度年間値)	222
資-27	一酸化炭素濃度測定結果の経年変化(年平均値)	222
資-28	非メタン炭化水素濃度の測定結果(平成6年度年間値)	222
資-29	非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化(年平均値)	223
資-30	二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度測定結果の経年変化(年平均値)	223
資-31	降下ばいじん量測定結果の経年変化(年平均値)	224
資-32	酸性雨モニタリング調査結果	225

水質汚濁関係

資-33	水質汚濁に係る環境基準	227
資-34	水質環境基準の類型あてはめ一覧表	233
資-35	河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況	238
資-36	磷の排水規制対象湖沼	239
資-37	窒素及び磷の排水規制対象海域	239
資-38	阿賀野川水系の水質測定結果	240
資-39	阿武隈川水系の水質測定結果	241
資-40	久慈川、川上川、黒川の水質測定結果	242
資-41	相双地区河川の水質測定結果	243
資-42	いわき地区河川の水質測定結果	244
資-43	湖沼の水質測定結果	245
資-44	海域の水質測定結果	247
資-45	水浴場の水質測定結果	249
資-46	地下水の水質測定結果	251
資-47	管内別特定事業場数	254
資-48	管内別規制対象特定事業場数	257
資-49	ふくしまの水30選	260

騒音関係

資-50 騒音に係る環境基準	261
----------------------	-----

悪臭関係

資-51 悪臭防止法に基づく規制対象物質	262
----------------------------	-----

土壌汚染関係

資-52 土壌の汚染に係る環境基準	263
-------------------------	-----

自然環境関係

資-53 福島県で特徴的な分布を示す植物	264
資-54 福島県で特徴的な分布を示す昆虫	265
資-55 福島県に生息する哺乳類	266
資-56 福島県におけるレッドデータブック掲載の昆虫類	267
資-57 自然公園等位置図	268

公害苦情関係

資-58 市町村別公害苦情件数（平成6年度）	269
------------------------------	-----

その他

資-59 平成6年度福島県環境日誌	271
資-60 環境に関する記念日	272

環境行政組織

資-1 県の環境行政組織の変遷

年度	年月日	事項
36	S 37. 3. 28	人体に関する公害については厚生部公衆衛生課、その他の公害については企画開発部企画課が所掌、出先機関は保健所及び県事務所が担当。
40	S 40. 4. 1	企画開発部調整課に公害班を設置。
43	S 43. 4. 1	県衛生研究所に公害部発足。
44	S 44. 4. 1	厚生部業務公害課を設置、基幹保健所に業務公害係を置く。
45	S 45. 8. 10 S 45. 10. 15	福島県公害対策本部発足。 厚生部公害対策課を設置。
46	S 46. 4. 1 S 47. 1. 1	地方行政連絡室に公害担当設置、基幹保健所は公害に係る環境監視及び検査を担当。 いわき市に、県・市公害対策センター発足。
47	S 47. 6. 1	生活環境部発足（環境保全課及び公害規制課を設置）。
48	S 48. 4. 1	衛生研究所を衛生公害研究所に名称組織替え。
49	S 49. 4. 1	原子力センター発足。
51	S 51. 6. 1 S 51. 10. 1	環境保全課を環境整備課と自然保護課に改組。 郡山市に、県・市公害対策センター発足。
53	S 53. 4. 1 〃	生活環境部を廃し、保健環境部を設置。環境保全課（環境整備課と自然保護課を統合）を設置し、原子力対策室を附置。 福島保健所及び会津若松保健所に公害係を置く。
元	H 元. 4. 1	原子力安全対策課を設置。
3	H 3. 4. 1 〃	郡山公害対策センター技術課に大気係と水質係を設置。 いわき公害対策センター技術課公害第一係、公害第二係を技術課大気係、水質係に名称替え。
5	H 5. 4. 1	環境保全課に課内室として廃棄物対策室を附置。
6	H 6. 4. 1	保健環境部を廃し、生活環境部を設置。環境指導課を設置（公害規制課を名称替え）。
7	H 7. 4. 1	廃棄物対策課を設置

資-2 福島県環境審議会委員

(平成7年10月6日現在)

区分	No	氏 名	役 職 名	所属部会		
				1	2	3
学 識 経 験 を 有 す る 者	1	飯 野 陽 一 郎	福島県市長会監事	○		○
	2	石 川 ユ キ 子	福島県消費者団体連絡協議会副会長			○
	3	猪 股 浩 二	福島県商工会連合会専務理事		■	
	4	樫 村 利 道	福島大学教育学部教授	○	○	
	5	亀 岡 義 彦	福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長			○
	6	小 林 忠 道	福島県商工会議所連合会常任理事	□		
	7	齋 藤 俊 雄	福島県経営者協会連合会理事			○
	8	酒 井 睦 雄	(社)福島県医師会副会長		□	
	9	庄 司 美 代	(社)福島県薬剤師会常務理事		○	
	10	鈴 木 政 英	福島県町村会副会長	○	○	
	11	樽 井 博 幸	福島民友新聞(株)取締役編集局長		○	○
	12	中 野 国 司	日本労働組合総連合会福島県連合会執行委員		○	
	13	◎ 福 島 匡 昭	福島県立医科大学教授	○		■
	14	○ 松 井 稔	福島大学行政社会学部教授	■		○
	15	山 崎 隆 代	(株)福島民報社取締役論説委員長	○	○	
	16	山ノ内 健 寿	福島県農業会議副会長	○		
	17	湯 浅 孝 子	(財)湯浅報恩会理事長	○		
	18	渡 辺 ト シ 子	福島県婦人団体連合会常任理事			□
国 機 関 の 関 係 行 政 機 関 の 職 員	19	土 谷 三 之 助	東北農政局生産流通部長	○		○
	20	伊 達 宏 和	東北通商産業局商工部長	○	○	
	21	佐 藤 義 人	小名浜海上保安部長		○	○
	22	田 崎 忠 行	東北地方建設局企画部長	○		○
県 議 会 の 議 員	23	江 田 清	福島県議会議員	○		
	24	坂 本 幹 夫	〃		○	
	25	成 井 英 夫	〃			○
	26	原 正 夫	〃		○	
	27	吉 田 弘	〃	○		

(14) (12) (12)

◎印：会長、○印：会長職務代理者、■印：部会長、□印：部会長職務代理者
 (敬称略、区分別五十音順・国の関係行政機関の職員は国家行政組織法の順)
 委員：27人 任期：平成6年9月1日～平成8年8月31日(2年間)
 (部会担当分野) 第1部会 環境保全及び廃棄物
 第2部会 大気保全、騒音、振動及び悪臭
 第3部会 水質保全、土壌汚染及び地盤沈下

資－３ 福島県環境審議会専門調査員

(平成7年10月31日現在)

氏 名	役 職 名	専 門 分 野
荒 井 昌 昭	日本大学工学部研究所教授	騒 音 ・ 振 動
鈴 木 舜 一	秋田職業能力開発短期大学校長	廃 棄 物 ・ 地 盤 沈 下
須 藤 隆 一	東北大学工学部教授	廃 棄 物 ・ 衛 生 工 学
角 田 文 男	岩手医科大学医学部教授	公 衆 衛 生
馬 目 誠 公	福島県水産試験場長	水 産 ・ 水 質
山 本 純 一	福島地方気象台長	気 象
四ッ柳 隆 夫	東北大学工学部教授	応 用 化 学

専門調査員 7人(五十音順)

委嘱期間 平成6年9月1日～平成8年8月31日(2年間)

資－４ 福島県公害審査会委員

(平成7年10月1日現在)

氏 名	役 職 名
安 部 洋 介	弁 護 士
伊 藤 宏	福島工業高等専門学校教授
小 口 潔 子	福島県教育委員会委員
桜 村 利 道	福島大学教育学部教授
◎ 嶋 多 門	(社)福島県医師会会長
藺 部 伯 光	弁 護 士
高 橋 一 郎	弁 護 士
角 田 久 哉	弁 護 士
○ 中 村 玄 正	日本大学工学部教授
福 島 匡 昭	福島県立医科大学教授

◎印：会長 ○印：会長代理

委 員 10人(五十音順)

任 期 平成7年4月1日～平成10年3月31日(3年間)

資-5 福島県自然環境保全審議会委員

(平成7年11月14日現在)

氏 名	役 職 名	部 会
吉 田 修 一	福島県市長会長	自然環境保全部会
先 崎 文 男	福島県議会議員	〃
加 藤 雅 美	〃	〃
阿 部 裕 美 子	〃	〃
吉 野 正 芳	〃	〃
小 井 戸 豊 松	(社)福島県観光連盟副会長	〃
◇ 中 村 嘉 男	福島大学教育学部教授	〃
西 関 良 光	福島県山岳連盟副会長	〃
林 義 昭	福島大学教育学部教授	〃
保 志 末 子	福島県クリーンふくしま運動推進協議会副会長	〃
湯 澤 陽 一	福島県植物研究会副会長	〃
吉 田 光 雄	福島県森林組合連合会専務理事	〃
渡 部 世 一	(株)福島民報社編集局長	〃 (13名)
斎 藤 光 熙	国有林野事業福島県連絡室長	鳥 獣 保 護 部 会
鈴 木 政 英	福島県町村会理事	〃
遠 藤 忠 一	福島県議会議員	〃
渡 部 勝 博	〃	〃
嶋 原 吉 之 助	〃	〃
小 桧 山 善 継	〃	〃
植 田 英 一	〃	〃
木 村 吉 幸	福島大学教育学部助教授	〃
佐 藤 一 子	福島県自然保護協会理事	〃
◎ 白 岩 康 夫	(財)日本野鳥の会福島県内支部連合会長	〃
杉 山 義 之 助	(社)福島県猟友会長	〃
大 和 力	福島民友新聞(株)編集局総務	〃 (12名)
吹 譯 正 憲	東北通商産業局長	温 泉 部 会
立 谷 秀 清	福島県議会議員	〃
岩 淵 敬	弁 護 士	〃
大 石 富 夫	(社)福島県薬剤師会副会長	〃
甘露寺 泰 雄	(財)中央温泉研究所理事兼副所長	〃
北 村 信	東北大学名誉教授	〃
阪 本 次 夫	福島県立リハビリテーション飯坂温泉病院副院長	〃
木 村 篤	福島県衛生公害研究所長	〃
林 谷 幸 之 助	(社)福島県医師会副会長	〃
真 鍋 健 一	福島大学教育学部教授	〃
森 芳 信	日本大学工学部教授	〃 (11名)

◎印：会長 ◇印：副会長

委 員 37人 (欠員1人)

任 期 平成6年9月3日～平成8年9月2日 (2年間)

資-6 福島県自然環境保全審議会専門委員

(平成7年10月31日現在)

氏 名	役 職 名
柳 沢 一 郎	元いわき短期大学副学長
伊 藤 忠 男	元福島県総合緑化センター顧問
水 野 好	桜の聖母短期大学教授
樋 口 利 雄	元福島農蚕高等学校教諭

(順不同)

資-7 福島県環境影響評価技術審査会委員

(平成7年10月31日現在)

氏 名	役 職 名
荒 井 昌 昭	日本大学工学部教授
桜 村 利 道	福島大学教育学部教授
鈴 木 浩	福島大学行政社会学部教授
中 村 嘉 男	福島大学教育学部教授
◎ 松 本 順 一 郎	東北大学名誉教授
山 本 純 一	福島地方気象台長

◎印：会長 (五十音順)

委 員 6人

任 期 平成7年6月14日～平成9年6月13日 (2年間)

資-8 市町村の環境行政組織等

(平成7年10月1日現在)

市町村名	担当課	電話番号	環境審議会	公害 審議 対策会	保全 自然 審議会	環境保全条例等	市町村木	市町村花	市町村鳥
福島市	生活環境課	(0245) 35-1111		○		公害防止対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例 地下水保全条例 水林自然林条例 小鳥の森条例	モモ	ケヤキ	シジュウカラ
二本松市	保健衛生課	(0243) 23-1111				公害防止指導要綱	キク	サクラ	ウグイス
桑折町	保健課	(0245) 82-2125		○		公害対策条例	モモ	カヤ、マツ	カッコウ
伊達町	保健福祉課	(0245) 83-2111		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	モモ	リンゴ	カッコウ
国見町	保健課	(0245) 85-2111				廃物の処理及び清掃に 関する条例	モモ	アカマツ	ウグイス
梁川町	保健課	(0245) 77-7212				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	サクラ	カキ	セキレイ
保原町	保健課	(0245) 75-2114		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	モモ	アカマツ	カッコウ
磐山町	保健課	(0245) 86-3403				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	リンドウ	アカマツ	ヤマガラ
月館町	住民課	(0245) 72-2111		○		廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ヤマユリ	ケヤキ	ウグイス
川俣町	保健年金課	(0245) 66-2111					ヤマツツジ	カエデ	ウグイス
飯野町	保健課	(0245) 62-2111					サクラ	アカマツ	シジュウカラ
安達町	企画課	(0243) 23-1221				公害対策条例 開発事業指導要綱	ユキヤナギ	マユミ	ウグイス
大玉村	保健センター	(0243) 48-3130		○		公害対策条例	サクラ	マツ	キジ
本宮町	保健課	(0243) 33-1111		○		公害対策条例 美しいまちづくり条例 緑化推進条例	ボタン	マユミ	ヤマドリ
白沢村	保健センター	(0243) 44-1188					ヤマザクラ	アカマツ	ウグイス
岩代町	保健課	(0243) 55-2111					ツツジ	スギ、マツ	ウグイス
東和町	保健課	(0243) 46-2111					ヤマツツジ	スギ	キジ
郡山市	環境保全課	(0249) 24-2731		○		公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ハナカツミ	ヤマザクラ	カッコウ
須賀川市	市民生活課	(0248) 75-1111		○		公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例 特定地域戸別合併処理浄 化槽整備事業条例	ボタン	アカマツ	カワセミ
三春町	保健環境課	(0247) 62-2111		○		公害対策条例 美しいまちをつくる三春 町景観条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	サツキ	シダレサクラ	ウグイス
小野町	保健課	(0247) 72-2111				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ツツジ	スギ	カッコウ
滝根町	保健衛生課	(0247) 78-2111		○		公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	リンドウ	スギ	キジ

市町村名	担当課	電話番号	環境審議会	公害対策会	自然審議会	環境保全条例等	市町村木	市町村花	市町村鳥
大越町	町民課	(0247) 79-2161	○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ツツジ	イチョウ	ウグイス
都路村	住民課	(0247) 75-2113		○		廃棄物の処理及び清掃に関する条例	スズラン	アカマツ	ヤマガラ
常葉町	保健環境課	(0247) 77-2111					ヤマツツジ	アカマツ	キジ
船引町	保健課	(0247) 82-1111				廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サクラ	ナラ	ハト
長沼町	保健衛生課	(0248) 67-2111				廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマユリ	サクラ	カッコウ
鏡石町	保健福祉課	(0248) 62-2115		○		公害対策条例	アヤメ	シダレザクラ	
岩瀬村	企画課	(0248) 65-2111					リンドウ	アカマツ	ヤマガラ
天栄村	企画開発課	(0248) 82-2111				廃棄物の処理及び清掃に関する条例	リンドウ	マツ、エンジュ	ウグイス
石川町	健康対策課	(0247) 26-2111		○		公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サクラ	スギ	ウグイス
玉川村	企画調整課	(0247) 57-3101		○		公害対策条例 環境保全条例	ヤマザクラ	アカマツ	ヤマバト
平田村	保健衛生課	(0247) 55-3111			○	環境をよくする条例	タンポポ	アカマツ	ヤマバト
浅川町	保健課	(0247) 36-4121				廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サギソウ	アカマツ	オナガ
古殿町	健康推進課	(0247) 53-3111				廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマユリ	スギ	キジ
白河市	生活環境課	(0248) 22-1111		○		公害対策条例	ウメ	アカマツ	ホオジロ
西郷村	住民生活課	(0248) 25-1111					ヤシオツツジ、ミズバショウ	カシワ	キジ
表郷村	企画広報課	(0248) 32-2111			○		フクジュソウ	アカマツ	ホオジロ
東村	環境衛生課	(0248) 34-2111					ツツジ	アカマツ	ウグイス
泉崎村	企画開発課	(0248) 53-2111	○			公害対策条例 美化推進に関する条例	サツキ	イチョウ	
中島村	環境衛生課	(0248) 52-3485		○		公害対策条例	サツキ	アカマツ	
矢吹町	保健課	(0248) 42-2111					シュラン	アカマツ	
大信村	保健環境課	(0248) 46-2111					ヤマユリ	スギ	キジ
棚倉町	保健福祉課	(0247) 33-2111		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ツツジ	マツ	
矢祭町	保健環境課	(0247) 46-3131		○		廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ツツジ	アカマツ	ヤマバト
塙町	住民課	(0247) 43-2111		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ツツジ	スギ	キジ
鮫川村	住民課	(0247) 49-3111		○		公害対策条例	ヤマユリ	シラカバ	キジ
会津若松市	環境保全課	(0242) 28-1111		○		公害防止条例 景観条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	アオイ	アカマツ	カッコウ

市町村名	担 当 課	電話番号	環境審議会	公害 対 策 会	自保 全 審 議 会	環境保全条例等	市町村木	市町村花	市町村鳥
喜 多 方 市	環境衛生課	(0241) 22-0920		○		公害防止条例	サツキ、ツツ ジ	マツ	
熱塩加納村	住 民 課	(0241) 36-2111				ひめさゆり保護条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ヒメサユリ	スギ	ウグイス
北 塩 原 村	住 民 課	(0241) 23-3111				環境をよくする条例	ミズバショウ	オオヤマザク ラ	シジュウカラ
塩 川 町	町民生活課	(0241) 27-2111				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ハナショウブ	ヤナギ	
山 都 町	町民生活課	(0241) 38-2211		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	シャクナゲ	イイデスギ	セキレイ
西会津町	住 民 課	(0241) 45-2211		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	オトメユリ	キリ	
高 郷 村	住 民 課	(0241) 44-2111				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ヒメサユリ	ケヤキ	ウグイス
磐 梯 町	住 民 課	(0242) 73-2111				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	リンドウ	コブシ	オオルリ
猪苗代町	企画開発課	(0242) 62-2111		○			サギソウ	ナナカマド	ハクチョウ
北会津村	住 民 課	(0242) 58-2211		○		公害対策条例 ゲンジボタルの保護に関 する条例	ツキミソウ	ケヤキ	カッコウ
会津坂下町	保健衛生課	(0242) 83-3111		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	キク	サクラ	ウグイス
湯 川 村	住 民 課	(0241) 27-3111					アジサイ	イチョウ	カッコウ
柳 津 町	企画開発課	(0241) 42-2111				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	キリ	ヤナギ	ウグイス
河 東 町	保健衛生課	(0242) 75-2111		○		廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	キク	サクラ	ハト
会津高田町	福祉衛生課	(0242) 54-2111					アヤメ	ウメ	
会津本郷町	住 民 課	(0242) 56-2111				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ヤマツツジ	アカマツ	セキレイ
新 鶴 村	住 民 課	(0242) 78-2111				不法投棄の防止に関する 要綱 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	キク	エンジュ	ヒバリ
三 島 町	町 民 課	(0241) 52-2111					オオヤマザク ラ	キリ	ヤマガラ
金 山 町	企画観光課	(0241) 54-5111		○	○	自然環境保全及び緑化の 推進に関する条例	コブシ	キリ	カッコウ
昭 和 村	住 民 課	(0241) 57-2111		○			サユリ	ヒメコマツ	ヤマガラ
田 島 町	保健衛生課	(0241) 62-6130				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ヤマツツジ	アカマツ	ウグイス
下 郷 町	環境衛生課	(0241) 67-2111				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	フジ	シラカバ	ウグイス
館 岩 村	企画観光課	(0241) 78-3330				環境美化条例	シャクナゲ	シラカバ	ウグイス
檜 枝 岐 村	住 民 課	(0241) 75-2311				廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ミズバショウ	ヒノキ	コマドリ
伊 南 村	住 民 課	(0241) 76-2111					サクラ	イチョウ	ウグイス
南 郷 村	住 民 課	(0241) 72-2225					ヒメサユリ	ブナ	ウグイス

市町村名	担当課	電話番号	環境審議会	公害対策会	自然保全審議会	環境保全条例等	市町村木	市町村花	市町村鳥
只見町	住民課	(0241) 82-5100		○		公害対策条例	コブシ	ブナ	ウグイス
相馬市	生活環境課	(0244) 37-2143		○		公害防止条例	春：サクラ 夏：ハマナス 秋：キキョウ 冬：サザンカ	クロマツ	ウグイス
原町市	生活環境課	(0244) 24-5231		○		公害対策条例	シロユリ	ケヤキ	ヒバリ
新地町	保健環境課	(0244) 62-2111		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	サクラ	マツ	キジ
鹿島町	生活福祉課	(0244) 46-2111		○		公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	マルバシャリ ンバイ	ケヤキ	ウグイス
小高町	生活環境課	(0244) 44-6407		○		公害防止条例	コウバイ	アスナロ	ウグイス
飯館村	保健環境課	(0244) 42-1620				快適環境づくり条例 公害対策条例	ヤマユリ	アカマツ	ウグイス
広野町	福祉環境課	(0240) 27-2111		○		生垣等推進に関する条例 公害対策条例 環境美化条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ヤマユリ	サクラ	メジロ
檜葉町	企画課	(0240) 25-2111		○		産業公害等防止条例	ヤマユリ	スギ	ウグイス
富岡町	生活環境課	(0240) 22-2111		○		公害防止条例	ツツジ	サクラ	セキレイ
川内村	住民課	(0240) 38-2113		○	○	自然環境保護条例 公害対策条例 環境美化条例	サラサドウダ ン	モミ	ウグイス
大熊町	生活環境課	(0240) 32-2111		○		公害対策条例 環境をよくする条例	ナシ	モミノキ	トビ
双葉町	住民福祉課	(0240) 33-2111		○		環境美化条例 公害対策条例	サクラ	サングン	キジ
浪江町	住民生活課	(0240) 34-2111			○	環境をよくする条例	コスモス	マツ	カモメ
葛尾村	住民課	(0240) 29-2111		○	○	環境をよくする条例 自然公園条例 公害対策条例	ツツジ	アカマツ	キジ
いわき市	環境保全課	(0246) 22-7441	○			公害防止条例 水道水源保護条例 緑の保護及び緑の育成に 関する条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ツツジ	クロマツ	カモメ

(環境保全課調べ)

法 令 等

資-9 環境関係法律

(1) 分野別の環境関係法律

(平成6年度末現在)

分 野	法 律 名
環 境 一 般	環境基本法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
大 気 汚 染	大気汚染防止法、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、電気事業法、ガス事業法、道路交通法、道路運送車両法、鉱山保安法等
水 質 汚 濁	水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、下水道法、河川法、鉱山保安法、港湾法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等
土 壌 汚 染	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、農薬取締法等
騒 音 ・ 振 動	騒音規制法、振動規制法、道路交通法、道路運送車両法等
地 盤 沈 下	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律等
悪 臭	悪臭防止法、化製場等に関する法律、と畜場法等
廃 棄 物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、浄化槽法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等
化 学 物 質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
紛争処理・被害救済	公害紛争処理法、公害健康被害の補償等に関する法律、原子力損害の賠償に関する法律、鉱業法、民事調停法、石炭鉱害賠償等臨時措置法等
費用負担・助成	公害防止事業費事業者負担法、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、環境事業団法、所得税法、法人税法、租税特別措置法、地方税法等
自 然 保 護	自然環境保全法、自然公園法、温泉法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、文化財保護法等
立 地 規 制	国土利用計画法、工場立地法、都市計画法、建築基準法、土地収用法等

資-10 環境関係条例等

(1) 分野別の環境関係条例等

ア 環境関係条例等

(平成6年12月末現在)

区 分	名 称	制 定 年 月 日
条 例	福島県環境審議会条例	平成6年7月15日
要 綱	福島県環境影響評価要綱	平成3年6月1日

イ 自然環境保全関係条例

(平成5年度末現在)

区 分	名 称	制 定 年 月 日
条 例	福島県立自然公園条例 福島県自然環境保全条例 福島県自然公園施設条例	昭和33年4月1日 昭和47年10月20日 昭和49年11月22日

ウ 公害関係条例等

(平成7年8月末現在)

区 分	名 称	制 定 年 月 日
条 例	福島県公害紛争処理条例 福島県生活環境保全条例 福島県産業公害等防止条例 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和45年10月22日 昭和46年7月20日 昭和46年7月20日 昭和50年3月17日
要 綱	福島県工業立地対策本部設置要綱 福島県公害審査会運営要綱 福島県光化学スモッグ暫定対策要綱 公害等事前調査実施要綱 工場設置の届出に関する事務処理要綱 福島県公害防止施設整備資金融資要綱 いわき地区大気汚染常時監視要綱 県中及び県南地区大気汚染常時監視要綱 福島県環境影響評価審査会議設置要綱 福島県産業公害等防止条例に定める事務の市町村委任に伴う施行事務費交付要綱 県北地区大気汚染常時監視及び緊急時措置要綱 福島県高速交通公害対策連絡会議設置要綱 福島県生活排水対策連絡調整会議設置要綱 福島県スパイクタイヤ問題連絡会設置要綱 福島県自動車騒音問題連絡会設置要綱 化学物質環境対策連絡会議設置要綱 官能試験法による悪臭対策指導要綱 福島県公害苦情処理等要綱 福島県地下水汚染対策連絡会議設置要綱 会津若松地区大気汚染常時監視及び緊急時措置要綱 相双地区大気汚染常時監視及び緊急時措置要綱 福島県酸性雨連絡会議設置要綱 福島県オゾン層保護対策連絡会議設置要綱 福島県水環境保全対策連絡調整会議設置要綱	昭和45年11月6日 昭和46年4月1日 昭和47年8月23日 昭和48年4月10日 昭和48年9月28日 昭和51年4月1日 昭和52年2月25日 昭和53年6月30日 昭和54年6月1日 昭和55年4月21日 昭和55年7月1日 昭和55年8月4日 昭和57年3月17日 昭和58年11月25日 昭和59年3月1日 昭和61年11月4日 昭和62年4月8日 平成3年3月28日 平成3年4月1日 平成5年5月25日 平成6年4月18日 平成6年6月6日 平成6年11月30日 平成7年8月1日

大気汚染関係

資-13 大気汚染に係る環境基準の概要

(1) 環境基準

(昭48. 5. 8
環境庁告示第25号)

(二酸化窒素のみ
昭53. 7. 11
環境庁告示第38号)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法
達成期間	維持され又は原則として5年以内に達成	維持され又は早期に達成	維持され又は早期に達成	維持され又は7年以内においてできるだけ早期に達成	維持され又は早期に達成

- (注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいいます。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいいます。
- 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について、適用しません。

(2) 大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法

(昭48. 6. 12
環境庁大気保全局長通知)

(二酸化窒素のみ
昭53. 7. 17
環境庁大気保全局長通知)

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄	長期的評価	1日平均である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
光化学オキシダント	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値（1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値）が20ppm以下であること。	

資-14 大気監視測定局一覧

(1) 一般環境大気測定局

(平成7年3月31日現在)

市町村名	No	測定局	設置場所	用途 地域	二 酸 化 硫 黄	浮 遊 粒 子 状 物 質	窒 素 酸 化 物	光 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度	日 射 量	紫 外 線	放 射 収 支	テ レ メ ー タ 化	備 考
福島市	1	南 町	福島市立第一中学校	住	○	○	○	○			○	○				⑤④	県
	2	森 合	福島市立森合小学校	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○		⑤④	〃
	3	古 川	福島市立第三中学校	〃	○		○	○			○	○				⑤④	〃
郡山市	4	芳 賀	芳 賀 公 民 館	〃	○		○	○			○	○				⑤③	〃
	5	朝 日	郡山公害対策センター3階	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	⑤③	〃
	6	堤 下	橘 小 学 校	〃	○		○	○			○	○				⑤③	〃
	7	日和田	日 和 田 小 学 校	〃	○		○	○			○	○				⑤③	〃
	8	富久山	行 健 小 学 校	〃	○		○	○			○	○				⑤④	〃
	9	安 積	桧 ノ 下 公 園	〃	○		○	○			○	○				⑤④	〃
須賀川市	10	須賀川	須賀川市役所脇	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○		⑤④	〃
白河市	11	白 河	白河第二小学校	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○		⑤④	〃
会津若松市	12	会津若松	会津女子高等学校	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	③	〃
磐梯町	13	大寺六区	磐 梯 字 山 の 神	未	○						○					⑦②	〃
広野町	14	広野1	役 場 裏 町 有 地	〃	○	○	○	○			○	○				⑤④	〃
	15	広野2	小 滝 平 浄 水 場	〃	○						○	△				⑤④	〃
檜葉町	16	檜 葉	檜 葉 南 小 学 校	〃	○		○	○		○	○	△	○			⑤④	〃
富岡町	17	富 岡	富岡第二中学校	住	○	○	○	○			○	△				⑤④	〃
大熊町	18	大 熊	大 熊 中 学 校	未	○	○	○	○			○	○				⑤④	〃
双葉町	19	双 葉	双 葉 南 小 学 校	住	○						○	△				⑤④	〃
浪江町	20	浪 江	浪 江 中 学 校	〃	○						○	△				⑤④	〃
新地町	21	新地1	尚 英 中 学 校	未	○	○	○	○			○	○				④	〃
	22	新地2	北 狼 沢 調 整 池	〃	○	○					○	△				④	〃
相馬市	23	相馬1	高 池 前 公 園	住	○	○	○	○			○	○				④	〃
	24	相馬2	日 立 木 小 学 校	未	○	○					○	△				④	〃
鹿島町	25	鹿島寺内	鹿 島 中 学 校	〃	○	○					○	△				④	〃

市町村名	No	測定局	設置場所	用途 地域	二酸化 硫黄	浮遊粒 子状物質	窒素酸 化物	光化学 オキシ ダント	一酸化 炭素	炭化水 素	風向・ 風速	温度・ 湿度	日射 量	紫外 線	放射 線	テレメ ータ化	備考
原町市	26	原町1	仲町児童センター	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	⑤	県
	27	原町2	矢川原調整池	未	○	○					○	△				⑤	〃
小高町	28	小高	東町遊園地	住	○	○	○	○			○	○				⑤	〃
いわき市	29	大高	勿来町大高字坂ノ上	未	○						○					④	いわき市
	30	上中田	いわき市錦町青年研修所	準工	○		○	○			○	○				④	〃
	31	花ノ井	錦町字細谷	住	○	○					○	○				④	〃
	32	金山	勤労青少年ホーム隣	未	○						○					④	〃
	33	田部	渡辺公民館	〃	○						○					④	〃
	34	下川	下川公民館	準工	○						○					④	〃
	35	滝尻	泉町滝尻字高見坪	住	○	○	○	○			○					④	〃
	36	愛宕下	小名浜第二小学校	〃	○	○	○	○			○	○				④	〃
	37	南富岡	小名浜南富岡字中島	工専	○						○					④	〃
	38	大原	公害対策センター3階	住	○	○	○	○			○	○	○		○	④	〃
	39	鹿島	鹿島小学校	〃	○		○	○			○					④	〃
	40	中原	小名浜字中原	工	○						○					④	〃
	41	西郷	西郷公民館	住	○	○	○	○			○	○				⑥	〃
	42	揚土	平第一小学校	〃	○	○	○	○			○	○	○			⑤	〃
	43	高坂	桜井団地	〃	○		○	○			○					⑤	〃
	44	下神谷	県農業試験場いわき支場	未	○		○	○			○	○				⑤	〃
		渚	小名浜製錬(株)煙突 (2、31、54、86、120、160m)	工専							○	△				④	県

- (注) 1 「温度・湿度」の欄の△は「温度」のみ測定している測定局です。
2 「テレメータ化」の欄の○印の中の数字はテレメータ化された年です。
3 「備考」の欄は測定担当機関名です。

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

(平成7年3月31日現在)

市町村名	No	測定局	設置場所	用途地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射線	テレメータ化	備考
福島市	1	天神	福島市消防署屋上	住	○	○	○	○	○	○	○	○				④	福島市
郡山市	2	堂前	郡山市消防署屋上	商		○	○		○	○	○	○				⑤	県
いわき市	3	平	平市民運動場	〃		○	○		○	○	○					③	いわき市

(注) 1 「テレメータ化」の欄の○印の中の数字はテレメータ化された年です。
 2 「備考」の欄は測定担当機関名です。

環境指導課調べ

(3) 大気監視測定車等

(平成7年3月31日現在)

所管	名称	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	オゾン	水銀	風向・風速	温度・湿度	テレメータ化	備考
いわき公害対策センター	移動測定車	○	○	○				○	○	○			
	移動測定局(川内村)	○	○	○	○		○			○	○	④	コンテナ
	移動測定局(飯館村)	○	○	○	○					○	○	⑤	〃

環境指導課調べ

資-15 発生源測定局一覧

(1) 中通り地区

(平成7年3月31日現在)

No	測定局	設置場所	設置煙道数	測定項目					
				二酸化硫黄	窒素酸化物	酸素	燃料使用量	排ガス温度	排ガス速度
1	保土谷化学	保土谷化学工業(株)内 郡山工場	1	○	○	○	○	○	
2	アサヒビール	アサヒビール(株)内 福島工場	2	○	○	○	○	○	○

環境指導課調べ

(2) 浜通り地区

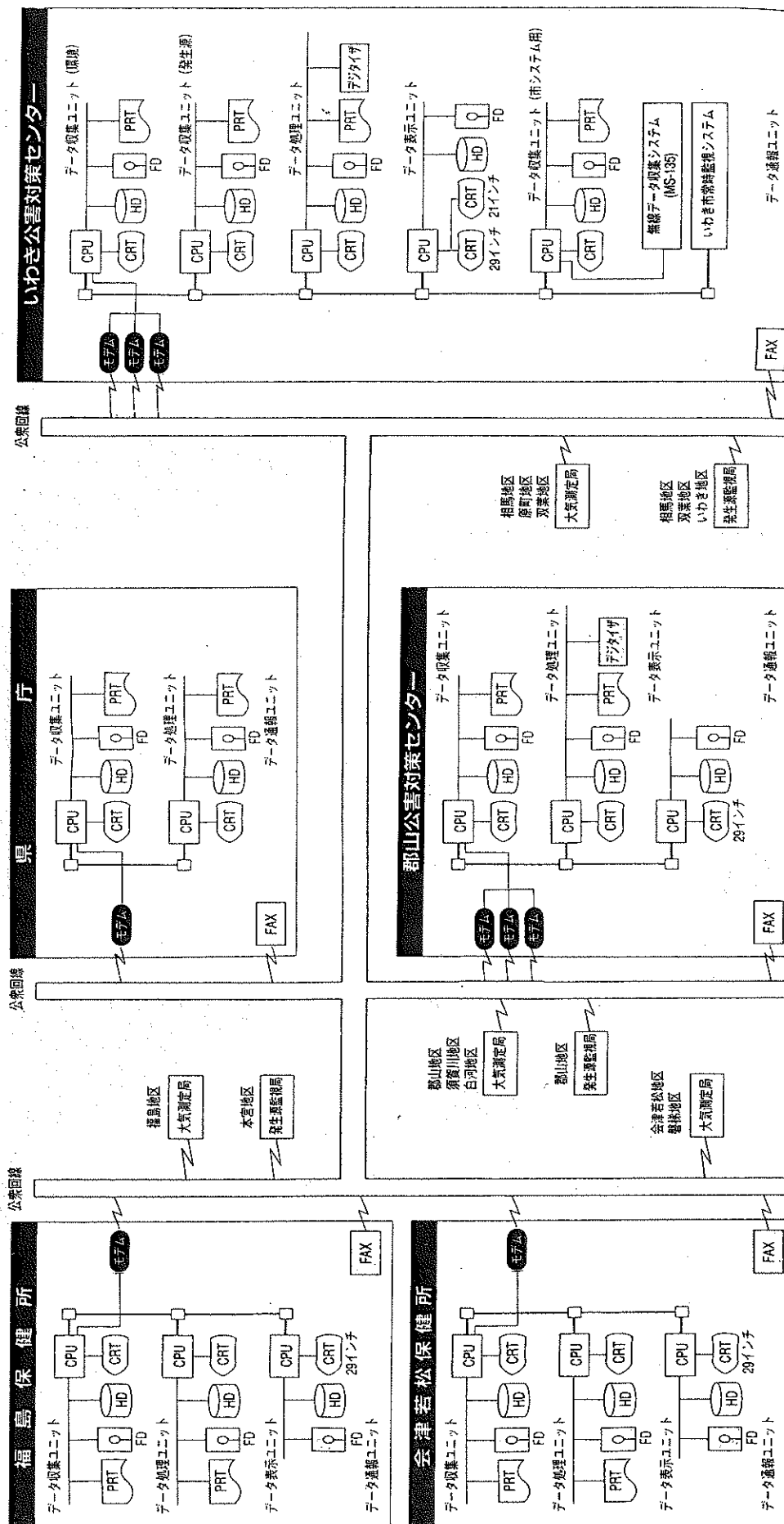
(平成7年3月31日現在)

No	測定局	設置場所	設置 煙道数	測定項目							
				二酸化 硫黄	窒素 酸化物	酸素	燃料 使用量	硫黄 含有率	排ガス 温度	排ガス 速度	発電量
1	広野火力	東京電力(株) 広野火力発電所内	4	○	○	○		○	○		○
2	日本製紙	日本製紙(株)勿来工場内	1	○	○	○	○		○		
3	呉羽化学	呉羽化学工業(株)錦工場内	2	○	○	○	○		○		
4	常磐共火	常磐共同火力(株) 勿来発電所内	4	○	○	○			○		○
5	堺化学	堺化学工業(株) 小名浜事業所内	3	○	○	○	○		○		
6	新日本化学	新日本化学工業(株) 小名浜工場内	2	○	○	○	○		○		
7	小名浜製錬	小名浜製錬(株) 小名浜製錬所内	3	○	○	○			○	○	
8	日本化成	日本化成(株)小名浜工場内 (発電所)	1	○	○	○			○		
		日本化成(株)小名浜工場内 (硝酸工場)	2		○				○	○	
		日本化成(株)小名浜工場内 (カーボン工場)	1	○	○	○			○		
		日本化成(株)小名浜工場内 (コークス工場)	1	○	○	○			○	○	
9	東邦亜鉛	東邦亜鉛(株) 小名浜製錬所内	2	○	○	○			○	○	
10	有機合成	有機合成薬品工業(株) 常磐工場内	1	○	○	○	○		○		
11	日本コム	日本コム(株)工場内	1	○	○	○	○		○		
12	相馬共火	相馬共同火力発電(株) 新地発電所内	1	○	○	○			○		○

環境指導課調べ

(注) 広野火力においては、大気温度、風向、風速は地上78.8m、180mの地点で、また、大気湿度、日射量、放射収支量は地上でそれぞれ測定しています。

(参考) 大気汚染常時監視システム系統図



資-16 二酸化硫黄濃度の測定結果（平成6年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	令別表 第3の 区 分	用途 地域	有効 測定 日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時 間 値 が 0.1ppm を 超 え た 時 間 数 と そ の 割 合		日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 が 2 日 以 上 連 続 し た こ と の 有 無	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 が 0.04 ppm を 超 え た 日 数	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価
							(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有 無 ○ ×)	(日)	(適 不 適 ○ ×)
福 島	南 町	100	住	321	7,951	0.004	0	0	0	0	0.029	0.009	○	0	○
	森 合	100	住	361	8,685	0.003	0	0	0	0	0.025	0.007	○	0	○
	古 川	100	住	361	8,684	0.003	0	0	0	0	0.021	0.007	○	0	○
会津若松	会津若松	100	住	364	8,716	0.005	0	0	0	0	0.028	0.010	○	0	○
磐 梯	大寺六区	100	未	360	8,677	0.004	0	0	0	0	0.032	0.006	○	0	○
郡 山	芳 賀	16	住	363	8,703	0.005	0	0	0	0	0.029	0.008	○	0	○
	朝 日	16	住	362	8,708	0.005	0	0	0	0	0.053	0.009	○	0	○
	堤 下	16	住	362	8,699	0.005	0	0	0	0	0.038	0.009	○	0	○
	日 和 田	16	住	363	8,707	0.003	0	0	0	0	0.030	0.007	○	0	○
	富 久 山	16	住	351	8,476	0.005	0	0	0	0	0.048	0.011	○	0	○
	安 積	16	住	349	8,485	0.004	0	0	0	0	0.029	0.008	○	0	○
須賀川	須賀川	100	住	362	8,716	0.005	0	0	0	0	0.042	0.008	○	0	○
白 河	白 河	100	住	355	8,574	0.003	0	0	0	0	0.023	0.006	○	0	○
双 葉	広 野 1	100	未	364	8,741	0.003	0	0	0	0	0.017	0.006	○	0	○
	広 野 2	100	未	365	8,750	0.002	0	0	0	0	0.029	0.006	○	0	○
	檜 葉	100	未	365	8,750	0.003	0	0	0	0	0.025	0.006	○	0	○
	富 岡	100	住	365	8,748	0.003	0	0	0	0	0.016	0.006	○	0	○
	大 熊	100	未	365	8,748	0.002	0	0	0	0	0.022	0.005	○	0	○
	双 葉	100	住	365	8,753	0.002	0	0	0	0	0.020	0.005	○	0	○
	浪 江	100	住	365	8,752	0.002	0	0	0	0	0.034	0.005	○	0	○
相 馬	鹿島寺内	100	未	362	8,714	0.003	0	0	0	0	0.020	0.006	○	0	○
	相 馬 1	100	住	363	8,745	0.003	0	0	0	0	0.037	0.006	○	0	○
	相 馬 2	100	未	362	8,713	0.003	0	0	0	0	0.021	0.006	○	0	○
	新 地 1	100	未	363	8,745	0.003	0	0	0	0	0.024	0.006	○	0	○
	新 地 2	100	未	358	8,464	0.002	0	0	0	0	0.034	0.005	○	0	○
	原 町 1	100	未	363	8,721	0.004	0	0	0	0	0.029	0.008	○	0	○
	原 町 2	100	未	365	8,752	0.004	0	0	0	0	0.031	0.007	○	0	○
	小 高	100	未	365	8,752	0.005	0	0	0	0	0.018	0.011	○	0	○
い わ き	大 高	17	未	365	8,749	0.003	0	0	0	0	0.043	0.008	○	0	○
	上 中 田	17	準工	364	8,737	0.005	0	0	0	0	0.036	0.009	○	0	○
	花ノ井	17	住	365	8,745	0.003	0	0	0	0	0.024	0.007	○	0	○
	金 山	17	未	365	8,749	0.003	0	0	0	0	0.033	0.007	○	0	○
	田 部	17	未	365	8,746	0.004	0	0	0	0	0.048	0.008	○	0	○
	下 川	17	準工	364	8,729	0.006	3	0.0	0	0	0.144	0.015	○	0	○
	滝 尻	17	住	363	8,733	0.006	0	0	0	0	0.079	0.014	○	0	○
	愛宕下	17	住	360	8,657	0.006	0	0	0	0	0.055	0.016	○	0	○
	大 原	17	住	364	8,746	0.007	0	0	0	0	0.071	0.023	○	0	○

地 区	測 定 局	令別表 第3の 区 分	用途 地域	有効 測定 日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時 間 値 が 0.1ppm を 超 え た 時 間 数 と そ の 割 合		日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 が 2 日 以 上 連 続 し た こ と の 有 無	環境基準の 長期的評価 による日 平 均 値 0.04ppm を 超 えた日数	環境基準 の長期的 評 価
							(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有 無 × ○)	(日)	(通 ○ 不適 ×)
い わ き	南 富 岡	17	工 専	362	8,708	0.007	0	0	0	0	0.089	0.020	○	0	○
	鹿 島	17	住	364	8,735	0.005	0	0	0	0	0.040	0.013	○	0	○
	中 原	17	工	362	8,715	0.008	3	0.0	0	0	0.226	0.017	○	0	○
	西 郷	17	住	364	8,739	0.004	0	0	0	0	0.058	0.010	○	0	○
	揚 土	17	住	364	8,740	0.004	0	0	0	0	0.049	0.009	○	0	○
	高 坂	17	住	365	8,747	0.004	0	0	0	0	0.028	0.009	○	0	○
	下 神 谷	17	未	364	8,743	0.003	0	0	0	0	0.051	0.007	○	0	○

環境指導課調べ

(注) 「令別表第3の区分」は、大気汚染防止法施行令第5条の規定による硫黄酸化物の排出基準(K値)に係る地域の区分で、それぞれ100はK値=17.5、16はK値=11.5、17はK値=6.0の地域を示します。

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	令別表 第3の 区 分	用途 地域	有効 測定 日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時 間 値 が 0.1ppm を 超 え た 時 間 数 と そ の 割 合		日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 が 2 日 以 上 連 続 し た こ と の 有 無	環境基準の 長期的評価 による日 平 均 値 0.04ppm を 超 えた日数	環境基準 の長期的 評 価
							(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有 無 × ○)	(日)	(通 ○ 不適 ×)
福 島	天 神	100	住	362	8,668	0.007	0	0	0	0	0.085	0.020	○	0	○

環境指導課調べ

資-17 二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	南 町	住	0.005	0.005	0.005	0.003	0.004
	森 合	住	0.005	0.003	0.002	0.002	0.003
	古 川	住	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
会 津 若 松	会 津 若 松	住	—	—	0.005	0.004	0.005
磐 梯	大 寺 六 区	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004
郡 山	芳 賀	住	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005
	朝 日	住	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
	堤 下	住	0.006	0.006	0.005	0.004	0.005
	日 和 田	住	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	富 久 山	住	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005
	安 積	住	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005
須 賀 川	須 賀 川	住	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005
白 河	白 河	住	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
双 葉	広 野 1	未	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
	広 野 2	未	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	楢 葉	未	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003
	富 岡	住	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003
	大 熊	未	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	双 葉	住	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	浪 江	住	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
相 馬	鹿 島 寺 内	未	—	—	—	0.002	0.003
	相 馬 1	住	—	—	—	0.003	0.003
	相 馬 2	未	—	—	—	0.002	0.003
	新 地 1	未	—	—	—	0.002	0.003
	新 地 2	未	—	—	—	0.002	0.002
	原 町 1	住	—	—	—	—	0.004
	原 町 2	未	—	—	—	—	0.004
	小 高	住	—	—	—	—	0.005
い わ き	大 高	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	上 中 田	準工	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005
	花 ノ 井	住	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	金 山	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	田 部	未	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004
	下 川	準工	0.006	0.007	0.008	0.006	0.006
	滝 尻	住	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006
	愛 宕 下	住	0.007	0.006	0.006	0.007	0.006
	大 原	住	0.008	0.008	0.007	0.006	0.007
	南 富 岡	工専	0.006	0.006	0.006	0.006	0.007
	鹿 島	住	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005
	中 原	工	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008
	西 郷	住	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	揚 土	住	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	高 坂	住	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	下 神 谷	未	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	天 神	住	0.008	0.006	0.005	0.005	0.007

環境指導課調べ

資-18 二酸化窒素濃度の測定結果 (平成6年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測定局	令別表第3の区分	用 途 地 域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2 ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2 ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間8%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数 (日)	環境基準による評価 (通0不達x)
								(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
福 島	南 町	100	住	364	8,698	0.018	0.073	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.036	0	○
	森 合	100	住	364	8,708	0.015	0.061	0	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0	○
	古 川	100	住	364	8,708	0.012	0.064	0	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0	○
会津若松	会津若松	100	住	363	8,710	0.011	0.089	0	0	0	0	0	0	4	1.1	0.031	0	○
郡 山	芳 賀	16	住	362	8,677	0.013	0.065	0	0	0	0	0	0	0	0	0.027	0	○
	朝 日	16	住	360	8,666	0.015	0.072	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.029	0	○
	堤 下	16	住	360	8,680	0.014	0.070	0	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	○
	日和田	16	住	362	8,710	0.010	0.087	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	○
	富久山	16	住	353	8,496	0.014	0.074	0	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	○
	安 積	16	住	343	8,409	0.015	0.075	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.029	0	○
須賀川	須賀川	100	住	353	8,526	0.016	0.074	0	0	0	0	0	0	0	0	0.028	0	○
白 河	白 河	100	住	357	8,617	0.009	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	○
双 葉	広 野 1	100	未	364	8,719	0.005	0.035	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0	○
	楡 葉	100	未	348	8,444	0.010	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0	○
	富 岡	100	住	363	8,716	0.005	0.031	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0	○
	大 熊	100	未	360	8,680	0.004	0.034	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0	○
相 馬	相 馬 1	100	住	363	8,721	0.009	0.052	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	○
	新 地 1	100	未	363	8,722	0.006	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	○
	原 町 1	100	住	363	8,725	0.007	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	○
	小 高	100	住	363	8,719	0.008	0.099	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	○
い わ き	上 中 田	17	準工	363	8,720	0.013	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	○
	滝 尻	17	住	361	8,707	0.016	0.079	0	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	○
	愛 宕 下	17	住	362	8,703	0.017	0.076	0	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0	○
	大 原	17	住	353	8,536	0.016	0.072	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.034	0	○
	鹿 島	17	住	362	8,712	0.014	0.070	0	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	○
	西 郷	17	住	362	8,712	0.014	0.074	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	○
	揚 土	17	住	364	8,719	0.010	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	○
	高 坂	17	住	363	8,714	0.012	0.060	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	○
	下 神 谷	17	未	362	8,709	0.007	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	○

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測定局	令別表第3の区分	用 途 地 域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2 ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2 ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間8%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数 (日)	環境基準による評価 (通0不達x)
								(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
福 島	天 神	100	住	362	8,679	0.021	0.085	0	0	0	0	0	0	9	2.5	0.041	0	○
郡 山	堂 前	16	商	361	8,706	0.035	0.102	0	0	1	0.0	0	0	102	28.3	0.048	0	○
い わ き	平	17	商	364	8,721	0.024	0.134	0	0	1	0.0	0	0	21	5.8	0.042	0	○

環境指導課調べ

資-19 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（年平均値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	南 町	住	0.017	0.019	0.018	0.018	0.018
	森 合	住	0.014	0.015	0.015	0.014	0.015
	古 川	住	0.011	0.013	0.012	0.011	0.012
会 津 若 松	会 津 若 松	住	—	—	0.011	0.010	0.011
郡 山	芳 賀	住	0.013	0.014	0.014	0.013	0.013
	朝 日	住	0.014	0.016	0.016	0.015	0.015
	堤 下	住	0.013	0.014	0.013	0.013	0.014
	日 和 田	住	0.010	0.011	0.010	0.010	0.010
	富 久 山	住	0.014	0.014	0.015	0.014	0.014
	安 積	住	0.014	0.014	0.014	0.013	0.015
須 賀 川	須 賀 川	住	0.015	0.017	0.015	0.016	0.016
白 河	白 河	住	0.010	0.010	0.011	0.010	0.009
双 葉	広 野 1	未	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005
	檜 葉	未	0.009	0.009	0.009	0.009	0.010
	富 岡	住	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	大 熊	未	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004
相 馬	相 馬 1	住	—	—	—	0.007	0.009
	新 地 1	未	—	—	—	0.005	0.006
	原 町 1	住	—	—	—	—	0.007
	小 高	住	—	—	—	—	0.008
い わ き	上 中 田	準工	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013
	滝 尻	住	0.017	0.015	0.016	0.015	0.016
	愛 宕 下	住	0.017	0.016	0.017	0.016	0.017
	大 原	住	0.016	0.016	0.017	0.015	0.016
	鹿 島	住	0.015	0.013	0.013	0.013	0.014
	西 郷	住	0.012	0.012	0.013	0.013	0.014
	揚 土	住	0.012	0.011	0.010	0.010	0.011
	高 坂	住	0.012	0.012	0.011	0.011	0.012
	下 神 谷	未	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	天 神	住	0.019	0.019	0.018	0.015	0.021
郡 山	堂 前	商	0.032	0.030	0.026	0.029	0.035
い わ き	平	商	—	—	0.024	0.021	0.024

環境指導課調べ

資-20 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化(日平均値の年間98%値)

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	日平均値の年間98%値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	南 町	住	0.035	0.037	0.037	0.036	0.036
	森 合	住	0.034	0.032	0.032	0.030	0.033
	古 川	住	0.030	0.032	0.030	0.029	0.033
会 津 若 松	会 津 若 松	住	—	—	0.026	0.030	0.031
郡 山	芳 賀	住	0.027	0.029	0.029	0.030	0.027
	朝 日	住	0.028	0.034	0.032	0.034	0.029
	堤 下	住	0.028	0.030	0.030	0.030	0.029
	日 和 田	住	0.027	0.026	0.023	0.026	0.025
	富 久 山	住	0.033	0.033	0.032	0.031	0.030
	安 積	住	0.031	0.028	0.030	0.031	0.029
須 賀 川	須 賀 川	住	0.028	0.032	0.029	0.032	0.028
白 河	白 河	住	0.023	0.025	0.026	0.022	0.021
双 葉	広 野 1	未	0.011	0.012	0.012	0.010	0.012
	楢 葉	未	0.018	0.020	0.020	0.018	0.020
	富 岡	住	0.011	0.012	0.010	0.011	0.011
	大 熊	未	0.009	0.012	0.009	0.008	0.009
相 馬	相 馬 1	住	—	—	—	0.017	0.018
	新 地 1	未	—	—	—	0.012	0.015
	原 町 1	住	—	—	—	—	0.015
	小 高	住	—	—	—	—	0.016
い わ き	上 中 田	準工	0.024	0.024	0.024	0.025	0.024
	滝 尻	住	0.032	0.029	0.031	0.032	0.030
	愛 宕 下	住	0.036	0.034	0.034	0.034	0.033
	大 原	住	0.035	0.034	0.037	0.034	0.034
	鹿 島	住	0.029	0.029	0.027	0.026	0.029
	西 郷	住	0.026	0.024	0.024	0.026	0.026
	揚 土	住	0.027	0.027	0.023	0.024	0.023
	高 坂	住	0.025	0.024	0.023	0.023	0.023
	下 神 谷	未	0.017	0.017	0.016	0.018	0.018

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	日平均値の年間98%値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	天 神	住	0.036	0.037	0.038	0.035	0.041
郡 山	堂 前	商	0.045	0.043	0.040	0.043	0.048
い わ き	平	商	—	—	0.044	0.037	0.042

環境指導課調べ

資-21 光化学オキシダント濃度の測定結果（平成6年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼 間 測 定 時 間	昼間の 1時間 値の年 平均値	昼間の1時間値 が0.06ppmを超え た日数と時間数		昼間の1時間値 が0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間 値の 最高値	昼間の 日最高 1時間 値の年 平均値	環境基準 による 評 価
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○ 不適×)
福 島	南 町	住	365	5,196	0.025	24	69	0	0	0.082	0.038	×
	森 合	住	364	5,221	0.024	25	97	0	0	0.089	0.036	×
	古 川	住	365	5,211	0.031	68	353	0	0	0.105	0.045	×
会津若松	会津若松	住	365	5,390	0.031	59	293	0	0	0.094	0.043	×
郡 山	芳 賀	住	364	5,367	0.028	47	229	0	0	0.106	0.041	×
	朝 日	住	365	5,385	0.027	49	218	0	0	0.106	0.039	×
	堤 下	住	365	5,369	0.033	67	341	2	3	0.129	0.047	×
	日和田	住	365	5,366	0.032	66	385	0	0	0.108	0.045	×
	富久山	住	365	5,366	0.031	50	269	0	0	0.096	0.044	×
	安 積	住	365	5,242	0.031	65	400	1	1	0.122	0.045	×
須賀川	須賀川	住	359	5,182	0.030	52	274	0	0	0.114	0.042	×
白 河	白 河	住	363	5,347	0.031	60	315	1	2	0.130	0.045	×
双 葉	広 野 1	未	364	5,185	0.037	49	229	0	0	0.111	0.047	×
	楢 葉	未	365	5,215	0.034	60	270	0	0	0.111	0.048	×
	富 岡	住	365	5,216	0.034	41	197	0	0	0.111	0.045	×
	大 熊	未	365	5,221	0.032	30	127	0	0	0.104	0.042	×
相 馬	相馬 1	住	363	5,272	0.032	35	150	0	0	0.082	0.044	×
	新地 1	未	364	5,273	0.037	52	268	0	0	0.088	0.047	×
	原町 1	住	365	5,245	0.028	19	94	0	0	0.092	0.037	×
	小 高	住	365	5,345	0.025	19	86	0	0	0.098	0.036	×
い わ き	上中田	準工	364	5,192	0.024	37	150	0	0	0.113	0.038	×
	滝 尻	住	365	5,251	0.028	35	134	0	0	0.100	0.041	×
	愛宕下	住	364	5,294	0.026	30	106	0	0	0.105	0.039	×
	大 原	住	363	5,276	0.029	46	197	0	0	0.116	0.043	×
	鹿 島	住	363	5,247	0.028	45	190	0	0	0.112	0.043	×
	西 郷	住	365	5,347	0.029	44	183	0	0	0.111	0.044	×
	揚 土	住	365	5,253	0.029	36	155	0	0	0.117	0.041	×
	高 坂	住	365	5,236	0.019	15	64	0	0	0.097	0.029	×
	下神谷	未	364	5,270	0.033	57	284	0	0	0.112	0.047	×

環境指導課調べ

(注) 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいいます。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることとなります。

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼 間 測 定 時 間	昼間の 1時間 値の年 平均値	昼間の1時間値 が0.06ppmを超え た日数と時間数		昼間の1時間値 が0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間 値の 最高値	昼間の 日最高 1時間 値の年 平均値	環境基準 による 評 価
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○ 不適×)
福 島	天 神	住	364	5,188	0.025	24	76	0	0	0.081	0.039	×

環境指導課調べ

資-22 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化(昼間の1時間値の年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	南 町	住	0.022	0.022	0.025	0.025	0.025
	森 合	住	0.025	0.026	0.027	0.025	0.024
	古 川	住	0.030	0.028	0.032	0.032	0.031
会 津 若 松	会 津 若 松	住	—	—	0.033	0.030	0.031
郡 山	芳 賀	住	0.029	0.026	0.031	0.031	0.028
	朝 日	住	0.028	0.024	0.029	0.030	0.027
	堤 下	住	0.024	0.019	0.037	0.032	0.033
	日 和 田	住	0.033	0.031	0.033	0.032	0.032
	富 久 山	住	0.031	0.028	0.032	0.032	0.031
	安 積	住	0.031	0.028	0.034	0.033	0.031
須 賀 川	須 賀 川	住	0.029	0.027	0.032	0.029	0.030
白 河	白 河	住	0.033	0.029	0.032	0.031	0.031
双 葉	広 野 1	未	0.035	0.033	0.033	0.033	0.037
	檜 葉	未	0.024	0.019	0.023	0.035	0.034
	富 岡	住	0.032	0.033	0.034	0.033	0.034
	大 熊	未	0.034	0.031	0.036	0.031	0.032
相 馬	相 馬 1	住	—	—	—	0.032	0.032
	新 地 1	未	—	—	—	0.037	0.037
	原 町 1	住	—	—	—	—	0.028
	小 高	住	—	—	—	—	0.025
い わ き	上 中 田	準工	0.025	0.019	0.023	0.025	0.024
	滝 尻	住	0.026	0.022	0.031	0.026	0.028
	愛 宕 下	住	0.023	0.014	0.018	0.029	0.026
	大 原	住	0.026	0.017	0.033	0.027	0.029
	鹿 島	住	0.020	0.014	0.019	0.029	0.028
	西 郷	住	0.027	0.015	0.030	0.027	0.029
	揚 土	住	0.019	0.016	0.021	0.021	0.029
	高 坂	住	0.020	0.013	0.019	0.018	0.019
	下 神 谷	未	0.029	0.030	0.029	0.031	0.033

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	天 神	住	0.026	0.027	0.026	0.023	0.025

環境指導課調べ

資-23 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	南 町	住	38	24	23	17	69
	森 合	住	71	112	74	16	97
	古 川	住	(1) 192	171	316	364	353
会 津 若 松	会 津 若 松	住	—	—	243	275	293
郡 山	芳 賀	住	138	134	154	274	229
	朝 日	住	108	140	116	200	218
	堤 下	住	58	72	546	245	(3) 341
	日 和 田	住	177	(2) 380	291	261	385
	富 久 山	住	125	171	178	281	269
	安 積	住	(1) 216	126	270	434	(1) 400
須 賀 川	須 賀 川	住	109	123	124	116	274
白 河	白 河	住	322	211	178	274	(2) 315
双 葉	広 野 1	未	84	152	74	71	229
	楡 葉	住	19	9	54	(3) 246	270
	富 岡	住	69	128	101	89	197
	大 熊	未	105	68	148	159	127
相 馬	相 馬 1	住	—	—	—	120	150
	新 地 1	未	—	—	—	229	268
	原 町 1	住	—	—	—	—	94
	小 高	住	—	—	—	—	86
い わ き	上 中 田	準工	110	30	45	(1) 118	150
	滝 尻	住	39	14	456	61	134
	愛 宕 下	住	22	17	17	58	106
	大 原	住	44	6	246	78	197
	鹿 島	住	41	2	9	(1) 108	190
	西 郷	住	129	14	166	(1) 68	183
	揚 土	住	7	0	25	72	155
	高 坂	住	22	1	14	43	64
	下 神 谷	未	70	136	86	(2) 111	284

（注）（ ）内は、昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数を示します。

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	天 神	住	51	108	43	15	76

環境指導課調べ

資-24 浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成6年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測定局	用 途 地 域	有効 測定 日数 (日)	測 定 時 間 (時間)	年 平 均 値 (mg/m ³)	1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその 割合		1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の 2 % 除 外 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無 (有×・無○)	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 (適○・不適×)
						(時間)	(%)	(日)	(%)					
福 島	南 町	住	363	8,690	0.028	1	0.0	1	0.3	0.209	0.066	○	0	○
	森 合	住	363	8,688	0.028	10	0.1	0	0	0.268	0.069	○	0	○
会津若松	会津若松	住	364	8,727	0.032	5	0.1	4	1.1	0.282	0.085	×	2	×
郡 山	朝 日	住	362	8,714	0.022	0	0	0	0	0.163	0.055	○	0	○
須賀川	須賀川	住	359	8,663	0.026	4	0.0	1	0.3	0.271	0.068	○	0	○
白 河	白 河	住	346	8,412	0.027	1	0.0	1	0.3	0.215	0.070	○	0	○
双 葉	広 野 1	未	364	8,741	0.019	0	0	1	0.3	0.193	0.062	○	0	○
	喜 岡	住	365	8,746	0.019	1	0.0	1	0.3	0.274	0.067	○	0	○
	大 熊	未	365	8,748	0.018	0	0	1	0.3	0.183	0.066	○	0	○
相 馬	鹿島寺内	未	362	8,713	0.024	0	0	1	0.3	0.190	0.079	○	0	○
	相 馬 1	住	363	8,741	0.027	3	0.0	1	0.3	0.244	0.070	○	0	○
	相 馬 2	未	362	8,714	0.028	5	0.1	0	0	0.376	0.072	○	0	○
	新 地 1	未	363	8,744	0.025	2	0.0	2	0.6	0.237	0.075	○	0	○
	新 地 2	未	358	8,647	0.022	1	0.0	0	0	0.260	0.065	○	0	○
	原 町 1	住	363	8,711	0.021	0	0	0	0	0.169	0.055	○	0	○
	原 町 2	未	365	8,736	0.019	0	0	0	0	0.191	0.060	○	0	○
	小 高	住	365	8,731	0.019	2	0.0	0	0	0.338	0.052	○	0	○
い わ き	花ノ井	住	365	8,742	0.023	3	0.0	0	0	0.398	0.065	○	0	○
	滝 尻	住	363	8,721	0.030	26	0.3	7	1.9	0.361	0.096	×	2	×
	愛宕下	住	362	8,708	0.032	5	0.1	5	1.4	0.304	0.087	○	0	○
	大 原	住	364	8,716	0.028	3	0.0	3	0.8	0.221	0.079	×	2	×
	西 郷	住	364	8,683	0.025	9	0.1	2	0.5	0.329	0.076	○	0	○
	揚 土	住	364	8,741	0.022	1	0.0	0	0	0.205	0.059	○	0	○

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測定局	用 途 地 域	有効 測定 日数 (日)	測 定 時 間 (時間)	年 平 均 値 (mg/m ³)	1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその 割合		1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の 2 % 除 外 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無 (有×・無○)	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 (適○・不適×)
						(時間)	(%)	(日)	(%)					
福 島	天 神	住	361	8,669	0.029	0	0	1	0.3	0.185	0.068	○	0	○
郡 山	堂 前	商	354	8,554	0.042	2	0.0	2	0.6	0.253	0.082	○	0	○
い わ き	平	商	365	8,740	0.036	14	0.2	9	2.5	0.239	0.101	×	9	×

環境指導課調べ

資-25 浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化（年平均値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (mg/m ³)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	南 町	住	0.031	0.031	0.028	0.025	0.028
	森 合	住	0.030	0.031	0.028	0.030	0.028
会 津 若 松	会 津 若 松	住	—	—	0.031	0.027	0.032
郡 山	朝 日	住	—	—	0.024	0.021	0.022
須 賀 川	須 賀 川	住	0.029	0.027	0.025	0.023	0.026
白 河	白 河	住	0.029	0.027	0.026	0.024	0.027
双 葉	広 野 1	未	0.017	0.017	0.017	0.015	0.019
	富 岡	住	0.021	0.017	0.018	0.016	0.019
	大 熊	未	0.017	0.016	0.017	0.014	0.018
相 馬	鹿 島 寺 内	未	—	—	—	0.019	0.024
	相 馬 1	住	—	—	—	0.022	0.027
	相 馬 2	未	—	—	—	0.022	0.028
	新 地 1	未	—	—	—	0.020	0.025
	新 地 2	未	—	—	—	0.016	0.022
	原 町 1	住	—	—	—	—	0.021
	原 町 2	未	—	—	—	—	0.019
	小 高	住	—	—	—	—	0.019
い わ き	花 ノ 井	住	0.026	0.022	0.023	0.021	0.023
	滝 尻	住	0.032	0.023	0.028	0.026	0.030
	愛 宕 下	住	—	—	—	—	0.032
	大 原	住	0.032	0.028	0.029	0.026	0.028
	西 郷	住	0.028	0.024	0.024	0.022	0.025
	揚 土	住	—	—	—	0.019	0.022

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (mg/m ³)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	天 神	住	0.032	0.031	0.027	0.023	0.029
郡 山	堂 前	商	0.035	0.033	0.033	0.031	0.042
い わ き	平	商	—	—	—	0.029	0.036

環境指導課調べ

資-26 一酸化炭素濃度の測定結果（平成6年度年間値）

自動車排出ガス測定局

地 区	測定局	用途 地域	有効 測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	年 平 均 値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超え た回数とその 割合		日平均値が 10ppmを超え た日数とその 割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値 の 最 高 値 (ppm)	日平均 値 の 2 % 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超え た日が2日 以上連続し たことの 有 無 (有 × 無 ○)	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が10ppm を超えた 延 日 数 (日)	環境基準の 長期的評価 (通 ○ 不適 ×)
						(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)					
福 島	天 神	住	358	8,657	0.6	0	0	0	0	0	0	5.1	1.3	○	0	○
郡 山	堂 前	商	361	8,692	1.0	0	0	0	0	0	0	4.8	1.6	○	0	○
い わ き	平	商	363	8,700	0.8	0	0	0	0	0	0	6.9	1.5	○	0	○

環境指導課調べ

資-27 一酸化炭素濃度測定結果の経年変化（年平均値）

自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	天 神	住	1.1	0.7	0.6	0.6	0.6
郡 山	堂 前	商	1.1	1.0	0.8	0.8	1.0
い わ き	平	商	—	—	0.9	0.7	0.8

環境指導課調べ

資-28 非メタン炭化水素濃度の測定結果（平成6年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時 における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均 値が0.20ppmCを超え た日数とその割合		6～9時3時間平均 値が0.31ppmCを超え た日数とその割合	
							最 高 値 (ppmC)	最 低 値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福 島	森 合	住	8,581	0.18	0.21	360	0.93	0.03	179	49.7	60	16.7
会津若松	会津若松	住	8,575	0.30	0.28	360	1.03	0.06	230	63.9	98	27.2
郡 山	朝 日	住	8,678	0.21	0.21	364	0.76	0.07	158	43.4	56	15.4
須賀川	須賀川	住	8,421	0.10	0.11	353	0.34	0.02	22	6.2	1	0.3
白 河	白 河	住	8,179	0.15	0.15	341	0.43	0.04	74	21.7	15	4.4
双 葉	檜 葉	未	8,319	0.09	0.10	352	0.29	0.04	11	3.1	0	0
相 馬	原 町 1	住	8,258	0.18	0.20	349	0.80	0.03	109	31.2	64	18.3

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均 値が0.20ppmCを超え た日数とその割合		6～9時3時間平均 値が0.31ppmCを超え た日数とその割合	
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	最 高 値 (ppmC)	最 低 値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福 島	天 神	住	8,534	0.31	0.32	357	1.16	0.14	300	84.0	150	42.0
郡 山	堂 前	商	8,237	0.34	0.35	345	1.11	0.08	287	83.4	174	50.4
い わ き	平	商	8,494	0.30	0.33	360	2.11	0.06	228	63.3	142	39.4

環境指導課調べ

資-29 非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化（年平均値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	6～9時における年平均値（ppmC）				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	森 合	住	0.31	0.28	0.24	0.21	0.21
会 津 若 松	会 津 若 松	住	—	—	—	—	0.28
郡 山	朝 日	住	0.19	0.16	0.15	0.16	0.21
須 賀 川	須 賀 川	住	0.22	0.20	0.17	0.12	0.11
白 河	白 河	住	0.17	0.16	0.14	0.14	0.15
双 葉	檜 葉	未	0.20	0.18	0.15	0.10	0.09
相 馬	原 町 1	住	—	—	—	—	0.20

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	6～9時における年平均値（ppmC）				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	天 神	住	0.25	0.28	0.29	0.27	0.32
郡 山	堂 前	商	0.40	0.36	0.34	0.27	0.35
い わ き	平	商	—	—	0.29	0.30	0.33

環境指導課調べ

資-30 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度測定結果の経年変化（年平均値）

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (SO ₂ mg/日/100cm ²)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
喜 多 方	喜多方市役所	商	0.04	0.06	0.05	0.05	0.06

環境指導課調べ

資-31 降下ばいじん量測定結果の経年変化（年平均値）

地 区	測 定 局	用途 地域	年 平 均 値 (t/㎢/月)				
			2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
福 島	森 合 小 学 校	住	4.8	3.0	3.9	2.4	3.1
	市 役 所	商	2.9	1.9	1.9	1.1	1.3
郡 山	芳 賀 公 民 館	住	2.0	2.9	1.8	2.2	1.4
	郡山公害対策センター	住	1.4	2.2	1.7	2.4	1.0
須 賀 川	市 役 所	住	1.5	1.9	1.6	1.3	1.3
白 河	東 邦 銀 行 白 河 支 店	住	3.1	3.5	2.7	2.6	2.6
滝 根	神 保 五 林 平	未	4.5	3.5	5.4	4.4	5.6
	小 松 孝 吉 方	未	3.1	3.6	5.3	4.9	5.8
会津若松	会 津 若 松 保 健 所	住	3.3	1.9	1.4	0.8	1.1
喜 多 方	市 役 所	商	4.1	2.0	2.0	1.1	1.5
磐 梯	大 寺 六 区	未	(5.3)	(3.7)	2.2	1.7	1.8
双 葉	広 野 町 役 場	未	4.1	2.3	4.1	5.8	4.9
	檜 葉 南 小 学 校	未	3.5	3.8	4.6	6.5	6.0
	富岡町水道事業所	未	3.7	3.9	4.9	7.3	6.0
相 馬	相馬市水道事業所	住	—	—	—	—	5.6
	鹿 島 町 役 場	住	—	—	—	—	5.3
	新地町農村環境改善センター	未	—	—	—	—	5.0
い わ き	岡 長 ビ ル	商	4.4	2.5	4.8	6.6	5.9
	内 郷 消 防 署	商	4.4	3.8	3.7	7.4	6.4
	いわき市常磐支所	商	3.6	3.2	3.9	6.4	5.3
	小 名 浜 消 防 署	工	6.0	4.1	7.1	5.9	6.0
	錦 興 業 ビ ル	住	5.6	3.7	6.0	6.8	6.4
	市 立 好 間 病 院	住	3.3	2.8	3.9	6.4	6.1
	市 立 四 倉 中 学 校	住	5.4	3.2	5.6	5.7	6.1

環境指導課調べ

- (注) 1 () 内は、有効測定時間（6,000時間）未満のものです。
 2 降下ばいじん量は、デポジット・ゲージ等により1か月間試料を採取し、その重量を1㎢あたりに換算してトン数で表示したものです。

資-32 酸性雨モニタリング調査結果

(1) 梅雨期（6月～7月）における降雨のpHの推移

(数値の表示)
最低値～最高値
平均値

調査 地点 年度	福 島		若 松	郡 山		い わ き	
	初期降水1mm	一降水全量	一降水全量	初期降水1mm	一降水全量	初期降水1mm	一降水全量
昭和58	—	—	—	4.1～5.4 4.4	—	—	—
昭和59	—	—	—	3.9～6.3 4.5	—	—	—
昭和60	—	—	—	4.0～4.6 4.3	—	—	—
昭和61	(3.5～5.3) (4.0)	(3.9～5.8) (4.8)	—	4.6～5.2 4.8	4.7～5.3 4.8	—	—
昭和62	3.4～4.9 3.9	3.7～5.0 4.6	—	3.6～6.5 4.6	4.4～5.1 4.7	{4.4}	—
昭和63	4.9～6.6 5.7	4.2～6.0 4.7	—	4.3～5.1 4.7	4.3～6.2 5.0	5.9～6.5 6.1	4.2～6.8 5.1
平成元	4.1～5.5 4.3	4.4～6.2 4.6	—	3.9～5.8 4.4	4.0～5.7 4.5	3.8～5.5 4.3	3.9～5.6 4.3
平成2	3.9～5.6 4.4	4.3～6.4 4.8	—	4.7～6.2 5.2	4.3～5.9 5.0	3.8～4.8 4.1	3.8～5.9 4.7
平成3	4.2～5.3 4.6	4.2～5.9 4.8	—	4.0～7.5 4.5	4.0～5.9 4.8	3.6～4.6 4.1	3.9～4.9 4.6
平成4	—	4.3～5.4 5.0	—	4.0～6.9 4.4	4.2～5.7 4.7	3.9～4.9 4.3	4.0～5.7 5.0
平成5	—	4.0～6.1 4.5	4.4～5.4 4.9	3.5～5.0 4.0	3.9～5.1 4.8	3.5～5.0 4.1	3.8～5.4 4.7
平成6	—	4.7～6.0 5.0	4.6～6.5 4.9	3.8～5.4 4.1	4.1～5.1 4.3	4.3～5.5 4.5	4.3～4.8 4.5

環境指導課調べ

- (注) 1 調査地点 福島：衛生公害研究所屋上（福島市）、若松：会津若松保健所屋上（会津若松市）、
郡山：郡山公害対策センター屋上（郡山市）、いわき：いわき公害対策センター屋
上（いわき市）
2 () 内数値は、7月～10月のデータを示します。
3 [] は、参考値です。

(2) 降雪期（1月～2月）における降雪（雨）のpHの推移

(数値の表示)
最低値～最高値
平均値

調査地点 年度	福 島	若 松	郡 山	い わ き
	一 降 水 全 量	一 降 水 全 量	一 降 水 全 量	一 降 水 全 量
平成元	4.0～6.4 4.5	—	4.8～6.9 5.0	3.9～6.3 4.3
平成2	4.2～6.4 4.8	—	4.6～6.0 5.2	4.0～5.8 5.0
平成3	4.0～7.5 4.8	—	4.3～4.9 4.4	4.0～5.0 4.6
平成4	4.3～5.7 4.7	—	4.6～4.9 4.8	4.1～6.0 4.9
平成5	4.1～5.8 4.9	4.3～5.5 4.6	4.3～5.5 4.9	4.1～5.7 4.5
平成6	4.1～5.8 4.9	4.2～5.4 4.7	4.2～5.1 4.6	3.9～4.2 4.1

環境指導課調べ

(注) 調査地点 福島：衛生公害研究所屋上(福島市)、若松：会津若松保健所屋上(会津若松市)、郡山：郡山公害対策センター屋上(郡山市)、いわき：いわき公害対策センター屋上(いわき市)

(3) ろ過式酸性雨採取装置による降雨のpHの推移（通年（4月～翌年3月））

(数値の表示)
最低値～最高値
平均値

調査地点 年度	福 島	若 松	郡 山	い わ き	羽 鳥
平成3	4.3～6.6 5.0	4.6～7.0 5.2	4.7～7.0 5.4	4.0～6.2 4.7	4.6～6.9 5.1
平成4	4.3～6.3 4.9	3.9～5.6 4.6	4.7～6.4 5.1	3.9～6.6 4.7	4.6～6.3 5.0
平成5	4.5～6.2 5.2	4.6～6.5 5.1	4.6～6.6 5.0	4.1～5.4 4.8	4.8～6.2 5.2
平成6	4.9～6.5 5.4	4.5～6.5 4.8	4.4～6.2 5.0	4.1～5.3 4.7	4.2～5.9 4.7

環境指導課調べ

(注) 1 調査地点 福島：衛生公害研究所屋上(福島市)、若松：会津若松保健所屋上(会津若松市)、郡山：郡山公害対策センター屋上(郡山市)、いわき：いわき公害対策センター屋上(いわき市)、羽鳥：羽鳥湖付近(天栄村)

2 ろ過式酸性雨採取装置の採取期間は、原則として2週間です。羽鳥の採取期間は、原則として1か月です。

3 ろ過式酸性雨採取装置は、雨水の長期モニタリングの装置で、DG(デポジットゲージ)にろ紙によるろ過機能を取り付け、原則として、2週間に1回の割合で雨水を採取しています。

水質汚濁関係

資-33 水質汚濁に係る環境基準

環境基準（「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102（以下この表、(2)の表、付表1、付表3、付表6、付表7及び付表9において「規格」という。）55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は付表1に掲げる方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は付表1に掲げる方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法又は付表1に掲げる方法
砒 素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2に定める方法又は付表2に掲げる方法
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	付表3に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	付表4に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表5に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロベン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下	付表6に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下	付表7の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/ℓ以下	付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2に定める方法又は付表2に掲げる方法
備 考		
1 基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。(2)において同じ。		

(注) 付表1～9は省略します。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

(ア) 河 川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下	別に水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと	2mg/ℓ以上	—	
測定方法		規格12.1に定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動監 視測定装置によりこ れと同程度の計測結 果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用い る水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	最確数による定量法	
備考 1 基準値は、日間平均値とします(湖沼、海域もこれに準じます。) 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とします(湖沼もこれに準じます。) 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいいます(湖沼、海域もこれに準じます。) 4 最確数による定量法とは、次のものをいいます(湖沼、海域もこれに準じます。) 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB発酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か、又は、大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は、大多数が大腸菌群陰性となるよう適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ) 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下	別に水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2、3級 水産2級 水産3級 浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと	2mg/ℓ以上	—	
測定方法		規格12.1に定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動監 視測定装置によりこ れと同程度の計測結 果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用い る水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しません。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
V	水産3種 水環境 産業環境 3用保 種水全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とします。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用します。				
3 農業用水については、全りん項目の基準値は適用しません。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン 抽出物質(油分等)	
A	水産1級 水 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	検出されないこと	別に水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動監 視測定装置によりこ れと同程度の計測結 果の得られる方法	規格17に定める方法 (ただし、B類型の 工業用水及び水産2 級のうちノリ養殖の 利水点における測定 方法はアルカリ性 法)	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用い る水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	最確数による定量法	付表9に掲げる方法	
備 考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とします。 2 アルカリ性法とは次のものをいいます。 検水50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%) 1mlを加え、次にN/100過マンガン酸カリウム溶液10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているN/100チオ硫酸ナトリウム溶液で、でんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD (O}_2\text{mg/ℓ)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1,000 / 50$ (a): N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値ml (b): 蒸留水について行った空試験値ml $f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
- 〃 2級: ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環 境 保 全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの。（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
IV	水産3種、水生生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とします。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとします。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資-34 水質環境基準の類型あてはめ一覧表

(1) 河 川

水系名	水 域	類 型	達成期間	設定年月日
阿 武 隈 川	阿武隈川上流（堀川合流点より上流） 阿武隈川中流(1)（堀川合流点から五百川合流点まで） 阿武隈川中流(2)（五百川合流点から内川合流点まで）	A C B	直 ち に 5 年 以 内 5 年 以 内	46. 5. 25 閣 議 決 定
	社 川（全域）	A	直 ち に	
	釈迦堂川（影沼橋より上流） 釈迦堂川（影沼橋より下流）	A B	直 ち に 直 ち に	51. 3. 30 県告示354号
	大滝根川（谷田川を含む）	A	5 年 以 内	
	逢瀬川（馬場川合流点より上流） 逢瀬川（馬場川合流点から幕ノ内橋まで） 逢瀬川（幕ノ内橋より下流）	A B D	直 ち に 5 年 以 内 5 年 を 越 え る 期 間 で す み や か に	
	五百川	A	直 ち に	
	荒 川（日ノ倉橋より上流） 荒 川（日ノ倉橋より下流）	A B	直 ち に 直 ち に	
	松 川	A	直 ち に	
	摺上川	A	直 ち に	
	広瀬川（館の腰橋より上流及び小国川） 広瀬川（館の腰橋より下流）	A B	直 ち に 5 年 以 内	
阿 賀 野 川	阿賀野川（大川橋より上流） 阿賀野川（大川橋から日橋川合流点まで）	A B	直 ち に 5 年 を 越 え る 期 間 で す み や か に	48. 3. 31 環境庁告示21号
	阿賀野川（日橋川合流点から新郷ダムまで）	A	5 年 を 越 え る 期 間 で す み や か に	
	阿賀野川（新郷ダムより下流）	A	直 ち に	
	只見川（田子倉貯水池より下流）	A	直 ち に	
	伊南川	A	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
	湯 川（滝見橋より上流） 湯 川（滝見橋より下流）	A B	直 ち に 5 年 以 内	57. 6. 22 県告示818号
	旧湯川	B	5 年 以 内	
	宮 川	A	直 ち に	
	旧宮川	B	直 ち に	
	日橋川	A	直 ち に	
	田付川（猫ノ尾橋より上流） 田付川（猫ノ尾橋より下流）	A B	5 年 以 内 5 年 を 越 え る 期 間 で す み や か に	
	濁 川（濁川橋より上流） 濁 川（濁川橋より下流）	A B	直 ち に 直 ち に	

水系名	水 域	類 型	達成期間	設定年月日
久 慈 川	久慈川	A	5 年 以 内	50. 3. 17 県告示265号
那 珂 川	黒 川	A	直 ち に	
小 泉 川	小泉川 (小泉橋より上流) 小泉川 (小泉橋より下流)	A C	直 ち に 直 ち に	53. 4. 7 県告示458号
宇 多 川	宇多川 (清水橋より上流) 宇多川 (清水橋より下流)	A B	直 ち に 直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
真 野 川	真野川 (桜田橋より上流) 真野川 (桜田橋より下流)	A B	直 ち に 直 ち に	51. 3. 30 県告示354号
新 田 川	新田川 (新田橋より上流) 新田川 (新田橋より下流)	A B	直 ち に 直 ち に	48. 3. 31 県告示273号
小 高 川	小高川 (大江橋より上流) 小高川 (大江橋より下流)	A B	直 ち に 直 ち に	53. 4. 7 県告示458号
請 戸 川	請戸川 高瀬川	A A	直 ち に 直 ち に	48. 3. 31 県告示273号
木 戸 川	木戸川	A	直 ち に	50. 3. 17 県告示265号
浅 見 川	浅見川	A	直 ち に	53. 4. 7 県告示458号
大 久 川	大久川及び小久川	A	直 ち に	51. 3. 30 県告示354号
夏 井 川	夏井川 (好間川合流点より上流) 夏井川 (好間川合流点より下流)	A B	5 年 以 内 5 年 以 内	49. 3. 26 県告示285号
	好間川 (町田橋より上流) 好間川 (町田橋より下流)	A B	直 ち に 直 ち に	51. 3. 30 県告示354号
	仁井田川	A	直 ち に	
藤 原 川	藤原川	C	5 年を越える期間ですみやかに	48. 3. 31 県告示273号
鮫 川	鮫 川 (山田川合流点より上流)	A	直 ち に	49. 3. 26
	鮫 川 (山田川合流点より下流)	B	直 ち に	県告示285号
蛭 田 川	蛭田川	C	5 年を越える期間ですみやかに	48. 3. 31 県告示273号

(注) 阿武隈川水系荒川及び同水系松川、阿賀野川水系日橋川については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。

(2) 湖 沼

ア COD等に係るもの

水 域	類 型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖 桧原湖 小野川湖 秋元湖 曾原湖 雄国沼 磐梯五色沼湖沼群 田子倉貯水池（大鳥ダムより下流） 羽鳥湖	A A A A A A A A A	直ちに 5年以内 〃 〃 〃 〃 〃 〃 直ちに 〃	49. 3. 26 県告示285号
沼沢沼	A	直ちに	53. 4. 7 県告示458号
奥只見貯水池（福島県に属する水域に限る）	A	直ちに	51. 3. 30 県告示354号
尾瀬沼	A	直ちに	56. 4. 10 県告示582号

（注）猪苗代湖及び磐梯五色沼湖沼群については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。

イ 全磷に係るもの

水 域	類 型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖 桧原湖 小野川湖 秋元湖	II II II II	直ちに 〃 〃 〃	61. 3. 11 県告示366号

（注）全窒素については当分の間適用しません。

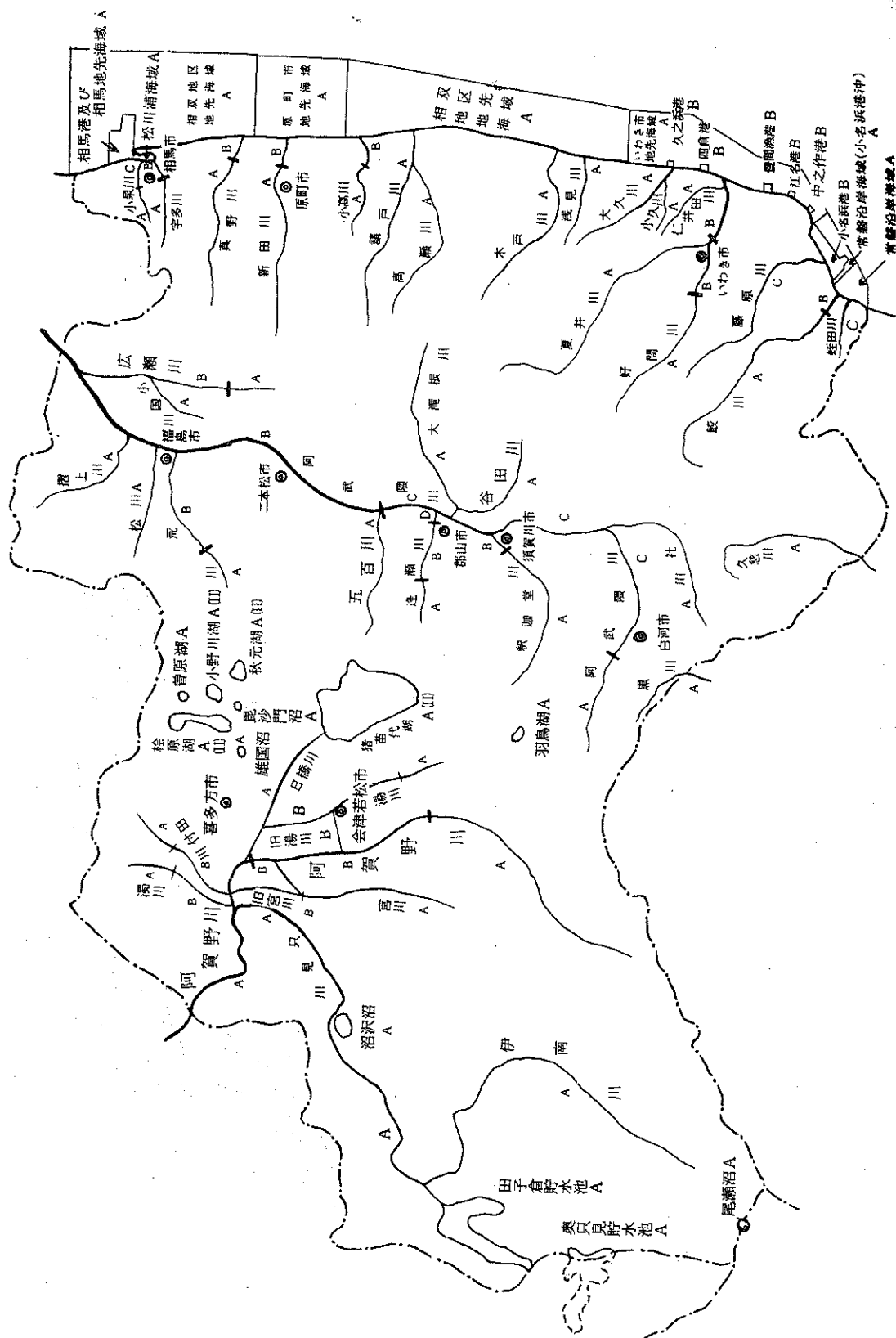
(3) 海 域

水 域	類 型	達成期間	設定年月日
相馬港及び相馬地先海域 次のアからカまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦海域に係る部分を除く。） ア 相馬市旧中村町と旧磯部村境の標柱 イ 点アから真方位90度の線上5,000メートル地点 ウ 相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位90度の線上7,000メートルの地点 エ 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500メートルの地点 オ 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000メートルの地点と点エとを結ぶ線が点カから真方位90度の線と交差する地点 カ 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と旧新地村境の標柱から、336度30分の線上1,650メートルの地点	A	直ちに	51. 3. 30 県告示354号
松川浦海域 （共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について定めた件（昭和48年福島県告示第487号）の公示番号区第1号から区第6号までに定める漁場の区域）	A	直ちに	49. 3. 26 県告示285号
原町市地先海域 次のアからエまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 ア 原町市及び相馬郡小高町境の標柱	A	直ちに	49. 3. 26 県告示285号

水 域	類 型	達成期間	設定年月日
イ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000メートルの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000メートルの地点とを結ぶ線が点アから真方位90度の線と交差する地点 ウ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000メートルの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000メートルの地点とを結ぶ線が原町市及び鹿島町境の標柱から真方位90度の線と交差する地点 エ 原町市及び鹿島町境の標柱			
相双地区地先海域 次のアからオまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦海域及び原町市地先海域に係る部分並びに次のaからfまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に係る部分を除く。) a 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 b 点aから真方位90度の線上5,000メートルの地点 c 相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位90度の線上7,000メートルの地点 d 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500メートルの地点 e 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000メートルの地点と点dとを結ぶ線が点fから真方位90度の線と交差する地点 f 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から336度30分の線上1,650メートルの地点 ア いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱 イ いわき市四倉町及び同市久之浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000メートルの地点と双葉郡富岡町及び同郡檜葉町境の標柱から真方位90度の線上6,160メートルの地点を結ぶ線上で点アから真方位90度の線が交差する地点 ウ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000メートルの地点 エ 福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000メートルの地点 オ 福島県及び宮城県境の標柱	A	直ちに	50. 3. 17 県告示265号
いわき市地先海域 次のアからサまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(久之浜港、四倉港、豊間漁港、江名港及び中之作港に係る部分を除く。) ア 三崎防波堤基部 イ いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690メートルの地点 ウ 点イから真方位193度の線上764メートルの地点 エ 点ウから真方位160度の線上2,000メートルの地点 オ いわき市平豊間及び同市江名境の標柱から真方位131度45分の線上3,000メートルの地点 カ いわき市平豊間塩屋埼灯台から真方位95度の線上4,000メートルの地点 キ いわき市平沼之内及び同市平薄磯境の標柱から真方位95度の線上3,000メートルの地点 ク 夏井川舞子橋中央点(旧夏井村及び旧草野村境の標柱)から真方位105度の線上3,000メートルの地点 ケ いわき市四倉町及び同市久之浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000メートルの地点 コ 双葉郡富岡町及び同郡檜葉町境の標柱から真方位90度の線上6,160メートルの地点と点ケを結ぶ線上で、いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱から真方位90度の線が交差する地点 サ いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱	A	直ちに	49. 3. 26 県告示285号
久之浜港 (東防波堤、同防波堤先端と防波堤Aの先端を結ぶ線、防波堤A、防波堤B、防波堤C及び同防波堤の陸地への延長線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49. 3. 26 県告示285号

水 域	類 型	達成期間	設定年月日
四 倉 港 (南防波堤、同防波堤先端と沖防波堤南端を結ぶ線、沖防波堤、同防波堤の東防波堤への延長線、東防波堤、同防波堤東端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
豊 間 漁 港 (豊間地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤南端を結ぶ線、北防波堤及び同防波堤の陸地への延長線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域並びに沼之内船溜地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
江 名 港 (南防波堤、西防波堤、同防波堤先端と東内防波堤先端を結ぶ線及び東内防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
中 之 作 港 (防波堤A、防波堤B、防波堤C、防波堤D、防波堤E、同防波堤先端と防波堤Fの先端を結ぶ線、防波堤F、沖東防波堤、同防波堤先端と東防波堤先端を結ぶ線及び東防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
小 名 浜 港 (三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第1西防波堤(同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第3曲点まで)、同防波堤第3曲点から158度950メートルの地点まで引いた線、同地点から第2西防波堤の基点まで引いた線、第2西防波堤(基点から第2曲点まで)、同防波堤第2曲点から160度1,110メートルの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	47. 3. 31 県告示273号
常磐沿岸海域 次のアからキまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域 ア 福島県、茨城県境鶴の子崎に設置した標柱 イ 福島県、茨城県境鶴の子崎に設置した標柱より真方位79度30分の線上4,500メートルの点 ウ 勿来龍宮崎西端の標柱より真方位269度の線上370メートルの点より真方位159度20分の線上4,000メートルの点 エ 照島中央より145度15分の線上3,000メートルの点 オ 泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400メートルの点 カ 泉町地内八崎突端真方位223度の線上100メートルの点 キ 泉町地内八崎突端	A	直 ち に	48. 3. 31 県告示273号
常磐沿岸海域(小名浜港沖) 次のアからクまでの点を順次結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域で小名浜港(三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第1西防波堤(同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第3曲点まで)、同防波堤第3曲点から158度950メートルの地点まで引いた線、同地点から第2西防波堤の基点まで引いた線、第2西防波堤(基点から第2曲点まで)、同防波堤第2曲点から160度1,110メートルの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)を除いた海域に限る。 ア 三崎防波堤基部 イ いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690メートルの点 ウ 点イから真方位193度の線上764メートルの点 エ 点ウから真方位160度の線上2,000メートルの点 オ 照島中央より145度15分の線上3,000メートルの点 カ いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400メートルの点 キ いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上100メートルの点 ク いわき市泉町地内八崎突端	A	直 ち に	53. 4. 7 県告示458号

資-35 河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況
(平成7年3月31日現在)



資-36 湖沼の排水規制対象湖沼

No	湖 沼 名	所 在 地	No	湖 沼 名	所 在 地
1	深田ダム貯水池	郡山市	21	雄 国 沼	耶麻郡北塩原村
2	南湖ため池 (南湖)	白河市	22	小 野 川 湖	耶麻郡北塩原村
3	藤倉ダム貯水池	伊達郡桑折町	23	曾 原 湖	耶麻郡北塩原村
4	笠松ダム貯水池	岩瀬郡長沼町	24	桧 原 湖	耶麻郡北塩原村
5	藤沼ダム貯水池 (藤沼貯水池)	岩瀬郡長沼町及び同郡岩瀬村	25	毘 沙 門 沼	耶麻郡北塩原村
6	滑川ダム貯水池	岩瀬郡岩瀬村	26	秋 元 湖	耶麻郡北塩原村及び同郡猪苗代町
7	羽鳥ダム貯水池 (羽鳥湖)	岩瀬郡天栄村	27	沼 沢 沼 (沼沢湖)	大沼郡金山町
8	赤坂ダム貯水池	西白河郡西郷村	28	四時ダム貯水池	いわき市
9	西郷ダム貯水池 (西郷貯水池)	西白河郡西郷村	29	千軒平ダム貯水池 (千軒平ため池)	いわき市
10	犬神ダム貯水池	西白河郡表郷村	30	高の倉ダム貯水池	原 町 市
11	千五沢ダム貯水池 (母畑湖)	石川郡石川町、同郡玉川村及び同郡平田村	31	鉄山ダム貯水池	原 町 市
12	長久保ダム貯水池	田村郡小野町	32	横川ダム貯水池	原 町 市
13	東山ダム貯水池	会津若松市	33	玉野ため池	相 馬 市
14	吉ヶ平ダム貯水池	会津若松市	34	中 富 ため池 (中富堤)	相 馬 市
15	猪 苗 代 湖	会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町	35	館 山 ため池	双葉郡富岡町
16	関柴ダム貯水池	喜多方市	36	坂下ダム貯水池	双葉郡富岡町及び同郡大熊町
17	尾 瀬 沼	南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村	37	唐 神 ため池	相馬郡鹿島町
18	奥只見ダム貯水池 (奥只見湖)	南会津郡檜枝岐村及び新潟県北魚沼郡湯之谷村	38	横 峰 ため池	相馬郡鹿島町
19	田子倉ダム貯水池 (田子倉湖)	南会津郡只見町	39	岩 部 ダム 貯 水 池	相馬郡飯館村
20	大 平 沼	耶麻郡熱塩加納村	(注) 昭和60年5月30日 環境庁告示第27号		

資-37 室素及び湖沼の排水規制対象海域

No	海域名	所在地	範 囲
1	松 川 浦	相 馬 市	相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港堤先端を結んだ線。同堤及び陸岸により囲まれた海域
2	小名浜港	いわき市	小名浜港三崎防波堤、同防波堤先端と三崎波除堤先端を結ぶ線、三崎波除堤、第一西防波堤、第二西防波堤の延長線と第一西防波堤との交点と第二西防波堤東端を結ぶ線、第二西防波堤、大剣防波堤の延長線と第二西防波堤との交点と大剣防波堤先端を結ぶ線、大剣防波堤及び陸岸により囲まれた海域

(注) 平成5年8月27日 環境庁告示第67号

資-38 阿賀野川水系の水質測定結果

(平成6年度)

河川名	測定地点	類型	達成 期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
阿賀野川	◎田 島 橋	A	イ	7.0~7.3	11	1.0	8	1.0	4	2.0×10^2
	大川橋上流			7.2~7.7	10	0.9	0	1.1	4	6.0×10^2
	馬 越 橋	B	ハ	7.2~7.9	10	0.8	0	0.9	4	5.1×10^2
	◎宮 古 橋			7.0~7.8	10	1.4	0	1.6	12	7.7×10^2
	山科地先	A	ハ	6.5~7.6	10	1.3	0	1.4	17	1.5×10^4
	◎新郷ダム			6.9~7.2	10	1.2	17	1.2	7	2.0×10^3
只見川	◎西 谷 橋	A	イ	6.8~7.1	11	1.0	8	1.1	5	5.9×10^2
	◎藤 橋			6.8~7.1	11	1.0	8	1.2	4	5.2×10^2
伊南川	◎青 柳 橋	A	イ	7.0~7.8	11	0.9	8	1.0	4	2.0×10^3
	◎黒 沢 橋			6.9~8.2	11	1.0	17	1.1	6	2.6×10^3
田付川	◎大 橋	A	ロ	7.0~7.6	10	0.9	8	1.0	10	2.1×10^3
	◎下川原橋	B	ハ	7.2~7.7	10	1.8	8	2.0	22	1.4×10^4
宮 川	◎細工名橋	A	イ	7.2~7.6	11	1.5	8	1.8	14	1.7×10^4
旧宮川	◎丈 助 橋	B	イ	7.0~7.4	9.8	2.6	17	2.8	15	5.0×10^4
濁 川	◎濁 川 橋	A	イ	7.1~7.4	11	1.4	8	1.6	13	1.3×10^4
	◎山 崎 橋	B	イ	7.0~7.6	10	1.2	0	1.5	14	6.5×10^3
日橋川	◎南 大 橋	A	イ	6.1~8.0	10	1.0	0	1.2	13	2.3×10^4
湯 川	◎滝 見 橋	A	イ	7.2~8.0	10	1.1	8	1.2	5	3.6×10^3
	◎新湯川橋	B	ロ	6.9~8.9	10	5.0	83	5.8	14	9.5×10^4
	阿賀野川合流前			7.0~7.6	8.8	8.2	100	9.0	17	3.9×10^4
旧湯川	◎粟ノ宮橋	B	ロ	6.9~7.5	9.9	2.2	17	2.9	22	2.1×10^4
押切川	押切川橋	—	—	6.1~7.3	11	1.1	—	1.4	5	2.1×10^3
大塩川	東 栄 橋	—	—	7.0~7.6	10	2.6	—	2.7	65	1.6×10^5
瀬 川	館ノ内橋	—	—	6.7~7.6	11	1.8	—	1.9	14	6.2×10^4
高橋川	新 橋	—	—	7.5~7.7	11	1.4	—	1.5	6	2.4×10^4
小黒川	梅 の 橋	—	—	7.5~7.6	9.8	2.6	—	2.9	11	8.2×10^4
長瀬川	小 金 橋	—	—	3.2~5.2	9.9	1.0	—	1.3	15	2.7×10^3
酸 川	酸 川 野	—	—	2.8~3.1	9.7	0.8	—	1.1	4	7.9×10
舟津川	舟 津 橋	—	—	6.6~7.1	10	1.0	—	1.5	5	1.1×10^4
菅 川	三浜橋上流	—	—	6.3~7.1	10	0.8	—	0.9	3	1.5×10^4
常夏川	大作橋上流	—	—	6.7~7.2	10	1.4	—	2.0	9	2.8×10^4
大江川	尾瀬沼流入前の橋	—	—	6.6~6.9	9.7	0.9	—	1.0	3	2.6×10^3

(注) 1 ◎印は環境基準点を示します。以下同じ。

環境指導課調べ

2 結果は特にことわりのない限り年平均値です。以下同じ。

資-39 阿武隈川水系の水質測定結果

(平成6年度)

河川名	測定地点	類型	達成 期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
阿武隈川	◎羽太橋	A	イ	7.1~7.9	10	1.0	8	1.1	3	1.2×10^3
	田町大橋上流400m	C	ロ	7.4~8.3	11	1.5	0	1.9	3	9.9×10^3
	川ノ目橋			7.2~7.4	12	2.1	0	2.2	13	1.7×10^4
	江持橋			6.5~7.8	9.6	1.9	0	2.3	24	4.5×10^3
	御代田橋			6.7~8.3	9.5	2.2	0	2.6	23	7.6×10^3
	◎阿久津橋			6.5~7.9	9.8	3.0	0	3.5	16	1.7×10^4
	阿武隈橋			6.7~7.7	9.1	3.1	0	3.3	14	1.1×10^4
	高田橋	B	ロ	6.8~7.7	9.5	3.3	58	3.7	13	7.9×10^3
	蓬萊橋			6.5~8.3	10	2.8	39	3.4	11	4.3×10^3
	◎大正橋			6.5~8.7	10	2.6	22	3.0	13	1.2×10^4
広瀬川	◎鎧ノ腰橋上流	A	イ	7.7~8.2	10	1.4	8	1.9	51	2.4×10^4
	地蔵川原橋	B	ロ	7.6~8.4	12	2.3	17	3.0	16	1.0×10^5
	◎阿武隈川合流前			6.6~8.9	10	3.7	58	4.2	18	7.9×10^4
小国川	◎広瀬川合流前	A	イ	7.8~8.4	11	3.1	67	4.3	6	3.7×10^4
摺上川	十綱橋	A	イ	6.8~9.0	12	2.0	42	2.3	5	3.6×10^4
	◎阿武隈川合流前			6.5~9.1	10	1.0	0	1.2	9	9.1×10^3
松川	◎阿武隈川合流前	A	イ	5.5~9.1	10	1.3	8	1.4	26	1.5×10^4
荒川	◎日ノ倉橋上流	A	イ	6.9~7.9	9.3	0.7	0	0.7	11	4.4×10^3
	◎阿武隈川合流前	B	イ	5.8~7.9	9.0	1.1	0	1.1	21	2.0×10^3
五百川	石筵川合流後	A	イ	6.9~7.5	11	1.4	17	2.0	4	2.1×10^4
	上関下橋			7.3~8.5	11	1.6	17	2.0	4	3.1×10^3
	◎阿武隈川合流前			7.6~9.2	12	2.1	50	2.7	10	1.0×10^4
逢瀬川	◎馬場川合流点上流	A	イ	6.9~8.9	11	2.0	50	2.5	5	9.7×10^4
	◎幕ノ内橋上流	B	ロ	7.0~7.5	9.7	5.2	92	6.3	13	2.1×10^5
	◎阿武隈川合流前	D	ハ	7.1~7.6	9.9	6.3	33	8.3	14	1.0×10^5
大滝根川	給引橋	A	ロ	7.3~7.5	12	2.3	100	2.4	13	8.7×10^4
	◎阿武隈川合流前			7.4~8.0	10	1.5	8	1.5	22	1.4×10^5
谷田川	谷田川橋	A	ロ	6.9~7.8	9.7	1.5	25	1.8	10	1.1×10^5
釈迦堂川	◎須賀川市水道取水点	A	イ	7.2~7.4	12	2.3	92	2.4	9	1.8×10^4
	◎阿武隈川合流前	B	イ	6.5~8.4	9.5	2.8	33	3.6	67	7.2×10^4
社川	社川橋	A	イ	7.2~7.3	12	2.0	25	2.0	6	1.0×10^4
	◎王子橋			7.2~7.4	12	2.1	75	2.1	9	3.3×10^4
産々沢川	新川橋	—	—	7.7~9.1	12	2.1	—	2.5	5	1.6×10^5
東根川	阿武隈川合流前	—	—	7.4~7.7	8.2	7.7	—	9.3	16	2.6×10^5
滝川	富士見橋	—	—	7.5~7.9	11	2.6	—	2.5	13	5.7×10^4

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
佐久間川	阿武隈川合流前	—	—	7.8~8.3	12	2.6	—	3.0	13	2.3×10^5
八反田川	八反田橋	—	—	6.7~7.4	10	5.9	—	8.2	17	1.1×10^5
濁川	大森川合流前	—	—	7.2~7.6	9.8	6.9	—	7.8	12	1.7×10^5
	阿武隈川合流前	—	—	7.3~7.8	10	8.2	—	8.0	17	1.2×10^5
須川	須川橋	—	—	3.3~3.5	11	0.5	—	<0.5	1	1.5×10
水原川	下藤内橋	—	—	7.5~8.5	11	1.8	—	2.2	4	3.9×10^4
女神川	鶴巻橋	—	—	7.6~8.3	9.9	5.4	—	4.5	4	9.6×10^4
移川	小瀬川橋	—	—	7.6~7.9	9.8	1.0	—	1.0	18	1.2×10^4
油井川	油井川橋	—	—	7.1~7.6	9.8	2.4	—	2.2	12	5.8×10^4
杉田川	落合橋	—	—	7.3~8.8	11	1.7	—	1.8	5	1.8×10^4
藤田川	阿武隈川合流前	—	—	7.1~7.6	11	2.6	—	2.6	9	2.4×10^4
桜川	小泉橋	—	—	7.7~7.8	10	4.9	—	4.5	5	1.3×10^5
亀田川	逢瀬川合流前	—	—	7.2~7.3	7.6	9.7	—	14	22	7.6×10^5
牧野川	大滝根川合流前	—	—	7.2~7.4	12	2.0	—	2.0	4	1.4×10^4
笹原川	新橋	—	—	6.7~7.8	9.4	6.8	—	7.8	31	1.5×10^5
滑川	旧4号国道下	—	—	7.3~7.4	11	2.3	—	2.4	21	4.7×10^4
今出川	猫啼橋	—	—	7.3~7.4	12	2.2	—	2.3	15	4.2×10^4
北須川	千五沢ダムサイト	—	—	6.7~9.4	9.3	3.1	—	3.6	5	6.1×10^3
藤野川	社川合流前	—	—	7.2~7.3	12	2.1	—	2.1	7	6.8×10^3
谷津田川	阿武隈川合流前	—	—	7.3~7.7	9.0	3.6	—	4.8	2	3.5×10^4
堀川	阿武隈川合流前	—	—	7.6~8.5	11	2.5	—	3.7	4	1.2×10^4
泉川	阿武隈川合流前	—	—	7.4~9.1	11	2.8	—	3.8	11	1.2×10^4

環境指導課調べ

資-40 久慈川、川上川、黒川の水質測定結果

(平成6年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
久慈川	◎松岡橋	A	□	7.7~8.6	11	1.7	33	2.4	3	8.9×10^3
	◎高地原橋			7.7~8.7	10	1.5	25	1.4	5	9.1×10^3
川上川	久慈川合流前	—	—	7.6~7.9	11	1.4	—	1.6	8	9.3×10^3
黒川	◎栃木県境	A	イ	7.3~7.9	10	0.9	0	1.0	2	2.7×10^3

環境指導課調べ

資-41 相双地区河川の水質測定結果

(平成6年度)

河川名	測定地点	類型	達成 期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
小 泉 川	◎小 泉 橋	A	イ	7.3~8.7	12	2.7	67	3.2	5	1.0×10^5
	◎百 間 橋	C	イ	7.4~8.4	9.5	6.3	42	7.2	10	3.4×10^4
宇 多 川	◎堀 坂 橋	A	イ	7.7~8.6	11	0.8	0	1.1	1	1.5×10^3
	◎百 間 橋	B	イ	7.5~8.1	11	1.3	0	1.6	2	9.3×10^2
真 野 川	◎落 合 橋	A	イ	7.2~8.1	11	1.1	0	1.4	3	1.0×10^4
	◎真 島 橋	B	イ	7.3~8.2	9.3	1.2	0	1.3	7	4.3×10^3
新 田 川	◎木 戸 内 橋	A	イ	6.7~9.1	11	0.9	0	1.0	3	3.5×10^3
	◎鮭 川 橋	B	イ	6.8~7.5	11	1.3	0	1.7	3	4.6×10^3
小 高 川	◎善 丁 橋	A	イ	7.1~7.5	11	1.5	33	2.3	6	1.5×10^4
	◎ハ ヅ カ ラ 橋	B	イ	7.0~8.1	8.9	2.3	25	2.7	10	2.8×10^4
請 戸 川	室 原 橋	A	イ	7.1~7.3	10	1.0	0	1.3	3	4.6×10^2
	◎請 戸 橋			7.0~7.3	10	0.9	0	1.2	6	1.6×10^3
高 瀬 川	◎慶 応 橋	A	イ	7.1~7.4	10	0.7	0	0.9	4	2.2×10^3
木 戸 川	西 山 橋	A	イ	7.0~7.4	10	0.7	0	0.8	4	3.7×10^3
	◎長 瀬 橋			7.1~7.6	10	0.6	0	0.6	5	3.8×10^3
	◎木 戸 川 橋			7.1~7.5	10	0.6	0	0.5	4	3.1×10^3
浅 見 川	◎坊 田 橋	A	イ	7.0~7.4	11	0.7	0	0.8	1	2.9×10^3
	広野町水道取水点上流			7.1~7.4	9.9	0.6	0	0.7	<1	1.9×10^2
地 蔵 川	山 崎 前 橋	—	—	7.3~8.2	12	2.3	—	2.9	8	1.1×10^4
太 田 川	丸 山 橋	—	—	6.9~7.3	10	1.5	—	1.6	9	1.8×10^4
前 田 川	中 浜 橋	—	—	6.9~7.2	8.7	1.4	—	1.5	9	3.6×10^3
熊 川	三 熊 橋	—	—	7.1~7.3	10	0.8	—	1.1	3	2.0×10^3
富 岡 川	小 浜 橋	—	—	7.1~7.3	10	1.0	—	1.4	14	1.3×10^4
井 出 川	本 釜 橋	—	—	7.1~7.5	9.2	0.7	—	0.7	3	1.1×10^4

環境指導課調べ

資-42 いわき地区河川の水質測定結果

(平成6年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
夏井川	◎北ノ内橋	A	□	7.2~7.4	12	2.3	100	2.4	13	5.7×10^4
	◎久太夫橋			7.2~7.5	9.7	0.8	8	0.8	32	6.0×10^3
	◎六十枚橋	B	□	7.2~7.3	9.1	1.5	8	1.7	13	2.9×10^4
好間川	◎岩穴つり橋	A	イ	7.4~8.5	10	0.6	0	0.7	5	2.1×10^3
	◎夏井川合流前	B	イ	7.2~7.8	10	2.6	33	3.5	5	3.6×10^4
藤原川	◎愛谷川橋	C	ハ	7.1~8.1	9.3	1.9	0	2.3	5	—
	島橋			7.4~7.7	7.4	3.8	17	3.9	11	—
	◎みなと大橋			6.9~7.6	5.2	4.4	33	6.5	13	—
蛭田川	◎小塙橋	C	ハ	7.1~7.9	9.6	4.1	33	5.7	8	—
	◎蛭田橋			7.1~7.4	7.2	6.0	50	7.4	7	—
大久川	◎陰磯橋	A	イ	7.0~7.9	9.3	3.3	67	3.5	6	3.8×10^4
小久川	連郷橋	A	イ	7.1~7.3	9.6	0.7	0	0.7	4	5.0×10^3
仁井田川	霞田橋	A	イ	7.5~8.0	10	1.0	0	1.3	11	1.5×10^3
	◎松葉橋			7.3~8.1	9.0	1.4	8	1.6	9	9.3×10^3
鮫川	◎井戸沢橋	A	イ	7.3~7.9	9.7	0.6	0	0.7	3	2.7×10^2
	◎鮫川橋	B	イ	7.1~8.0	9.6	1.7	17	2.1	4	9.8×10^3
新川	古川橋	—	—	7.0~7.0	5.2	6.2	—	6.7	15	3.3×10^4
	一之矢橋	—	—	7.1~7.2	6.8	7.3	—	6.0	9	5.8×10^4
滑津川	高久橋	—	—	7.4~7.6	7.9	3.7	—	3.2	14	—
矢田川	矢田川橋	—	—	7.2~7.4	5.3	5.2	—	6.1	16	—
宝珠院川	藤原川合流前	—	—	6.5~6.9	5.1	3.3	—	4.5	17	—
四時川	鮫川合流前	—	—	7.4~7.5	10	0.7	—	0.9	2	5.5×10^2

環境指導課調べ

資-43 湖沼の水質測定結果

ア COD等に係るもの

(平成6年度)

湖 沼 名	測 定 地 点	類 型	達 成 期 間	pH	DO (mg/ℓ)	C O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年 平 均 値 (mg/ℓ)	超 過 率 (%)	75% 値 (mg/ℓ)		
尾 瀬 沼	◎湖 心	A	イ	6.5~8.8	8.3	2.8	17	3.0	2	1.8×10
	長蔵小屋南西250m			6.9~7.5	8.4	2.9	50	3.3	2	7.8×10
	東電取水口付近			6.8~7.5	8.2	2.6	17	2.8	1	2.6×10
	沼 尻			6.8~7.5	8.2	2.7	33	3.2	1	4.2×10
奥只見貯水池	◎湖 心	A	イ	6.8~7.6	8.5	1.7	0	1.8	1	9.2×10
田子倉貯水池	◎湖 心	A	イ	6.9~8.4	9.3	1.8	0	2.2	1	3.1×10 ²
沼 沢 沼	◎湖 心	A	イ	7.0~8.4	9.2	1.9	0	2.3	1	8.0×10
猪 苗 代 湖	◎湖 心	A	イ	5.0~5.2	11	0.5	0	<0.5	<1	2.1×10
	小石ヶ浜水門			4.9~5.2	10	<0.5	0	<0.5	<1	2.1×10
	天 神 浜			4.2~5.3	9.3	<0.5	0	<0.5	1	3.7×10
	安積疎水取水口			4.8~5.1	9.7	<0.5	0	<0.5	<1	4.2×10
	浜 路 浜			4.8~5.2	9.0	0.7	0	0.8	<1	2.2×10 ²
	舟 津 港			4.8~5.7	9.2	0.7	0	0.6	1	4.1×10
	青 松 ヶ 浜			4.7~5.5	9.2	0.7	0	0.5	1	7.3×10
	高橋川河口付近			5.1~6.7	10	0.6	0	0.5	1	3.6×10 ²
桧 原 湖	◎湖 心	A	ロ	6.8~7.7	9.1	1.7	0	1.8	1	1.6×10 ²
	湖 北 部			7.1~7.8	9.2	1.7	0	1.9	1	1.2×10 ²
	湖 南 部			7.2~7.9	9.0	1.7	0	1.7	1	4.0×10 ²
小 野 川 湖	◎湖 心	A	ロ	7.2~7.7	9.2	1.9	0	2.3	1	3.6×10 ²
	湖 東 部			7.2~8.3	9.2	1.9	0	2.3	1	6.4×10 ²
	湖 西 部			7.2~8.0	9.2	2.0	0	2.7	2	7.4×10 ²
秋 元 湖	◎湖 心	A	ロ	6.8~8.2	8.8	2.7	29	3.5	4	8.9×10 ²
	湖 東 部			7.2~8.2	9.4	2.4	14	2.8	2	1.3×10 ³
	湖 西 部			7.2~8.2	9.2	2.2	0	3.0	2	5.0×10 ²
曾 原 湖	◎湖 心	A	ロ	7.0~7.5	9.3	2.4	14	2.8	1	5.4×10 ³
雄 国 沼	◎湖 心	A	ロ	6.7~7.1	8.7	4.9	86	5.9	10	8.6×10
昆 沙 門 沼	◎湖 心	A	ロ	5.8~6.4	8.8	0.5	0	0.5	1	3.5×10
羽 鳥 湖	◎湖 心	A	イ	7.2~7.3	11	1.2	0	1.3	2	1.5×10 ³

環境指導課調べ

イ 全^{りん}燐等に係るもの

(平成6年度)

湖 沼 名	測 定 地 点	類 型	達成期間	全 ^{りん} 燐 (mg/ℓ)	全 窒 素 (mg/ℓ)
尾 瀬 沼	湖 心	—	—	0.010	0.23
	長蔵小屋南西250m			0.008	0.30
	東電取水口付近			0.010	0.29
	沼 尻			0.008	0.26
奥只見貯水池	湖 心	—	—	0.005	0.13
田子倉貯水池	湖 心	—	—	0.007	0.20
沼 沢 沼	湖 心	—	—	0.004	0.22
猪 苗 代 湖	◎ 湖 心	II	イ	0.003	0.25
	小石ヶ浜水門			0.003	0.25
	天神浜			0.003	0.25
	安積疎水取水口			0.003	0.25
	浜 路 浜			0.003	0.32
	舟 津 港			0.003	0.34
	青 松 ヶ 浜			0.003	0.35
	高橋川河口付近			0.005	0.28
桧 原 湖	◎ 湖 心	II	イ	0.005	0.14
	湖 北 部			0.006	0.14
	湖 南 部			0.007	0.13
小 野 川 湖	◎ 湖 心	II	イ	0.007	0.14
	湖 東 部			0.007	0.15
	湖 西 部			0.009	0.15
秋 元 湖	◎ 湖 心	II	イ	0.006	0.15
	湖 東 部			0.007	0.17
	湖 西 部			0.006	0.15
曾 原 湖	湖 心	—	—	0.008	0.18
雄 国 沼	湖 心	—	—	0.027	0.37
毘 沙 門 沼	湖 心	—	—	0.005	<0.05
羽 鳥 湖	湖 心	—	—	0.017	0.33

(注) 全^{りん}燐、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。

環境指導課調べ

資-44 海域の水質測定結果

(平成6年度)

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	C O D			油 分 (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超 過 率 (%)	75 % 値 (mg/ℓ)		
相双地区 地先海域	◎ 釣 師 浜 漁 港 沖 約 2,000 m 付 近	A	イ	8.1~8.2	9.0	1.4	0	1.6	ND	0.9
	◎ 真 野 川 沖 約 2,000 m 付 近			8.1~8.2	9.0	1.5	0	1.6	ND	2.6×10 ³
	◎ 請 戸 川 沖 約 2,000 m 付 近			8.1~8.2	9.4	1.1	0	1.3	ND	8.5
	東電第1原発沖 約1,000m			8.1~8.2	8.6	1.2	0	1.7	ND	1.3
	東電第2原発沖 約1,000m			8.1~8.2	8.3	1.2	0	1.6	ND	0.3
	東電広野火発沖 約1,000m			8.1~8.2	8.3	1.1	0	1.6	ND	1.3
松川浦 海 域	◎ 漁 業 権 区 域 区 1 号 中 央 付 近	A	イ	7.8~8.2	8.1	1.3	0	1.6	ND	2.6×10 ²
	◎ 漁 業 権 区 域 区 3 号 中 央 付 近			7.8~8.2	8.3	1.2	0	1.5	ND	3.2×10 ²
	浦の出入口付近			8.0~8.2	8.2	1.3	0	1.5	ND	1.2×10 ²
相馬港 及び相馬 地先海域	◎ 地 蔵 川 沖 約 2,500 m 付 近	A	イ	8.1~8.2	9.1	1.0	0	1.3	ND	1.5
	◎ 相馬港南防波堤屈曲 部西約200m付近			8.0~8.3	8.9	1.1	0	1.3	ND	2.1
原 町 市 地先海域	◎ 原町市特別都市下水 路沖約1,000m付近	A	イ	8.1~8.2	9.3	1.2	0	1.5	ND	3.5
	◎ 新 田 川 沖 約 1,000 m 付 近			8.1~8.2	9.0	0.9	0	1.1	ND	5.8×10 ²
	◎ 新 田 川 沖 約 5,000 m 付 近			8.1~8.2	9.2	0.8	0	0.8	ND	0
いわき市 地先海域	◎ 中 之 作 港 沖 約 1,000 m 付 近	A	イ	8.1~8.3	8.3	1.5	0	1.8	ND	2.1
	◎ 豊 間 漁 港 沖 約 1,500 m 付 近			8.1~8.3	8.4	1.4	0	1.8	ND	7.0
	◎ 夏 井 川 沖 約 1,500 m 付 近			8.1~8.3	8.5	1.6	17	1.9	ND	2.9×10 ²
久之浜港	◎ A・B防波堤接部 西 約 150 m	B	イ	8.0~8.2	8.1	1.6	0	1.7	ND	—
四 倉 港	◎ 埠 頭 先 東 約 30 m	B	イ	8.0~8.2	8.1	1.8	11	2.0	ND	—
豊間漁港	◎ 中防波堤先西約30m	B	イ	8.0~8.3	8.2	1.5	0	1.8	ND	—
	◎ 漁 港 内 中 央 付 近			8.0~8.2	8.1	1.7	0	2.0	ND	—
江 名 港	◎ 東 内 防 波 堤 先 北 西 約 50 m	B	イ	7.9~8.2	7.3	2.2	11	2.5	ND	—
中之作港	◎ 西 南 防 波 堤 先 約 200 m	B	イ	8.0~8.3	8.1	1.5	0	1.9	ND	—

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	C O D			油分 (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/ℓ)	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
小名浜港	④ 4号埠頭先	B	イ	8.0~8.8	8.7	2.4	22	2.9	ND	—
	西防波堤第2の北約400m			8.1~8.5	8.5	2.2	17	2.7	—	—
	漁港区内			8.1~8.7	8.8	3.6	83	4.2	—	—
常磐沿岸 海城	① 蛭田川沖南南東約2,500m	A	イ	8.1~8.3	8.5	1.8	17	1.9	ND	4.2×10^2
	② 鮫川沖南約2,000m			8.1~8.3	8.5	1.6	0	1.7	ND	3.0×10^2
	③ 照島東南南東約800m			8.1~8.3	8.6	1.9	50	2.3	—	—
	④ 蛭田川沖東約1,000m			8.1~8.3	8.4	1.8	17	1.9	—	—
	⑤ 勿来港外の漁港区内			8.1~8.3	8.5	1.6	17	1.9	—	—
	⑥ 小浜港外の漁港区内			8.0~8.3	8.2	2.1	33	2.5	—	—
常磐沿岸 海城 (小名浜港沖)	⑦ 番所灯台真方位245度線上2,000m	A	イ	8.1~8.2	8.4	1.6	17	2.0	ND	7.0
	⑧ 八崎灯台真方位115度線上1,500m			8.1~8.3	8.6	1.9	33	2.2	ND	6.6×10

環境指導課調べ

資-45 水浴場の水質測定結果

(1) 遊泳期間前における水浴場の水質測定結果

(平成6年度)

番 号	水浴場名		市町村名	調査 月日	水 質					判 定	平成 5年度
					ふ ん 便 性 大腸菌群数 (個/100ml) 最小～最大 (平均)	COD (mg/ℓ) 最小～最大 (平均)	pH 最小～最大	透 明 度 (m)	油 膜		
1	はつ波	たかし立	いわき市	5/23 5/26	<2～8 (2)	1.1～2.4 (1.5)	8.1～8.2	1<	無	A	A
2	よつ四	くろ倉	〃	5/23 5/26	<2～16 (6)	1.6～2.4 (1.9)	8.1～8.2	1<	無	A	AA
3	うづ薄	いば磯	〃	5/23 5/26	<2～4 (<2)	1.0～2.0 (1.3)	8.1～8.2	1<	無	AA	A
4	とよ豊	よ間	〃	5/23 5/26	<2～40 (13)	1.1～2.2 (1.5)	8.1～8.2	1<	無	A	A
5	なが永	きよ崎	〃	5/23 5/26	26～100 (58)	0.9～1.5 (1.2)	8.1～8.2	1<	無	A	A
6	なな勿	こま来	〃	5/23 5/26	<2～10 (4)	0.8～1.2 (1.1)	8.1～8.2	1<	無	A	AA
7	はらがま 原釜・	おぼ 尾浜	相馬市	5/16 ～17	300～380 (360)	1.0～1.3 (1.2)	8.1～8.2	1<	年	B	A
8	ふた双	ば葉	双葉町	5/17 5/19	<2～34 (11)	1.0～2.8 (1.9)	8.0～8.1	1<	無	A	AA
9	いわ岩	さわ沢	檜葉町	5/17 5/19	<2～2 (<2)	1.1～2.8 (2.0)	8.1～8.2	1<	無	AA	AA
10	し志	だ田	猪苗代町	5/17 5/24	<2～<2 (<2)	<0.5～0.9 (0.6)	4.7～5.3	全透	無	AA	AA
11	てん天	じん神	〃	5/24 6/1	<2～2 (<2)	1.3～1.6 (2.0)	4.3～6.9	全透	無	AA	AA

(注) 調査の実施主体は、1～6がいわき市、7～11が福島県です。

環境指導課調べ

備考 環境庁による判定基準 (2)の表も同じ)

区 分	ふん便性大腸菌群数	油 膜 の 有 無	C O D	透 明 度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2 mg/ℓ 以下 (湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全 透 (水深1m以上)
	水質 A 100個/100ml以下			
	水質 B 100個/100mlを超えて 1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	上 記 以 外	上記以外
不適	1,000個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる		

(注) 1 ふん便性大腸菌群数、COD、透明度については、同一水浴場に関して得た測定値の平均によります。

なお、「不検出」とは、平均値が検出限界を下回ることです。

2 「適」と判定された場合も、「水質 B」と判定されたもののうち、①ふん便性大腸菌群数が400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの及び②油膜が認められたものは、「改善対策を要するもの」とされます。

(2) 遊泳期間中における水浴場の水質測定結果

(平成6年度)

番号	水浴場名	市町村名	調査月日	水 質					判定	平成5年度
				ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml) 最小～最大 (平均)	COD (mg/l) 最小～最大 (平均)	pH 最小～最大	透 明 度 (m)	油 膜		
1	はつ 波 立	いわき市	7/25 7/28	4～32 (13)	0.9～1.2 (1.1)	8.1～8.2	1<	無	A	A
2	よつ 四 倉	〃	7/25 7/28	6～380 (190)	1.0～1.6 (1.3)	8.1	1<	無	B	B
3	うす 薄 磯	〃	7/25 7/28	<2～60 (13)	0.7～1.2 (1.0)	8.2～8.3	1<	無	A	A
4	とよ 豊 間	〃	7/25 7/28	4～210 (120)	0.6～1.5 (1.1)	8.1～8.2	1<	無	B	A
5	なが 永 崎	〃	7/25 7/28	2～280 (130)	0.8～1.8 (1.2)	8.1～8.2	1<	無	B	A
6	と 勿 来	〃	7/25 7/28	<2～100 (20)	0.8～1.5 (1.2)	8.2	1<	無	A	AA
7	はらがま 原釜・尾浜	相馬市	7/26 7/27	<2～4 (<2)	1.6～2.4 (1.9)	8.1～8.3	1<	無	AA	B
8	ふた 双 葉	双葉町	7/27 8/1	<2～16 (5)	1.5～2.0 (1.7)	8.0～8.1	1<	無	A	B
9	いわ 岩 沢	檜葉町	7/27 8/1	<2～8 (3)	1.4～2.0 (1.7)	8.1～8.2	1<	無	A	A
10	し 志 田 浜	猪苗代町	7/28 8/3	<2～<2 (<2)	<0.5～1.2 (0.8)	5.2～7.7	全 透	無	AA	AA
11	てん 天 神 浜	〃	7/28 8/18	<2～<2 (<2)	<0.5～0.8 (0.7)	4.3～4.7	全 透	無	AA	AA

(注) 調査の実施主体は、1～6がいわき市、7～11が福島県です。

環境指導課調べ

資-46 地下水の水質測定結果

(1) 評価基準及び汚染の有無を判断する数値等

(単位: mg/ℓ)

環境基準健康項目	評価基準	検出の有無を判断する数値
カドミウム	0.01 以下	0.001
全シアン	検出されないこと	0.1
鉛	0.01 以下	0.005
六価クロム	0.05 以下	0.04
砒素	0.01 以下	0.005
総水銀	0.0005以下	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005
P C B	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002
チウラム	0.006 以下	0.0006
シマジン	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002
ベンゼン	0.01 以下	0.001
セレン	0.01 以下	0.002

(平成元年9月14日付け環境庁水質保全局長通知)
(平成5年3月8日付け 同 改正)

<評価の方法等>

- (1) 評価基準の「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号(平成5年3月8日付け環境庁告示第16号で一部改正)の方法により当該項目を測定した場合において、その項目が検出されないことをいいます。
- (2) 環境基準健康項目については、検出限界値を示した所定の測定方法で測定した場合、その物質の検出の有無をもって、「汚染のあり・なし」を判断することとなっています。
- (3) 評価基準は、飲用指導等の行政的対応をとる際の基準であり、「水質汚濁に係る環境基準」と同じ数値です。

(2) 評価基準超過地点及び測定結果 (概況調査)

(単位: mg/ℓ)

調査の種類	評価基準超過地点	測定結果		参考(推定汚染源)
		1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	
工場等周辺調査	飯野町 明治	0.063	* 0.64	有線通信機械器具製造業
評価基準		1.0	0.02	

(注) 「*」は評価基準を超えたことを示します。

環境指導課調べ

(3) 定期モニタリング調査の追加項目の測定結果 (ジクロロメタン及びトリクロロエチレン等の変化物質)

測定項目	調査井戸数	汚染なし	汚染が判明した井所数		
			計	評価基準以下	評価基準超過
ジクロロメタン	1	0 (0 %)	1 (100%)	0 (0 %)	1 (100%)
1,2-ジクロロエタン	56	54 (96.4%)	2 (3.6%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)
1,1,2-トリクロロエタン	56	54 (96.4%)	2 (3.6%)	2 (3.6%)	0 (0 %)
1,1-ジクロロエチレン	56	44 (78.6%)	12 (21.4%)	11 (19.6%)	1 (1.8%)
シス-1,2-ジクロロエチレン	56	36 (64.3%)	20 (35.7%)	8 (14.3%)	12 (21.4%)

(4) 定期モニタリング調査の追加項目の評価基準超過地点 (ジクロロメタン及びトリクロロエチレン等の変化物質)

(単位: mg/ℓ)

評価基準超過地点	評価基準の超過項目及びその測定値	評価基準	参考(推定汚染源)
福島市 瀬上	ジクロロメタン (0.054)	0.02	医薬品製造業
須賀川市 南上町	1,2-ジクロロエタン (0.0042)	0.004	電気機械器具製造業
郡山市 笹川	1,1-ジクロロエチレン (0.078)	0.02	化学工業製品製造業
	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.096)	0.04	
福島市 泉	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.058)	0.04	洗濯業
福島市 郷野目	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.59)	0.04	窯業・ガラス繊維製造業、金属製品製造業
郡山市 富久山町久保田	シス1,2-ジクロロエチレン (0.099)	0.04	不明
郡山市 富久山町福原	シス-1,2-ジクロロエチレン (2.1)	0.04	不明
郡山市 富久山町福原	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.29)	0.04	不明
郡山市 外河原	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.21)	0.04	不明
白河市 円明寺	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.085)	0.04	洗濯業
梁川町 本町	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.084)	0.04	洗濯業
保原町 8丁目	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.18)	0.04	洗濯業
川俣町 八反田	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.060)	0.04	電気機械器具製造業
本宮町 上町	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.14)	0.04	洗濯業

(5) 汚染井戸周辺地区調査結果

調査の区分	評価基準超過地区	地点数	調査結果			評価基準を 超過した項目	参考(推定汚染源)
			ND	以下	超過		
概況調査(工場等周辺調査)の結果により実施した地区	飯野町 明治	11	8	2	1	TCE	有線通信機械器具製造業
②定期モニタリング調査の結果により実施した地区	福島市 渡利	3	0	3	0		洗 濯 業
	福島市 泉	2	2	0	0		洗 濯 業
	福島市 郷野目	3	2	0	1**	cis-1,2-DCE	*1
	白河市 円明寺	2	2	0	0		洗 濯 業
	須賀川市 南上町	4	3	1	0		電気機械器具製造業
	梁川町 本町	7	5	2	0		洗 濯 業
	保原町 8丁目	3	3	0	0		洗 濯 業
	川俣町 八反田	8	5	2	1**	cis-1,2-DCE	電気機械器具製造業
	本宮町 上町	4	2	1	1**	cis-1,2-DCE	洗 濯 業
	小 計	36	24	9	3		
合 計		47	32	11	4		

環境指導課調べ

- (注) 1 「調査結果」の「ND」は検出せず、「以下」は評価基準以下、「超過」は評価基準超過を示します。
 2 「評価基準を超過した項目」の「TCE」はトリクロロエチレン、「cis-1,2-DCE」はシス-1,2-ジクロロエチレンをそれぞれ示します。
 3 **の3地区は、以前に TCE、PCE、MC のいずれかの汚染が確認されている地区です。
 4 *1 は、窯業・ガラス繊維製造業、金属製品製造業を示します。

資-47 管内別特定事業場数

(平成6年度)

号番号	業 種 及 び 施 設	福 保 健 所	会津若松 保 健 所	郡 山 公害対策 センター	い わ き 公害対策 センター	郡 山 市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
1	鉱 業 ・ 水 洗 炭 業	1	—	2	—	—	—	3
1の2	豚 房 ・ 牛 房 ・ 馬 房	208	223	287	165	131	72	1,086
2	畜 産 食 料 品	26	6	5	11	5	5	58
3	水 産 食 料 品	4	—	—	18	—	150	172
4	農 産 保 存 食 料 品	28	137	10	8	3	9	195
5	みそ・しょうゆ・調味料	40	40	29	7	7	36	159
6	小 麦 粉	—	—	1	—	—	—	1
7	砂 糖	—	—	—	—	—	—	—
8	パン・菓子・製あん	5	—	4	5	—	5	19
9	米 菓 ・ こ う じ	3	1	1	—	—	—	5
10	飲 料	21	49	23	5	9	18	125
11	動物系飼料・有機肥料	2	—	—	—	—	—	2
12	動 植 物 油 脂	1	1	—	—	2	—	4
13	イ ー ス ト	—	—	—	—	—	—	—
14	でん粉・化工でん粉	—	—	—	—	—	—	—
15	ぶどう糖・水あめ	—	—	—	—	—	—	—
16	め ん 類	7	22	8	9	5	14	65
17	豆 腐 ・ 煮 豆	189	218	124	53	55	45	684
18	インスタントコーヒー	—	—	—	—	—	—	—
18の2	冷 凍 調 理 食 品	5	—	2	2	—	1	10
18の3	た ば こ	—	—	1	—	1	—	2
19	紡 績 ・ 繊 維 製 品	18	10	15	4	2	8	57
20	洗 毛 業	—	—	—	—	—	—	—
21	化 学 繊 維	—	—	—	—	—	—	—
21の2	一般製材・木材チップ	1	—	4	—	—	—	5
21の3	合 板	—	—	—	—	—	—	—
21の4	パ ー テ ク ル ボ ー ド	—	—	—	—	—	—	—
22	木 材 薬 品 処 理	2	1	8	5	1	33	50
23	パルプ・紙・紙加工品	—	1	2	1	—	2	6
23の2	新聞・出版・印刷・製版	21	2	10	2	6	4	45
24	化 学 肥 料	—	—	—	—	1	3	4
25	水銀電解カ性ソーダ・カリ	—	—	—	—	—	—	—
26	無 機 顔 料	—	—	—	—	—	2	2
27	その他の無機化学工業製品	—	2	1	5	5	8	21
28	アセチレン誘導品	—	—	—	—	—	—	—

号番号	業種及び施設	福 島 所 保 健 所	会津若松 保 健 所	郡 山 策 公 害 対 策 セ ン タ ー	い わ き 公 害 対 策 セ ン タ ー	郡 山 市 (政 令 市)	い わ き 市 (政 令 市)	計
29	コ ー ル タ ー ル 製 品	-	-	-	-	-	-	-
30	発 酵 工 業	-	-	-	-	-	-	-
31	メ タ ン 誘 導 品	-	-	-	-	-	-	-
32	有 機 顔 料 ・ 合 成 染 料	1	-	-	-	-	2	3
33	合 成 樹 脂	-	1	-	1	-	2	4
34	合 成 ゴ ム	-	-	-	-	-	-	-
35	有 機 ゴ ム 薬 品	-	-	-	1	-	-	1
36	合 成 洗 剤	-	-	-	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業	-	-	-	-	-	1	1
38	石 け ん	-	-	-	-	-	-	-
39	硬 化 油	-	-	-	-	-	-	-
40	脂 肪 酸	-	-	-	-	-	-	-
41	香 料	-	-	-	1	1	-	2
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ	-	-	-	-	-	-	-
43	写 真 感 光 材 料	-	-	-	1	-	-	1
44	天 然 樹 脂	-	-	-	-	-	-	-
45	木 材 化 学 工 業	-	-	-	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品	-	1	1	5	4	8	19
47	医 薬 品	2	1	2	3	2	4	14
48	火 薬	-	-	1	-	-	-	1
49	農 薬	1	-	1	1	2	-	5
50	有 害 物 質 含 有 試 薬	-	-	-	-	-	-	-
51	石 油 精 製	-	-	-	-	-	-	-
51の2	タイヤ・工業用ゴム	1	2	4	-	-	-	7
51の3	医療・衛生用ゴム	-	-	-	1	-	-	1
52	皮 革	1	1	1	-	-	-	3
53	ガラス・ガラス製品	5	18	39	4	4	2	72
54	セ メ ン ト 製 品	15	17	21	10	14	41	118
55	生 コ ン ク リ ー ト	21	38	17	12	9	14	111
56	有 機 質 砂 壁 材	-	-	-	-	-	-	-
57	人 造 黒 鉛 電 極	-	-	-	-	-	-	-
58	窯 業 原 料 の 精 製	-	4	1	-	1	-	6
59	砕 石	1	13	9	9	-	8	40
60	砂 利 採 取	10	34	14	2	4	11	75
61	鉄 鋼	4	1	1	-	1	-	7
62	非 鉄 金 属	1	7	3	2	2	3	18

号番号	業 種 及 び 施 設	福 保 健 所	会津若松 保 健 所	郡 山 公害対策 センター	い わ き 公害対策 センター	郡 山 市 (政令市)	い わ き 市 (政令市)	計
63	金 属 製 品 ・ 機 械 器 具	22	4	36	5	9	17	93
63の2	空 き び ん 卸 売 業	—	1	—	—	1	—	2
64	ガ ス 供 給 ・ コ ー ク ス	1	—	—	—	—	—	1
64の2	水 道 ・ 工 業 用 水 道	2	3	1	3	1	6	16
65	酸 ・ アルカリ表面処理	24	19	42	15	7	19	126
66	電 気 め っ き	7	7	12	7	9	5	47
66の2	旅 館	314	1,300	286	210	152	345	2,607
66の3	共 同 調 理 場	8	3	3	1	2	5	22
66の4	弁 当 仕 出 屋 等	1	2	—	—	2	4	9
66の5	飲 食 店 等	14	31	12	2	8	7	74
66の6	そば・うどん・すし店等	—	1	—	—	—	—	1
66の7	料亭・バー・キャバレー等	—	—	—	—	—	—	—
67	洗 た く	83	114	100	41	54	100	492
68	写 真 現 像	12	22	12	9	13	11	79
68の2	病 院	1	3	4	1	6	1	16
69	と 畜 ・ ヘ い 獣 取 扱	1	5	3	1	—	2	12
69の2	中 央 卸 売 市 場	1	—	—	—	—	—	1
69の3	地 方 卸 売 市 場	—	—	—	—	1	—	1
70	廃 油 処 理 施 設	—	—	—	—	—	1	1
70の2	自 動 車 分 解 整 備 事 業	2	2	1	—	3	—	8
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	95	74	67	53	124	73	486
71の2	科学技術の試験・研究機関	21	15	14	12	8	15	85
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	4	5	8	3	3	2	25
71の4	産業廃棄物処理施設	1	1	4	2	3	2	13
72の5	TCE・PCEの洗浄施設	—	6	10	1	—	—	17
71の6	TCE・PCEの蒸留施設	1	—	—	—	2	—	3
72	し 尿 処 理 施 設	50	36	82	22	32	31	253
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	3	5	2	10	3	4	27
74	特定事業場排水の処理施設	1	3	2	—	4	—	10
合 計		1,314	2,513	1,353	751	724	1,160	7,815

環境指導課調べ

資-48 管内別規制対象特定事業場数

(平成6年度)

号番号	業 種 及 び 施 設	福 島 県 保 健 所	会 津 若 松 保 健 所	郡 山 県 公 害 対 策 セ ン タ ー	い わ き 公 害 対 策 セ ン タ ー	郡 山 市 (政 令 市)	い わ き 市 (政 令 市)	計
1	鉱 業 ・ 水 洗 炭 業	1	—	1	—	—	—	2
1の2	豚 房 ・ 牛 房 ・ 馬 房	—	—	5	3	—	3	11
2	畜 産 食 料 品	9	3	3	2	4	3	24
3	水 産 食 料 品	—	—	—	1	—	21	22
4	農 産 保 存 食 料 品	12	5	5	2	—	2	26
5	みそ・しょうゆ・調味料	2	2	—	—	1	—	5
6	小 麦 粉	—	—	—	—	—	—	—
7	砂 糖	—	—	—	—	—	—	—
8	パン・菓子・製あん	—	—	—	—	—	2	2
9	米 菓 ・ こ う じ	—	1	1	—	—	—	2
10	飲 料	6	5	6	—	3	—	20
11	動物系飼料・有機肥料	—	—	—	—	—	—	—
12	動 植 物 油 脂	—	—	—	—	1	—	1
13	イ ー ス ト	—	—	—	—	—	—	—
14	でん粉・化工でん粉	—	—	—	—	—	—	—
15	ぶどう糖・水あめ	—	—	—	—	—	—	—
16	め ん 類	2	—	—	—	—	—	2
17	豆 腐 ・ 煮 豆	1	—	—	1	2	—	4
18	インスタントコーヒー	—	—	—	—	—	—	—
18の2	冷 凍 調 理 食 品	2	—	2	1	—	1	6
18の3	た ば こ	—	—	1	—	1	—	2
19	紡 績 ・ 繊 維 製 品	15	3	4	2	—	1	25
20	洗 毛 業	—	—	—	—	—	—	—
21	化 学 繊 維	—	—	—	—	—	—	—
21の2	一般製材・木材チップ	—	—	1	—	—	—	1
21の3	合 板	—	—	—	—	—	—	—
21の4	パ ー テ ク ル ボ ー ド	—	—	—	—	—	—	—
22	木 材 業 品 処 理	—	1	—	1	—	—	2
23	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	—	1	2	1	—	1	5
23の2	新聞・出版・印刷・製版	—	—	2	—	—	—	2
24	化 学 肥 料	—	—	—	—	1	2	3
25	水銀電解カ性ソーダ・カリ	—	—	—	—	—	—	—
26	無 機 顔 料	—	—	—	—	—	2	2
27	その他の無機化学工業製品	—	2	1	2	4	7	16
28	アセチレン誘導品	—	—	—	—	—	—	—

号番号	業 種 及 び 施 設	福 島 県 保 健 所	会 津 若 松 保 健 所	郡 山 県 公 害 対 策 セ ン タ ー	い わ き 公 害 対 策 セ ン タ ー	郡 山 市 (政 令 市)	い わ き 市 (政 令 市)	計
29	コ ー ル タ ー ル 製 品	-	-	-	-	-	-	-
30	発 酵 工 業	-	-	-	-	-	-	-
31	メ タ ン 誘 導 品	-	-	-	-	-	-	-
32	有 機 顔 料 ・ 合 成 染 料	1	-	-	-	-	2	3
33	合 成 樹 脂	-	1	-	1	-	1	3
34	合 成 ゴ ム	-	-	-	-	-	-	-
35	有 機 ゴ ム 薬 品	-	-	-	1	-	-	1
36	合 成 洗 剤	-	-	-	-	-	-	-
37	そ の 他 の 石 油 化 学 工 業	-	-	-	-	-	1	1
38	石 け ん	-	-	-	-	-	-	-
39	硬 化 油	-	-	-	-	-	-	-
40	脂 肪 酸	-	-	-	-	-	-	-
41	香 料	-	-	-	1	1	-	2
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ	-	-	-	-	-	-	-
43	写 真 感 光 材 料	-	-	-	1	-	-	1
44	天 然 樹 脂	-	-	-	-	-	-	-
45	木 材 化 学 工 業	-	-	-	-	-	-	-
46	そ の 他 の 有 機 化 学 工 業 製 品	-	1	1	4	4	8	18
47	医 薬 品	2	1	2	3	2	3	13
48	火 薬	-	-	1	-	-	-	1
49	農 薬	1	-	1	-	1	-	3
50	有 機 物 質 含 有 試 薬	-	-	-	-	-	-	-
51	石 油 精 製	-	-	-	-	-	-	-
51の2	タ イ ヤ ・ 工 業 用 ゴ ム	1	1	1	-	-	-	3
51の3	医 療 ・ 衛 生 用 ゴ ム	-	-	-	-	-	-	-
52	皮 革	-	-	-	-	-	-	-
53	ガ ラ ス ・ ガ ラ ス 製 品	3	10	20	3	2	1	39
54	セ メ ン ト 製 品	-	1	4	-	2	3	10
55	生 コ ン ク リ ー ト	-	5	2	1	-	1	9
56	有 機 質 砂 壁 材	-	-	-	-	-	-	-
57	人 造 黒 鉛 電 極	-	-	-	-	-	-	-
58	窯 業 原 料 の 精 製	-	2	-	-	1	-	3
59	砕 石	-	1	1	-	-	5	7
60	砂 利 採 取	6	5	-	-	-	1	12
61	鉄 鋼	2	1	-	-	-	-	3
62	非 鉄 金 属	-	6	-	2	1	3	12

号番号	業 種 及 び 施 設	福 島 所 保 健 所	会津若松 保 健 所	郡 山 策 公 害 対 策 セ ン タ ー	い わ き 公 害 対 策 セ ン タ ー	郡 山 市 (政 令 市)	い わ き 市 (政 令 市)	計
63	金 属 製 品 ・ 機 械 器 具	17	2	10	3	5	13	50
63の2	空 き び ん 卸 売 業	—	1	—	—	—	—	1
64	ガ ス 供 給 ・ コ ー ク ス	1	—	—	—	—	—	1
64の2	水 道 ・ 工 業 用 水 道	1	2	—	2	—	2	7
65	酸 ・ アルカリ表面処理	12	10	24	6	2	13	67
66	電 気 め っ き	7	7	12	6	8	4	44
66の2	旅 館	141	144	61	5	28	89	468
66の3	共 同 調 理 場	8	2	3	1	2	5	21
66の4	弁 当 仕 出 屋 等	—	2	—	—	2	4	8
66の5	飲 食 店 等	4	18	4	2	1	6	35
66の6	そば・うどん・すし店等	—	—	—	—	—	—	—
66の7	料亭・バー・キャバレー等	—	—	—	—	—	—	—
67	洗 た く	16	29	4	5	15	10	79
68	写 真 現 像	—	—	—	—	—	1	1
68の2	病 院	1	3	4	1	6	1	16
69	と 畜 ・ ヘ イ 獣 取 扱	1	2	2	1	—	2	8
69の2	中 央 卸 売 市 場	1	—	—	—	—	—	1
69の3	地 方 卸 売 市 場	—	—	—	—	1	—	1
70	廃 油 処 理 施 設	—	—	—	—	—	—	—
70の2	自 動 車 分 解 整 備 事 業	—	—	—	—	1	—	1
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	—	1	2	1	—	4	8
71の2	科学技術の試験・研究機関	15	7	7	2	7	8	46
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	2	1	—	—	3	2	8
71の4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	—	—	1	1	1	1	4
71の5	TCE・PCE の 洗 浄 施 設	—	6	10	1	—	—	17
71の6	TCE・PCE の 蒸 留 施 設	1	—	—	—	2	—	3
72	し 尿 処 理 施 設	50	36	82	22	30	31	251
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	3	5	2	10	3	4	27
74	特定事業場排水の処理施設	1	3	2	—	4	—	10
合 計		348	339	297	102	152	274	1,512

(注) 規制対象特定事業場とは、法に基づく届出を必要とされる特定事業場のうち、法、条例に基づく排水基準の適用を受ける事業場のことです。

環境指導課調べ

資-49 ふくしまの水30選

(昭和61年8月19日決定)

ふるさとの泉(9か所)	ふるさとの滝(11か所)	ふるさとの清流(10か所)
1 しみずいけ 清水池(郡山市)	1 まくゝ 幕滝(福島市)	1 すりかみ 摺上川上流(福島市)
2 あかいだけこうぼうすい 赤井嶽弘法水(いわき市)	2 たきざわふどう 滝沢不動滝(会津若松市)	2 せとがろう 背戸峨廊(いわき市)
3 おおわだ 大和田の清水(白河市)	3 ちようし 銚子ヶ滝(郡山市)	3 からすがわ 烏川溪谷(二本松市)
4 うつみね 雲水峯清水(須賀川市)	4 おぐに 雄国の滝(喜多方市)	4 つるぬま 鶴沼川(下郷町)
5 おたき 御瀧神社の湧水(国見町)	5 ゆかわけいこく 湯川溪谷の滝群(二本松市)	5 ますざわ 鱒沢川(館岩村)
6 いわい 岩井の清水(本宮町)	6 ふどう 不動滝(磐梯町)	6 たまがわ 玉川溪谷(昭和村)
7 だいかん 代官清水(西会津町)	7 たつざわふどう 達沢不動滝(猪苗代町)	7 あぶくま 阿武隈川の源流(西郷村)
8 こわ 強清水(河東町)	8 むそう 夢想滝(矢祭町)	8 ひじりがいわ 聖ヶ岩の清流(大信村)
9 こわ 小和清水(石川町)	9 えりゆうだ 江竜田の滝(鮫川村)	9 みや 宮川(山本不動溪流)(棚倉町)
	10 ぎようじ 行司ヶ滝(都路村)	10 せんろう 千翁川(川内村)
	11 ふどう 不動滝(浪江町)	

環境指導課調べ

備考

「ふくしまの水30選」は、県内の身近な水環境を見直し、生活に関わる水に対する認識を深め、公共用水域の保全を図ることを目的として、昭和61年度に選定しました。

騒音関係

資-50 騒音に係る環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

ア 一般地域（道路に面しない地域）

地域の 類型	時 間 の 区 分			本県におけるあてはめ地域 昭和56年4月 いわき市及び白河市指定 昭和57年3月 福島市、会津若松市及び郡山市指定 昭和60年3月 二本松市指定 平成4年10月 原町市、須賀川市、喜多方市、本宮町及び石川町指定
	昼 間 (7:00~19:00)	朝(6:00~7:00) 夕(19:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	
AA	45デシベル以下	40デシベル以下	35デシベル以下	未指定
A	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下	上記各市町のうち第1種及び第2種区域の地域(※)
B	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	上記各市町のうち第3種及び第4種区域の地域(※)

(注) ※「第1種~第4種区域」とは、騒音規制法第3条に基づく指定地域の区分を表します。

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分 (アに同じ。)			本県におけるあてはめ地域
	昼 間	朝・夕	夜 間	
A地域のうち2車線の道路に面する地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	あてはめ地域は、「ア」と同様である。
A地域のうち2車線を越える道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	
B地域のうち2車線以下の道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下	
B地域のうち2車線を越える道路に面する地域	65デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	

(注) A地域のうち1車線の道路に面する地域については、「ア」の基準(一般地域に係る基準)が適用されます。

(2) 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	あ て は め る 地 域	本県におけるあてはめ地域
I	70WECPNL 以下	専ら住居の用に供される地域	未 指 定
II	75WECPNL 以下	I 以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域	平成6年7月 須賀川市、石川町及び玉川村の一部を指定

(注) 福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除かれます。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	本県におけるあてはめ地域(昭和52年12月指定、同61年4月一部見直し)
I	70デシベル以下	14市町村(*1)のうち、東北新幹線の軌道中心から両側へそれぞれ300m以内の地域(以下「沿線地域」という。)であって、原則として、都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域(*2)であって新幹線の付近に住居が存在する地域
II	75デシベル以下	沿線地域のうち、原則として、都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域(*2)であってI以外の地域

(注) トンネル上部、河川敷、工業専用地域等については適用されません。

*1 「14市町村」とは、福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、安達町、矢吹町、白沢村、天栄村、西郷村及び大信村です。

*2 「用途地域以外の地域」とは、用途地域が定められていない都市計画区域、市街化調整区域及び都市計画区域外の地域です。

悪臭関係

資-51 悪臭防止法に基づく規制対象物質

物質名	区分	分子式	臭いの質	臭気強度に対応する濃度			主な発生源	排出口における規制基準	排水中における規制基準
				2.5	3.0	3.5			
アンモニア		NH_3	し尿臭	1	2	5	畜産、化製場、し尿処理	有	
メチルメルカプタン		CH_3SH	腐った玉ねぎ臭	0.002	0.004	0.01	パルプ製造業、化製場		有
硫化水素		H_2S	腐った卵臭	0.02	0.06	0.2	畜産、パルプ、し尿処理	有	有
硫化メチル		$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツ臭	0.01	0.05	0.2	パルプ製造業、化製場		有
二硫化メチル		$(\text{CH}_3)_2\text{S}_2$	腐ったキャベツ臭	0.009	0.03	0.1	パルプ製造業、化製場		有
トリメチルアミン		$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚臭	0.005	0.02	0.07	畜産、水産加工場	有	
アセトアルデヒド		$\text{CH}_3\text{-CHO}$	刺激性果実臭	0.05	0.1	0.5	化学工場、たばこ製造工場		
スチレン		$\text{C}_6\text{H}_5\text{-CH=CH}_2$	刺激性芳香族臭	0.4	0.8	2	化学工場、FRP 製造工場		
プロピオン酸	○	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	酸っぱい刺激臭	0.03	0.07	0.2	油脂製造工場、染色工場		
ノルマル酪酸	○	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさい臭い	0.001	0.002	0.006	畜産、化製場、でん粉工場		
ノルマル吉草酸	○	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下臭	0.0009	0.002	0.004	畜産、化製場、でん粉工場		
イソ吉草酸	○	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	むれた靴下臭	0.001	0.004	0.01	畜産、化製場、でん粉工場		
トルエン	△	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリン臭	10	30	60	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	有	
キシレン	△	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリン臭	1	2	5	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	有	
酢酸エチル	△	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	刺激的なシンナー臭	3	7	20	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	有	
メチルイソブチルケトン	△	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	刺激的なシンナー臭	1	3	6	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	有	
イソブタノール	△	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵臭	0.9	4	20	塗装工程を有する事業場等	有	
プロピオンアルデヒド	△	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.05	0.1	0.5	焼付け塗装工程を有する事業場等	有	
ノルマルブチルアルデヒド	△	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.009	0.03	0.08	焼付け塗装工程を有する事業場等	有	
イソブチルアルデヒド	△	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.02	0.07	0.2	焼付け塗装工程を有する事業場等	有	
ノルマルバレールアルデヒド	△	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	0.009	0.02	0.05	焼付け塗装工程を有する事業場等	有	
イソバレールアルデヒド	△	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	0.003	0.006	0.01	焼付け塗装工程を有する事業場等	有	

(注) 1 「区分」の欄の○印は平成元年9月27日(平成2年4月1日施行)に、△印は平成5年6月18日(平成6年4月1日施行)に悪臭防止法施行令改正により追加された物質です。

2 「臭気強度に対応する濃度」の欄の単位はppm。

臭気強度は、次の6段階臭気強度法による表示を用いました。

0: 無臭	3: 案に感知できる臭い
1: やっと感知できる臭い(検知閾値濃度)	4: 強い臭い
2: 何の臭いかわかる弱い臭い(認知閾値濃度)	5: 強烈な臭い

土壌汚染関係

資-52 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒 素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総 水 銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリ ク ロ ロ エ タ ン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリ ク ロ ロ エ タ ン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チ ウ ラ ム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シ マ ジ ン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セ レ ン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。

自然環境関係

資-53 福島県で特徴的な分布を示す植物

地 域	その地域を北限とする植物	南 限 あ る い は 特 産 す る 植 物
浜 通 り 地 方	スダジイ、サネカズラ、イタビカズラ、マルバグミ、カクレミノ、イノモトソウ、ホラシノブ、キジノオシダ、オオベニシダ、ヒメイトチシダ、ホシダ、ハシゴシダ、ハマグルマ、ヒノキ、ヤマザクラ	
阿 武 隈 山 地	ヒメコマツ、アカヤシオ、サジラン、タキネツクバネウツギ	
中 通 り 低 地		ビャッコイ (特産種) シラカワタデ (特産種)
奥羽山脈及び 飯 豊 山 地 域	ハクサンコザクラ、イブキトラノオ、オヤマリンドウ、コウヤマキ	イイデリンドウ ヒメサユリ アズマホシクサ (以上特産種) イソツツジ (南限) ヒナザクラ (南限)
会 津 山 地	チョウセンゴヨウ、ウラジロモミ、トウヒ、シロバナノヘビイチゴ	オゼソウ、オゼトウヒ、ナガバノモウセンゴケ (南限)

環境保全課調べ

資-54 福島県で特徴的な分布を示す昆虫

地 域	北限とする昆虫	南限とする昆虫	特 徴 的 な 昆 虫
浜 通 り 地 方	クツワムシ、カネタタキ、ヒメナガメ、ヒトツメアオゴミムシ、ムツボシツヤコツブゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ		ヒメマイトトンボ、ムスジイトトンボ、アオモンイトトンボ、グンパイトンボ、タイリクアカネ、カワラハシヨウ、ヒョウタンゴミムシ、ウミズギワゴミムシ、キバナガミズギワゴミムシ、オオキバナガミズギワゴミムシ、モンキアゲハ、アオスジアゲハ、ツマグロキチョウ、ムラサキシジミ、ウラギンシジミ、チャバネセセリ、キイロスズメ、イブキスズメ
阿 武 隈 山 地	マツムシ、コツバコガネ、アオタマムシ、ムネアカチビナカボソタマムシ、アラメシメマキムシモドキ、カタモンチビオオキノコ、アシグロチビオオキノコ、ネアカツツナガクチキ、ヒゲナガヒメカミキリ、ホシベニカミキリ、ヤマトシロオビトラカミキリ、カスガキモンカミキリ、ミツギリゾウムシ、フジキオビ、ホソバネグロシャチホコ、ハネナガモクメキリガ		ヒメサナエ、ゼンバメクラチビゴミムシ(特産種)、カブクマチビオオキノコ(特産種)、イワキヤクハナノミ、タケトラカミキリ、タキグチモモトホソカミキリ、イボタサビカミキリ、ウラジャノメ、キマダラモドキ、チャマダラセセリ、チャバネセセリ、ゴマシジミ、タツタカモクメシヤチホコ、ムラサキミツボシキリガ、チャマダラキリガ、タカオキリガ、ミヤマキシタバ、フトオビソホバスズメ、ウスアカヤガ
中 通 り 低 地	アオマツムシ、キイロヤマトンボ、ホソツツタマムシ、ノコバアオシャク		ナゴヤサナエ、マダラヤンマ、マークオサムシ、フトネクイハムシ、ヒメシロチョウ、ツマグロキチョウ、ミヤマシジミ、コウチスズメ、ヒロバカレハ、クワトゲエダシャク、シタキモモトスカシバ、クビアカスカシバ、ギンボシスズメ、モンクロギンシヤチホコ、シンジュキノカワガ、ウスベニキリガ、アヤモクメキリガ
奥羽山脈及び飯 豊 山 地 域	ネキトンボ、ツヤアオカメムシ、アオマダラタマムシ、オオムツボシタマムシ、エグリエダシャク、カギバモドキ	ヒメクロオサムシ	アマゴイルリトンボ、ヒメサナエ、オオトラフトンボ、アオヤンマ、マダラヤンマ、マダラナニフトンボ、クロサワメクラチビゴミムシ(特産種)、チビヒサゴコメツキ、トウホクトラカミキリ、ヒメギフチョウ、ベニヒカゲ、ウスバシロチョウ、キマダラモドキ、アジアカホソバスズメ、ワタナベカレハ、ゼスジスカシバ、シロモンアカガネヨトウ、マツクロスズメ、フサヒゲオビキリガ、キミミヤガ
会 津 山 地	ミヤジマコガネコメツキ、ツツヒラタムシ、アサマヒメハナカミキリ、ハクサンヒメハナカミキリ	オゼミズギワカメムシ、ヨコスジヨトウ、シロヤエナミシャク	カラカネイトトンボ、ルリイトトンボ、アマゴイルリトンボ、ホソミモリトンボ、オオトラフトンボ、ムツアカネ、オクサマルクビゴミムシ、シリグロナカボソタマムシ、フタキボシカネコメツキ、キアロシリブトジョウカイ、キバナナガクチキ、オトメクビアカハナカミキリ、キベリカタビロハナカミキリ、フタスジカタビロハナカミキリ、クモハナカミキリ、チャイロヒメコブハナカミキリ、イガブチヒゲハナカミキリ、オニヒゲナガコバネカミキリ、ハセガワトラカミキリ、ギフチョウ、ウスバシロチョウ、ヒメシロチョウ、フタスジチョウ、オオイチモンジ、ショウモンチョウ、コヒョウモン、コヒョウモンモドキ、ウラジャノメ、アズサキリガ、ヒメハガタヨトウ、ヨコスジアカヨトウ、オレクギリガ、フシキキシタバ、ナマリキリガ、ミカズキキリガ、ツマモンキリガ、ウスモンシモフリトゲエダシャク、ユキムカエフユシャク、タニガワモメメキリガ、キマエリキリガ、ヒメシロテンアオヨトウ、タカムクシヤチホコ、クロウスタビガ、マツクロスズメ、シロシタオビエダシャク、ケンモンキシタバ

環境保全課調べ

資-55 福島県に生息する哺乳類

目		科		種 (亜 種)
霊 長 目 偶 蹄 目		オ ナ ガ ザ ル 科		ニホンザル
		ウ シ 科		カモシカ
		イ ノ シ シ 科		イノシシ
食 肉 目		ク マ 科		ツキノワグマ
		イ ヌ 科		タヌキ、キツネ
		イ タ チ 科		ホンドイタチ、ホンドテン、アナグマ、ホンドオコジョ
		ジ ャ コ ウ ネ コ 科		ハクビシン
	齧 歯 目		リ ス 科	
		ヤ マ ネ 科		ヤマネ
		ネ ズ ミ 科		ヤチネズミ、スミスネズミ、ホンドハタネズミ、ホンドアカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ、ホンドヒメネズミ
翼 手 目		キクガシラコウモリ 科		ニホンキクガシラコウモリ、ニホンコキクガシラコウモリ
		ヒ ナ コ ウ モ リ 科		モモジロコウモリ、ヒナコウモリ、ニホンヤマコウモリ、アブラコウモリ、ニホンウサギコウモリ、ニホンコテングコウモリ
う さ ぎ 目		ウ サ ギ 科		トウホクノウサギ、キュウシュウノウサギ
食 虫 目		ト ガ リ ネ ズ ミ 科		ホンシュウジネズミ、ニホンカワネズミ、ホンシュウトガリネズミ
		モ グ ラ 科		アズマモグラ、ホンシュウヒミズ、ヒメヒミズ、シナノミズラモグラ、コモグラ
7 目		15 科		41 種

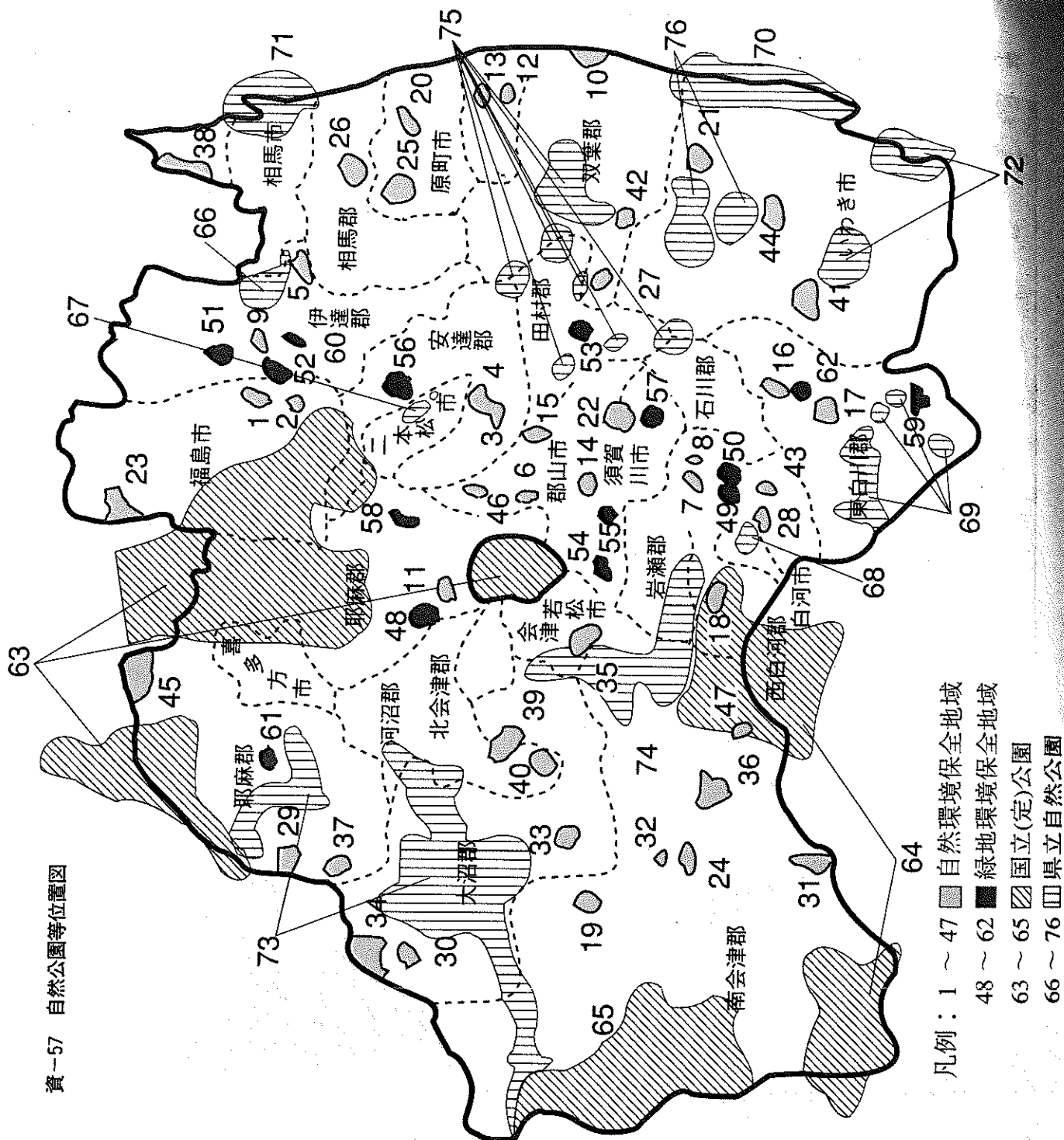
環境保全課調べ

資-56 福島県におけるレッドデータブック掲載の昆虫類

区 分	種 名	県 内 に お け る 生 息 状 況
絶滅危惧種 (2種)	ヒヌマイトトンボ	汽水域の、しかもヨシが密生するような場所にのみ生息するトンボで、県内では新地町埴浜、相馬市原釜、松川浦大洲、原町市小沢の4か所で記録があります。これらのうち、すでに埋め立て等により絶滅した産地もあります。
	オオウラギンヒョウモン	1951年にいわき市湯ノ岳で記録されて以来、その後の記録がありません。県内では絶滅した可能性が高い。
危 惧 種 (4種)	タガメ	かつては県内広く生息していた種ですが、現在ではごくわずかししか生息が確認されていません。
	マークオサムシ	泥炭層の湿地や水田にのみ生息する種で、県内では大滝根山付近や白河市白坂、会津若松市赤井谷地での記録があります。
	ギフチョウ	会津西部でのみ記録があります。生息地の改変が著しく、生息地の環境維持が必要です。
	ヒョウモンモドキ	1968年に西郷村に記録されて以来、その後の記録がありません。県内では絶滅した可能性が高い。
希 少 種 (12種)	カラカネイトトンボ	尾瀬ヶ原と会津若松市赤井谷地にのみ生息します。
	オオキバナガミズギワゴミムシ	水辺に生息するゴミムシで、いわき市の鮫川河口でのみ生息が確認されています。
	オオチャイロハナムグリ	阿武隈山地、奥羽山地などに生息します。個体数はあまり多くありません。
	アサカミキリ	栽培アサの減少とともに現在ではほとんど見ることができなくなりました。最近では西郷村で記録されています。
	チャマダラセセリ	阿武隈山地や会津地方に生息しますが、珍しいチョウのひとつです。阿武隈山地では比較的生息地に多い。
	ヒメギフチョウ	現在、県北地方の奥羽山地のごく狭い地域でのみ記録されています。県内では絶滅の危機にある種です。
	キマダラリツバメ	会津地方西部にのみ生息し、三島町では町の天然記念物に指定されています。生息地の環境維持が必要です。
	クロシジミ	1984年に山都町で記録されて以来、確実な生息地が見つかっていません。
	オオルリシジミ	明治時代の会津盆地での記録しかありません。県内では絶滅した可能性が高い。
	ゴマシジミ	1960年の浪江町津島の記録しかありません。県内では絶滅した可能性が高い。
	オオイチモンジ	日本の高山チョウのひとつです。桧枝岐の奥での記録がありますが、最近では生息が確認されていません。
	オオムラサキ	日本の国蝶。県内全域に生息します。生息地を守るためには低地の雑木林の保護が必要です。

福島虫の会調べ

資-57 自然公園等位置図



番号	地域名	番号	地域名
1	信夫文知	39	神ヶ岳
2	黒岩蔵	40	つむじ倉
3	高松	41	御所山
4	岩角	42	木戸川
5	石田ブヨメ	43	金山
6	石蔵	44	好間川溪谷
7	五本松	45	榎峰
8	恩賜	46	深沢
9	茶臼山	47	萩野
10	熊川海岸	48	恵日寺周辺
11	法正尻	49	鳥峠山
12	大正悲	50	白石山
13	小高葉	51	赤坂
14	浄土松	52	花見山
15	奥州街道	53	堂山王子
16	強滝	54	隠津島神社
17	江竜郷	55	妙見山
18	西宮	56	稚児舞台・島山
19	宮床	57	古寺
20	牛越	58	浅沢
21	高倉	59	橋場
22	宇津	60	御幸山
23	茂庭	61	堂峰山
24	黒岩	62	天狗橋
25	新田	63	磐梯朝日国立公園
26	槽平	64	日光国立公園
27	関伏	65	越後三山只見国立公園
28	関安	66	霊山県立自然公園
29	三安	67	霞ヶ城県立自然公園
30	三安	68	南湖県立自然公園
31	新道	69	奥久慈県立自然公園
32	黒岩	70	磐城海岸県立自然公園
33	矢の原	71	松川浦県立自然公園
34	本名	72	勿来県立自然公園
35	大戸	73	只見柳津県立自然公園
36	七ヶ	74	大川羽島県立自然公園
37	木地	75	阿武隈高原中部県立自然公園
38	鹿泉	76	夏井川溪谷県立自然公園

公害苦情関係

資-58 市町村別公害苦情件数 (平成6年度)

(単位: 件)

市町村		公害の種類	典 型 7 公 害							典 型 7 公害以外	合 計		
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭				
県北	福島市	11	3	1	(1)	18	—	—	13	5	(1)	51	
	二本松市	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	桑折町	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	
	伊達町	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	2	
	国見町	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	
	梁川町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保原町	—	1	—	(1)	1	—	—	—	—	(1)	2	
	霊山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	月舘町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	川俣町	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	
	飯野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	安達町	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4	
	大玉村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	本宮町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	白沢村	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	
岩代町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
東和町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小 計		11	6	1	(2)	20	—	—	21	6	(2)	65	
県中	郡山市	22	15	—	—	34	2	—	47	29	—	149	
	須賀川市	4	2	—	—	4	—	—	12	6	—	28	
	三春町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小野町	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	2	
	滝根町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	大越町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	都路村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	常葉町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	船引町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	長沼町	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	鏡石町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	岩瀬村	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	
	天栄村	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	石川町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	玉川村	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	
平田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
浅川町	—	—	—	—	1	—	—	—	4	—	5		
古殿町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小 計		28	18	—	—	39	2	—	61	40	—	188	
県南	白河市	—	1	—	—	2	—	—	2	2	—	7	
	西郷村	—	1	—	—	—	—	—	1	(1)	4	(1)	6
	表郷村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	東郷村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	泉崎村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	中島村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	矢吹町	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	
	大信村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	棚倉町	—	—	1	—	—	—	—	1	1	—	3	
	矢祭町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	塙町	—	2	—	—	—	—	—	1	—	—	3	
鮫川村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小 計		—	4	1	—	2	—	—	6	(1)	7	(1)	20

(単位:件)

市町村		公害の種類	典 型 7 公 害								典 型 7 公害以外	合 計
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭			
会 津 市	会津若松市	(1) 24	(2) 12	1	14	—	—	(2) 18	(1) 2	(6) 71		
	喜 多 方 市	—	—	—	1	—	—	—	—	1		
	熱塩加納村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	北 塩 原 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	塩 川 町	— (1) 1	—	—	—	—	—	1	— (1) 2	2		
	山 都 町	—	—	—	—	—	—	—	1	1		
	西 会 津 町	—	—	—	—	—	—	—	3	3		
	高 郷 村	—	—	—	—	—	—	—	1	1		
	磐 梯 町	—	—	—	—	—	—	1	—	1		
	猪 苗 代 町	—	—	—	2 (1) 1	—	(1) 1	—	(2) 4	4		
	北 会 津 村	—	1	—	—	—	—	—	—	1		
	会津坂下町	—	—	—	—	—	—	—	(1) 1 (1) 1	1		
	湯 川 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	柳 津 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	河 東 町	—	—	— (1) 1	—	—	—	—	— (1) 1	1		
	会津高田町	—	—	— (1) 1	—	—	—	1	— (1) 2	2		
	会津本郷町	— (1) 1	—	—	3	—	—	— (1) 2	(2) 6	6		
	新 鶴 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	三 島 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	金 山 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	昭 和 村	— (1) 1	—	—	—	—	—	—	— (1) 1	1		
	田 島 町	2	1	—	2	—	—	5	1	11		
	下 郷 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	館 岩 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	檜 枝 岐 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	伊 南 村	—	—	—	—	—	—	2	—	2		
	南 郷 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	只 見 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小 計		(1) 26	(5) 17	1	(2) 24	(1) 1	—	(3) 29	(3) 11	(15) 109		
相 馬 市	相 馬 市	8	9	—	7	—	—	8	8	40		
	原 町 市	—	—	—	3	—	—	1	—	4		
	新 地 町	—	1	—	—	—	—	—	—	1		
	鹿 島 町	—	2	—	—	—	—	1	—	3		
	小 高 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	飯 館 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	広 野 町	1	—	—	—	—	—	2	—	3		
	檜 葉 町	—	—	—	—	—	—	1	—	1		
	富 岡 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	川 内 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	大 熊 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	双 葉 町	—	—	—	—	—	—	—	2	2		
	浪 江 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	葛 尾 村	—	—	—	—	—	—	—	3	3		
小 計		9	12	—	10	—	—	13	13	57		
い わ き 市		77	31	—	40	—	—	36	12	196		
合 計		(1) 151	(5) 88	3	(4) 135	(1) 3	—	(3) 166	(4) 89	(18) 635		

(注) ()書は、県機関受理件数で、内書です。

環境指導課調べ

そ の 他

資-59 平成6年度福島県環境日誌

年 月 日	事 項
H 6 . 5 . 11	県公害対策審議会第1部会が、福島空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型指定のため、現地調査を行う。
H 6 . 5 . 27	県内のゴルフ場の排水の農薬調査結果及びゴルフ場の自主調査結果を公表。
H 6 . 6 . 5	環境の日記念行事を JR 福島駅前広場で実施し、啓発資材の配布・呼びかけを行いながらの行進等を行った。また、尾瀬において入山者に対しゴミ持ち帰りについて呼びかけを行った。 なお、環境の日及び環境月間には各種団体で街頭キャンペーン、ゴミ持ち帰り運動等の様々な活動が行われました。
H 6 . 6 . 9	盛岡市で開催された「水環境フォーラム '94」(環境庁主催)において、橋本孝一氏(福島工業高等専門学校教授)が水環境賞(環境庁水質保全局長表彰)を受賞。
H 6 . 6 . 21	第1回福島県酸性雨連絡会議を開催。
H 6 . 6 . 21	県郡山公害対策センターと須賀川市が共同で、須賀川市文化センターにおいて、環境月間記念行事「身近な環境を考える～うるおいのある水環境を求めて～」を開催。
H 6 . 6 . 22	県公害対策審議会が、「福島空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型指定」について、答申。
H 6 . 6 . 27	今後の本県における水環境保全のあり方を検討するため、福島市において、福島県水環境保全に関する懇談会を設置し、第1回懇談会を開催。
H 6 . 7 . 18	県自然環境保全審議会自然環境保全部会が「県立自然公園条例に基づく公園計画の変更、公園事業の決定及び廃止について」答申。
H 6 . 7 . 21～ 8 . 20	県自然に親しむ運動実施。県主催の絵画コンクールなど各市町村等で関連事業を実施。
H 6 . 7 . 26	平成5年度の「大気汚染の測定結果」、「公共用水域の水質測定結果」、「地下水の水質測定結果」及び「公害苦情件数調査結果」を公表。
H 6 . 7 . 26～ 8 . 11	ハイテクプラザ(郡山市)など県内4会場において「うつくしま、ふくしま 星空発見リーダー育成研修会」を開催。
H 6 . 8 . 4	パルセ飯坂等において「うつくしま、ふくしま せせらぎスクールリーダー研修会」を開催。
H 6 . 9 . 2	設置後初の県環境審議会が開催。会長の選任などを行う。
H 6 . 9 . 6	県自然環境保全審議会鳥獣保護部会が「平成6年度鳥獣保護区の設定について」答申。
H 6 . 10 . 1	大気汚染常時監視システムのうち中央監視局(親局)システムを更新。
H 6 . 11 . 30	福島市において第1回の福島県オゾン層保護対策連絡会議を開催し、「県有施設に係る脱フロン対策の取組指針」を策定。
H 7 . 2 . 1	福島県水環境保全に関する懇談会が知事に「水環境保全に関する提言書」を提出。
H 7 . 2 . 8	県環境審議会が、「平成7年度公共用水域水質測定計画」、「平成7年度地下水の水質測定計画」及び「排水に含まれる悪臭物質に係る規制基準の設定」について原案どおり答申。
H 7 . 3 . 16	裏磐梯国民休暇村において、「裏磐梯湖沼環境講座」が開催。約70名が参加。
H 7 . 3 . 22	釈迦堂川流域生活排水対策重点地域及び今出川流域生活排水対策重点地域の指定を告示。

環境保全課調べ

資-60 環境に関する記念日

名 称	月 日	内 容
国連「水の日」	3月22日	水質保全の重要性等の啓発活動の推進等を目的として、1992年（平成4年）12月22日の国連総会において毎年3月22日が国連「水の日」として制定されています。
緑 の 日	4月29日	「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し豊かな心をはぐくむ」ことを目的とした国民の祝日です。
愛 鳥 週 間	5月10日～16日	戦後、日本の鳥獣の実態を調査したアメリカのオースチン博士のすすめもあり、鳥獣保護思想普及のため昭和22年に4月10日をバード・デーと決めました。更に昭和25年より、夏鳥たちがほぼ全国に出そろう時期を選んで、5月10日～16日を愛鳥週間としました。
環境美化行動の日	環境の日、ごみ減量化推進週間の近くの日	国民が環境美化に自主的、積極的に取り組むよう設けられました。
環 境 の 日 世界環境デー 環境月間	6月5日 (6月)	事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を意欲を高めるため、環境基本法に基づき設けられました。なお、この日は、1972年ストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して設けられた「世界環境デー」でもあります。また、環境の日を含む、6月を「環境月間」として、各種の普及啓発活動が行われています。
ごみ減量化推進週間	5月30日～ 6月5日	「ごみゼロ」にちなみ、5月30日のごみゼロの日か6月5日の環境の日までの1週間を「ごみ減量化推進週間」と定め、広く国民に対してごみ減量化に関する意識向上に資する各種啓発事業を積極的に展開し、廃棄物行政の推進を図る。
オゾン層保護 対策推進月間	7月	オゾン層保護対策を的確に推進するためには、国民各層の理解と協力を得ていくことが重要であるため、環境庁及び通商産業省では、平成元年度から毎年7月を「オゾン層保護対策推進月間」として、各種普及啓発活動を実施しています。
河川愛護デー	7月第1日曜日	うるおい、やすらぎのあるふるさとの川を取り戻すために、住民運動として河川愛護運動にとりくむために定められました。なお、7月は河川愛護月間にもなっています。
自然に親しむ 運動	7月21日～ 8月20日	自然環境に親しむことにより、自然に対する科学的興味と理解を養うとともに、自然環境の適正利用を図り、併せて自然保護及び国土美化に精神の揚を目的として実施されます。
水 の 日 水 の 週 間	8月1日 8月1日～7日	水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深める日（昭和52年5月31日閣議了解です）。（※「水の週間」8月1日～8月7日）
国際オゾン・ デイ	9月16日	オゾン層保護について広く一般に理解を求め、普及啓発を図ることが重要であることから、1989年（平成元年）9月16日にモントリオール議定書が採択されたことにちなんで、「国際オゾン・デイ」と定めることが1995年（平成7年）1月の国連総会で決議されました。

名 称	月 日	内 容
環境衛生週間	9月24日～ 10月1日	廃棄物処理法の施行日である9月24日から浄化槽法の施行日である10月1日までを「環境衛生週間」と定め、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の推進及びごみの散乱防止、公衆便所及び公衆ごみ容器の清潔の保持、浄化槽の適正な設置及び管理の推進並びにねずみ及び衛生害虫の駆除に関する各種啓発運動を総合的に推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与します。
不法投棄防止 強調月間	6月、9月	“うつくしま、ふくしま。”県民運動の一環として、産業廃棄物の不法投棄を防止するための各種施策を県下一斉に実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
浄化槽の日	10月1日	浄化槽の普及促進及び浄化槽法の周知徹底を通じて、生活水準の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに公共用水域の水質保全に資することを目的として、昭和62年に、厚生省、環境庁、建設省の3省庁が制定したもので、昭和60年10月1日に浄化槽法が全面施行されたことになります。
リサイクル推 進月間	10月	資源の有効な利用の確保、廃棄物の発生の抑制及び環境保全に資するため再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるため、10月をリサイクル推進月間とし、広範な普及啓発活動を実施します。
大気汚染防止 推進月間	12月	環境庁及び公害健康被害補償予防協会では、例年窒素酸化物等による大気汚染の程度が高くなる冬期のうち12月を「大気汚染防止推進月間」とし、大気汚染防止のための各種の啓発活動を実施しています。
国際生物多様 性の日	12月29日	生物多様性条約が発効した12月29日（平成5年）を「国際生物多様性の日」とすることを平成6年12月、第49回国連総会の決議で定まりました。

あ　と　が　き

本書は、次に掲げる関係部課及び関係主管課で分担執筆したものを生活環境部環境保全課において編集したものです。

生活環境部　　環境保全課　廃棄物対策課

原子力安全対策課　環境指導課

農林水産部　　農村振興課　畜産課　森林整備課

土木部　　都市局都市計画課

河川課　下水道課

警察本部生活安全部　生活保安課

環 境 白 書

(平成7年度版)

平成8年3月 発行

非売品、複写・転載可（出典を明記のこと）

編 集 福島県生活環境部環境保全課

〒960-70 福島市杉妻町2番16号
直 通 0245-21-7248
電 話 0245-21-1111(代) 内線2788
FAX 0245-21-7927

印 刷 協業組合 プロセス印刷

〒960 福島市森合字屋敷下6-1

裏表紙「エコマーク」説明

身の回りから地球全体に至るまで、人の暮らしと環境とは深いかかわりを持っています。エコマークは、私たちの暮らしの中で環境保全に役立つと認められた商品に表示して、私たちが物を購入する場合、環境保全に役立つ商品をすぐ見分けられるようにしようと、(財)日本環境協会が定めたものです(平成7年9月30日現在、68品目2,146種類)。

この環境白書は、この趣旨に沿って、再生紙を使用しています。「古紙利用率(70%)」



うつくしま、ふくしま。